

新ミレニアムへの伝言

第7回全国女性史研究交流のつどい
in かながわ

第7回全国女性史研究交流のつどい
実行委員会

ドメス出版

新ミレニアムへの伝言

第7回全国女性史研究交流のつどい
in かながわ

第7回全国女性史研究交流のつどい
実行委員会

ドメス出版



「第7回全国女性史研究交流のつどい」オープニング (1998年9月5日)



オープニングを終えて



全体会場



上 夜の懇親会 下 たいこも登場して盛り上がる



分科会報告



拡がる交流の輪



深夜におよんだ全体会打ちあわせ



会場からも熱心な質問



白熱するシンポジウム（右から安丸良夫，上野千鶴子，折井美耶子，加納実紀代さん）



実行委員全員が登壇して閉会式

新ニシニラムへの伝言

まえがき

金森トシエ

(第七回全国女性史研究交流のつどい実行委員長)

「新ミレニアムへの伝言」をタイトルに「第七回全国女性史研究交流のつどい in かながわ」は、一九九八年九月五日・六日の両日、神奈川県湘南江の島の県立女性センターで開催されました。

北海道から沖縄にいたる各地から約六〇〇人が参加し、五日は九分科会で報告と討論を行ない、どの会場も熱気であふれ、夜はにぎやかな交流のひとつきを楽しました。翌六日の午前は各分科会の報告をもとに全体討論、午後は二人の論客を迎えて「女性史を問う」シンポジウムで、会場からも活発な質疑・意見が相次ぎました。

無事終了したあと、私たち約四〇人の実行委員は笑顔で肩を抱き合いました。資金ゼロにひとしいスタートでしたが、善意のキャンパも含めて、迎える側・参加する側双方の女性史への熱い思いが今回の「つどい」を成功させたと言えます。

八二年にかながわ女性センターの初代館長になるまで、私は三〇年間読売新聞東京本社社の婦人部(現・生活情報部)記者でした。六八年が明治一〇〇年に当たることから、農山漁村や町の商家の老女たちの取材をもとに「お母さんの百年史」という連載記事をまとめました。そして、海女や機織り女に代表されるように地域で生産を支えた民衆の女たちの、貧しくともたくましく生きた姿を知って、目から鱗うろこの落ちる思いをしました。しかし一方、六〇年代から経済成長とともに都市化・核家族化が進み、近代的な夫婦中心の家族の条件が整ったにもかかわらず、夫は外・妻は内という性別役割分業意識をはじめ、「家制度」の根強さを知り、過去から現在にいたる歴史に関心をもちました。

以後、私は「家族」と「近代女性史」の二つをテーマにいくつかの連載記事を手がけました。そして、過去からの女性の歩みを知ることが現在の女性のありかたの認識に、同時に明日を生きる道を拓くことにつながるといふ思いを強くしました。従来従来の歴史書が「中央と男性」の視点に立ち、「地方



金森トシエ「つどい」実行委員長

と女性”の視点を欠落させていることを痛感したのでした。

それだけに、第二の職場となった女性センターで試みた女性史講座がきっかけとなって、県内在住の女性史研究者や学習グループの女性たちといっしょに神奈川の地域女性史づくりに取り組み、一〇年がかりで戦前編『夜明けの航跡』と戦後編『共生への航路』を刊行（ドメス出版）できたとき、私は「以て瞑すべし」と喜びました。しかし、研究者の江刺昭子さん（今回の「つどい」事務局長）主宰の学習グループ有志はさらに目を大きく開き輝かせて、次つぎに研究誌をまとめ、その意欲と実績が今回の「つどい」の原動力になったのです。

もちろん、背景にはいくつかの事情がありました。まず近年、外国の新しい女性史研究の方法が紹介されると同時に、フェミニズムやジェンダーの視点から女性史を問い直す動きや提言が高まってくる。また、全国各地で専門研究者だけでなく、女性史学習グループ、ときには行政も支援して地域女性史を学び編纂する動きが広がり、資料保存を含めて情報交換・交流を求める声が高いこと。さらに全国女性史のつどいは七七年・名古屋で第一回が開かれ、九四年・山形での第六回のつどい以後四年もたっていること。あわせて二〇世紀があと三年足らずで幕を閉じるいま、明日への展望を拓くためにも第七回の「つどい」をもつ意味があるのではないかと考えたのです。

「女性」は歴史の陰の存在ではなく、歴史の主体者であることを再認識しよう」「日本だけの一国主義でなく、民族や植民地の視点を入れた女性史を」「高校や大学教育に女性史を」「国・自治体は地域女性史の資料保存を」など、「つどい」の多くの声を「新ミレニアムへの伝言」として生かしたいと思います。

そして、二一世紀を含めて地球が平和な回転をつづけられる新千年紀のための課題を、本書を通してより多くのかたたちとごいっしょに考え、明日へ向かいたいと、心から願っております。

「つどい」を終えて

県立かながわ女性センター館長 関川 昌子

第七回の「つどい」を終え、あらためて女性史研究に深い感慨を覚える今日このごろです。

女性史からの掘り起こしが、いままで見えなかった、見ようとしなかった問題を女性問題として顕在化させ、それが意識啓発や制度の見直しにつながるなど、大きな成果となっております。しかし、一定の改善が進むと、意識の多様化とともに、問題の所在はかえって見えにくくなり、女性史からの掘り起こしがさらに重要となりました。かながわ女性センターも、北京会議で提起された「女性の人權」を改めて問い直し、新たな課題等に対応するために、平成九年度に機能を再編しました。

一つは市町村の女性行政の進展にもなう県立施設の役割の明確化で、先導性・専門性をより発揮した事業の展開です。女性のエンパワーメントを支援し、政策形成、決定の場に参画できる女性人材の育成、それを可能とするために、もう一方の性である男性の家庭的責任への気づきや、その生活手段を応援するプログラム、また、「女性の人權」からセクシュアル・ハラスメントなど女性への暴力にかかわるきめ細かな対応です。もう一つはNGO等とのパートナーシップの充実です。今回の「つどい」の成功には、実力ある女性史グループに当センター職員も参画させていただいた実行委員会が十二分に機能し、企画や運営に対する熱い思いが、大きな成果につながったのだと考えます。

女性史のグループは全国で初めての行政との共同作品となった女性史「かながわの女たち」を誕生させ、その後も継続して新たな角度から女性史に取り組んでこられました。この方がたに、当センターがお手伝いさせていただき、このような盛会になり感謝しております。また、今後ますます重要となる行政とNGO等との連携による事業を展開するうえからも、大変良い事例となりました。

二一世紀の女と男が、みずからの人生を選択・決定できるためにも、今回の成果が、次へのステップにつながることを期待しております。

新ミレニアムへの伝言*もくじ*

まえがき
「つどい」を終えて

❖「つどい」によせて❖

変容の地鳴り

「女性史研究所」の夢を

「女性史を越える」(?)への疑問

演習場反対運動から

女性史研究のなかでの一つの疑問

金森トシエ
関川 昌子

4 1

鹿野 政直

村田 静子

大木 基子

古庄ゆき子

森 安彦

18 16 14 12 10

❖シンポジウム❖
女性史を問う

出席者

上野千鶴子 折井美耶子
安丸 良夫 加納実紀代

21

戦後のメディアにみる女性の地位 (分科会1 メディア)

I 戦後五〇年の新聞から

II 読者と製作側のコミュニケーションのあり方

III 放送・テレビ

IV 女性雑誌の歴史

浅生 幸子・斉藤

正美・鈴木 明子
竹内希衣子

井上 輝子

金森トシエ

49

V メディアへの女性の参画

村松 泰子

国際化と女性たちの市民活動 〈分科会2 国際交流〉

69

I 市民活動と横浜婦人慈善会

中積 治子

II 在日韓国・朝鮮人女性の歴史

原 千代子

III 日本人と結婚した在日外国人女性に対する支援推進調査研究

都築 陽子

女性参政の道のり 輝くあしたへ 〈分科会3 政治参画〉

87

I 戦後初の女性議員誕生

岩尾 光代

II 地方自治体における女性参画の課題

西條 節子

III 戦前の女性と政治参画

石月 静恵

占領期教育改革と男女平等の理念 〈分科会4 教育〉

107

I 占領政策と男女平等の理念

上村千賀子

II 地方における「婦人団体の民主化」の現実

瓜 映子・豊田千代子

III 民主教育としての家庭科の理念と実態

半田たつ子

IV 神奈川における「家庭科」の男女共学のあゆみ

福島 澄香

女の働き方をめぐって 〈分科会5 労働〉

127

I 働く女性の運動を二一世紀につなげる

本間 重子

II 出産配転・解雇裁判をたたかつて

立中 修子

III ユニオン活動からみえてきたもの

阿部 裕子

- IV 法のなかで女性労働はどう捉えられてきたか
- V 「生活時間調査報告集」をまとめて

岡村 三穂
又木 京子

「嫁」という位置を問う 〈分科会6 家族〉

147

I 戦前の嫁の位置

- 1 明治・大正期の相模原における嫁の暮らし
- 2 大正期の「身上相談」にみる嫁

長田かな子
白井 和恵

II 現代の「嫁」の位置

- 1 地方青年男女の結婚感から探る「嫁」の位置
- 2 女子学生の意識調査にみる「嫁」への抵抗感
- 3 法律家の目からみた「相続と介護」にみる「嫁」の地位

小川里津子
奥田 都子
増本 敏子

被害を語り継ぎ、加害を考える 〈分科会7 戦争と平和〉

167

- I つらい体験を書き残し語り継ぐ
- II なぜ、みえなかつた戦争の本質
- III 皇民化教育と「自決」「性被害」

西山 正子
小園 優子
宮城 晴美

「慰安婦」・基地売春・買売春 〈分科会8 性〉

189

I 占領と基地売春

- 1 神奈川の基地と「横須賀子供を守る会」の成立
- 2 横浜の占領と女性
- 3 御殿場の米軍基地買売春と「環境浄化運動」

影山 澄江
小野 静枝
平井 和子

II 買売春をめぐる今日の問題

1 買売春問題の変化と売春防止法

ゆのまえ知子

2 売春をめぐる「人権」論と「性労働」論

浅野 千恵

III 「慰安婦」問題と女性史の課題

1 なぜ日本の女性史研究が「慰安婦」問題にアプローチできなかったのか

金 富子

2 一九二〇～三〇年代の娼婦運動と娼婦制度廃止問題

小野沢あかね

地域女性史を考える 〈分科会9 地域女性史〉

I 戦後編の編集に向けて

宮崎 黎子

II 行政とのかかわり

森山 敬子

III 地域女性史を編んで（聞き取りを中心に）

倉元 正子

VI 地域女性史を編んで（資料の集め方）

江口 澄江

V 地域女性史集団の現状

伊藤 康子

事務局ノートよ

新ミレニアムへの伝言 第七回全国女性史研究交流のつどい in かながわ

江刺 昭子

女性史資料の保存・公開についてのアピール

236

アンケートより

238

実行委員他

243

変容の地鳴り

鹿野 政直

「第七回全国女性史研究交流のつどい」には参加できなかった。そんな立場にいて発言するのは心苦しいが、逆に、心の負債ゆえに逃げられないとも感じる。

成功裡に開催されたという大会そのものは、海面上の氷山にも譬えることができる。海面下での努力の集積がどんなに大きいか、想像をはるかに超えるだろうだけに、いつそうたじたじする。その意味をもこめて、「つどい」の開催に敬意と祝意を捧げる。

わたくしも居住する神奈川県で「つどい」が開かれるのは、二度目となる。最初は、第三回に当る一九八三年夏であった。江の島の会場は変わらないが、一五年間に名称は、「神奈川県立婦人総合センター」から「県立かながわ女性センター」へと変った。

こうした名称の変化にも、時代の流れの一端が窺われる気がして、『第三回全国女性史研究のつどい報告集』を取りだしてみた。表紙に刷りこまれた「明日をひらく女性史創造のために」というキャッチフレーズが、まず眼に入る。それにはたいして今回の「つどい」を性格づける合言葉は、「新ミレニアムへの伝言」である。未来をめざすという点では違いがないが、前者にあった「女性史創造」という表現は、すっかり消えている。

目次をみると、その差はいっそう明瞭となる。前者では、祝辞・基調報告・シンポジウム・講座と、「女性史」という言葉のオンパレードだった。念のため表題からその箇所だけ抜き書きすれば、「女性史の展開を」、「女性史創造のために」、「現代社会と女性史」、「女性史を学ぶおもしろさ」となる。七つ設けられた分科会では、第五分科会が「戦争と女性」と名づけられているのを除けば、第一から順

番に、「はたらく女たちの歴史」、「外国女性史」、「地方女性史」、「地域での学習と女性史」、「学校教育と女性史」、「婦人労働者と女性史」と、これまた「女性史」が目白おしだった。

それが今回の、いただいた『資料集』ではすっかり様変わりした。「女性史」が謳われているのは、シンポジウムの「女性史を問う」と、九つの分科会のうち第九分科会の「地域女性史を考える」の二つのみとなった。とともに、かつては創造や学習の主題だった「女性史」は、問われたり考えたりする対象へと変った。

この変化の理由はなにか。

それは何よりも、女性史が、みずからの分野を打ち立てようと懸命になる段階を通過して、だれも否定しえない当り前の存在となってしまうことをものごたる。もちろん女性史という旗を立てることと、地域社会に根ざしながらもそれに埋没しないという姿勢の拠り所としているグループは、いまでも少なくない。それどころか、地域女性史の分科会は、もつとも熱気にみちていたでもあろう。とはいえ女性史は、格段に日常的な、それなくしては却って違和感を覚えるほどの存在性を獲得した。そのことが「女性史」という言葉への固執度を少なくしている。

さらに女性史は歴史の専門家による過去探究という性格を薄めつつある。そこには女性学からの触発が大きい。それにとどまらず、社会福祉・ジャーナリズム・家政学・法学その他もろもろの分野から、多彩な参加者をえて、女性史は、歴史学の一分野という単色性を脱却しつつある。「つどい」はもともと、「地方女性史」の連帯への動きとして発起されたが、『資料集』にみられるのは、そのような地域性を超えて、全国的なあるいは国際的な、という意味での普遍性を帯びた女性「問題」の噴出の様相である。

それらすべてが、既成の女性史からの脱皮を促している。変容の地鳴りをきく想いがした。それだけに、カラを破りはじめた女性史という次元に立つ今回の「つどい」で、どのように両性への視野をもつ論議が繰りひろげられたか、編集される『報告集』で読みうる日が待ち遠しい。

「女性史研究所」の夢を

村田 静子

周到に準備されて開かれた「第七回全国女性史研究交流のつどい」には、ぜひ参加したいと思い、「地域女性史を考える」分科会に出席をきめていましたが、夫の骨折という事情で欠席しましたのは、大変残念でした。

『資料集』を送っていただき、皆さんの多面的なとりくみに、目を見張る思いです。また、巻末の「地域女性史文献目録」を見ると、北海道から沖縄まで、こんなに多くの成果がみのりつつあることに感動をおぼえます。

それらの文献の編著者は、個人、自主グループ、女性団体、大学の研究所、高校の学習クラブ、資料館、地方自治体の女性問題担当部局、新聞社等と多様で、扱われている問題も、女性の労働、教育、風俗、宗教、文芸、遊廓、女性組織、戦時下の女性、基地と女性、女性運動等の歴史で、多方面にわたっています。

聞き取りを取録したものには、生の資料としての息吹きが感じられ、文献から調査研究したものは研究成果が実っていることでしょう。

ふりかえてみると、私はこのような作業に一度もかかわってこなかったことを反省させられます。「全国女性史研究交流のつどい」に参加して、「地域女性史」とりくんでこられた方がたの体験——たとえば聞き取りに際して、話し手からの確な話を聞き出すための事前の準備や、話が相手の人のプライバシーにかかわる場合の対し方など——をうかがいたかったと思います。

私の住む東京の豊島区についてみると、「目録」には『風の交叉点』四冊がのっています。これは

一九九〇年から「豊島区婦人行動計画」の一つとしてとりくまれた仕事で、よい指導者を得て、一九九二〜九六年に出版されています。

公募によって集まった地域の女性二十数名が分担して、実に一一五人の庶民の女性の方がたから聞き取り、それを文章化した二冊と、社会的活動に投じた一四人の女性の足跡を伝記風に綴った一冊と、通史一冊です。通史には、江戸時代、明治時代の豊島を原風景としてとらえたうえで、「近代化の波の中で」「戦争と女性たち」「現代の豊島の女性」の三つの柱をたてて、前三冊の資料をとりこんで、生活に根をおろした女性史がまとめられています。

『風の交差点』は、「地域女性史」の一つの典型的なタイプと位置づけられるものでしょう。このほかにも、いろいろな独自のタイプの女性史がつくられていることだろうと思います。

この「目録」によって、遠隔地の作品を知ることができるようになったことは朗報で、「目録」を作られた方がたのご努力に感謝しています。さらに、インターネットを利用して、これらの文献の内容が、たやすく入手できるしくみができたら、どんなに便利なことでしょう。

現在、東京では、いくつもの区に、女性センターがつくられていて、女性に関する情報、図書閲覧の便がはかられています。それらの施設の一層の充実を願うと同時に、さらに進んで、蒐集した資料類を保存する施設がほしいとつくづく思います。せっかく蒐集した資料を、個人が保存するには限界もあり、災害の心配や、代替りに失われることも心配です。女性史上の有名、無名の先達の資料が、はたして安全に保管されているでしょうか。

太平洋戦争直後の一時期、私が夢みた「女性史研究所」が、夢ではなく、現実になる日がくれば、どんなにすばらしいことでしょう。しかし、いまの日本の現実では高嶺の花です。大切な資料が散佚しないための手だては、どのようにしたらよいのか。私自身、ようやく手に入れた福田英子のいくつかの資料の保存に苦慮しているところです。多くの方がたの知恵を結集したいものです。

「女性史を越える」(?)への疑問

大木 基子

「全国女性史研究交流のつどい」が今回で七回を迎えたという。残念ながら今回も参加できなかった。約二〇年前に伊藤康子さんたちの呼びかけでこの「つどい」が開かれるようになってからわたしはたった三回しか参加していない。今回も参加できなかった。実行委員会の方がたがそれこそ手弁当で準備されていることを聞き知っている者としては、何があっても参加しなければならなかったのに恥ずかしい限りである。

今回の「つどい」のために作られた『資料集』を読んでわたしが感じたのは、第一にシンポジウム「女性史を問う」の内容を知ることができない無念さであり——岩波講座『日本通史』の編集委員である安丸良夫氏と安丸氏の説得で『日本通史』に「女性史を越えて」という副題を持つ論文「歴史学とフェミニズム」を書き、そこで主に近現代日本女性史研究の整理検討を行なった上野千鶴子氏を報告者とするシンポジウムはさぞや女性史研究に苦言を呈したことだろうと想像する。その点でも参加できなかったことが悔やまれてならない——、第二に分科会の多彩さ言い換えれば近現代女性史研究の対象とアプローチの多様さである。第一の点については『報告集』ができるのを待つことにして、第二の点についていえば、女性にたいするあらゆる差別を撤廃するという国際的な動きに連動していることは間違いあるまい。またこの点にこの「つどい」が開催されはじめた当時との大きなちがいがあるように思う。

ところで研究の世界にも流行というのがあるように感じられる。たとえば自由民権運動百年の頃にはあちこちで地域の自由民権運動の掘り起こしが行なわれていたが、いまではそういうことをほとん

ど聞かない。すっかり掘り起こされ理論的にも解明されつくしたわけでもないだろうにこの有様である。せっかく近現代女性史研究の対象とアプローチが多様になり、隣接諸分野のすぐれた研究者が時に挑発的な言説もまじえて女性史研究のありかたを問題にしてくれているのだから、その提起をしつかとふまえて一時の流行で終わらせることのないようにしたいものである。もつとも自由民権運動百年にくらべ、女性にたいするあらゆる分野の差別は有史以来の長い伝統を持つものだから、その史的解明を一分野とし（とわたしは思うのだが）多様な研究対象があることが明らかになった女性史研究も一時の流行で終わるはずはないと思うのだが。

しばらく前からわたしは近現代にあっても文献資料に残されていない女性たちの意識や動きをどう明らかにするかという問題につきあたっている。聞き取りや証言は当の女性たちが発言するということがあつてはじめて成り立つ。それには今現在生きて発言してくれることが必要である。だが、とうの昔に亡くなり、しかも書いたものも残っていない場合にはどうしたらいいのか。幸運に恵まれて子孫を探しだしてもそれ以上ではない。女性史が対象とする人びとにはこういう場合が少なくないのではないだろうか。たとえば民権運動のなかで「自由党员名簿」にのっている女性たちや、懇親会で発言したことだけがわかつている女性たちの意識や行動が男性民権家と同じだったのか違うのか、両者の関係はどうであつたのか、ほとんどはつきりさせることができない。このように歴史から隠されてきたこと自体が女性史の問題なのだが、それを具体的に解明することは、なかなか容易ではない。これはわたし個人がつきあたっている問題だが、女性史研究の方法をあらためて論議することも無駄ではないのではないだろうか。こんなことを言うと「旧態然とした女性史」に安住しているとの叱責を受けるに違いないが、ジェンダーとさえ言えば解決済みになるわけでもないのではないか。それともいまや「女性史を越え」ることの方が大切なのだろうか。

「第七回全国女性史研究交流のつどい」を機に論議がいつそう活発となることを期待したい。

演習場反対運動から

古庄ゆき子

「第七回全国女性史研究交流のつどい」、ご盛会でありましたそうで、お喜び申し上げます。

今年の年賀状で、新潟の塩沢啓子さんや東京足立区の宮崎黎子さんから「九月に江の島でお会いしましょう」の呼びかけをいただき、わたしもまたそれにお応えし、山形以来の出会いに心はずませてもらいました。ところがいよいよというとき、避けがたい雑事に襲われ、江の島行きは断念しなければなりません。返す返す残念に思っています。

そういうわけですから、紙上参加の機会を与えてくださったことについて、実行委員会編集委員会へ格別に、厚くお礼を申し上げます。

この秋、九州では在沖繩米海兵隊と日本の自衛隊とによる統合訓練が、地域の人びとの不安と緊張をよそに、二か所で行なわれました。一か所は鹿児島県吉松町の陸上自衛隊霧島演習場、もう一か所は熊本県矢部町大矢野演習場です。わたしたちの住むところからは遠く離れているのですが、人事ならぬ思いでなりゆきを見ておりました。来年二月には、わたしたちの大分県でも日出生台演習場に米海兵隊がやって来て、砲撃訓練をすることになっているからです。

日出生台演習場は四九一六ヘクタールという広大な原野で、一九九五年、在沖繩米軍の県道越え実弾射撃訓練場の本土移転が問題となったとき、防衛施設庁が北海道の矢白別、宮城県の上野城寺原、静岡県の上野城寺原、山梨県の北富士各演習場とともに候補地にあげ、わたしたち住民の声を押しつぶして結局決定してしまったところです。

当然反対運動が演習隣接地の畜産農家の人びと等から起こりました。村づくり運動の先進地湯布院の

人びとがこれを支え、さらに拡め、深め運動を燃え上らせました。県下の知識人・文化人たちも行動し、発言しました。わたしたち女性は沖縄で少女が米兵によって暴行された事件をきっかけに立ち上りました。そうしたことが米海兵隊演習場の移転によってわたしたちの身辺にも起こりうることを感じとったからでした。政府は沖縄の痛みを分ち合おうといいましたが、わたしたちは沖縄の女性たちと連帯し、痛みの根本原因を取り除くことに、力を尽くそうと考えました。

わたしたちは地域住民——とりわけ女性や子どもが日常が危機にさらされることが予想され演習場の米海兵隊使用に反対するよう県知事に再度つよく要請、福岡の防衛施設局にも出かけて日出生台を海兵隊の演習場にはしないよう要求もいたしました。若い方たちが精力的に動いて地元紙に女性の発信する意見広告も出しました。しかし、最初わたしたち同様反対表明をしていた隣接三町の町長が「いかんともしがたい」といって受入れを表明、知事もまた同様に動き、来年二月の演習がきまつてしまったのです。

しかし、反対運動の方はねばり強くつづけられており、いま「米軍基地と日本をどうするローカルネット大分・日出生台」の呼びかけでつくった「米紙意見広告を実現する会」がニューヨーク・タイムズへ在日米軍基地問題を訴える広告を出そうとしています。昨年につづいて二回目です。

運動が拡がり、演習場周辺地域の人びととの交流が深くなるにつれて、アメリカ軍が演習場を旧日本軍から接収し、使用し始めた一九四六年から接収解除に到る一九五八年までの間、地域の人びとがどんな被害を受け、恐怖にさらされたかが、わたしたちにも少しづつわかってきました。とくに朝鮮戦争のころがひどかったようで、この人びとが米海兵隊の演習場使用に頑強に反対するのはこのためです。

ところで、この地域の人びとの恐怖・被害は口伝えで伝えられ、運動のなかでかなり広まって、わたしたち共通の財産になりかけていますが、改めて聞き書きをつくる必要を感じています。近況もつてごあいさついたします。

女性史研究のなかでの一つの疑問

森 安彦

私が女性史に関する論文を発表してから、すでに十数年が経過し、この間に女性史研究は飛躍的に発展したといえる。

私の最初の論文は、「幕末維新时期村落女性のライフ・コースの研究——江戸周辺、武州荏原郡太子堂村の事例——」(一)(二) (国立史料館編・発行、『史料館研究紀要』第十六号・第十七号、一九八四年・一九八五年)であった。

村落女性のライフ・コースの解明方法としては、「宗門人別改帳」を基本史料として、人口移動の具像を知ることのできる「人別送り状」、それに死亡年月日を確認することのできる旦那寺の「過去帳」や墓石などを突き合わせて、これらを総合的に検討し、村落女性一人ひとりの出生から没年に至るライフ・コースをたどることであった。その場合、成長期(誕生から結婚するまで)、結婚期(夫婦が共に過す間)、晩年期(夫の死後から本人の死亡まで)の三段階に区分して検討した。

さらに、一人一人のライフ・コースのデータを基礎に、夫と妻の平均寿命、婚姻年齢と結婚期間、出産期間と子ども数、妻と夫の晩年期の存在、離婚と再婚、婚姻圏、相続形態、子どもたちの動向などを解明し、近世村落女性のライフ・コースの典型を抽出し、提示しようと試みたものであった。

しかし、この論文を作成しているなかで、どうしても腑におちない疑問が一つあった。

それは村の未婚の娘たちが、主として二〇歳台を中心に忽然と「宗門人別改帳」から消えてしまい、再び出現することはないのであった。しかも、十数人もおり、男性には見られない現象である。「宗門人別改帳」から名前が消えるのは、次の場合が予想される。

①結婚で村から離れた。②奉公稼ぎで他出した。③「不斗出者」として「欠落」した。④勘当・所払いで追放された。⑤死亡した。①②の場合は、「人別送り状」の控なり、同書の受取書などが保存される。③④の場合は名主から領主・代官所へ届け書が提出され、代官所から指示の文書が名主宛に下付され、関係文書が残る。⑤の場合は寺の「過去帳」や墓石に記される。

しかし、忽然と名前が消えた女性たちは、いずれでもないのである。

太子堂村の場合でみると、天保一〇（一八三九）年から明治三（一八七〇）年までの三一年間で、同村五〇軒の家数のなかで九軒（一八％）から一四名の女性が、何の証跡も残さず忽然と消えているのである。しかも、年齢的にみると、一〇代が一人、二〇代が一〇人、三〇代が三人であり、彼女らの平均年齢は二五歳であるが、そのうちの半数の七人は二〇歳から二三歳までである。太子堂村の女性の平均結婚年齢は、二二歳であり、まさに同年齢といえる。しかも半数以上が長女であり、姉妹も四組あり注目される。

これら姉妹たちが家を去る要因の一つに、相続人が結婚する場合、たとえば長男が嫁を迎えると、嫁と年齢の近い姉妹たちは、家から居なくなるのである。また両親が死亡し、兄弟が相続し、その相続人が結婚した場合も同じような現象がみられる。しかし、こうした場合は、名主もとくに問題としていないのである。

問題は、彼女たちは一体どこへ行ったのだろうかということである。その行方は杳として把握できないのである。彼女らの年齢から判断して、あるいは、「人別送り状」も必要としないような宿場の旅籠屋などへ住み込みで働きに行ったのだろうか。いずれにしても推測の域を出ず、長い間の疑問となっている。

以上は一例であるが、まだまだ女性史研究は実証的研究が不十分でわからないことも少なくないのである。

地道な研究への積みかさねをみなさんに一層期待しております。

シンポジウム

女性史を問う



写真右より

安丸 良夫（一橋大学名誉教授）

1934年、富山県生まれ。98年3月に一橋大学を定年退職し、目下、日曜日だけは農業労働、ほかの日は本を読んだり夢想到に耽っている。日本思想史専攻、著書に『日本の近代化と民衆思想』（青木書店 1974）『出口なお』（朝日新聞社 1977）『近代天皇像の形成』（岩波書店 1992）『〈方法〉としての思想史』（校倉書房 1996）などがある。今回の話は、『日本の近代化と民衆思想』第1章を参考にするとわかりやすい。

上野千鶴子（東京大学教授）

1948年生まれ。ベビーブーム世代にして全共闘世代。京都大学大学院博士課程修了後、平安女学院短期大学、京都精華大学などを経て現在東京大学大学院人文社会系研究科教授。専門はジェンダー理論、セクシュアリティ研究。このところ年齢のせいか（？）歴史学にのめりこみその方面の仕事が増えた。女性史関連では「歴史学とフェミニズム」（『岩波講座日本通史 別巻1 歴史意識の現在』1995）『ナショナリズムとジェンダー』（青土社 1998）など。

折井美耶子（実行委員）

加納実紀代（実行委員）

加納 このシンポジウムでは「女性史を問う」と

いうテーマをたてましたが、それは、いま、女性史が大きく問い直されていると感じられるからです。

歴史学者の鹿野政直さんが最近出された本のタイトルが『化生する歴史学』（校倉書房、一九九八年）であるように、歴史学自体も揺らいでいます。

そうした歴史学の揺らぎに女性史は一定の役割を果たしてきた、歴史学をひらくうえで、それは意味のあることだったと私は思っています。しかし、いまや世界をみわたすと、ジェンダー史とか女と男の関係史とかが盛んで、もう女性史は終わった、とい

近代女性史研究の流れをたどる

折井美耶子

う声もあります。本当にそうなのでしょうか、これから女性史はどこへ向かうのでしょうか。新ミレニアムを迎えるにあたって、より広い視野から女性史の今後を考えるために、ジェンダー論と日本史という隣接領域のお二人から問題提起をいただくことにしました。

その前に、日本の女性史研究がどういう流れをたどってきたのかについて、コーディネーターの折井美耶子さんにお願います。そのあと、上野千鶴子さん、安丸良夫さんの順でお話いただきます。

戦前の水滴が戦後に川となる

折井 一五年前、同じ会場で「第三回女性史のつ

どい」が開かれましたとき、アメリカの研究者が「ここにいるかたのほとんどは、専門の研究者じゃないんですってね」と、ひどく驚かれました。この状況は現在もあまり変わっていないのではないか。

それが、いいにしろ悪いにしろ、日本の女性史の特徴に思えます。

わたしは、女性史研究の前史といたしまして、戦前をひとつ置きたいと思っております。もちろん、かなり早い時期から列伝的なものもございましたが、それは省くとして、女性史らしい女性史は、やはり一九三〇年代から出てきたのではないか。一般的には、「女性史研究の草分けは高群逸枝」というのが定説になっておりますけれども、高群逸枝に先立って三二年に渡辺義通さんが『日本母系時代の研究』という本を出していらつしやいます。翌年には、渡辺さんといつしよの研究会にいらした山本琴子さんが雑誌『歴史科学』に論文「婚姻関係を中心として見たわが国上代の母系及母権について」を書いていらつしやいます。この論文を書く前、二八、二九年頃、琴子さんは夫の三吾氏ともども高群逸枝と大変親しい関係にありました。高群が『婦人戦線』を発行する前で、そういうなかで高群の女性史研究への志向が高まってきたのではないか。そして、女性史研究の道に入った高群が戦前に出したの

が、三八年の『母系制の研究』ということになります。

その前年、三七年に『歴史教育』という雑誌が女性史研究を特集しており、北山茂夫さんと井上清さんというような錚々たる方がたがお書きになってる。これが女性史研究の前史というか、源流のようになつて、戦後がスタートしたと思えます。

戦後は、そうした戦前を踏まえて四八年に、井上清の『日本女性史』が出され、高群逸枝が『女性の歴史』を書いていきます。井上清の女性史はテキストとして大変読まれましたけれども、従属から解放へという、いわゆる解放史として書かれたということ、のちに批判されることにもなります。わたしが学生だった五〇年代にはまだまだ女性史は、学問としては認知されておりませんでした。わたし自身も学生時代に「女性史なんて学問じゃない」なんて言われまして、そこで女性史への思いが一度断ち切られてしまったような記憶がございます。そのような全体の状況のなかで、細々とといいますか、戦前の岩のなかから滴り落ちた水が小さな流れになる

ように、戦後は、少しずつ流れがつついてふくらんでいきます。

そのなかで、民主主義科学者協会の婦人問題研究会に女性史グループができて、グループとしての研究が始まりました。戦後の女性史研究の先駆者といえる、亡くなられた三井礼子さん、帯刀貞代さん、今日ご参加いただいています隅谷茂子さん、永原和子さん、それから井手文子さんといったかたがたがグループで研究をしてらして、それが女性史研究を支えてきたような気がいたします。

そういうかたたちが五〇年に『現代女性十二講』をナウカ社から出してあります。六三年に出ました三一書房の『現代婦人運動史年表』は非常に貴重なものだと思います。その頃、戦後から六〇年代までに少しずつ流れが広がって、村田静子さんの『福田英子』のような個別研究も出てきます。そういう時期を経て、六〇年代終わりから七〇年代初めにかけてウーマンリブや国際婦人年などの影響のもとに女性史が、ある種の隆盛に入っていくのですが、その前にひとつのきっかけとして「女性史論争」がござ

います。七〇年に村上信彦さんが『思想』に「女性史研究の課題と展望」をお書きになったのをきっかけに始まったもので、論争は一冊の本になっておりますし、上野さんも整理していらっしやいます。こうして七〇年代以降、現在に至るまでの間に女性史は少しずつ少しずつ進んできたと思っております。

日本女性史研究の特徴

ひとつには「女性史研究会」があちこちに非常に増えてきた。個人ではなくグループで研究する。ほとんどが在野で、研究機関に所属している人たちは非常に少ない。最初は、それこそ通史の女性史勉強会のようなところから始まり、もう少し自分たちで研究をしたいというところに進み、さらに、たとえば地域の女性史に入っていく。聞き書きをしたり年表を作ったりというようなところへ進んでいく。そうしたことも含めまして、女性史研究会が各地に増加したと思います。これを反映して、女性史のつどいの第一回目が七七年に名古屋で行なわれたわけで

ございますね。その呼びかけ人が、今回も地域女性史の分科会で報告をしてくださっている伊藤康子さんでした。

草の根的に女性史を勉強したい、研究したいという人たちが増えてくるなかで、もうひとつ、七〇年代以降、女性史研究の史料的条件がかなり整備されてきました。女性史は、それでなくてもいわゆる文献資料は非常に少なく、聞き書きに頼る部分があります。昨日の地域女性史の分科会でも「聞き書きの方法」が話し合われました。それでももちろん、当然ながら文献資料は必要でして、ドメス出版から『日本婦人問題資料集成』が一〇巻本として出たあたりを皮切りに、個人全集や東大出版の『日本女性史研究文献目録』など、史料的な整備が行なわれてきます。それにともない個別実証研究もポツポツ出てくるという状況があります。

それから、女性史ならではの大きな特徴は、あちらこちらで地域女性史をやりたい、やろうという形で進む状況が七〇年代以降今日に至るまでつづいていることです。地域女性史分科会では「人数はそれ

ほど増えてはいないが、じつくり腰を据えて一〇年、二〇年、二五年とつづけている」というご報告もありました。そういった人びとが女性史を支えていると、わたしは思っております。

もうひとつ前回の「つどい」で、上野さんから「フェミニズムと女性史の出会い是不幸なものであった」というショッキングなご発言がございました。たしかに第二次フェミニズムに対して女性史の反応は、それほど敏感とはいえなかったと思うんですが、これは女性史研究の特色でもあると思われれます。敏感にパツと反応したとは言いたいけれど、じわじわと漢方薬のように、だんだん影響を与えつつあるという感じを、わたしとしては持つております。たとえば、最近の女性史研究のテーマでは、セクシュアリティの問題などにも研究領域が広がっています。

それから、全体会でご批判のあった「女性史は日本だけの閉鎖的な一国主義である。これを打破して、もっと国際的な視野を」についてですが、これも遅ればせながら九〇年代に入って日本の女性史も

国際的な交流をもち始めました。国際歴史学会の女性史部会もありますし、日本では「アジア女性史研究シンポジウム」が九六年に行なわれています。また、「地域女性史に在日の視点を」というご意見について、まだ少ないかもしれませんが皆無とはいえないのではないかと。地域女性史にも、在日のかたがたくさんいらっしゃる地域もありますし、川崎などではきちんと取り上げてきています。わたしのかかわっている東京のある地域では、実際に在日のか

女性史は歴史の枠組を変える

たが女性史の研究グループに加わっていらつしやいます。フェミニズムの影響と同じように、打てば響くという形ではないかもしれませんが、かわりをもち始めているのではないかと思えます。まもなく、女性史研究も新ミレニアムを迎えるわけでございます。数十年の歴史を踏まえたうえで、今後の女性史研究はどうあるべきかを、ぜひ上野さん、安丸さんからうかがいたいと、わたし自身も切望して今日の日を迎えました。

上野千鶴子

「従軍慰安婦」を契機とする歴史修正主義

上野 四年前の山形大会につづいて再びお招きくださり、本当にありがとうございます。あのととき、わたしは女性史のまったくの素人でした。女性史に

関する論文を書く準備の最中で、それが岩波書店の「歴史学とフェミニズム」に実つたんですが、その仕掛け人が安丸さんでございます。つまり原因と結果がここにおりまして、鬼子が生まれました。安丸さんの申し出を受けたときに、「女性史には専門のかたの蓄積がある。わたしのようない門外漢の出る幕

ではない」とお断りいたしましたのを、あえてと説得されました。「それなら安丸さんの胸を借りたい」と申し上げ、お付き合いたいだいた経緯がございませす。その結果、今日わたしはここにいるわけです。

四年前の基調講演には賛否両論ございましたが、わたしは、女性史は「歴史に女をつけ加えるだけでいいのか」という挑戦的な問いかけをしました。答えは出ました。歴史に女をつけ加えるだけでは女性史は十分とはいえません。

四年の間に、わたしは女性史に関連した二つの仕事をいたしました。冒頭の論文と『ナショナルリズムとジェンダー』（青土社、一九九八年）です。しかし、だからといって女性史家の看板を上げることはできません。「歴史家」と名乗る条件は、一次史料を駆使した実証研究をすることです。わたしの仕事はメタ・ヒストリーというもので、歴史研究ではなく、「歴史研究とは何か」についての研究ですから「歴史家」と名乗る資格はありません。したがって、門外漢として今日も発言させていただきます。

同じ四年間に大きな変化がございました。歴史学

に対する、自由主義史観と称する右からの挑戦があったことです。そして、日本における歴史修正主義論争が始まりました。背景にございましたのは、敗戦五〇周年の経過でありポスト冷戦の開始であり、かつ戦後生まれが日本の人口の三分の二を越えるという記憶の風化、記憶の伝承をめぐる問題群でした。

「慰安婦」問題をめぐって女の語る歴史の信憑性に、大きな疑いが右からの挑戦として投げつけられたとき、日本の女性史がいかに応えるかと、わたしは息を詰める思いで見守っております。

応える責任があるのは誰でしょうか。みなさんだけではありません。わたしもまた、責任の一端を担っています。民衆史も民俗学も、女性史と同じ問題を抱えているはずです。史料を残さない民を対象としたすべての研究は、その責任を背負っていると思います。

きっかけは一九九一年の元「慰安婦」経験者・金学順さんの証言でした。金さんの証言はボディブローのごとく身体に食い込み、徐々に浸透し、やがてわたしを根底から揺さぶりました。この問題はさま

さまざまな人に影響をおよぼしましたが、近代日本歴史学者の応答は、一部の人を除いて驚くほど少なかつたように思います。安丸さんのようなかたが、『世界』という専門家が読む媒体ではないところに『従軍慰安婦』問題と歴史家の仕事（一九九八年五月号）という論文をお書きになったことは、画期的なことだったと思います。歴史家のなかでこれに応えようとしたのは、ごく限られた一部の人がびとでした。

「慰安婦」証言が、なぜあれほどの衝撃だったのか。ひとつはもちろん、事実の重みでしたが、もうひとつは半世紀にわたる「沈黙の衝撃」だったと思います。その沈黙を破った衝撃でもありません。事実の衝撃であつたか否かについては、慰安婦の問題は、そもそも事実の真偽をめぐる争いではなかつたことが重要だと思えます。「慰安婦」と称する女性たちがいてむごい扱いを受けていたことは周知の事実でした。兵士たちはそれを記録に残しており、かつ「隠そう」という素振りさえなしに回想録に書いています。したがって、これは事実の有無をめぐる

争いではなく、事実の解釈をめぐる争いだったと思えます。

これまでの支配的な解釈のもとでは「従軍慰安婦」という存在はいた。が、あれは売春婦だった」という説が流通してきました。そして、「ああ、売春婦だったのね。むごい目にあつたみたいだけど、そういう時代だったんだから仕方がないわね」という公認の了解を、被害者たちの沈黙が支えてきました。その支配的なりアリテイに対して当事者が「いや、そうではなかつた」という対抗的なりアリテイを、半世紀たつて初めて証言で提示しました。「あれは、売春だった」に対して「いや、あれは強姦だった」と言い返したのです。「あれは強制だった」と。最近は、「あれは性奴隷だった」という言い方が出てまいりました。これは、隠蔽されていた真実の発見だったと言えるでしょうか。

あえて、フェミニスト歴史修正主義

そうではありません。現実の再定義でした。現実

のリフレーミング、最近の言葉ではリビジョンとも言います。歴史修正主義（リビジョニズム）のリビジョンです。歴史の見直し、歴史の書き換えとも言います。わたしは、女の視点からする歴史の書き換え、すなわちフェミニスト歴史修正主義と、あえて呼んでもいいとまで思っております。

こう考えるには、八〇年代の世界的な規模でのフェミニズムの高まりや、それと連帯する韓国女性運動、そして性被害の再定義などさまざまな動きがありました。同時に、八〇年代の文学批評理論の影響を見逃すことはできません。わたしは社会学者ですが、社会学は、歴史学のような老舗の学問とは違って、成り上がりの、なりふり構わぬ学問です。ありとあらゆる分野から栄養となるものはすべて取り込もうとしてきました。文学批評もその一つです。八〇年代の文学批評理論はまず、「文学とは何か」という問いの見直しから出発しました。「歴史上偉大な女性文学者はいなかったではないか。紫式部がいるというが、その後はどうだろう。室町時代や江戸時代にはいなかったじゃないか」というような男

のつきつける問いに対して、「いや、文学として流通する正統なテクストを男性の流儀で狭く定義したときにだけ、偉大な女の書き手はいなかったといえる」「男の土俵で文学を定義したときに、初めて『女の偉大な書き手はいなかった』といえる」と、文学の定義そのものを解体し、揺さぶり広げていきました。

どんな人でも、たったひとりの人に向けて渾身の力をこめて書く文章があります。恋文です。他方、たったひとりで書く文章があります。日記です。そういう手紙や日記を文学のジャンルに入れるなら、女に偉大な書き手がいなかったとは言わせない。そう考えて、フェミニスト文学批評家たちは文学理論に日記や手紙を含めました。

キャロライン・ハイルブランは『女の書く自伝』という本で、メイ・サートンが自伝を書いた一九七三年を「女の自伝における分岐点」と呼びます。サートンは、自分の自伝を生涯に二度書きました。ライフストーリーの聞き書きや自分史は一度書けば決定版ができるとお考えでしょうか。自分史は語り直

されます。

サートンは、六八年に自伝を書いた五年後に「あれは真実ではなかった」と思い直して、まったく違う自伝を七三年に書き直します。その書き直した新しいヴァージョンが出版された年をもって、ハイルブランは「女の自伝元年」と呼ぶのですが、ここには人生の語り直しが含まれています。旧ヴァージョンとの決定的な違いは、それまで隠蔽し抑圧してきた怒りという感情を表に出したことでした。「怒り」という感情は、女にとって最も抑圧されていた感情であった」と、ハイルブランは書きます。その感情を解放し肯定したときに、彼女は自分の人生を生き直したのです。このような抑圧し隠蔽されていた感情を表に出すには、共感し受け入れてくれる優れた聞き手がいなければなりません。元「慰安婦」の人たちにあつたのは、その聞き手の存在でした。

みなさんがたも地方女性史の実践のなかで、「わたしのように虫けらのように生きてきた女の人生に、耳を傾けてくれるあなたが登場した」という現場に立ち会っていらしたと思います。聞き手がいる

ことで、人は自分の人生が語るに値するものかどうかという確信をつかむのです。元「慰安婦」の人たちの場合には、その語り直しのなかに、「あれは売春だった」という支配的な解釈枠組に対する「強姦だった」という現実の再定義が登場しました。対抗して登場したのは、「ならば証拠は」という反問でした。何という権力的な問いでしょう。この問いに「良心的な歴史家」と称する人びとは「ならば証拠を示してみせましょう」と、あらゆる努力をなさいました。その努力の貴重さを疑うものではありません。が、その応答の政治的な意味を考えてみたいと思います。

自由主義史観一派に反論しようとする女性史や女性団体のかたたちのスローガンは次のようなものでした。「歴史の偽造を許すな」「歴史の真実を歪めるな」「歴史の事実を素直に認めよ」。ここには「歴史の事実」は誰が見ても一つであり、すべての人が受け入れざるを得ないものである、という考え方があります。これへの批判は三点あります。

たとえこの人たちの動機の純粹さを疑うことはし

なくても、第一に、こうした反論の仕方は、戦後史学の発展のなかでは明らかに方法論的な後退ではないでしょうか。そのことを戦後歴史学の担い手たちはどう考えているのか、という問題です。

第二は、「ならば証拠は」という権力的、法廷的な問いかけに、相手が納得する証拠を示す努力をすることは、相手の土俵にはまることにほかならないのではないのでしょうか。法治国家のルールに従うのは当然と言われますが、そのルールとは強者の押しつけた規則にほかなりません。わたしは、法廷闘争にも大きな限界を感じます。法廷闘争に価値がないとは申しませんが、法廷闘争にしかたかいかいの場がないということは、なんと無残なことだろうと思っています。

「ほかにどんなたたかいかたがあるの」と、おっしゃるかたもいるかもしれませんが、わたしたちは、法廷闘争以前にある法律決定の現場で、超法規的措置が行なわれるのを目のあたりにしてきました。政治が簡単にルールを変える。係争の最中にルールを変えて、勝ちを自分にもつていく汚い手口を

見せたのは、昨年の国会における「沖縄特措法」の決議でした。わたしは、「沖縄特措法」の賛成にまわった政党を絶対に許しません。法治国家のルールに従うといつても、そのルールはわれわれが作っています。とすれば、思想のたたかい、政治のたたかいは通してルールを変えることは、当然できるはずです。日本の公害立法は、そのようなたたかいを通じて犯罪の举证責任を被害者の立証責任から加害者の反証責任に転換する、法理上の大革命を起こしました。

客観中立性の神話を撃つジェンダー史

三つめに、女性史はもともと史料のないところから出発いたしました。フランスの中世史の専門家、ミシェル・ペローは、「中世の女性史には女の書いた文書がない。オーラル・ヒストリーをとろうにも、もはや生存者はいない。男が女について書いた史料はあるが、それも男の目という歪んだレンズに映った、女とは何であるべきか、どう見えるか、男

仕立てのレンズについてよくわかるだけで、レンズの先にあるものはわからない」と、はつきりおっしゃっています。

これも文学批評の貢献の一つですが、文学批評は、二つの方向を目指しました。一つは、男が書いた女についてのテクストしかないならば、そのジェンダーバイアスを徹底的に再検証することです。これがフェミニズム批評というものでした。二つめは、ガインクリティシズムです。女の書いたテクストがないなら、それを発掘し生産し創造する仕事です。地方女性史の担い手たちは聞き書きという方法で、歴史そのものの、史料そのものの創造・生産の現場に立ち会っていらした。歴史の製作者そのものであったと思います。

「慰安婦」問題をめぐって「あれは強姦だった」「ならば証拠は」という際の証拠に、何を採用するかには優先順位があります。第一が物証です。これは、残念ながら存在しません。二つめは文書です。文書にも公文書と私文書があり、公文書のほうが値打ちが高いと信じられています。私文書は「ラーベ

の日記」のような第一級の史料であつても、私文書である限りは値打ちが低いと考えられています。第三に証言は、もつとも値打ちが低いとされています。記憶違いやデッチ上げ、嘘、あいまいさなどが多く信頼度の低い二級史料、三級史料と見なされてきました。

「信頼できないこと、根拠のはつきりしないことを教科書に書くことに私は賛成できない」と、桜井よしこさんが発言しました。ならば第一に、何を証拠として採用するのか、第二に、誰が証拠の真偽を判定するのか。たとえば桜井さんは、自分が客観的中立的な立場にあつて証拠や証言の真偽の判定ができるとお考えなのでしょうか。この客観中立性の神話——これほど傲慢なものはないと思います。客観中立的な立場や学問があると考えること自体の政治性を、もつとも激しく撃ってきたのがジェンダー理論でした。

これまでジェンダー理論は「イデオロギー的だ」と批判され、文学や美術のような高級なジャンルに持ち込むと、「イデオロギー的」というだけで貶し

められてきました。ジェンダー理論は確かにイデオロギー的で偏った学問です。その批判を受け入れるのは、返す刀で「客観性・中立性を装っているあなた方の学問だって、男の歪んだレンズに映った偏った現実を記述しているにすぎない」と言い返すためでした。いわば肉を切らせて骨を断つ、捨て身の戦法です。ジェンダー史はそういうなかで、歴史を問い直してきたわけですが、それは事実をめぐる問いではなく、カテゴリーの政治をめぐる問いでした。事実を作るのはカテゴリーだからです。「慰安婦」制度が売春か強姦かは、事実の認定をめぐる闘争ではなく、むしろ現実や経験をどう定義するかをめぐるカテゴリーの闘争です。ただし、あるカテゴリーを作った途端にそのカテゴリーにも、危険が次々に生じてまいります。

「あれは強姦だった」とカテゴリー化した途端に、「売春婦もいたじゃないか」と、売春婦は対象から排除されます。「合意で戦地に行った、金を受け取ったじゃないか、わかって行ったじゃないか」と。そうになると「強姦」カテゴリーにふさわしい純潔な

被害者像を否応なしに作らざるをえなくなり、私はこれを、「モデル被害者」と名づけました。

「あれは売春だった」という解釈もあります。愛国的な挺身報国と見なされる可能性もあったかもしれませんが。「性的報国」という言い方もあるらしいですから。たとえば「あれは植民地主義による強制売春だった」と韓国人の被害者たちと、その支援団体のかたたちが主張なされると、他方では「ならば、日本人慰安婦で戦地に赴いた人たちは、下半身の性的奉仕を通じて、報国のために身を挺して兵士たちとともに戦った性の兵士だったのか」ということになり、愛国者ということになる。韓国人「慰安婦」を植民地主義の被害者であったとする「民族言説」のもとでは、日本人「慰安婦」は置き去りにされません。日本人「慰安婦」の人びとの多くはいまだに沈黙しておりますが、彼女たちは被害者ではなかったのでしょうか。その人たちはどうしてくれるのよと、わたしたちが韓国人「慰安婦」の被害者や支援団体に詰め寄るのは、筋違いというものです。

韓国人のかたたちには自分たちのロジックを組み

立てる立場と責任があります。その人たちが日本人の「慰安婦」を対象としないとするならば、新たなロジックを構築する責任と能力が、わたしどもにあるべきですし、あるはずです。現在に至るまで日本人女性の性的な被害、武力紛争下における女性への性的な暴力についての概念化を日本女性史は行なっておりません。大陸引揚者たちが経験したであろう数かずの強姦や被害は、第三者による証言や記述はあっても当事者証言をいまだに私たちはほとんどもっていません。占領軍慰安婦や占領軍による強姦、あるいは基地売春や性暴力などの問題を、ひとつながりのものとして構築していくロジックは、まだ形成途上だと思えます。

わたしは、その点でも沖縄女性のたたかいに非常に強い関心をもっております。彼女たちは、基地売春と一二歳の少女の性的な被害とを同一線上に組み立ててたかおうとしていらっしゃいます。決して、「あれは売春だった」「これは純潔な少女の被害だった」といった分断をしないよう、注意深い取り組み方をしていると思います。

ひとりからでも女性史のパラダイムは変えられる

結論を述べたいと思いますが、女性史とジェンダー史を比べると、女性史はローカルな問いを発してきたと思います。つまり、女性という歴史のなかのニッチ——指定席といってもいいかもしれません。もし、女性に与えられた指定席を日本近代史、あるいは日本史に付け加える努力をするのが女性史だとすると、少なくともわたしが目指しているのはそのような女性史ではありません。ジェンダー史は、そのようなローカルな問いを越えた、もつと横断的な問い、すなわち女性という、日本近代国民国家が女性に与えた指定席の居心地の悪さから出発して、その指定席を与えた日本近代の枠組みそのものを食いつくす試みです。その意味では、「東京大学に女性史の講座を必修にせよ」というご提案には、わたしは賛成できません。女性史講座をひとつ付け加えることではなく、すべての学問研究、すべての講座にジェンダーの視点を入れよ、というのがわたしの持論

です。その点では、学問は政治ですし、ジェンダー史はたたかいです。

『ナシヨナリズムとジェンダー』で、わたしはこのような問いをめぐる応用問題のひとつを解きました。女性の国民化をキーワードとして、国民国家のなかの女の指定席の居心地の悪さから出発し、女はどうしても国民にはなれないんだ、国民という幻想を抱いた途端に罠にはまるんだということを証明したつもりでおります。女性の国民化ということが論

「近代家族」をどう捉えるか

安丸 良夫

「通俗道徳」論からの展望

安丸 日本思想史を自分の専門に選んで間もない頃、けっして手を出すまいと心に決めた領域が三つありました。部落差別問題と植民地問題・アジア認

理矛盾なら、国民国家そのものが女を矛盾として内包したものだつたのです。わたしの試みは、女に強いられた矛盾を国民国家のほうに投げ返す試みでした。歴史学が国民国家の枠を越えるためには、国際化だけが方法ではございません。地方からでも、たつたひとりからでも、どんな特殊な視点からでも、女性史は一国の枠を越えられるし、専門の枠を越えることができるかと信じております。ありがとうございます。

識のような問題、そして女性史でした。今日までこの自己規律を依怙地に守ってきたのですが、自分を年をとるにしながら、この三つの領域で研究が活発になってきました。わたしが研究者としての能力を喪失する時期と、研究状況から時代遅れになる時期とが一致して、社会的な死と自然的な死とを

同時に迎えつつあるというわけです。

そこで、わたしとしてはもう退陣してもよいのですが、その前にこれまでわたしがやってきたことのなかに——さしあたって女性史に限りませんが——何か論点はないかと考えてみました。

わたしは「通俗道徳」という問題を提起することから研究者として出発したのですが、この「通俗道徳」とは、家父長制的な家族のなかの女性によつてもっとも深く内面化されるものであるといえます。

そして、家父長制的な家族——ここでは近代家族を意味していますが——は、「通俗道徳」論をふまえることでその内部がもっと深く捉えられるのではないか、その裏側の問題として「通俗道徳」というわたしの問題提起ももう少し深めて考え直せるのではないか、と考えたわけです。

それで今日は、自分ではこれまでまだやったことのない、近代家族をどう捉えるかという問題を中心に話したいと思います。話の前提としての「通俗道徳」については、ごく簡単にお考えいただければよいと思います。わたしたちか、わたしたちよりち

よっと古いぐらいの日本人がごく普通に生活規範としてもつていた、勤勉とか儉約とか和合とか親孝行とかいった一連の徳目のことで、近世後期から近代初めにかけて日本社会に広く浸透したと考えています。それは、日本の社会が近代化していく際の日本人の自己訓練、自己規律の様式であり、とりわけ家族のなかの女性にもっとも強く内面化されていたと考えるわけです。

この「通俗道徳」という考え方から近代の家族を眺めるとどういう問題が見えてくるか。近代家族論をやつていらつしやる多くの論者のなかから、落合恵美子さんの見解を取り上げてみます。落合さんによれば、女性が主婦化して情緒的な家族の結合が強まり子どもの数が非常に少なくなる。このような家族が近代家族で、日本では大正期に始まり、戦後、とりわけ一九五五年から七五年に一般化した。戦争直後に生まれた団塊の世代が主な担い手で、家族の戦後体制といつてもいいという。大変明快ですが、この説をとると、近代日本の大部分の家族は、この規定から外れます。戦後も、大部分とはいわないま

でもかなりの部分は外れることになりましょう。明快なゆえに限定的になり過ぎていることが、この定義の特徴であります。

そこで上野さんの説を参照しますと、「家は近代の産物」と明快に断定されています。家は明治政府の官僚が発明したものであって、日本の近代化に対応した近代の産物というご意見らしい。家を近代の産物とするにはまったく賛成なんですからけれども、国家権力が勝手に、自由に発明できるようなものが家なんだろうかと考えずにはおられません。わたしは、家を形成しようとする民衆の広範な歴史の形成力というようなものが存在していて、明治政府は、それを編成ないし制度化したに過ぎないと考ええるわけです。

この家形成の規範が、わたしのいう「通俗道徳」にあたる。上野さんの「家は明治国家の発明」というお考えは、近世後期から近代前期にかけての社会変動をとらえるカテゴリーを抜きにしているのではないか。他の近代家族論の論者、たとえば山田昌弘さんも、上野説によって「家は近代の産物だ」と述

べています。しかし実際には、分析の主要な対象は戦後の狭い意味の近代家族であり、落合さん同様、主婦がいて母性愛を核に置く家族のことを指していると思います。

わたしは、上野さんのように近代家族の概念を広く取る立場に賛成ですが、だが上野さんの場合でも、戦前では主として都市の中産階級の家族という狭い意味での近代家族を念頭に置いての立論となっているのではないかと思うわけです。では、どういう家族が近代の日本で基本的な重要性をもっていたのかというならば、「通俗道徳」を生活規範とする家型の家族が近世の後期以降一般化し、それが日本の近代化をもつとも基底部で支える力になったということではないか。家は、一七世紀に一般の民衆を含めて広く成立し、そのために一七世紀の初めから一八世紀の初め頃までには急速に人口や生産力が増大しました。それ以降の約一世紀は停滞的な状況になりましたが、この家にもう一度再編成が行なわれ、近世後期から近代にかけて家型の家族が自立し、家族の凝集力が非常に高められた。

明治国家は、村とか同族団という中間団体を介さ
ないで家型家族を直接的に掌握する方策をとりまし
たが、それだけ家型家族の自立性が強くなっていた
のです。たとえば、上位の団体である藩が完全に崩
壊した武士の家族は、じつに壮絶な歴史を体験しま
した。生活の基盤が完全に崩壊したにもかかわらず
ず、家族の凝集力をよりどころにして近代への転換
期を生き抜いた。こういう家族の力が近代化の基底
にあると考えるのです。

家型家族と「通俗道徳」は、戦後的な価値観から
すれば前近代的に見えますが、じつは、近代化の過
程でむしろ強められ、下層の民衆にまで浸透した。
量的に測定することは不可能な問題ですが、たとえ
ば離婚率は、みなさんご存じのように明治の初め頃
は非常に高かったのに、だんだん下がって一九三八
年に最低になりました。わたしは、むしろ明治末期
から一九六〇年頃までが、家型家族が非常に強い自
立性をもっていた時代に当るのではないかと考える
わけです。

市場経済と家型家族

では、なぜ家型家族が近代化の過程で凝集力を高
めて強化されていくのか。それは、生存維持のため
の共同体が家族を単位としていることによります。
近代以前の社会では、社会集団は本来的に生存維持
のためのもので、家事労働と生産労働の区別はなか
ったし、男も女も老人も子どももそれぞれの役割を
もっていた。ところが市場経済が発展しますと、生
存維持のための経営は市場に対抗的に自立する。市
場の力に押し潰されないためには、生存維持の小共
同体である家族の結合を強めるほかなかった。江戸
時代は村や同族団など中間団体が強い力をもってい
て外の世界との間を媒介していたわけですが、近代
社会では家族が直接市場の圧力を受け止めて、なん
とかその社会を生き抜いていかなければいけない。
こういうふうになつていったのだと思うわけです。

農業をはじめ職人や商人など生産手段を自分でも
つ自家経営型、家族労作経営型の小生産・小経営は、

一九六〇年頃までは資本主義に直接的に包摂される労働者よりも多かった。これは数の上でのことで、社会的な生産力全体からいえば全然違うことになりませんが。そして、この家族を単位とする小経営が人間の活動力をもっとも伸縮性に富む形で組織することができる。生存維持という家族の目的のため、家族は市場の衝撃を和らげクッションする性質をもっている。「通俗道徳」と家型家族はこういう小経営を人格化ないし内面化したものとして、もっとも活力に富んだものであると思うわけです。

資本主義的市場経済は、この小経営を持続的に収奪することによってのみ発展を継続できるものです。この問題は、マルクス主義フェミニズムの立場からは常識的なことだと思っただけです。たとえば、上野さんがよくひかれるクラウディア・フォン・ヴェールホフは小生産と家族へのこうした収奪を「継続的な本源的蓄積過程」と呼ぶ。「本源的蓄積過程」というのは、『資本論』に出てくるマルクスの表現で、マルクスはそれを資本主義の成り立ちのもので、本格的に資本主義経済が展開するための前提だとし

ました。だが、ヴェールホフによれば、じつはそれはずっと継続していると。全世界で考えると、現在でも働いている人の八〇%ぐらいは広い意味での小生産に属するということになるそうです。この立場からすると、主婦と農業労働がこうした収奪体制の焦点をなすということになります。

もうひとつ、家族が生産手段を失って狭い意味での生産主体ではなくなっても、人間それぞれ自体を生産し再生産する生存維持のための小共同体であることに変化はありません。そして、広義の生産共同体のなかでは、労働とは本来、共同体とその成員の生存維持のためのものであるがゆえに個々人に対しては無償だったわけで、近代家族において家事労働が無償であることの根拠も、こうした生存維持労働の性格に由来しているともいえましょう。

以上のようにとらえたいうえで近代家族とは何かを再定義してみることができそうです。近代家族には、わたしの言い方では三つの形態があります。第一は、小生産者型、家型の家族で、ここまでのところでもわたしが述べてきたものです。第二は、専業主婦が家

事労働をしている狭い意味の近代家族です。第三は、今日は言及できなかった問題ですが、専業主婦の役割が低下した現代家族。この三つの類型が広義の近代家族に当たると、わたしは考えるわけです。この三つの類型は、ひとまず歴史発展の序列ですが、しかし、社会構成上の実態面では三つが併存し、規範的な面では適宜使い分けられている。非常にモダンな家族の主婦のかたも、夫の実家では古いタイプの家父長制家族の習慣に従うことも少なくないといったことを思い浮かべればわかりますが、現実の家族は三つの家族形態の特徴を含んでいると思うわけです。

近代家族が一般に家父長制的であるという点は、上野さんやフェミニズムの人たちの見解にまつたく賛成です。しかし、ひとつだけ注釈しておきたいのは、三つの家族形態のうち、狭義の近代家族において家父長制はもつとも強いのではないかということです。そして、フェミニズムや女性運動の先頭に立たれたかたがたは、基本的には、この狭義の近代家族、都市中産者型の近代家族のなかで生まれ育った

人たちで、上野さんの言葉を借りれば、そこに生まれ育った「不機嫌な娘たち」の反乱がフェミニズムや女性運動であるともいえましよう。また、こうした視点から、フェミニズムの社会史とでもいえるべきものを構想してみることもできましよう。

フェミニズムと家族論の課題

わたしの考えは、単純化していえば、このように近代家族を三つの類型の組合せから捉えようということですが、これはある意味では大変常識的なことであったことじゃないと思います。しかし、そう捉えることで見えてくる問題がいろいろあるのではないかと。

近代家族の内部では女性の役割は非常に大きいわけですが、家族のなかの平凡な日常性は、私事として社会的地平からは隔離され閉ざされている。これが近代家族の特徴ですが、いま述べている問題からフェミニズムとは何かといえば、それは、この不可視の領域を可視化することで歴史を捉え直そうとす



熱心に聞きいる参加者

る立場のことです。

だが、この立場に立つ方法が有効であるためには、家族の内部のダイナミズムを具体的に捉える手がかりを見い出す必要がある。わたしは、女性史研究の発展のなかでこうした視点からして高く評価することのできる研究成果が、もうかなり蓄積されてきていると思います。

たとえば西川祐子さんが都市の中産階級の住居の部屋割を研究する方法を開拓された。駒尺喜美さんが近代文学を読み直して、非常にシャープに従来の読み方を転換させてみせた。小山静子さんが良妻賢母という規範の思想史を構築された。これらは、具体的な手がかりを設定して有効な分析を提示した事例だと思えます。

しかし、これらの事例はどれも都市の中産階級や知識人に偏っている。近代の日本に実際に存在した広義の近代家族は、もっと広く見渡して考えられるべきものであって、そういう立場からの研究が必要だと思えます。なぜ都市中産階級が中心になりやすいかという点、そのほうが史料を得やすいとい

う、非常に便宜的な理由がある。わたしがやってきた民衆史は史料が少ない。「ない」とさえ言えるんですけど、史料がないところで何を、もつと広い視野に立ってどう研究することができるとかというのが、ここでの問題です。そこには歴史学的な想像力とでもいうべきもの、イメージーションの力とでもいうべきものが必要なわけで、わたしの話が、そういう方向を多少とも示唆することができたとすれば、幸いであると思います。

会場からの質問を受けて

折井 お二方のお話は、とても大胆で、面白い内容をもっていたと思います。会場からのご質問のなかから、とくに次の二点について、お二方のお答えをお願いします。一つは、周辺事態法とか労働基準法改正とか「従軍慰安婦」など、現在わたしたちが

加納 ありがとうございます。ひよつとして安丸さんの近代家族論は、今日が本邦初演ではないでしょうか。論争の場に正面から切りこむようなスリリングなお話で、問題提起がいっぱいありました。

お話に出た上野さんの近代家族論は『近代家族の成立と終焉』（岩波書店、一九九四年）にまとめられています。女性史では必ずしも受け入れられていないのではないかと思います。安丸さんは基本的に上野説を支持したうえで、日本の近代史全体の問い直しにつながる大きな問題を提起されました。

直面している問題についてどうかかわるのか。二つは安丸さんは民衆史のなかでイメージーションが必ず要と言われたが、元「慰安婦」やマイノリティをどう考えるのか、ということです。

安丸 今日のようなお話をする根本の理由は、現

在の状況をどう捉えるかにあります。たとえば、「通俗道徳」的な規範は現在ですでに一般的なものではなくなっています。問題は、そのことが日本の社会全体にとってどういう意味をもつことなのかです。「通俗道徳」は、研究史的には前近代なもの、封建的なものと考えられてきましたから、その立場からすればなくなることは非常に結構です。しかし、由来は非常に古く、少なくとも一七世紀まではさかのぼる、営々と日本人が培ってきた自己訓練・自己鍛練の様式が「通俗道徳」にあるとすれば、その崩壊が何を意味するかは、むしろかしいところがあるのではないのでしょうか。わたしたちは、「通俗道徳」的な人間は窮屈で嫌だと思つていますが、あまりに「通俗道徳」的でない人も困ると思つている。会う約束しても全然来ないとか、こちらがお金を払っても知らん顔とか。われわれも、ある程度はその影響下にあるわけです。

この会場には、近代家族のなかに生きていて幸せというかたもいらつしやるでしょうが、かなり多数のかたは、家族の崩壊過程を生きておられるのでは

ないかと思ひます。ご自分はそうでなくても、少し周囲を見回せば簡単に目に入るでしょう。これがどういう意味をもつか、大変重要だと思ひます。しかし、こうした問題から、たとえば労基法や慰安婦問題、あるいは援助交際がどうだというようなことにすぐ答えるのは、なかなかむずかしい。そのところを、あまり単純に解かないほうがいいと、わたしは思ひます。

イマジネーションについては、こういうことなんです。今日の話の範囲で言いますと、歴史家は史料で実証するのが、ある意味で一番やりやすい。ところが史料は、国家とか制度の側が必要とした場合や何か事件が起こった場合に書き残されるんですね。民衆の言葉、また日常生活をしている民衆のことは書き残されにくい。そういう意味で民衆史の大部分はほとんど闇のなかにある。そこで、歴史のなかで民衆はどういうふうにしてたんだろうかということ、少ない手がかかりを用いながら、さまざまイマジネーションの力を用いて探索していくという方法論が必要だと考えるわけです。

「従軍慰安婦」だった人の証言など、わたしはそのためには非常にいい素材だと思います。こういう、いわば差別された最下層の、抑圧されている人の経験が語られることは、これまでほとんどあり得なかったことで、とても素晴らしい史料です。もちろん、「元従軍慰安婦」としての経験を語っている人はほんのわずかですけど、語られた経験を手がかりにして、じゃあ、沈黙している人はどうなのかと考えることはできるし、もっといろいろな方向へ考えていくことはできる。そういう手がかりを大事にしてやっていきたいということが、わたしの立場です。

わたしは、上野さんから見れば歴史家のなかの実証主義者のひとりで、多くの歴史家から見れば上野さんに寄りすぎてよくない人間と、どちらから見ても怪しげな存在らしい。でも、そういう不安定な立場が一番いいと思いますね。たとえば慰安婦問題について、強姦と売春の二項対立というか二分法で考えることについては、もっと中間の、いろんな可能性を含めて考えてゆきたい。それを具体化して探る

手続きはいろいろあると思います。「元従軍慰安婦」の人たちの証言には、独自のリアリティのあるものが多い。わたしは、それらを手がかりに、歴史家にふさわしい「従軍慰安婦」問題像を作ってみたいものだと思います。

上野 わたしは今日は、歴史的な瞬間に立ち会っているという思いがいたしました。たったいまのご発言は安丸さんが「慰安婦」問題を歴史家の仕事として引き受けようという決意をお示しになったことになるのでしょうか。同時に、今日のご報告は予想外でした。『世界』にご発表になった論文「『従軍慰安婦』問題と歴史家の仕事」の延長上のお話を伺えるのではないかと、わたしだけでなく会場の皆さんも思っていたらっしゃったでしょうが、蓋を開けてみると「えっ？」と驚く近代家族論でした。今日のご報告は、フェミニズムが日本近代史学を持ち込んだ近代家族論を正面から論じるもので、安丸さんが女性史とフェミニズムの方向に、さらに一步深みにはまってくださったという、その瞬間を目撃した思いでございます。

しかも、「常識的なことばかり言った」とおっしゃいますが、安丸さんの今日のお話は、ごく最近までは非常識だと考えられてきたことばかりです。たとえば、「家型家族」という表現は、まことに非常識な用語です。こんな用語は今までありませんでした。なぜなら「家」と「家族」は、あい並び立たないものというのが、家族社会学の常識だったからです。「家」をどのようにして西洋的な意味での「家族」にしていくかが、戦後家族社会学の一貫した課題でした。おそらく安丸さんは、「家もまた、家族である」という含意から「家型家族」という造語をなさったのだと思いますが、近代家族論者はこのような用語をまだ使っておりません。安丸さんは不用意になさったのかもしれませんが、新しい概念を造語なさることで、一步を踏み出されてしまったと思います。

わたしが「家は近代家族だ」と申ししたのは、「家」を、西洋型の「近代家族」に無理やり含めるという意味ではなく、「近代家族」をもっと幅広く捉えて家を日本型ヴァージョンと考えようという提

案でした。日本型「家」と西洋型「近代家族」との決定的な違いは、継承性の有無であると考えられました。ところが欧米の近代家族論のなかでは、これまで、継承性を問わないと考えられてきた核家族型の近代家族は、ヨーロッパでもアングロサクソン型変種に過ぎない、フランスやドイツでは継承性を重要視した家族の構成をとっているということが議論されてきております。

近代家族論は、普遍的と思われる家族形態を歴史化し、ローカライズしてきました。したがって「近代家族」には日本型変種もアジア型変種もあろうわけです。そのような「家型家族」が近代化の過程で生まれたということに、安丸さんが賛成してくださったのは、大変心強い援軍であると、頼もしく思いました。

ただ、「家型家族」がようやく概念化できるようになった今日でもなお、新しい女性史が戦前・戦後のなかで主として都市中産階級を対象とし、農村部やそれ以外の「家型家族」の類型に対応するような家族の現実に深く踏み込んでこなかったというご指

摘は、まったくその通りです。したがって「家型家族」といった日本型近代家族を類型化したうえで、さらに日本近代家族史を再構築していくという

シンポジウムを終えて

上野さんの話は予想どおりの期待どおり、安丸さんの予想はずれの期待どおり、というべきか。

上野さんは四年前の山形大会で講演し、「これまでの女性史は男性史のつけた史」などといささかムツとくる辛口発言をした。その上野さんにあえて残たたびネラーをお願いしたのは、この四年間に残念ながらその発言の正しさを証明するような事態が起こっているからだ。

周知のように、自由主義史観派を中心にした歴史修正主義者たちは、証言は史料ではないなどとして「慰安婦」問題を否定した。これは文献資料の絶対的不足から出発した女性史に対する許しがたい攻撃

課題がこれから待ち受けているということは言えるかと思えます。

加納実紀代

でもあったが、女性史側の反応はにぶく、危機感の共有さえ心もとないありさまだった。そのなかで上野さんは反撃の最前線に立った。

シンポでの話は予想どおりその延長線上に、期待どおり刺激的なものだった。前回の「つけた史」に対して、今回は「指定席」という、これまたいささかムツとくる言葉が出たが、女性史へのラブコールと受けとめたい。たしかに東大に女性史講座を一つ開設させても、男仕立ての歴史の「正統性」は揺るがないだろう。

とはいうものの、歴史をジェンダーの視点で問いただすとは、具体的にどういうことか。ジェンダー史

の方法とはいかなるものか。その答えを社会学者上野千鶴子に求めるのはスジ違いというものだ。女性史を学ぶわたしたち自身がつけだしていかなければならない。

しかし闇夜を手探りするような不安を覚えるのは否めない。また、唯一絶対の真実はない、「事実」ではなくて「解釈」の問題なのだとする構築主義的歴史の見方も不安をかきたてる。それではとめどない相対主義、不可知論に陥ってしまわないか。

その不安をヤンワリ受けとめてくれたのが安丸さんの近代家族論だった。しかもキーワードは「通俗道徳」である。これはフェミニズムや解放史としての女性史からは否定的にしかみられないものだが、それを安丸さんは、近代家族を支える女性の自律的側面を焦点に提起された。

すでに安丸さんは、「慰安婦」問題に関して、女衞^{びん}や業者の果たした役割の重要性をいい、そうした闇の存在が日本近代にもつた意味を検討すべきだとしている（『従軍慰安婦』問題と歴史家の仕事）。こ

うした不可視の領域への着目は安丸さんならではの、女性史の今後への示唆に富む。

「不安定な立場が一番いい」という発言も同様である。これは上野さんにも共通するが、一元的な価値基準ですっぱり歴史を裁断するのではなく、歴史を多面的重層的に捉えること。ジェンダーという男女の境界への着目は、そのためにも有効性をもつだろう。

しかし、上野さんのいう「リアリティ」の感得にしろ安丸さんの「イマジネーション」にしろ、研究者の「人間」が問われる。歴史家は「過去」にだけ向き合っていればいいのではない。「現在」を生きる存在としてみずからの感性を研ぎ澄まし、たとえば再審に努めねばならないだろう。

最初の折井さんの話によれば、女性史は遅効性の漢方薬のようなものだそうだ。新ミレニアムを迎えるにあたり、こうした方向にゆつくりと、しかし着実に女性史が歩んでいくことを感じさせるシンポジウムであった。

元・読売新聞婦人部 金森トシエ
メディアの中の性差別を考える会 浅生 幸子・斉藤 正美・鈴木 明子

FCI市民のメディア・フォーラム 竹内希衣子

和光大学 井上 輝子

東京学芸大学 村松 泰子

戦後のメディアにみる女性の地位

〈分科会1 メディア〉

コーディネーター

生方 孝子

金森トシエ

永井紀代子

記録

野坂 孝子

はじめに

女性史の「つどい」にメディアの分科会が設けられたのは、今回が初めてである。とりわけ戦後、メディアは急速に発展し、社会におよぼす影響はきわめて大きくなった。それだけに、メディアに描かれる女性像、製作側の女性たちと受け手の双方のコミュニケーションのありかた、メディアにおける女性参画、商業主義の与える影響など、課題は大きく重い。

一九九五年の第四回世界女性会議の行動綱領には「女性とメディア」、また日本の「男女共同参画二〇〇〇年プラン」にも「メディアにおける女性の人權」について、それぞれ目標や施策などが明記されている。それらをふまえて戦後のメディアの変遷をジェンダーの視点で検証し、将来への望ましい展望を拓きたいと考えて、この分科会は設けられた。

参加者は東京、神奈川のほか札幌から長崎にいたる各地から六四人。年齢は二〇代から七〇代までと

幅広く、公務員、団体職員、編集者などのほか中学、高校、大学などの教員が多く、青少年に与えるメディアの影響に対する関心の高さかと思われた。報告、質疑、意見交換など、熱気に満ちた分科会であった。

I 戦後五〇年の新聞から

金森トシエ

五〇年代から八〇年代にかけて三〇年間の記者体験から、二つの柱に分けて報告する。

1 女性記者の記事にみる戦後五〇年

——参政権から北京会議まで

このタイトルは、一九九五年に在京新聞通信六社元・現女性記者有志三五人がまとめた戦後の主な女性関連記事収録集（五一九本の見出しリスト、うち一三一本の記事収録）のものである。その記事見出

し例を引きながら、以下……。

(一) 今も昔も——歴史の連続性

・「結婚・なぜ姓が変わる？—家の観念と結びつく」

(五九年六月・堀場清子・共同・信濃毎日)

戦後の女性の社会進出と自立の時代に、夫婦別姓選択制度の必要性を説いた記事の見出しである。明治期に夫婦別姓を認めた内務省令や福沢諭吉の「夫婦新姓論」などを引用した、説得力のある記事である。それから四〇年近い歳月がたつのに、夫婦別姓選択制度が「家庭を解体に導く」という保守派男性議員などの猛反対で、昨年国会への民法改正法案提出は見送られた。

・「沖繩 女の一票 基地さえなければ」(七〇年一

〇月・金森トシエ・読売)

沖繩では一九七二年の本土復帰を前に七〇年一月に国政選挙が行なわれ、女性には本土より二四年遅れて初の参政権行使となった。選挙を前に彼女たちの思いを取材した連載記事の一回目は、基地の爆音や米兵の犯罪事件に悩み「基地さえなければ」と

訴える団地の主婦たちの願いが見出しに、また最終七回目は戦後基地で働きつづけてきた中年のメイドたちの願いが「平和、私たちの遺言——失業しても基地はいや」と見出しにうたわれている。

それから三〇年近い月日が流れているが、沖繩の女性たちの悩みはつづき、とりわけ九五年九月の三人の米兵による少女暴行事件は、大きな衝撃を呼んだ。

このほかにも女子学生の就職難、保育所不足、優生保護法、働く女性の低賃金・家庭との両立困難などの記事が繰り返し登場している。女性にとって重要な多くの問題が軽視・先送りされてきた。歴史の連続性を痛感するが、それは、女性の側にも問われる課題と言えよう。

(2) 世界の女性解放のうねりのなかで

七五年・国際婦人年世界会議以後、「外圧」で進んだ国・地方自治体の女性政策・女性運動と紙面への影響。(注・この項省略)

(3) 八〇年代以降、人権への視野のひろがり

高齢者福祉、アジアの女性関連（売買春など）記事増加ほか。

・国際化、高齢化がすすむとともに、従来の女性問題も多様化し領域も広がっていく。高齢者福祉は男女を問わぬ高齢者の人権問題であると同時に、男性より平均寿命が長いうえに介護の役割の多くを負う女性に重くかかわる問題と言える。新聞紙面にも、女性の視点から——多くは女性記者による——記事が増え始めた。

一方、国際化とともに、とりわけ東南アジアへの日本男性の観光買春ツアー、同地域の女性たちの日本への——強制売春につながりがちな——出稼ぎ、さらに一九九一年に韓国の元“従軍慰安婦”金学順さんの告発は大きな反響を巻き起こし、女性史のありかたをも揺り動かした。今年には人権宣言五〇周年にあたるが、男女、老若、国籍、人種などさまざまの違いを、差別から多様・平等・共生へ変えて世界の平和を目指す広い視野と理念は、メディアにも強

く求められる。

2 男性社会をうつつ紙面、その女性像を問う

私の記者体験と新聞記事例から、七〇～八〇年代を中心に報告する。

(1) 七三年秋の新聞大会（岡山市）

「変動時代」の新聞というテーマの研究座談会に、女性記者として初めて参加した私は記事例を引きながら「最近、編集局の縦割りの見直しや複数・マルチチャンネルの視点が唱えられているが、男と女を縦に割る思考をやめて男女の複数思考を、男性独占のチャンネル権を女性にも」と訴えたが反応は乏しかった。

・七五年、東京婦人記者会有志は、九九%の男性の目と手による新聞紙面を、女性の目で洗い直してみようとして、協力してレポート「新聞の『女性表現』への疑問」をつくり、日本新聞協会へ提出した（同協

会機関誌『新聞研究』七十六年四月号に掲載）。内容は「男女の役割をめぐって」「子殺し事件」「犯罪事件のなかの女のとらえ方」「男性記者の女性観」の四テーマに分かれているが、そのひとつ、当時新聞が「母性喪失」「鬼の母」などとセンセーショナルに書き立てた若い母親の「子殺し事件」について各社の記事例をあげながら、

「事件に至るまでの事情を十分に掘り下げず、一方的に母親だけを責めている。母子を見捨てた男・夫・父親や、切羽詰まった母親のための『駆け込み寺』やゼロ歳児保育所などを設けない社会の責任をなぜ問わないのか」と訴えている。女性読者からの声はなかった。

(2) ようやく変化を見せ始めた八〇年代以降の

紙面

・初の女性の大使や東大研究所長、社会党副委員長などの登場、さらに一九八五年の世界女性会議と、ナイロビ将来戦略は、女性問題の解決が二一世紀につづく世界規模の課題であることを明らかにしたな

ど、時代と社会の推移とともに、新聞紙面にも若干の変化が現れている。たとえば七九年末の「七〇年代の総括」特集にも「女のうねり——男社会の価値観ゆさぶる」(朝日)「女性——男中心社会を一撃」(毎日)「女性の地位——脱家事意識へ急変」(読売)などの例が見られる。

(3) 九〇年代——課題を考える

女性の論説・編集委員なども増えて社説をはじめ家庭面以外にも変化の兆しが見え始めた。一九九五年・北京会議で採択された行動綱領にはメディアの項も設けられ、ジェンダーは時代のキーワードになったが、新聞紙面にはまだその視点は定まっているとは言いがたい。

最後に元記者として——新聞における女性参画、若い記者にジェンダーの視点の認識、読者、とりわけ女性読者からの紙面に対する批判・反論・激励などの反響を願っている。

II 読者と製作側のコミュニケーション

ヨンのあり方

——「メディアの中の性差別を考える会・

GEAM」の活動を例として

浅生 幸子・斉藤 正美・鈴木 明子

1 メディア製作者との学習会からガイドラインの提案へ

わたしたちの会は、新聞の女性関連表現のあり方への疑問から、一九八九年に富山で結成された。公共性が高いと思われる新聞（スポーツ紙含まず）紙面での性差別表現について分析し、メディア関係者との学習会を開いたり、海外ジャーナリストを含め製作者の意識・実態調査を行なうなどの活動をしてきた。学習会では製作者の率直な声を聞くことができたと思う。

振り返ってみると、活発な学習会を実現できたのは、「市川房枝基金」受賞（九〇年度）で、作り手に運動を認めてもらうきっかけをいただいたことが大きい。また、男女雇用機会均等法により入社し始めていた女性記者の存在や、直接の記事担当者である若手記者らの人権意識にわたしたちの主張が新鮮に映ったということも言える。この間のことは『メディアに描かれる女性像——新聞をめぐって』（桂書房、九一年）の出版という形で発表したのご参照いただきたい。さらにこの本を読んだ読者の意見と、記者、編集者からの反論をあわせて編集し、そうした批判点を改訂したうえで『同、増補、反響編付』（九三年）にまとめ、対話を深めることに力を注いだ。

製作労組、全国紙地方支局をはじめ多様な製作者とのコミュニケーションで「ではどうすればいいのか」と対案を求められたことから、上野千鶴子との共著『きっと変えられる性差別語』（三省堂、九六年）においてガイドラインを提案した。この特色は、機械的に言葉を規制、禁句集を並べるとい

ではなく、性差別に対してのわたしたちの考え方を五原則として示したことである。男女ともに通用する原則を示していることがそのポイントである。

2 メディア機関のガイドラインの新展開

メディア機関は、わたしたちの提案を受け「性差別」や性犯罪に関する表現のガイドラインを具体化し始めている。まず、地元北日本新聞では、土井由三編集局長が一九九六年二月の『新聞研究』五三五号に「時代を読む感性を鍛える——女性表現は変わったか」と題して「写真でも、当選首長の一夜明けの表情を伝える際に、新聞を見る当選首長の横で妻がお茶を入れる構図が、性別分業の再生産と批判されたことなどもあって、いまこういうポーズは掲載しない」「おくやみ欄の名前は、『さん』つげに統一し『氏』『さん』の使い分けをやめた」など、具体的に改善した点について述べた。

共同通信社の『記者ハンドブック』第八版（九七年）には、それまでなかった「性差別」という項目

が設けられ、「注」として、「女流——固有名詞は使わない、女史——〇〇さん、注——女傑、女丈夫、女だてらに、女の戦いなど女性を強調する表現はなるべく使わない。同一場面では男女の敬称をそろえるよう努める」と書かれた。

さらに朝日新聞の事件報道の手引き（九七年）では、「性的犯罪は受ける側にとつては大変な屈辱である。性的犯罪に『いたずら』は使わない」とした。

最近の和歌山の毒物カレー事件の報道でも北日本新聞では「自治体の女性メンバーら二〇人が」（九八年七月二七日）というように女性表現に配慮されていたが、朝日新聞では「主婦ら二〇人」（同）と従来通りの表現が見られた。

上記のように、各メディアが性差別に取り組む姿勢を見せ始めており、この流れは今後ますます強くなるであろう。

3 表現ガイドライン運動の課題と方向

最後にわたしたちのガイドライン運動の現状と課



報告者、右から金森、竹内、井上、村松さん

題について、デボラ・カメロンの議論を参考に以下のように反省しつつ考察した。

1 ガイドライン運動は、言葉をめぐる権力闘争と

いう自らの性格を見落としている。ガイドラインはそもそも規範的、権力的なものである。

2 ガイドラインは差別的表現を導きに、多くの人を差別的文化システムの解体実践に誘い込むプロジェクトである。ガイドラインは、表現がなぜ性差別になるかを具体的に示し、またそれに変わる用法を提示することによって、文化の差別性を説明するものでなければならぬ。機械的な言い換えに利用されないような警戒が必要である。

3 ガイドライン運動は、性差別を間違った信念やステレオタイプ（固定観念）表現の問題として扱うことに留まり、社会における体系的な男女の権力関係の変革の一環という認識が弱い。メディア表現については、メディア企業やメディア製作過程との連携した関係として考えていかなかったり、差別を一点重点主義で捉える傾向が強い。

4 ガイドライン運動は、言語と現実とを分けて考え、言語が現実を正確に映し出す透明な鏡のようなものだとする素朴な言語観が問題である、という認識が弱い。

さらに、今後の方向については、ガイドラインが有効に働くための前提や条件整備について議論を進めるアリーリック&キングを参考に以下のように提案をした。

1 性差別的でない言葉、フレーズなど言語表現のレパートリー（対案とそれを実際にどのような文脈で使うかの実例集）を提示し、それを使うための言語共同体（女性運動やメディア・学会など共通の言語基準をもった共同体）を形成する。

2 言語共同体内部において、女性の地位委員会などのサブグループを結成し、ガイドラインの管理・監督を行なうなど、ガイドライン支援体制を整備する。

3 「言語改革は社会改革の一部」という認識を定着させる。ガイドラインを、個人の意識レベルではなく、具体的な目標をもつ社会・制度的改革の一環として位置づける。

4 性差別は民族、階層、性的指向など他の差別と交錯したものである。その重層的な差別文化解体の見取り図となるガイドラインとする。

III 放送・テレビ

竹内希衣子

わたしはこの二〇年ほど、実践的な活動を通してテレビと女性の問題に取り組んで、報告書の発行や提言をしてきました。それから、五年ほど前から、世田谷区で女性史の編纂委員として、一〇〇人ほどの女性たちの聞き取り調査を行ない、この春『里から町へ』という本にまとめる作業のお手伝いをしました。今はこれをもとに通史をまとめています。わたしは戦時下の女性たちについてのまとめを担当していますが、一五年戦争当時の放送メディアといえればラジオしかありませんでした。このラジオが隣組の組織の強化に果たした役割、戦争協力への強力な働きかけ、そして、母性の強調など、いかに国策宣伝に大きな力を発揮したか、知れば知るほどメディアのもつ力の恐ろしさを感じています。

今日は戦後一九五三年から始まったテレビに焦点

をしぼって、放送と女性についてお話しさせていた
だきますが、ラジオよりもっと強大な影響力をもつ
たテレビとどうかかわっていかかは、これからのわ
たしたちの大きなテーマだと思えますし、女性史の
なかでも未開拓な分野として今回の交流会で初めて
とりあげられた意義は大きいと思います。(はじめ
に、憲法で保障された表現の自由、放送法につい
て、資料の説明若干)

(1) 偏向しているテレビ情報

現在のテレビ状況をざっとまとめてみると、以下
のようになります。

a 政治的偏向——たとえば選挙報道などに政権
政党が圧力をかける。ニュース報道や政治座談
会などへの政治圧力によって、情報に偏りをも
たらされる。

b 権力とテレビの結びつき——力をもったもの
は情報への関与が可能になる。

c 商業主義による偏り——大手の広告代理店が
席卷するテレビ、泣く子もだまる、といわれて

いるほど大きな発言力をもっている。

d 女性情報の偏り——メディアの作り手は男性
優位社会で、ぼく作る人、わたし見る人、の構
造で、女性は多く画面に出ている、テレビか
ら疎外されている、という状況にあることは変
わりない。

テレビが必ずしも事実を伝えていないことは、す
でにわたしたちもかなり理解するようになってきて
います。そのなかでも、女性に関わる情報が、どこ
がどう問題なのか、いくつかの例をあげてみます。

(2) ニュース報道

若い女性の郵政大臣任命の折、新しい内閣の「紅
一点」目玉として突出して取材され、認証式の服装
ではカメラがスカートのスリットをアップで捉え
る、といった取材のしかただった。選挙の女性候補
では、女のたたかいと強調されたり、政治家の妻と
いうタイプではありません、といった紹介をされ
る。阪神大震災の折の報道を分析したときには、女
性はひたすら助けられる存在として報道されていた

が、現地では大活躍したのは女性だったのに、といった不満が相当あった、と聞いています。

(3) テレビCM

商業主義情報というより文化情報のように作られている日本のCM製作技術は水準が高いが、問題点も多い。

a 商業主義のターゲットにされている女性たち消費者として、商品の売り込み対象として、とくに若い女性たちがねらわれている。

b 性別役割固定問題——若くて、スリムで、髪はさらさらと長いのが女性らしい、たのもしくて、力強いのが男らしい、といった伝統的性別役割固定情報が繰り返しメッセージされている。

c 商品化される女性——売り込みのためのアイキャッチャーとして、セクシーな衣装や表情で、商品の訴求効果を高める役割を果たしている。

最近は以上のような要件を逆転させて話題性をと

る、といったCMも出てきていますが、見ている人が共感をもちにくい、自然ではない作り方が目につきます。ジェンダーのものさしをあててテレビCMを見ると、作り手たちの精神構造が見えてきます。では、わたしたちは、こういうテレビにどうかかわっていけばよいのでしょうか。

(4) 受け手からの脱却

テレビは公共性の高いメディアです。女性を疎外しない情報の発信を求めて、わたしたちがしっかりと見る、反応する、考えてみる、などメディア・リテラシーを身につけたテレビのパートナーとして、受け手という立場を超えることだと思います。そのために、どういう方法があるのでしょうか。

a みんなで声をあげる

すぐに行政や規制に頼るのではなく、市民として、わたしたちの情報環境に発言する権利と責任がある、という自覚をもってテレビの内容をチェックしたり、提言したり、モニターするなど、何が問題なのかを具体的に指摘する。そ

して、どうしてほしいかを表明する。市民としてメディアにコミュニケーションする権利をもった存在であることを認識することが大切です。テレビの受け手はもういない、とアツピールすることだと思えます。

b 情報を作る、発信する

マスコミが伝えない、伝えることができない情報を読み取り、私たちがインターネットやミニコミを通じて情報を発信することが、容易になってきています。FAXによる情報ネットも機能しています。世界規模で、豊かな偏りのない情報環境を作っていくためにも、おおいに使いこなしていききたいものです。

もうすぐ迎える二一世紀は女性の世紀といわれています。いま歴史を生きているわたしたちにとつて「女性と情報」のテーマはまさにすべての面でわたしたちに深くかわる問題であり、同時にまた女性史の新しい課題なのだと思惑しています。時間が短くてほんの一端しかお話できませんでしたが、機会をいただいで感謝しています。

IV 女性雑誌の歴史

井上 輝子

女性を読者と想定して発行される女性雑誌の歴史は古く、明治一〇年代にさかのぼることができる。女性という性別の読者に焦点化してつくられるメディアであるだけに、女性雑誌はほかのメディア以上に、各時代の女性の動向を映し出すと同時に、女性の意識や欲望に直接的に働きかけるメディアであるといえる。ここでは、女性雑誌の戦後史をたどりつつ、女性の社会的位置づけや性役割の変化、消費社会化、政府の女性政策の変遷等と雑誌との間の緊張をはらんだ共犯関係、並びに、雑誌と読者の関係などについて、発題・討論した。

1 戦後の女性雑誌の歴史

第1期 敗戦直後から一九五〇年代半ばまでの戦後

復興期

『主婦の友』『婦人公論』等の女性雑誌が次つぎに復刊する一方で、『主婦と生活』『婦人民主新聞』等の新しい雑誌、新聞の創刊が相次いだ。この時期の婦人雑誌は、①婦人参政権の獲得、民法改正などの戦後改革を背景に、女性解放を高らかにうたう『婦人公論』を始めとするオピニオン雑誌と、②戦前以来の家制度と良妻賢母主義を基調としつつ、多少とも変化しつつあった家庭生活や家事の実用知識を伝える、『主婦の友』に代表される主婦雑誌の二系列があった。

第2期 一九五〇年代後半の女性週刊誌ブームとそれに つづく六〇年代

一九五七年に『週刊女性』、翌五八年『女性自身』が創刊され、同年の皇太子（当時）の婚約発表から五九年四月の結婚にいたる約半年間のミッチーブームとともに女性週刊誌は急成長する。折からの高度経済成長で大量に登場したOL層が担い手であった。女性週刊誌は、恋愛結婚イデオロギーと「結婚は女の幸せ」の幻想を前提に、結婚

にいたるノウハウを伝えた。

第3期 『アンアン』（一九七〇）『ノンノ』（一九七

一）創刊後の「アンノン文化」の時代

次つぎに新しい女性雑誌が創刊され、「団塊の世代」に担われて発展した。新雑誌群は、①語感はいいが、意味のないアルファベットの誌名 ②「読む雑誌」から「見る雑誌」への転換 ③雑誌の広告媒体化 ④ファッションと旅への関心などの特徴をもつ。

第4期 ライフスタイル提唱誌が登場した一九七七年以後

二〇代後半から三〇歳前後の女性を読者層とする『クロワッサン』『モア』『ウイズ』等の雑誌群が、「女の自立」「新しいライフスタイル」を積極的に提唱し、女性たちの生き方のステレオタイプに変わって、女性の生き方に多様な選択肢のあることを示した。

第5期 一九八〇年代後半以降の生活情報誌の時代
消費社会化の進行と家族の多様化を背景に、伝統ある主婦雑誌が低落し、代わって「食」に的を

絞りつつも、必ずしも家族生活や主婦役割を前提としない『オレンジページ』『レタスクラブ』等の生活情報誌が台頭する。働く女性向きの雑誌もいくつか創刊されるが、あまり発行部数は伸びていない。女性の雇用率の増加にもかかわらず、女性にとって仕事は結婚や家事に比して第二義的位置づけしか与えられていないという、新性別役割分業の価値観が反映されているのだろう。

2 女性雑誌の内容

性役割の再編成および消費社会化と、次のように連動している。

(一) 性役割の再編成

戦前以来の家制度を基盤とする良妻賢母主義の時代から、恋愛をつうじて結婚し、子どもは二人の分業型核家族をよしとするジェンダーの五五年体制への移行は、民法をはじめとする一連の法改正と、皇太子結婚等の国民的イベントと連動しつつ主婦雑誌

と女性週刊誌によって推進された。さらに一九七〇年代以後、フェミニズムの影響下に、『クロワッサン』『モア』等の新創刊女性雑誌によって性別役割分業に疑問を呈し、ステレオタイプにとらわれない新しいライフスタイルを志向する動きが積極的に提唱される。

妻・母・主婦という伝統的な女性像にとらわれな
いとはいっても、美容とファッションにシフトした
新女性群は、女性の性役割に新たに「美しさ」役割
を付加したともいえるのだが。一九七五年以後に
は、政府や自治体も、すくなくともタテマエとして
は、性別役割分業見直しへと政策転換を開始したも
の、税制、社会保障制度、賃金体系など、制度の
基本的枠組みは、性別役割を前提としたものになっ
ている。これに対して、女性雑誌は、個人的ライフ
スタイルとして分業型ステレオタイプからの脱出志
向を支持したといえよう。旧態依然の制度のもとで
の個人的努力は、しばしば挫折するわけで、「クロ
ワッサン症候群」といった事態も生じたのである。

(2) 消費社会化

とくに七〇年代初頭の『アンアン』『ノンノ』以後、女性雑誌は、モノを買うことよって女性の自立や幸福が得られるかのような幻想を散布してきた。モノの購入は家庭内で、伝統的に女性の役割でもあったが、同時に個人としての消費が、はじめは身軽な女子学生と、可処分所得をもつシングル・キヤリアに、やがて主婦層にも推奨されるようになっていく。ここでも女性雑誌は、伝統的価値観に反する個人単位の消費を促進することで、女性を消費社会化の先兵としてターゲット化したわけである。このように性役割の再編成と消費社会化の両面で、女性雑誌は個人的レベルでの「かすかな抵抗」(ナンシー・ローゼンバーク)を勧めつつ、大局的には政府の政策や企業の利益に加担する役割を果たしてきたといえるだろう。

なお、雑誌と読者との関係については、十分な問題提起と討論の時間がなく、今後の課題として残された。

V メディアへの女性の参画

村松 泰子

1 メディアへの女性の参画の歴史

新聞と放送を中心に女性の参画の歴史をみてみよう。新聞は、明治初期から女性読者の確保を販売戦略として位置づけており、すでに明治中期から女性記者の歴史がある。放送も一九二五年のラジオ放送の開始の時点から女性アナウンサーがいた。ただし、いずれも主として女性向けの記事や番組の担当者であった。戦中には出征男性の補填として女性の新聞の報道記者、放送の技術職なども採用された。

敗戦直後には一たん男性に席を譲った女性たちは、一九五〇年代から六〇年代前半までのメディアの混乱期から発展期に再び参入し、限られた数ではあるが、戦後のメディアの女性の第一世代となつ

た。しかし、その後、大手のメディア組織では終身雇用・年功序列などの大企業的な制度化が進むなかで、高度経済成長期の六〇年代後半から七〇年代にかけて女性の採用はきわめて限定され、女性は冬の時代を迎えた。第一世代につづく女性が断たれた結果、七〇年代初期の日本の第二波フェミニズム勃興期に、メディア内の女性層が薄く、それをきちんと、また十分に報じることができなかったことが、諸外国に比べ、その後のフェミニズムの進展を遅らせた一因ともなったと考えられる。ちなみに、七五年の国際婦人年当時の女性の新聞記者は全国で一二〇人（全記者の〇・七％）にとどまった。

その後、一九七〇年代後半以降、ようやくメディア内の女性の数と職域は徐々に拡大しはじめた。八年の男女雇用機会均等法の施行はさらにそれを後押しし、九〇年代に入り、新聞の女性記者は全国で一〇〇〇人を超え（全記者の四％）民放の報道部門の女性比率も一〇％を超えた。

2 メディアへの女性の参画の現状と国際比較

とはいえ、現状でも新聞・放送界での女性比率は、諸外国に比べ極端に低い。一九九三年の数字では全国の新聞社の全社員中の女性比率は八％だが、比較可能な二八か国中で一〇％以下なのは日本とインドのみであり、二〇％台、三〇％台、さらには四〇％台の国が合わせて二一か国にのぼる。放送については、NHKと全国の民放の全社員中の女性は、一三・四％でこれもインド、マラウイとともに最低クラスである。比較可能な三三か国中、四〇％台がデンマークなど三か国あり、三〇％台が欧米を中心とする一五か国、二〇％台が南米・アフリカなどの一か国である。

日本のなかでも、全国紙やNHK・民放キー局など大手メディアほど女性比率が小さく、また部門・職種ごとの女性比率にも差があり、組織内の性別役割分業がみられる。さらに問題なのは、歴史的推移からも想定されるように、メディアの内容を決定す



る職権をもつ管理職は、とくに女性比率が少ないことである。新聞社ではわずかに全管理職の〇・五%、NHKでは一・二%、民放では五・三%が女性であるにすぎない。現在でも新規採用者中の女性比率は多くても二、三割程度であるので、二一世紀になっても、メディアの方針決定への男女共同参画の実現は、なんらかの積極的な措置をとらない限りむずかしいと懸念される。

日本のメディアへの女性の参入が遅れている背景には、根強い性別役割分業意識のもとで成立した、一つの新聞社による朝夕刊セツト紙の発行や、夜打ち朝駆け取材のような長時間労働を前提とする日本独自のメディアの慣行など、私生活と両立させにくいメディア人の働き方がある。そのような働き方を要求される人たちによる生産物から、生活者の視点が抜けおちやすいことも、大きな問題としてある。

3 北京行動綱領と日本のメディアの課題

行動綱領の重大問題領域の一つ「女性とメディア」が掲げた方策のうち、第一の柱が「参加とアクセス」であることは重要である。女性自身が発言・発信でき、メディアを通じて情報伝達できることが、女性のエンパワメントのためにも、市民社会の主役であるた

めにも、また第二の柱である「バランスのとれたメディア内容」を実現するためにも不可欠であることを意味しよう。

その意味で、日本の「男女共同参画二〇〇〇年プラン」のメディアの項は、「女性の人權」の問題としてメディアをとりあげながら、女性による表現や発信という人權についての表現の問題だけをとりあげている点で不十分である。報告者の属するジェンダーとコミュニケーション・ネットワーク（GCN）では、同プランの対案を北京綱領にそって作成した。基本は、一人ひとりの市民が表現の自由を確保し、市民社会の形成に責任をもって主体的にかかわることができるためには、知る権利、情報を発信・伝達する権利などの「コミュニケーションする権利」が実質化されなければならないという点である。この実現に向けて、メディアへの女性の参画とアクセスの拡大、そして、市民がメディアを批判的に分析・評価し、積極的にメディアを使ったコミュニケーションを作り出す力、すなわちメディア・リテラシーの獲得と取り組みが必要である。

フリートーク

1 製作の場における「女性の視点」をめぐって

意見交換のなかで「女性だから、かならずしも女性の視点をもっているとは限らない。とくに、雇用均等法以降に入社した若い女性記者にその傾向が強い」という発言がもつとも多かった。

また、参加者から、以前、某新聞に従軍慰安婦に関するコラムが女性記者の署名入りで書かれていたが、「男性の視点が入っているようで、嫌な印象を受けた。報道の現場は、いまだに男性中心社会なので、そこで働く女性は、無意識のうちに、その体質にからめとられていくのではないか」の意見があり、これに対して、「女性の方が結婚、出産、介護などのさまざまな段階で、女性を意識することが多いが、一般的に言われる性差は生理面以外に文化的、社会的、歴史的につくられた性差が大きく、こうしたジェンダーの視点が重要。男性、女性にかかわらず、よい仕事、よい勤めかたの可能な社会が望

ましい」「いまの女性は昔よりは、制度的に恵まれているので、その制度をうまく活用してほしい」また、「実際にテレビにかかわる女性にインタビューしたが、一般的なことをとりあげた後、プラスチックファアとして女性の問題を取りあげている」「以前、東京電力の女性社員殺害事件のとき、女性の母親が、メディアの報道に抗議。某新聞がいちはやく社会面のまんなか、女性記者の署名入りで、反省記事を書いたが、裏話では、唯一の女性記者がそのような記事を書かれたとのこと。商業主義が先を行っていると思う」。最近では、男性記者も、家庭面、生活面でじっくりしたものを書くようになり、「女性が男性に影響を与えているのでは」という発言もあった。

2 子どもへの影響ほか

メディアが子どもにおよぼす影響についても多くの意見が交わされた。

「性別役割分業について、十分意識している大人は、選択してメディアを受けとめることができるが、子どもは無防備である」「しかし、子どもの方

がめざめている面もある。いつか、ガキ大将を育てる企画が放映されたが、小学生の娘に、なぜ、ガキ大将は男ばかりなの」と指摘された。

「テレビの暴力場面もある。過日、郵政省がVチップをテレビにくみこんで暴力場面をカットしよう」と提案したが、市民としての防御が必要。テレビ局と行政の間だけの問題になるのは避けたい」。

メディア分科会で配布された資料「北京世界女性会議行動綱領」のなかの「女性とメディア」、「男女共同参画二〇〇〇年プラン」のなかの「メディアにおける女性の人權の尊重」、それに対する「ジェンダーとコミュニケーション・ネットワークのコメントと対策」に「女性とメディア」の問題がくわしく掲げられている。「市民はメディアを自分たちの道具として使える権利をもっている。市民とメディア製作者が対等の立場で話し合える場が必要である」。

教育の面については、さらに、子どもが見る時間帯に放映されるドラマも、男女の愛欲をテーマにしているものもあり、問題である。ドイツのテレビドラマの研究から、「日独の比較において、日本の

方が家族ドラマを女性向けに作っている」という発言があった。

参加者から、自分の体験にもとづいて、ウーマン・リブの頃の『私は女』、ミデイコミ誌ともいべき『あごら』について、報告者へ意見が求められた。「自分は何に関心があるのか、自分により影響を与えたメディアを大切にしたい。主体的な受けとめ方を具体的、個別的にしていきたいのが、女性史の一つのあり方でもある」などの発言。

ほかに、「本質的には、対立しているわけではないのに、働く女性と専業主婦の分断をメディアが煽っている」に対して、本当の意味での専業主婦はいまどの程度いるのか」という疑問。しかし、「メディアにたずさわる男性の妻の多くは専業主婦なので、『家のカミさん』を女性の代表のように思ってしまうがち」という発言もあった。

まとめ

戦後五〇年余の新聞・放送・雑誌の推移を報告、

討論を通してたどりながら、改めてメディアのもつ影響力の大きさを考えさせられた。

それだけに、私たちは身近なところから毎日くりかえし発信されるステレオタイプ化された女性像には異を唱え、ノーと言いつづけていかなければならない。

確認された事項を以下三つにしぼって記す。

1 メディアを遠いものでなく、身近なものとして、わたしたち一人ひとりの権利と責任において、参画・アクセスしていく必要がある。

2 そのためにメディアを解読する力⇨メディアリテラシーを獲得する。

3 そして、市民とメディア⇨視聴者側と送り手の話し合いの場をつくる。

さらに、次の「つどい」にもメディアの分科会を設けてほしいという要望が満場一致で支持された。

史の会 中積 治子

川崎市ふれあい館 原 千代子

国際日本語普及協会 都築 陽子

国際化と女性たちの市民活動

〈分科会2 国際交流〉

コーディネーター

鳴田 昌子

中積 治子

牧野 迪代

記録

東 順子

はじめに

現在の女性史研究は、どちらかという和日本国内だけを対象にしたものが多い。しかし現代は国際化の時代であり、女性史も外国の潮流と無縁ではいられない。

日本から出ていく人、入ってくる人、とりわけ現代の動きは激しく、情報の伝わり方も早い。女性たちのライフスタイルも一つの国のなかだけで完結するものではなくなっている。国際交流がさかんな時代になり、それゆえさまざまな問題も生じている。

今回の「つどい」の開催地である神奈川は、どこよりも国際交流の活発な地域である。開催地の地域性を出すという意味もあり、「国際交流」分科会を設定した。

「国際交流」という場合、日本から外国に出ていく場合と、外国から日本に入ってくる場合とがあるが、この分科会では、一九世紀から現代まで、日本にきた外国人と日本の女性たちがどのような「国際

交流」をしてきたのか、その経過をたどりながら、新しい世紀、さらには新ミレニアムの「国際交流」はどうあるべきかを考えてみたい。

考え方としては、歴史の流れに沿ったタテ軸と、地理というヨコ軸を重ねて、三つの特色ある地域の例にしぼりこみ、報告事例とした。

① 一九世紀の開港都市・横浜

② 二〇世紀に発展した工業都市・川崎

③ 現代の人口流出地域・新潟と福島

である。

さらに当分科会では、ビジュアルに問題を捉えられるようにと写真の展示も行なった。報告と展示をオーバーラップさせていきたいと考えたからである。

I 市民活動と横浜婦人慈善会

中積 治子

一九世紀の横浜には外国人居留地が存在し、貿易

を仕事にする多くの外国人が住み、ある時期には人口の一割を占めていた。同時に横浜は他地域からの流入者によって造られた町で、一攫千金の夢破れた人びとの貧困という大きな社会問題が発生した。この問題に女性たちが果敢に取り組む。女性たちの意識を覚醒させたのは、西洋の女性たちであった。その多くが女性の宣教師で、キリスト教にもとづいた人間教育を試みた。近代の民主主義の影響を受けた女性たちが先駆的な社会活動、いまでいう市民活動を展開していったのである。

まだ「慈善」という言葉が生きていた時代の女性たちの活動、組織のあり方に注目したのが次の報告事例である。

1 明治期の横浜

開港、明治になり富国強兵、殖産興業政策がとられ、新兵器、工場設備の資材などを大量に輸入する。みかえりに、一番盛んに横浜港から輸出されたのはアメリカへの生糸、ヨーロッパへのお茶であ

る。繁栄しているようにみえる横浜に、地方の生活困窮者がどんどん流れこんできたが、船舶作業、埋め立て工事の土木、女の人はお茶場で働くなど、低賃金・重労働の仕事しかなかった。こうして貧しい人たちの生活地域ばかりがひろがる。このような状況は明治期を通じてつづくが、一方横浜の繁栄は、この人たちによって支えられていたともいえる。

2 明治中期の女性運動

一八八三（明治一六）年頃から極端な欧化政策がとられる一方、女性改良問題も盛んに論じられ、さまざまな目的をうたった女性団体が各地で結成される。そのなかには慈善を目的とした会も多い。

横浜にも「万国婦人禁酒会支部」や「横浜婦人交際会」と名のつく会が設立される。その後どのような活動をしたかわからないが、これらの会につづき横浜婦人慈善会が生まれたのは一八八九年である。

3 横浜婦人慈善会の活動

発会のきっかけは、メソジスト系のキリスト教徒のカロライン・バン・ペテン、二宮ワカ、稲垣寿恵

子、平田平三らが中村町の生活困窮者が多く住む地域を訪れたことにある。実際に入って見ると、食事は一日一食、あるいは二日に一度、衛生状態も非常に悪く、病人は寝ているだけという貧困状態に驚く。

この人たちのために何かしてあげたいという話し合いのなかから、会をつくり、病院を建てることになる。発会時には一一七名もの会員が集まったという。これだけの人が集まったのは、もちろん助けを必要とした横浜のニーズがあったのだが、横浜の女性たちにこれを受け入れる素地があったからである。

それは、横浜から日本の女子教育が始まったといえるほど、ミッシヨン・スクールが多くあり、そこで教育を受けた人たちがそろそろ社会に出てきたこと。横浜の山手には、二つの女子の伝道学校、聖經

女学校と共立女子神学校があり、貧しい人たちのところに出かけ、町の状況をよく知っていたこと。キリスト教関係の雑誌や、外国人の話から社会奉仕の精神を学ぶ機会が多かったことなどが現在の市民活動に通じる慈善会の活動を支えたといえよう。

横浜婦人慈善会が山手の小高い丘の上に、それほど広くはないが、壁を赤く塗り「赤病院」と通称される病院で治療を開始したのは一八九二年である。

この年九月の総収入が九七円余、総支出が一五三円余、患者の三分の一が施療患者であったという。このような赤字が累積していく経営状況はこの後もずっとつづいた。そのため会員たちはバザーを開いたり、寄付を集めたり、演芸会を開いたりと資金集めに奔走する。

一九〇〇年に社団法人化し、この頃からキリスト教徒以外の横浜の主だった女性たちが会員として加わる。市や県から補助金も出るようになり、しだいに経営も安定してくるが、一年に恩賜財団済生会が創設されたのを機会に、土地、建物、設備一切に四万五〇〇〇円の有価証券をつけて、神奈川県済生



会に寄付する。

横浜婦人慈善会の会員は、地震災害などがあると、すぐに救援に立ち上がった。居留地で寄付を募り、救援物資などを集め、全国の災害地へ送る。怪我人がでると、ボランティアが駆けつけ、医師や看護婦となり、まず「赤病院」で治療を行なうなど、全国を視野にいった幅広い活動を行なった。

もう一点注目したいのは、よくご存じの足尾鉍毒事件で、鉍毒被害者の救療を行なったことである。東京で鉍毒地救済婦人会が発足すると、横浜もすぐに演説会、窮民援助などの活動をするともに、慈善病院に被害患者を受け入れ、治療を行なう。

会員の石川ゆきは、夫婦で田中正造を支援する。ゆきは夫の死後も支援をつづけ、谷中村の強制収用を阻むための地権者にもなる。

石川ゆきは福田英子と谷中村も訪問している。そのときの様子を「思ひ川の風浪」(『新紀元』第一二号・一九〇六年一〇月一〇日)に書き残していて、二人の関係や、谷中村まで行くだけでも当時はいかに大変であったかがわかる。

江刺昭子「港の別れ——横浜時代の福田英子」
〔『史の会研究誌』第二号〕によると、福田英子は横
浜婦人慈善病院のすぐ近くに住んでいた。しかし英
子も、ともに暮らしていた石川三四郎も、警察につ
ねに監視されている身であつて、行動にはおのずか
ら制限があり、慈善会と直接的なかわりはなかつ
たのではないかと思う。

この鉱毒被害者への支援活動は、女性団体が運動
の中心となつたところに、今日の住民運動にも通じ
る性格があるといわれているが、手段はいまと同じ
でも、運動をする側の受ける圧力はいまでは想像も
できないくらい大きかつた。それは生命をかえりみ
ぬといわれるほどの行為で、それでも石川ゆきを始
め、慈善会会員が、救済に力を尽くしたことに横浜
の女性の筋を通す強さを感じる。

4 市民活動としての横浜婦人慈善会

当初はメソジスト系のキリスト教徒の女性たちを
中心に、外国人宣教師や居留地の女性たちの助けに

よる草の根の救貧活動であつた。しかし「当初の目
的と活動」〔『女学雑誌』一八九〇年六月七日号〕の
なかで触れているように、ただ金品を与える慈善で
なく、その人の自立を考えながら事業を行なうとい
うきちんとした方針をもっており、当時の女性団体
のなかでは出色であつたといえる。

女性のみで病院経営という他に類をみない事業を
行ない、広い視野をもちながら災害にも能動的に活
動したことを評価したいと思う。

5 その後

病院の移譲後、別々の活動をしていた会員たちが
もう一度一つにまとまつたのは、関東大震災後であ
る。震災後の救援活動から横浜連合婦人会が生ま
れ、病院閉鎖後の活動資金に残してあつた一万円を
財団法人の基金に入れ、横浜婦人慈善会は解散す
る。これこそ商都横浜の女性の生きたお金の使い方
といえよう。その後、横浜の女性たちは活動の基盤
としての婦人会館の建設に向かうのである。

フリートーク

横浜という地域性のある報告を行なったので、各地からの参加者のなかで、その地域の女性たちの動きを話してくださるかたがいればと呼びかけた。

*中国系の華僑の人やカソリック系の教育を受けた人たちが、会員として活動していたかとの質問があった。

とくに確認はできなかったが、会員が四〇〇〜五〇〇名いるのでそのなかにいたかもしれない。

カソリックの人たちの活動としては、一八七二年にラクロットが仁慈堂、近代の福祉の初めといわれる孤児院を開いている。カソリックの人たちは、この事業に力をいれていたのではないかと思われる。

長崎の例では、イエズス会の系統の人たちは、上陸するとまず学校とか孤児院を建てている。開港後、最初に上陸した人たちのもってきた宗教、文化が開港地の文化に大きく影響したと、参加者からの補足があった。

*現代のブラジルなどから働きにきた人たちの、家庭での親と子の言語の問題を研究しているかたから、南北問題で、ヨーロッパから各地に派遣されている人たちを見ると、非常にその地域の文化や言語の教育を受けている。その例からも当時伝道にくる宣教師や伝道師などには、本国で独特の教育があったのではないかと指摘された。

横浜山手には、伝道師を育てる二つの女学校があり、この教育も同じようだったと思う。

*北海道では、まず開拓から始まる。開拓というのはまず石炭があつて、次に人が来て、土地が拓けた。最初に開拓した人は、大木で五年間空を見られなかったという。しかしどの部落でも、すぐに神社を建て寺子屋を作り、子どもを集めて教育する。アイヌの人たちとの交流で、女性の動きは残念ながらないが、標準化される教育にアイヌの人は苦しんだ。

これは国際化のなかで考えねばならない大きな問題で、次の報告事例につながる課題である。

II 在日韓国・朝鮮人女性の歴史

——社会福祉法人青丘社の実践から

原 千代子

工業都市・川崎の臨海部には、第二次世界大戦時の強制連行などによって来日した一世が多く住んでいる。一九八八年に建設された川崎市ふれあい館（川崎市桜本町）が行なっている識字学級は、言語保障による国際交流といえよう。同館は、公立の建物で、運営は社会福祉法人青丘社が行なっている。その歴史と歩みを語るには、創立五〇年を迎えた在日大韓基督教川崎教会の存在は外せない。

在日韓国・朝鮮人女性に対するサポート活動が公的になっていった過程を中心にした報告である。

1 在日韓国・朝鮮人渡航の歴史

在日韓国・朝鮮人女性の歴史の集大成としての研

究は始まった段階であり、在日韓国・朝鮮の渡航の歴史が自由主義史観のなかで歪められて流布されていることに心を痛めている。

金斗来キムトレイさんが識字学級で書いた作文のなかから、彼女の八六年にわたる生活を知ることができる。

金斗来さんの場合

一九一二年 慶尚南道生まれ。七歳から農業に従

事。

三〇年 一八歳で結婚。夫も農業。三人出産。

四〇年 夫が田の仕事中に日本へ強制連行される。

四一年 日本の夫のもとへ（二九歳）。

九八年 病没（八六歳）。在日生活五七年。

当時の朝鮮の教育は、女性には学問は必要ないと
の考えで、ほとんどの女性が教育を受けていない。
男性も寺子屋程度である。七〇歳代前半の人たちは、日本の植民地支配のなかで日本の教育を受けた女性も結構多い。

一九一〇年日韓併合後、産米増殖計画、創氏改

名、皇民化教育が行なわれ、日本軍に食糧を奪われるなどがあった。三〇年代には、朝鮮半島の経済的疲弊もあって渡航証明を取れた人たちが、とくに次男、三男が日本へ出稼ぎにきた。四〇年代になると強制連行もあり、四五年までには約二四〇万人が移住して、土木作業、炭鉱、鉄道敷設工事の危険な労働現場で日本の労働力不足を補った。同時代に、中国東北部にも約二〇〇万人が移住した。神奈川県内の在任朝鮮人人口は一九一三年には八二人だが、四五年の終戦時には、約六万人に増えた。

現在、川崎市の人口は一二〇万二一五五人である。人口内訳は日本人一一八万二六四三人、外国人一万九四七二人、そのうち韓国・朝鮮人が九一〇二人（一九九六年統計資料）。この在日韓国・朝鮮人が、戦前から日本鋼管や昭和電工などの重化学工業の工場の建設や廃棄物処理の労働現場を担ってきた。

八〇年代からニューカマーの外国人も増え、ふれあい館のある田島支所管内地域に日本人四万七四六一人、外国人二八〇四人、そのうち韓国・朝鮮人二

一九七人が居住している（前出資料）。

ユシオルシク
尹乙植さんの場合

一九二五年生まれ（現在七三歳、池上町在住）

四〇年 一五歳のとき日本で結婚。同年出産。

四一年 夫が軍隊の軍属に徴用される。

夫は日本軍の激戦地を転々とし、戦死者の多いなかで、幸い、四五年硫黄島から帰還したが、日本人に支給された戦後補償は一切ない。四五年は朝鮮民族には植民地支配から解放の年で、八月一日は解放記念日として、いまでも盛大な祝賀行事が行なわれる。

戦後、日本の成年男子の帰還にともない、在日朝鮮人は不要となり、朝鮮半島へ帰国する政策がとられたが、朝鮮戦争の勃発と経済疲弊から、約六〇万人が日本に残り居住したのが在日の基礎となる。

当時、日本社会では朝鮮人は人間として認められず、物を売らないなどの朝鮮人差別が激しく、言葉もわからず、普通の職場にも入れず、しかたなくクズ鉄集めや、どぶろく造りをして日銭を稼ぐ生活が長くつづいた。

2 川崎市ふれあい館の設立経緯

一九六九年、在日韓国・朝鮮人が多く住む桜本地区で、社会福祉法人青丘社の活動が始まり桜本保育園を開所する。七〇年頃から権利意識の高まりと日立の就職差別裁判などの人権問題で市民運動が起こる。

桜本保育園で日本名を使用していた保母さんの本名の宣言や民族性を尊重した保育が始まる。しかし、地元小学校で朝鮮人児童へのいじめがあり、教育委員会へ問題を訴えてきた結果、川崎市は在日外国人教育基本方針を制定した。

八八年、川崎市ふれあい館、桜本こども文化センターが開館。日本人と在日外国人の交流施設として、在日一世の問題や子どもの教育の問題、大人向け社会教育が行なわれるようになる。

3 在日韓国・朝鮮人一世の識字学級の実践から

字が書けないため、銀行や郵便局は家族が代行したとしても外国人登録は本人の自筆が必要。金さんは、七六歳で初めて鉛筆をもって、名前を書いた。

かつての日本社会よりは人権など認められてきているが、朝鮮半島でも日本でも、まったく教育の機会に出合えなかったハルモニ（おばあさん）が一番影響を受けてきたと識字学級のなかで感じている。

ハルモニたちの悔しい思いや日本社会への恨み、故郷へ帰りたくても帰れない思いのなかで六〇年間生きぬいてきたバイタリティーは力強い。

識字学級日本人ボランティアは約二〇人になり、高齢者も増え、同じ時代を生きた人たちが識字を通して、交流が生まれているのがよい。

識字学級では共同学習を基調に、苦労をともした在日韓国・朝鮮人同胞が助け合い、ときには歌い、踊り、労働のウサを晴らしたりする。

これから日本社会が在日韓国・朝鮮人一世やニューカマーの人たちとどう向き合うかは重要な問題である。

4 年金問題の取り組み

在日韓国・朝鮮人の市民運動で取り組んでいるのは、年金問題である。

一九八二年、難民条約が批准され外国人に対する福祉制度に関する国籍条項はすべて撤廃された。在留資格のある外国人は保険、年金の差別はない。

年金期間の満たない七〇歳以上の人は、無年金状態であったが、川崎市役所へ運動の結果、在日外国人福祉手当が支給されるようになる。毎年、増額を要求して、現在では一万八〇〇〇円が支給される。神奈川県にも要望書を提出して、県内全体で実施されるようになった。

識字の活動を通して、在日韓国・朝鮮人一世の人たちに出会えたこと、日本人や在日の若い世代が、

一世の人の生きてきた歴史や苦しいなかをどのようにして助け合って生きてきたかを学べたことが大きな財産である。

話の中心になる金斗来さんが、二週間前に喘息で入院され、昨日なくなり、大変残念です。

フリートーク

* 識字学級はほとんど女性だというが、日本の場合のように、夫がいるので出にくいということはなにかという質問が出た。

親睦会だけに来る人もいるが、四〇人くらいのなかで、夫のいる人は二、三人で、ほかはみな亡くなっている。夫と年齢が離れているが、韓国では一六歳で一〇歳くらい年上の夫と結婚するのは普通のこととて、四〇半ばで「未亡人」になった人が、三分の一くらいいる。

* 社会福祉法人青丘社は厚生省認可の法人である。在日韓国・朝鮮人と日本人がいつしよに設立し、一九七四年認可された。

ふれあい館は青丘社が教育委員会に教育基本方針の要求をし、ふれあい館の建設要求を市民運動として行なった結果、公設民営で設立された。事業運営は社会福祉法人に委託されている。館長は在日二世で、ふれあい館のスタッフの三分の二は在日韓国・朝鮮人である。財政的には川崎市からの委託料で人件費と事業費などが賄われている。

* 市民活動として、女性差別も在日韓国・朝鮮人の差別や部落差別も少数派で運動をやっても力が小さくひろがらないとの声もあった。

ほかとの連携として、青丘社は県下でいえば神奈川県権センター、民族差別とたたかう神奈川連絡協議会と連携がある。在日問題は、指紋捺捺問題以降、マスコミも取りあげるようになった。組合も取りあげているし、川崎市には在日韓国・朝鮮人職員も一〇人くらいいて変わってきている。

慶尚道から慰安婦にならされた人は多く、当時早く結婚させた理由は、挺身隊にとられるということがあった。映画「ナムムの家II」で、そこに出てきたハルモニたちは慰安婦で悲惨な思いはしてきた

が、いつも泣いているばかりでなく、したたかに生きてきた強さがある。そういう女性史もだんだん表現されるようになってきた。

III 日本人と結婚した在日外国人女性に対する支援推進調査研究

都築 陽子

戦前の受け身の学ぶ側であった国際交流から、新しい形へと発展したケースとしての報告である。

過疎地に定住する外国人女性は、一九九〇年代に飛躍的に増加したが、その多くは農村の嫁不足、後継者不足、高齢化などの社会問題解決のため日本人男性と結婚し、農村に住みついた主に東南アジア、韓国、中国から来日した人たちである。自治体の施策として推進しているところもある。彼女たちは比較的高学歴だが、言語習得の機会もないままにきている。国際化のなかで生まれた新しい問題といえよ

う。

こうしたなか、九四年国際日本語普及協会は、文化庁の委嘱を受けて調査を行なった。その結果からの実情報告とともに、今後の国際交流、外国人母親の言語保障および母語・母文化をいかに保持するか、日本人としての国際化はどうあるべきかを考えさせられる報告である。そこには女性差別、人種差別という二重の人権問題が存在している。

ここ十数年の間に、外国人が非常に増えたことに気づく。外国人は日本に九〇日以上滞在する場合、在住している都市に外国人登録をしなければならない。



都築 陽子さん

い。この外国人登録者総数は一九八七年には九〇万人に満たなかったのが、九〇年には一〇〇万人を超えた。九六年には約一

四一万人になり、そのうち約九〇万人ぐらいがアジアの人たちである。

「夫婦の一方が外国籍の婚姻件数」では妻が外国人の場合が圧倒的に多く、約一〇万人前後が東南アジア、韓国、中国の女性たちである。

九三年、ある保健所が、言葉の不自由さ、日本の生活習慣がわからないなどから、日本での出産知識のない外国人配偶者に異常分娩の多いことをつかんだ。このことがきっかけとなって、日本語教育の必要性が唱えられた。当協会はインドシナ難民の日本語教育にたずさわった経験から、その頃すでに「生活するための日本語の教え方」の蓄積があったので、新潟県上越市において日本人ボランティアに対して教え方教室を開き、日本人男性と結婚した外国人女性に対する日本語教室の開催を支援した。すると、市内はもとより山間部からも三〇数名の外国人配偶者が参加した。

このような地域に定住する外国人女性に対する日本語教育は新しい分野だったので、九四年度に文化庁から定住者のための日本語教育についての調査の

依頼があった。

1 「海外から嫁いだ外国人配偶者の日本語指導に関する調査研究」

(一九九四年度)

新潟県上越市と千葉県市川市において調査を行ない、日本語学習に次のニーズがあることを文化庁に提言した。

①日本語教室の拡大

上越市の調査では、学校で日本人として日本語を学ぶ子どもに比べて、母親たちはいつまでも中途半端な言葉しか話せず、きちんとした教育ができないと不安を覚えていることが判明した。さらに自分を表現する発信の道具として、書き言葉や敬語も覚えたいという希望がある。

②日本人関係者への講習

この調査では、そのほかに夫と姑、地方自治体、ボランティア・グループについても調査した。そこから家族や自治体の受け入れ態勢がまちまちである

ことや、外国人配偶者と夫の年齢差が大きいことが改めてわかった。

自治体に比べて積極的だったのはボランティア・グループであった。地域の国際化に真剣に取り組み始め、姉妹都市の歓送迎だけが国際交流ではない、地道に自分たちの生活を紹介できるようなことをしたい、困っているなら日本語教室の手伝いもしたいという気運が出ていた。

外国人配偶者から「夫はもつと愛想よくして、もう少し家事を手伝ってほしい。舅姑は広い心をもってもらいたい」という声も聞かれた。外国人に対する日本語教育に劣らず、異文化を理解し受け入れるための日本人教育が重要である。

③地域の日本人に対する国際化の促進

母方の文化も取り入れて、地域に双方向的な国際化をすすめることが望ましい。

2 「日本人と結婚した在日外国人女性に

対する支援推進のための調査研究」

(一九九六年度)

に何か役に立つことをしたいという希望がある。通訳講座など、社会教育の充実。

夫や地域住民への異文化理解講座の開催。

③地域住民への男女平等意識改革の推進

文部省生涯学習局婦人教育課から日本語支援の枠

にとらわれずに広く生活全般にわたる調査の委託があり、新潟県上越市と福島県東和町において調査し、次の項目を課題として提言した。

①外国人配偶者への支援事業の充実

生活支援ボランティアの養成と法的身分保障など社会生活に関する情報を提供できる警察・医療・教育などの専門家による支援ネットワークの形成。

外国人配偶者は四分の三がアジア系である。英語のほかにアジア各国語のパンフレットを備えた相談窓口の設置とカウンセラーの養成。

いつでもどこでも学べ、効率の良い教え方のできる日本語学習支援事業の充実。

②生涯学習の充実

外国人配偶者の側から、自分たちも日本人のため

3 「地域社会において外国人定住者と共

生するための国際化講座——異文化理解講座及び日本語指導員養成講座」

(一九九七年度)

前年度の調査結果にもとづいたアクションプランを福島県東和町と山都町において実施した。

東和町はフィリピンを中心に外国人配偶者二〇数名、山都町は人口約四〇〇〇名、うち外国人配偶者四名、四五歳以上の独身日本人男性一四〇名という土地である。外国人の置かれている状況が把握でき、理解・支援のための具体的な問題点や課題を認識することができた。日本語指導は同じ地域に住んでいるボランティアによって行なわれるのがよいという方針から、二名養成した。

まず個人として、自分の日本語にも気をつけてほしい。日本人社会で生活している外国人定住者にわかりやすい日本語を使うということが大切である。

日本語教室に予算をつける自治体も現れ、外国人配偶者をめぐる環境は整備されつつあるといえる。

しかし、地域間の格差は大きい。外国人の嫁がきて家のなかがきれいになったと喜ぶ声の聞かれる一方、外国人配偶者は家のなかで一人ぼっちという状況がある。宗教観の違いや文化の違いなど相手の背負っているものを認めることがまず必要であり、彼らの母語をどう維持することも大きな課題である。日本語学習がどの地域でも容易に行なわれるよう、官民双方による支援システムづくりが望まれる。

フリートーク

* 中国帰国者への日本語教育は行なっているのかという質問がでた。

中国帰国者には戦後処理としての引き揚げの問題があるので、厚生省は所沢にセンターを作って実施

している。定住地へ向かった帰国者のための二次センターもある。当協会はインドシナ難民の教育を大和定住センターで始め、いまは品川の国際支援センターで行なっている。

* 日本語の言語教育の場合、生活者としての外国人に対する第二言語教育のシステムがまだ体系化されていない。一つは日本語を覚えていく、もう一つは自分の母語を保持していくことを、保育の現場などでは大変苦労する。ある保育園では園児の前で外国人母親に母国語で話してもらい、国際理解をはかっているとの報告があった。

またインドシナ難民の場合、二、三歳で来日し、義務教育を終えた頃、家で両親と話す共通語がないという問題が起きていると報告されている。

こうした実例からも、母語および母文化をいかに保持するかが大きな課題となっていることがわかる。一方、父親、母親両方の文化をもつ若い人の出現は素晴らしい。このことはいまの日本の閉塞性を打破するのにも絶対に必要なことと思われる。

* 大学の現場から。外国人に日本語を教える講座

のキャリアラムを組むところが増えている。人材の養成はなされつつあると考えられる。

写真展示について

写真は「つどい」の実行委員もかかわって（財）横浜女性協会のイベントで制作した「国際交流のパイオニア——横浜の女性群像」（江刺昭子監修）から、今回のテーマである国際交流に関係の深いものを選んで展示した。写真は、「西洋との出会い」「貿易の町で働く」「社会に働きかける」「戦後の国際交流」の四つのテーマに分けた。

「西洋との出会い」は、教育が主であるが、とくに「フェリス女学校の洋式体操」を見ると、みなはまだ和装の時代にすでに洋服である。短めのスカートに長いブルマースの制服が学校に備えてあり、ダネルのような鉄の球をもち健康体操を行なっている。このようなところから、少しずつ女性を締め上げていた帯の世界から解放されていたのだと感じられる写真である。

「貿易の町で働く」では、とくに国際的な職場、ホテル、商社、生糸荷造所などで働く女性たちの働きぶりを展示した。一方、横浜の製茶貿易の最盛期に、過酷な労働条件のお茶場で働く女性の姿もある。

「社会に働きかける」では、市民活動、まだ慈善という言葉が生きていた頃に活動した女性たちを取り上げている。この女性たちも西洋の文化の影響、教育の影響を受けた。最初の報告の横浜婦人慈善会の女性たち、その後の横浜YWCA、横浜連合婦人会の女性たちも、このテーマのなかに入る。

横浜連合婦人会は、女性の立場で震災の救援と復興にあたる目的で、一九二三年に市内の女性団体のうち二〇数団体が集まり誕生した。食料品や衣料品の配給に始まった活動は継続的なものに変わり、独自の会館が必要となってきた。建設費は公的な力を借りず、自ら一口一〇銭の募金で集め、女性の手で建てた全国で最初の婦人会館で、二七年に竣工した。

神奈川という地域性のあるものから、もつと広

く、問題点も国際化した「戦後の国際交流」の写真は、「ナイロビ・フォーラム」や「横浜女性フォーラムで国際シンポジウム」など女性の視点に立った新しい国際協力、交流のあり方を目指す、後二つの報告に重なる展示である。

おわりに

地域性に注目した「市民活動と横浜婦人慈善会」についての報告では、「女性教育揺籃の地」といわれる神奈川県で、ミッシヨン・スクールで学んだ女性たちが外国人宣教師から自己決定（自ら考え、自ら行動する）の方法を学んだこと、さらに「民主化」団体運営の技術的側面」に注目した。

自分の意志と関係なく日本にきて定住せざるを得なかった在日韓国・朝鮮人の歴史については、まだまだ一般に理解されていない。

二〇世紀も半ばを過ぎると、より広く世界各国から人びとが流入してくるようになり、定住傾向が進んだ。そして、いままでとは違った理由で定住する

ようになった外国人に対する女性たちの活動が注目された。

そこから見えてきた女性たち、女性のグループの底力というか、そこに見られる方向性は狭いものでなく、世界に目を開いた国際的なものである。また調査結果に基づいた提言、要望は一般の文化交流にも役立つ。

最後に報告者の都築さんから「一生懸命歴史を掘り返して研究している方たちを見て、外国人配偶者の日本語教育とか、それに対する対応などを総括し、きちんと記録しておきたいと思った」との発言があった。とくに今回の「つどい」でも、研究調査とともに、資料の保存をどうするかが問題になっているので、みんなで考え、行動に移す時期がきているといえる。

国際交流分科会での結論は、
「新しいミレニアムの国際交流」とは

一、双方向の国際交流であることが大切であり、
二、男女平等の思想が原点でなければならぬことを改めて実感したことである。

「アミューズ」編集 岩尾 光代

前・藤沢市議会議員 西條 節子

梅花学園大学 石月 静恵

女性参政の道のり 輝くあしたへ

〈分科会3 政治参画〉

コーディネーター

大岡八重子

西條 節子

山口美代子

司会

石井 紀子

記録

真野喜美子

はじめに

日本の女性が参政権を行使できるようになったのは、第二次世界大戦敗戦後の翌年一九四六年のこと、それまで女性は、政治の世界からまったく遮断されてきました。政治は男性のものという歴史が、あまりにも長すぎました。

日本における女性参政権獲得の声は、明治の自由民権運動のなかからはじまります。しかし、議会開設を前に、法律の規制によって、政治から締め出されました。議会開設の一八九〇年、その年を婦選運動・女性の地位向上に生涯をかけた市川房枝は『自伝』のなかで、いみじくも「女性の政治活動禁止の年」と鮮明に位置づけています。

戦前と戦後の社会の変わりようのなか、もつとも大きな変化を受容したのは女性だったと思います。民主社会が生まれ、機能するもつとも根源的な政治行動の現れは、戦後初の選挙権行使によって、具体的に女性議員選出につながりました。しかし、その

後の女性議員の国会進出は停滞しています。世界の女性国会議員比率ランキングをIPU（列国議会同盟）の調査では一九九七年現在、下院（日本の衆議院）の場合、世界一六八か国のうち日本は一二四位であり、上院（同参議院）では、五九か国のうち二〇位という結果の数字をみても明らかです。

一方、地方自治体における女性議員進出の状況は、九六年現在二八四九人（自治省調べ）が選出され、遅々ではありますが、足元を固めつつあるように思われます。しかしもちろん、男性議員との比率をみるとまだ道遠しの感があります。

法もとの平等を保障した新憲法が施行されて、半世紀余を経ましたが、果たして本当の意味での平等の権利が、社会のなかで息づいているのかどうか、疑問です。

平等・開発・平和を求めた国際婦人年では、「男女共同参画」への討議、連帯、行動が示され、たしかに女性の社会進出は一定のひろがりを見るようになりました。が、現実の政治参加となると、日本の長いあいだの風土、習慣や差別構造は埋められてい

ないこと、また女性みずからの意識変革が十分に果たされていないことに、進出が低迷している大きな要因があるかと思えます。このことは、分科会の討論のなかでも多くの発言があつたことで知ることができます。

今回、政治参画分科会を進めるにあたって、女性政治参政への道、歴史・国レベル・地方レベルの三つの視点を柱に立てました。すなわち戦後改革による女性議員と国政、地方自治体における女性議員の課題、戦前の女性参政獲得運動でした。幸い、この課題に人を得たといえる三人の報告者から、それぞれ充実した、かつ活気ある報告を受けました。

分科会参加者は四二人、討議では、女性の政治参画にどう取り組んだらよいか、今日的課題が大きなテーマになりましたが、この歴史を次代へ残す現在のわたしたちの役割の重要性など、その模索に熱気ある話し合いが進められたと思います。



報告者、右から石月、西條、岩尾さん

I 戦後初の女性議員誕生

— その群像と背景

岩尾 光代

一九四六年四月一〇日は、日本の女性たちにとって記念すべき日になりました。日本で初めて女性たちが政治に参加して、三九人というたくさんの方議員を国会に送り出した日です。いまでは、あたりまえになっている「投票」という行為を、女性たちは初めて体験したのでした。

四六年四月といえば、日本が戦争に負けてからまだ八か月、世のなかには混乱していました。すでに、マッカーサー総司令官を頂点とした占領軍がやってきていました。敗戦そして占領という日本の大変革がなかったら、日本の女性参政権が実現するのは、もっと遅れていたはずですよ。

三九人のパイオニアたちが、どんな人たちなのか。七五年頃、わたしは『一億人の昭和史』とい

う、写真で歴史をたどる雑誌を編集していて、戦後初の資料がとてもないことに気づきました。女性解放運動史にも、政治史にも、彼女たちの行動が記録されることはほとんどなかったのです。その歴史の空白を埋めたいと証言を集めて調べはじめましたが、こんなに長く付き合おうとは思っていませんでした。新聞資料、憲政資料や外交文書、米国返還文書などもたぐっていき、戦後初の総選挙が、日本の選挙のなかで例外的な大選挙区連記制をとったこと、新人の立候補・当選が多かったこと、そして初めての政治参画に女性たちが積極的だったことを知りました。立候補者八〇人余、女性参政権は「猫に小判」などという論評をハネのけての大量進出になりました。彼女たちパイオニアの戦いぶりに、わたしは選挙の原点をみたと思います。

その一人、竹内茂代さんは、自由党から出馬した医師で最高年齢でした。取材当時九〇歳を超えて、茨城県水海道市に住んでいて、黒羽織をきちんと着て待っていて、ポツリ、ポツリと語ってくれました。それが、わたしの女性議員取材はじめてでした。

(一) 女性パイオニアの群像

竹内さんは、婦選本流です。市川房枝さんたちが婦選獲得同盟結成時のメンバーです。当時の日本はまだ敗戦の混乱がつづいていたので、ネットワークがある人はごくわずか。竹内さんも家族とわずかの個人的な支援者でたまたまだったので、じつはそうした焼け跡の「無」のなかに女性たちが当選する素地があったとわたしは考えています。

三九人を、次のように分類してみました。

① 婦選や政治運動にたずさわっていた人。竹内さん、産児調節運動で知られた加藤シヅエさん、婦選同盟の和崎ハル、米山久さん、社会主義運動の藤原道子さんらです。

② 身代わり候補。

③ 地域のリーダーあるいは知名人（教師や産婆や医師など職業をもって活躍していた人）。

④ 自分の意志で立候補した人。

「身代わり候補」は、戦後初の総選挙の特徴であり、女性議員誕生の一つのきっかけにもなりました。

た。

占領軍は、日本の民主化のために、古い政治勢力を一掃したいと、立候補の届け出にあたって資格審査を行ないました。これが公職追放につながっているのですが、ほとんどの前議員が立候補できなくなり、妻や妹を自分の身代わりとして立候補させました。このなかから、戸叶里子、紅露みつ、最上英子、近藤鶴代さんら女性政治家が育っていきます。

そして、女性が政治参画できるようになったことを知って、自分の意志で立候補した人たちには、榊原千代、菅原エンさん、さらに最年少の園田（松谷）天光光、三木喜代子、山口シヅエの三人もこの分類に入ります。

(2) 出馬の背景

さらに、政治という初体験にチャレンジした理由を追っていくと、戦争の影が色濃く出ていることがわかりました。

出征したまま行方不明になった長男の帰還を待つ母の心を衆議院本会議で訴えたのは、沢田ひささん

初の女性衆議院議員

*政党・年齢・職業・得票数は立候補時 *印は現在、健在の人

名 前	選挙区	政 党	年齢	職 業	得票数	当選回数
新妻 イト	北海道 1	社会	56	日用品協会嘱託	69,418	衆 1
* 柄沢 トシ子	北海道 1	共産	35	無職	44,140	衆 2
菅原 エン	岩 手	進歩	46	農業	55,065	衆 1
和崎 ハル	秋 田	無所属	61	無職	100,622	衆 1
米山 文子	山 形	中道会	44	無職	48,922	衆 1
榊原 千代	福 島	社会党党友	47	無職	50,278	衆 2
山下 春江	福 島	進歩	45	会社役員	49,409	衆 6, 参 2
杉田 馨子	茨 城	自由	38	無職	68,197	衆 1
戸叶 里子	栃 木	日本民主党	37	無職	68,708	衆 11
最上 英子	群 馬	進歩	43	無職	71,419	衆 2, 参 2
* 竹内 歌子	千 葉	新日本青年	31	会社役員	62,614	衆 1
* 山口 シツエ	東 京 1	社会	29	山口自転車炊事部長	85,149	衆 13
竹内 茂代	東 京 1	自由	65	医師	43,321	衆 1
* 加藤 シツエ	東 京 2	社会	49	著述業	138,496	衆 2, 参 4
* 松谷 天光光	東 京 2	社会	27	餓死防衛同盟会長	45,688	衆 3
松尾 トシ	神 奈 川	社会	48	日本女子英学院校長	59,411	衆 6
吉田 セイ	神 奈 川	新日本婦人	36	無職	48,420	衆 1
村島 喜代	新 潟 1	進歩	54	無職	70,390	衆 1
野村 ミス	新 潟 2	無所属	49	無職	49,327	衆 1
米山 久	石 川	社会	49	無職	46,945	衆 1
今井 はつ	福 井	自由	44	無職	25,884	衆 1
安藤 はつ	長 野	日本平和	34		133,945	衆 1
山崎(藤原) 道子	静 岡	社会	45		191,929	衆 2, 参 4
越原 ハル	愛 知	新生公民	60	名古屋高女校長	63,491	衆 1
沢田 ひさ	三 重	社会	47	無職	39,085	衆 1
富田 ふさ	京 都	京都女子自由	52	医師	88,227	衆 1
大石 ヨシエ	京 都	無所属	49	無職	47,760	衆 5
木村 チヨ	京 都	無所属	55	無職	32,034	衆 1
* 三木 喜代子	大 阪 1	民本	26	河南貿易公司	32,767	衆 1
本多 花子	大 阪 2	日本婦人	37	無職	52,830	衆 1
中山 たま	兵 庫 1	無所属	55	医師	71,824	衆 1
斎藤 テイ	和 歌 山	進歩	40	無職	35,282	衆 1
田中 たつ	鳥 取	無所属	53	助産婦	30,134	衆 1
近藤 鶴代	岡 山	無所属	44	県立岡山高女教諭	87,086	衆 4, 参 2
武田 キヨ	広 島	自由	49	大正学園理事	145,344	衆 2
紅露 みつ	徳 島	無所属	52	無職	51,159	衆 1, 参 4
森山 ヨネ	福 岡 1	進歩	55	女学校講師・元福岡女専教授	115,005	衆 1
山下 ツ子	熊 本	無所属	47	会社社長	54,722	衆 1
* 大橋 喜美	宮 崎	日向民主	41	無職	31,993	衆 1

[作成 岩尾 光代]

でした。当時の日本の、たくさんの母親の心情を代弁した、胸を打つ演説です。山口シヅエさんは弟が戦死し、紅露みつさんは一人息子を原爆で失っています。当選者の多くが家屋を空襲で失い、反戦を立候補の動機の一つとした人は何人もいました。

彼女たちは帝国議会の最期を見届けた証人であり、新国会を生み出したメンバーです。憲法議会の審議に参加し、活発な意見が出されたことは意外に知られていません。

最後に、女性参政権と占領軍とのかわりについてふれます。敗戦直後に婦選運動家たちがいち早く「戦後対策婦人委員会」を結成して行動を起こしましたが、解体寸前の日本政府は動きませんでした。それが、幣原内閣の誕生と同時に急転回して、占領軍の「民主化五大改革」に呼応するかのようになり、女性参政権が実現しました。その裏には、GHQと内務省との攻防があったと考えられます。

戦後初の総選挙は、「民主主義の祭り」（山口シヅエ）でした。アマチュア精神にあふれた初登場の女性議員たちは、占領軍が日本に根づかせようとした

民主主義の実験の結果でもありました。

一年後、新憲法下初の総選挙では、立候補者が増加したにもかかわらず女性議員はわずか一人に減りました。中選挙区単記制への移行、選挙資金の問題、地元との関係、それぞれの生活なども「退行」の要因です。

歴史が大きく転換した渦のなかで、三九人の女性たちは、手さぐりで、永田町に苦闘の足跡を残したのです。

II 地方自治体における女性参画の課題

西條 節子

明治初期から先駆的な活動をされてこられた諸先輩たちが、いのちを張って歩いてこられた道のりの延長線を、わたしたちはいま自由に歩いてきています。しかしながら政治をはじめ、経済、環境ならびに社会保障においても、そしていま、たくさんのつ

けが、教育・公害・生活などの問題を、女性や子どもが背負わされているのが現状です。

ここでわたしは、もう一度足元の各地方自治体からやり直し、男女で政策の意志決定を進めていくことを示したいと思います。

(一) 女性の参画で街を変える

女性の政治参画には主として二つの道があります。一つは、首長の政策、諮問機関である各種の審議会への参画。二つ目は、直接議員選挙に立候補して、当選し、発言し、意志決定をしていくこと。その他、住民運動で意志を表明していくこともありますが、前記二つについてみていきたいと考えます。

諮問機関の審議委員の参画比率をみると、国の場合、一九七五年から二二年かかって女性は一六・六%、都道府県は一九年かかって一二・九%です。

各種審議会は、どこの自治体も四〇〜五〇種と、また別に委員会があります。通称「かくれみの」ともいわれ、国でいえば、首相がよく言葉にする「財政の審議会の答申を受けまして消費税を五%に引き

上げさせていたきたい……」とか、またエイズ問題での悪名高き薬事審議会などがあります。そのとき、諮問された課題の審議に、御用学者でない良心的市民が一人でも論戦を張ることによって、審議会の流れを変えていくことができます。女性委員は、自分の利害に動くことは少ないといえます。一つの自治体の問題となると、生活者同士の情報をたくさんもっている女性の意見は、重要な位置を占めます。

審議会に女性の道をつけるには、①委員の構成について市民側は、市民公募を働きかける。②情報公開を求め、傍聴の積極的な申し入れをする。③女性議員と懇談して、首長と行政の姿勢を正す。以上の三つが参画の道を開くと考えます。

いま世のなかの流れは、男女で意志決定をすることを求めています。しかし男性は、男女で意志決定していくのを当然とは思っていません。女はうるさいし、女を無視すると首長選に落ちるから……とも思いつつ、とりあえず三〇%ぐらい女性を参画させることにしているようです。本気でなくても、本

気にしていくことも大切かもしれません。

(2) 直接参加で街は変わる

女性の投票率の高さは、首長を左右することが多いといわれます。それは藤沢市の例でも明らかで、葉山峻市長を誕生させた選挙では女性の高い投票率の上乗せ（四〇〇〇票）で、他候補に勝ったといえます。統一地方選挙（市区議会議員）の女性立候補者に対する当選者の流れをみると、第一回（一九四七年）三八三人立候補に対して九四人当選（二五・四％）、第一三回（一九九五年）一二三九人に対して一〇四三人（八四・二％）と、女性候補、女性議員に期待が高まっているといえます。しかし、はなばなしく女性が進出していく地域は、反面、風に吹かれて消えることもあります。遅いけれどしっかりと土壌を固めながら、根強く進出していくところは、本来の意味で有権者が女性の進出を求めていることがうかがえます。また国の場合は、衆議院議員五〇〇人中現在二三人（四・六％）で、驚くほど少ないことは、論議を要します。

わたしの場合、一九七一年四月第七回統一地方選挙に初めて立候補、四二歳独身（イマモ）、地盤も金も看板も無し。出馬の動機は、当時保守市政から革新市政へ変えたいと願う市民の運動を受けて、葉山峻（現衆議院議員）の次期市長選へのはずみをつけたい、その戦力となつてほしいと働きかけられたことです。もちろんわたしも政治に関心をもっていました。出馬にあたって、社会党より推薦を受けましたが断り、無所属で貫きたい旨の了解を得て、親しい人たちに相談しました。まず家族、三人の姉たちは、わが家にはバクチ打ちのような家系はない、というのが、最初の言葉でした。友人たちは、議会は狸とむじなのいるところ、すぐいやになるだろうと。好奇心の強いわたしは、当選して狸やむじなに会つてみたいもの、と冗談をいいました。最終判断として、人生の恩師、童画家の黒崎よし介先生とエリザベス・サンダースホームの沢田美喜先生に求めました。はつきり結論づける方がたなので「おやめよ」というかと思いましたが、沢田美喜先生から「男は戦争をしたがる」と、この一言で出馬を決

意しました。

選挙体制は事務所は自宅。二〇代の男女三人、三〇代の男性事務局長、サポートしてくれる画家、作家、舞台美術家、主婦ら一〇人ぐらいで、無手勝流、素人選挙でした。①市民の求める政策を発表。②戸別訪問はしない、これは六回とも貫きました。③家庭集会（四〜五人）では紙芝居を活用。④資金は全部カンパ。第一回目は二五万円、六回目は二〇万円、物価も異なっていました、かなりの差ですが、ほとんどが通信費（戸別訪問しない分）。選挙期間中はタスキなし、白手袋なし、車はふだん使用していたものでした。わたしは女・男には無関心でしたが、当選後、女がたくさん、半数は必要と叫びましたのです、気づくのが遅いことでした。

議員としての女・男の比較を、わたしは次（下の表）のようにみる事ができると思います。

しかし、女性の弱点をみておく必要があります。一般的に、農政、建設問題は得意とせず、またダメなものはダメでよいのですが、次の提案や対策づくりをすることが弱く、これができる、もつと流れ

議会での	女	男
服装	気楽なもの	背広・ネクタイ（職場は神聖なところと位置づけ）
主張	権威にこだわらない。自分の考えを主張。	議長や他長のポストにこだわる。（これは永遠に変わらない）
姿勢	公開・率直。迎合しない。	非公開・水面下の根回し。視察好き。
議案審議	国や県・市の規制より現実を重視。 長時間になると男性の論理にすることあり。	法令や規制に従いたがる。個人や党の利害を優先。 議事進行や質問時間まで申し合わせで決めたがる。

を変えることができません。感情的でなく、人権意識の問題を含め、わたしは「市民としての発言の権利」をしっかり認識しなくてはいけないと思いました。女性議員が増えて、どう変わったのか。①お互いに調査研究するようになった。②委員会公開は

あたりまえとなり、お行儀がよくなった。③女性政策に関心をもち、無駄遣いが減少。④教育、環境、医療福祉など、市民生活に密着した問題に関心をもちようになつたと思います。

いずれにしても、中心的に選挙運動をする五人がしつかりまとまり、市民派の女性議員を誕生させることが、明日の日本の土壌を作り変えるのではないのでしょうか。わたしは、そう信じています。

III 戦前の女性と政治参画

石月 静恵

この報告では、地域と女性、地方行政と女性の関係を考察します。女性公民権の問題、方面委員と人事調停委員への女性の活用などを扱います。そして女性が政治的権利の回復および要求運動を展開したことの意味を考えます。そのために、運動の実態や内容を知る必要があります。とくに、男子普通選挙が実現して以降の女性運動の統一的課題としての意

義を重視したいと思います。

1 戦前の女性の政治的権利要求運動

(一) 議会請願運動の検討

a 全国的組織の活動としては、日本キリスト教婦人矯風会、平民社に集まる社会主義女性たち、新婦人協会の活動があります。

b 地域における支部活動として、矯風会大阪支部と新婦人協会大阪支部・神戸支部の活動について、掘り起こしを行なってきました。支部は本部の体制を反映しており、財政的基盤や機関紙のありかたも大きな影響をもっていました。センターの存在、中心人物の力量あるいは、集団で支えられる体制の有無、本部のありかたと信頼関係、活動内容の受けとめられかたなどが支部活動を規定していました。



(2) 女性参政権要求運動

女性参政権運動のための女性団体として、婦人参政同盟、婦選獲得同盟、日本婦人参政権協会の三つをあげておきます。このうち、婦選獲得同盟は機関誌『婦選』が復刻されており、その活動の全体像はかなり明らかになっています。日本婦人参政権協会は、矯風会のなかにあり、矯風会の機関誌『婦人新報』も復刻されており、活動内容を追いやすく、また百年史も出版されています。婦人参政同盟については鈴木裕子氏の『日本女性運動資料集成』の解説、資料「同盟略史」、児玉勝子氏の著書で記述されていますが、全体像はまだ必ずしも明らかになっていません。婦人参政同盟は、婦人連盟、新真婦人会、革新クラブ、婦人禁酒会という団体で構成されています。支部について、いまのところわかつていることを述べますと、婦人参政同盟の支部は、当初、岐阜と岡山にできました。婦人参政同盟は一九二三年に発会し、岐阜支部は二六年一〇月に発会式をあげました。岐阜支部の中山多可子は愛国婦人会

の幹事でもあり、愛国婦人会の活動と女性参政権運動は、まったく矛盾するものではなく、むしろ積極的に社会活動として結びついていったといえるでしょう。

(3) 女性参政権のための共同活動

女性参政権のための共同行動として、市民的女性運動と無産女性運動が重なり合う部分——共同活動をみていきます。

a 単一婦人同盟構想と左翼婦人同盟の分立

単一婦人同盟構想は、無産勢力が中心となり、市民的女性運動のメンバーもかかわったのですが、無産政党の分立の影響を受けて、婦人同盟も関東婦人同盟（労働農民党系）、全国婦人同盟（日本労働党系）、社会（民衆）婦人同盟（社会民衆党系）の三つに分立しました。

b 婦選獲得共同委員会

分立した婦人同盟が、市民的女性団体と共同行動を行なったのが、婦選獲得同盟の呼びかけで実現した婦選獲得共同委員会でした。共同委員会の参加団

体は、労働婦人連盟、社会婦人同盟、全国婦人同盟、関東婦人同盟、日本婦人参政権協会、婦人参政同盟、婦選獲得同盟の七団体です。

c 全日本婦選大会

全日本婦選大会は、一九三〇（三十七年）（三十六年を除く）に開催されました。第一回婦選大会は、婦選獲得同盟の主催で、日本婦人参政権協会、全関西婦人連合会、無産婦人同盟、仏教女子青年会、基督教女子青年会日本同盟、全国小学校連合女教員会が後援しました。その後、参加団体が増加し、最後の婦選大会となった第七回婦選大会は、日本基督教婦人参政権協会、婦人参政同盟、婦選獲得同盟、社会大衆婦人同盟の主催で、二二女性団体の後援を得て開催されました。

第三回婦選大会の意義は、犬養首相が暗殺され、政党内閣は終焉を迎えたあとに開催され、大会では、直接平和を要求する決議はされなかったのですが、「ファシズムに対し断固として反対す」という決議が出されました。女性をファシズム反対・平和希求の方向で一致させていく可能性を示唆したも

のでした。時の内閣は、齋藤実首相であり、政党内閣ではなかったわけですが、齋藤はロンドン海軍軍縮条約賛成派で、女性団体も齋藤内閣の平和的方向への舵取りを信じていました。陸軍強硬派との違いに期待していたのです。

2 婦人公民権についての攻防

(1) 政党・政府と婦人公民権

一九三六年の第六九議会まで婦選法案が議会上程されたことは、女性の政治的権利をめぐる攻防があり、この時期まで、女性団体の活動を婦選を軸に分析できると考えます。

婦人公民権が現実味を帯びてくるのは、二八年の第五六議会からでした。そして、三〇年の第五八特別議会で、はじめて政友会・民政党両派から出された婦人公民権案が併合され改正法律案として、衆議院で可決されました。

政府提出ということで見ると、三一年に民政党内

閣により、制限付きの婦人公民権案が提出され、衆議院で可決されました。制限の内容は、①市町村の選挙権・被選挙権にかぎり、道府県は認めないこと。②妻が市町村の名誉職に就任するについて夫の同意を要するというものでした。この制限公民権案について、女性団体の対応は一樣ではなく、それまでの女性の政治的権利を求める共同行動も見直しを迫られました。

(2) 女性団体の活動

まず、請願署名についてみると、五四議会のときには、約五万の署名を集めました。五六議会のときには、二万人余の署名を集めました。婦選獲得共同委員会が婦選請願デーとして、街頭で四三二九人の署名を集めたのです。制限公民権案が出され、婦選獲得同盟は、完全公民権を求めて、制限公民権案が貴族院で否決されるよう議員に働きかけました。無産女性団体は、女性の公民権だけではなく、徹底婦選を掲げて活動しました。他方、民政党との関係が深い婦人同志会は、政府案を支持し、制限もやむ

なしとの態度をとりました。このように、婦選三案で一致して共同行動を行なってきたものの、制限公民権という政府案が提出されたことによって、女性団体の側の態度が分かれることになったのです。

最後に、方面委員と人事調停委員について簡単にふれておきます。方面委員は一九二九年に女性も任命することになりました。名譽職であり、地方の名士夫人も多いのですが、女性本人の経歴によって任命された場合もありました。行政による女性の活用という側面がもちろんありますが、公的な場への女性の進出でもありました。人事調停委員は、戦時下の活動となり、体制補完の意味がより強いのです。それでも、女性の公的な活動であり、女性が採用されるには、その活動前史があり、それらを個人のレベルまで追求しておく必要があると考えます。

以上述べてきたことから、次の点を指摘しておきます。まず第一に、戦前の女性の政治的権利要求運動は、第一回普通選挙による総選挙のあと、婦選三案（参政権、公民権、結社権）というかたちで現実

性をもって展開されました。第二に、その運動は、それまでの無産女性運動と市民的な女性運動の対立を超えるものとなり、共通の要求、課題としての意味をもち、実際共同運動が展開されました。第三に、政府は、女性に対しては公民権のみを与えようというかたちで、女性差別の構造を色濃く残しながら、市町村のことだけなら認めてもよいということになりました。しかし、それすら貴族院では否決されたのです。第四に、制限公民権案が政府から提出されたことは、女性団体のなかでの方針の違いを生むことになりました。第五に、三六年まで、衆議院には女性の参政権案および公民権案が提出されており、このことは女性団体が三〇年代には現実性をもって婦選運動を展開したこと、また共通した課題として婦選が存在しつづけることになりました。第六に、政党内閣が終焉して斎藤実首相になったときに、女性団体が政府協力を推進したことを戦争協力とみるのは早計であり、少なくとも一九三六〜三七年ぐらいまでは、協力の中身を丁寧に検討する必要があります。

「まだまだ、追求すべきことは多々あり、今後も中央レベルと地域での具体的ありようなどに目配りしながら研究を進めていきたいと思います。」

フリートーク

山形 A きわめて保守性の強い地盤で、現在地方議会の男女比率は一・八％。三年前にわたしは山形地区から県議選に立候補、七四一六票で当選を果たせなかった。西條さんの報告で「五人燃えれば」という発言の意味、後援会活動のありよう、金もなく組織もない女性にとつて、ボランティアを動かす協力体制について示唆してほしい。

西條 藤沢の例、ゴミ問題にかかわっていた女性三人が、水俣問題に燃え、市民ホールを借りて映画会・講演会を開き、市長まで引き出して、ホールを満杯にしたエネルギーは、三人の力で実現した。仲間づくりは、男女若者を中心に行き、さまざまパターンを工夫し、組み合わせることに。わたしの選挙費用の大半は通信費、活動状況をマメに通

信している。

山形 B 山形市では三年前に女性センターがオープンした。議員の発言により、行政が動いた結果である。市議会での議員の発言をみるため、その経緯を有志でまとめ『女性センターができるまで』を刊行した。以後社会参画講座などで、女性議員実現への期待は出されるが、女性たちの自主的活動までにはいたっていない。行政主導という点では、戦前と戦後と変わらない部分があるように思う。

石月 戦前と戦後では地方自治体のありかたが違うことをみておく必要がある。戦前は内務省下にあつて、地方自治体の独立性はなかった。行政主導と自治体活動の兼合いは、むしろかしい側面が多い。運動とは、自主的に社会なり地域住民を動かしていく力だと思つているので、わたしは戦前の女性団体の活動も「潮流」という語を用いている。行政との関係は、いろいろ問題があるが、たとえばわたしがかわつている「国際婦人年大阪の会」は、地域女性の聞き取り作業を行ない、一冊の本とした。廉価でできたのも、「金はもらうが、口は出させない」の

方式で、大阪府から助成金を受けた結果である。行政も自主活動を助成する傾向がみられる。出版にこだわらず、センターづくりにしても、地域住民女性などが、どのようなものを要望しているか、把握することが肝心。戦前に岸和田では、婦人たちが訴えて、岸和田婦人会館を作った例もある。行政だけに振り回されないために、運営委員会に加わるなど、積極的にシステムづくりに関与し、行政に使われてしまっただけではない方法をさぐるべきだ。

埼玉 大宮市は市議三八人中女性は六人、うち三人は共産党、わたしもその一人で昨年十一月から市議になった。保守議員は、議題あるいは請願など、内容を論議する前に、出してきた団体や政党を色づけ、審議を受け入れない。市民の代表であることを認識していない。このような議会の実態を市民は知ってほしいが、傍聴が少ないことも問題である。行政も、市民の声は敏感に受けとめているので、各自の自覚のもと政治参画が必要と実感している。

北海道 旭川は農民組合運動の発祥の地であり、農民問題に関心をもっているわたしとしては、今回

の「つどい」のなかで、農民運動の分科会を設けてほしいと実行委員会に提案した。かつて七〇年代くらいまでは、関心の高かった労働運動・農民運動だが、このところ研究が衰退しているように思われるので、女性史の視点で、この問題を全国的視野でみつめたかった。現在、上富良野町史の編さんに関与しているなか、戦前の公民権運動と北海道の動きについて知ることができた。三一年五月二五日の『村報』に、札幌市議会が婦人公民権を決議していること、帝国議会上院で否決されていることを掲載、合わせて「わが村には女子にして官公職につくもの一五人、うち有夫八人」と調査記事があり、北の小さな町でも地方制度改革のため、婦人公民権問題にふれていることに注目してほしい。関連する資料調査のなかから、行政がどのように女性像を捉えていたか、資料発掘の重要性を感じる。

千葉 戦前の行政の圧力が強かった時代に生きたものにとつて、敗戦とともに参政権が通ったときは、岐阜にいたが、市川房枝さんのところへ会いに出かけた。日本ではじめての女性年表『現代日本婦

人運動史年表』を三井礼子さんらと編さんしたが、

私たちは敗戦すぐから、女性史研究の集まりをもつて動いてきた。いま全国的な集まりをもてること、感慨深く嬉しい。そしてやっと「男女共同参画」といわれる時代が到来したが、本当の意味での女性の立場が守られているかどうか、言葉だけがひとり歩きしているように思われる。現在住んでいる松戸市でも、議員四八人中女性は八人、来る一月の選挙に向けて、女性議員を増やすことに応援したいと思っている。初の婦人代議士中、半分くらいのかたは直接知っている。出馬のとき、本当の自分の意志で出た人は少ないかもしれないが、しかし、下地は、戦前の抑圧されていたことを、身をもって感じていた人たち、その気運のなか、いかなる動機にせよ、一期目の婦人代議士はよくがんばったと思う。わたしたちはそこから学ぶことが多い。いま市民運動の方に力を入れているが、戦前の厳しい状況のなかで、女性たちは命をかけてたたかってきたことを、これからも資料発掘・検証していくことを大切にしていくこと、もうすぐ八五歳を迎えるわたしが、

その助力はしていきたい。

岩尾 初の三九人の婦人代議士が、次の総選挙で

減少した要因を補足する。戦後初の選挙は帝国議会下にあったので、新憲法の審議に婦人代議士がかかわり、大きく反映されたと思う。四七年四月の選挙では、ほぼ全員立候補するが一五人になった要因を次のように考える。①大選挙区制から中選挙区制に②三名連記制から単記制に③疎開地からの出馬が多く、地縁・血縁・組織が弱い④家庭から離れて単身生活⑤政界の組織化・党派・党利優先など、個として出馬していた女性にとって、有利な状況ではなくなったことであろう。

富山 保守王国富山で、女性のやりかたで選挙運動を行ない、一回目は成功したが二回目は県・市とも次点どまり。ズタズタにさかれた気持ちで運動に疲れ果てたというのが実感。戦前のつらさとは別に、将来の見通しは暗いように思える。女性学やフェミニズムの問題を学ぶことも、また女性史の視点で、わたしたちのしていることを残していかななくてはならないことは理解できるが、女性が大きいとこ



ろで、手を組まないと運動はひろがらない。

西條 女性が議会に出て、連帯すること、党やネットの人たちと手を組むのには壁がある。しかし一致できることは、女性はオンブズマンになりうる性格をもっている。男性議員は、市民オンブズマンに監視されることを恐れている。地域の仲間と情報公開を求め、たとえば視察報告書などを調査して、その行動をチェック、内容を地域の人々に知らせる。五、六人が集まれば、結構楽しくオンブズマンの役割を果たせると思う。これは強力な仲間づくりとなるであろう。いくつかの運動の方法をさぐり、行動していくことだと思う。

今回、初めて女性史を学ぶ人たちと交流ができて、若い人たちの真剣な行動をみて、種子や糶は、繰り返してまけば死なないことを証明しているように思った。

新ミレニアムへの伝言は、わたしの遺言とでも言葉をかえて次代へ伝えたい。

まとめ

今回の「つどい」のなかに独自に「政治参画」分科会が設けられたのも、女性が一定の社会進出を果たしながら、政治参画では低迷している現状を分析し、それを阻むものは何かを探り、真の男女共同社会参画をめざしたいという、願いがあつたことにほかなりません。

参加者は四二人（男性一人を含む）、地域の女性史研究会に所属している人のほか、現地方議員、落選の憂き目にあつた人、あるいは政治参画に向けて、積極的に仲間づくりを推進している人たちの参加が目立ちました。とくに政治が男性王国の地域からは、なかなかその地盤を切り崩すことのむずかしさ、もどかしさが語られました。

討議では、「女性が政治参画にどう取り組んだらよいのか」、「二度と戦争を起こさない、平和を願う女性の自発性から立候補、当選した初の三九人の代議士が二期目には激減した厚い壁は何か」、「政治を

変え、社会を変えるには、強い意志と行動力のある五人が結集することからはじまる」、「行政の面では、戦前と戦後は明らかに体制が違う。主体的に参加し行政を活用していくこと」、「戦前の女性の社会活動を掘り起こす作業は、広い視野を見いだすことができる」など、これまでの歴史的検証を踏まえた問題も提起されました。ことに戦後すぐ女性史研究会を設け、これまでの「つどい」にも多く参加、いままなお現在の松戸市で、女性の政治参加を推進する市民運動にかかわり、八五歳になられた隅谷茂子さんの発言は貴重でした。厚い壁にぶつかって、女性の政治参画の展望を見失いそうな人たちに、大きな刺激になったことは、この会の収穫でした。

女性の政治時代を築くには、女性自身の意識改革と一人でも多くの女性が声をあげ、行動し、仲間と結集することの奮起の重要性が促されたと思います。

二一世紀へつなぐ「輝くあしたへ」、その第一歩は、間近に迫つた一九九九年四月の統一地方選挙に、それぞれの地域で発揮することができれば、分科会の語らいも生きていくと期待するところです。

群馬大学 上村千賀子

かながわ婦人教育史研究会 瓜 映子・豊田千代子

前・家庭科の男女共修をすすめる会世話人 半田たつ子

元・神奈川県立高校教員 福島 澄香

占領期教育改革と男女平等の理念

〈分科会 4 教育〉

コーディネーター

入江 直子

志村 緑

深野千恵子

はじめに

男女平等は、戦後、教育理念となりました。占領軍の五大改革指令の第一が「婦人解放」であったことが大きな力になったのですが、占領政策のなかで、その理念をめぐってさまざまな論議があり、また、理念の実現を困難にする状況もありました。しかし、半世紀たつたいま、そうした占領期の現実を明らかにする研究が十分すすんでいるとはいえませんが、「戦後五〇年は何だったのか」という問い直しのなかで、占領期の再検討がはじめられています。

そこで、教育における男女平等の出発点となった占領期教育改革において、男女平等の理念がどのように議論され、実現をめざす取り組みの実態がどのようなものであったのかを検討したいと考えました。それを通して、占領期教育改革における男女平等の理念、およびその取り組みの可能性と限界をさぐり、二一世紀につなぐ男女平等教育を展望するた

めに、以下のような報告をお願いしました。

I 占領政策と男女平等の理念

上村 千賀子

戦後の半世紀において日本の女性政策にもっとも大きな影響を与えた国際的インパクトは、GHQ（連合国軍最高司令官総司令部）の日本占領政策と国際婦人年（一九七五年）以降の国連における女性の地位向上のための諸政策である。これらは日本における女性政策の変更を外発的に要請し、国内の女性をめぐる客観的条件と呼応しながら、女性解放をすすめてきたといえる。

本報告は、占領政策下において女性政策の中心的な推進者であったE・ウィードの民主的婦人団体育成政策とその基本理念に焦点をあて、占領政策における男女平等の理念を考察する。

1 GHQの日本占領政策

(一九四五—五二年)

D・マッカーサーは日本民主化のための五大改革指令(四五年一〇月一日)の冒頭に、参政権賦与による女性解放を掲げ、民主的諸改革の中心に位置づけた。マッカーサーを中心とするGHQ上層部が考えた女性解放は、女性が家庭を足場として社会活動を行うという性別役割分業を前提としており、アメリカの一般的な市民的家族観の枠を越えるものではなかった。彼らの日本における女性解放に対する態度は、個人が埋没した家・国一体の戦前の軍事的・半封建的国家を、個人を基盤とした非軍事的民主国家につくり変えるという目標を遂行するうえで、安定要素として機能する限りに対して認めるといふものであり、女性がブロックを形成したり、フェミニズム運動を助長することには反対であった。占領初期において、GHQは女性に関する広範囲な改革を実施したが、そのイニシアティブをとった

のは中・下層の実務担当者の女性職員であった。そのなかでもっとも重要な役割を果たしたのは、C I & E(民間情報教育局)情報課女性情報担当官E・ウィード中尉(在任期間四五—五二年)である。ウィードは女性解放に関する政策の立案、政治・経済・社会分野における女性の再教育、民主化に関する啓発活動を任務とし、とくに婦人団体を担当した。ウィードのセクシオンは通称女性問題担当室と呼ばれ、女性政策の連絡調整をもっていたので、ウィードは、GHQ内部の女性職員や日本の女性指導者と連携し、「女性政策同盟」(スーズン・フアー)をつくりだすことよって、しだいに占領政策の意思決定過程において重要な役割を果たすようになった。

そして、上層部に細部にわたる明確な女性政策の方針がなかったことも幸いして、上層部の意図を越えて女性によるブロックを形成し、女性参政権行使キャンペーン、婦人団体の組織化と民主化、婦少年局の設立、民法改正を進めたのである。

2 ウィードと婦人団体

(一) 婦人団体民主化方策

ウィードは、女性解放のための諸改革の政策立案・実施をバック・アップし、世論づくりに影響をおよぼすことができる女性指導者層の形成と一般女性の意識改革を目的として、民主的婦人団体の組織化に取り組んだ。

① 民主的婦人団体の組織化と女性指導者の形成

婦人民主クラブや太学婦人協会（四六年）等、目的意識の明確な知的エリート女性による団体の組織化がすすめられた。

② 「日本女性の間に民主的団体の発達を奨励するための情報プラン」（四六年六月）

「民主的婦人団体は、日本でもっとも遅れた集団である女性に対してポツダム宣言の線に沿った考え方を育てるためのもっとも効果的な媒体である」と考え、情報プランを立案・実施した。

③ 「団体の民主化とは」の作成（四六年八月）

民主的団体の組織や運営についての手続きを内容とした冊子で、各地の講習会で使われる。

④ 婦人団体調査と政府への勧告（四六年八月）

地方軍政部を通じて婦人団体調査を行い実態を把握した。婦人団体に対する地方公共団体による補助金の拠出と干渉の禁止を日本政府に出すように民政局に提案した。

⑤ 地方軍政部C I & E 女性問題担当との連携

地方軍政部（四九年以降民事部）女性問題担当が行うべき具体的な活動を提案し、地方での婦人団体の民主化を促進した。スタッフが限られていた地方軍政部門情報教育課では、女性問題担当が女性問題と男女共学・婦人教育を一括して担当していたので、C I & E における情報課（ウィード）と教育課（ネルソン）の方針の相違によって生じる問題を最小限にいとめることができた。

⑥ 女性指導者講習会の開催（四八年七月）

C I & E 主催の女性指導者講習会を全国三か所（熊本、盛岡、浦和）で開催した。この講習会を

契機に、地方軍政部による指導者訓練コースが各ブロック・県別に開催され、地方教育委員会、婦人少年室の協力のもとに、市町村段階へと波及し、婦人団体活動を中心とした婦人教育活動が芽生えた。

⑦ 地方視察

地方視察、会議開催などにより、多くの日本女性と出会い、地方の実情をより深く理解した。

(2) ウィードの民主的団体についての基本的な考え方とM・ピアードの影響

ウィードが政策立案・実施にあたって、アメリカ女性史の草分けであるM・ピアードに助言を求め、その影響を受けたことはピアード＝ウィード往復書簡によってみることができる。ピアードは、女性はただたんに歴史のなかで支配され、抑圧されてきたのではなく、「ひとつの力」として歴史を動かしてきたのであり、それがこれまでの歴史家やフェミニストたちによって理解されなかったのは、男性の活動における価値を基準にして人間の活動をみてきた

からだとした。ウィードは、ピアードの歴史観と思想を日本での女性解放政策に具体的に反映させた。ウィードは、女性の集団を文化的な力として評価し、婦人団体は女性が民主主義を学ぶ体験学習の場であり、女性問題を話し合い、解決し、社会において発揮する女性の力を培う場であると考えたのである。

3 社会教育における男女共学の推進と婦人団体民主化政策

——ウィードとネルソンの対立

(一) 「母親学級」から「両親学級」、「社会学級」へ

一九四六年四月、C I & E 教育課に成人教育担当官J・ネルソン（四六一〇年）が就任し、成人教育についての基本方針が明確になった。七月には、「母親学級」は、父親も対象とすべきだということ、「両親学級」になり、さらに四七年、「両親に限らず一般成人の教養向上に資するために「社会学級」に改められた。四九年社会教育法の制定により「社

会学級」が正式名称となると、四八年まで明記されていた「婦人の地位向上」は開催要項から削除された。

この変更は、成人教育における男女共学の推進をねらいとしたものである。ネルソンは、国が女性のみを行政的对象とすることは女性を差別的に扱うことであり、民主主義の教育原理に反するとする形式民主主義の立場に立ち、女性を対象とした婦人教育施策を禁止した。これより、四七年から五二年まで婦人教育は文部省の予算から削除され、行政施策としての婦人教育は一步後退することになる。

(2) 婦人団体の「民主化」方策から婦人教育の

振興へ

一方、ウィードは、ネルソンとは異なった立場から女性の学習活動を支援した。女性指導者層の形成と民主的婦人団体の組織化を奨励したウィードの方針は、文部省の施策の主流とはならなかったが、地方軍政部の指導のもとで、多くの女性を対象とした民主主義の学習の場を提供した。このような地方で

の女性の学習活動の高まりのなかで、婦人教育についての全国的な意見交換の場を求める要望が出され、文部省は占領が終了する五一年に、「第一回婦人教育事務担当者研究協議会」を開催した。これを契機に、四九年以来禁句とされていた「婦人教育」は官庁用語として復活することとなる。

4 一一一世紀への展望

——戦後の歴史の教訓をふまえて

婦人教育は女性の特性論と結びついて強調される場合には、性役割の固定化をもたらず。ジェンダーの視点を欠いた成人教育における男女共学は、ふたたび女性を不可視の状態にし、実質的な男女平等を進めることができない。

女性自身による女性問題の解決を目指したエンパワメントの学習と、その価値を男女がともに学ぶことの両方が目的に応じて採用される必要がある。占領下におけるGHQ/CI&E担当官の模索は今日なお引きつづく問題であり、二一世紀の教育の課

題を考えるうえで多くの示唆を得ることができるとは、

II 地方における「婦人団体の民主化」

の現実

—— 神奈川県の場合 ——

瓜 映子・豊田千代子

本報告では、占領期に神奈川県でどのように「婦人団体の民主化」がすすめられていったかを考える。GHQの情報課女性情報担当官であったウィーロドは、GHQ上層部が婦人団体の特立を認めないなかで、婦人団体の民主化を通して女性の解放をめざそうとした。これを受けて神奈川県では、地方軍政部教育課婦人担当のプランク等女性職員の指導のもと、教育委員社会教育課婦人担当の志熊敦子（のち文部省婦人教育課長）らを中心に活動が展開された。この動きを志熊への聞きとりや当時の資料によって、検討してみる。

1 神奈川県 婦人団体の概要

全国での婦人団体数の増加と並行して、神奈川県でも一九四六年以降、とくに四八―四九年に団体数が急激に増えている。県教育委員会がまとめた『社会教育の動向』（一九五一年）では、婦人団体の活動を、以下の時期に分けて概観している。

発足期は四六年で、団体数は一六。まだ終戦直後の混乱した時代であり、生活を守るための活動が主であった。

団体結成期は四七―四八年で、団体数は一六五に増える。混乱からしだいに脱して婦人団体結成の社会的な条件と必要性が生まれてきたのであるが、地域婦人会の結成を急ぐあまり、婦人団体の多くに網羅性が生じた点も指摘された。四八年GHQ主催の第一回婦人指導者講習会が開催された、戦後初めて民主団体運営の基本的要素が明示された。これより指導者講習が地方レベルでも行われ、団体の運営法が問われるようになっていく。

団体育成期は四九―五〇年で、各市町村のほとんどに婦人団体が結成され、その数二三五団体となる。活動内容は、教養を高め、家庭生活、社会生活の向上を目的とするものが多くなった。運営については、まだ役員に依存する会が多く、「全会員の意志によって運営される婦人会」であるために、民主的な団体の基本的運営法を啓発・普及する必要を県教育委員会は認めていた。その方法として郡市別の婦人団体指導者講習会が開催され、郡市連絡協議会において指導者の団体育成についての研究会がもたれるようになった。急速に増えていった各単位団体の連絡協調をはかるための全県組織として、神奈川県婦人団体連絡協議会が五〇年に結成される。

こうした婦人団体結成の動きについて、神奈川県教育委員会『婦人のためのハンドブック』（一九四九年）には次のように述べられている。「終戦後、戦時中の婦人団体は全部解散した。（略）各市町村に新しい婦人会が生まれつつある」「大体に於て、まだ役員依存の会が多く、会員自身が積極的に参加するような民主的運営にまでは至っていないが、

（略）何もかも上からの命令で動いていた戦時中の婦人会とは、全然異なってきたのである」。

2 婦人団体の民主化の方法

——民主主義の技術を教える

神奈川県では、婦人会の会長など婦人指導者に民主主義を伝えることで「婦人団体の民主化」をすすめようとした。そこで四九年度に初めて、三日間連続の「婦人団体指導者講習会」を郡市別に開催した。また、新憲法や改正民法の要点、民主主義団体の会則のつくり方、討論のしかた等を記した『婦人のためのハンドブック』を四九年度に刊行し、講習会において配るなどした。

婦人団体指導者講習会は、たとえば五一年度の場合には、『表』のような日程で行われた。ここでは、「会議のもち方は、民主的に行われているか」という課題が「実演と講義」の方法で取り組まれている。この場合の実演とは、参加者に会議のすすめ方を経験させることであり、それは講習会を担当した

《表》 婦人団体指導者講習会日程表

高座、中、足柄上、津久井会場

日 二 第				日 一 第				
三・三〇	二・三〇	一・〇〇	一・〇〇	九・三〇	二・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	九・三〇
閉評	講和と 心構え	会の企画と 財政の扱い方	昼 レクリエーション 食	会議の 主目的 は民 主的 に行 われ てい るか	婦人 指導 者の 目標	婦人 団体 指導 者の 資格 条件	昼 レクリエーション 食	婦人 会組 織の 再検 討
講 価	講壇式討議	講 義		実 演	講 疑	研 究 集 会		講 疑
								方 法

『神奈川県教育概要 一九五一年度』

県社会教育課の志熊が、「民主主義というのは話をきくだけでは身につかない」「参加者が実際にやってみることを通して身につくようにしていこう」と考えて取り組んだ方法であった。

このように、民主主義に初めて出合う女性たちに、会議のすすめ方を実際に経験させるといふやり方で民主主義の技術を教えることは、「民主主義の技術を身につける過程で、何が民主主義かを女性たちが自分の頭で考えていけるようにしたい」と考えた志熊が重視したことであった。

3 「民主主義の技術を教える」ことの意味

——意識変革の方法として

当時は、占領軍の指導下に民主主義を伝えるための取り組みが全国的に行われた。ここでは、オリエンテーション、デモンストレーション、ディスカッションなどの言葉を使って指導がなされ、それに対して、「シヨクション時代」と呼び揶揄する者もいた。

民主主義を伝えることについては、皮肉まじりの「シヨシヨシ」という呼び方からも推察できるように、それを占領軍に押しつけられたと受けとめた人がいた一方で、自分のものとして実践しようとした者もいた。その一人である志熊は、自分の実践について、「私は技術だけを教えなかった」「民主主義の考え方が連動しなければ意味がないということを私は真剣に悩み、考えていました：」（原立かながわ女性センター『聞き書き原稿（戦後編②）』）と述べる

とともに、「単なる説明ではなく民主主義の技術を教え込むことは、学習の第一段階として意識変革に大きな意味があった」（『神奈川新聞』一九九五年一月一日）とふり返っている。

このように、民主主義の技術を獲得するプロセスのなかで、女性たちみずからが民主主義の考え方を身につけていく学習を意識変革の方法として考えた志熊にとって、民主主義を技術としてだけ強調したような「シヨシヨシ」という言い方は、納得できないものであったであろう。そして、このような学習の捉え方は、今日、意識変革を課題としている女

性問題学習の学習方法を考えるうえで、学ぶ点が多
いではなからうか。

III 民主教育としての家庭科の理念 と実態

半田たつ子

1 戦後の教育改革

——嵐のごとき民主化

戦時体制の打破と教育民主化のために、占領軍は教育に関する四大指令（日本教育制度ニ対スル管理政策、教員及教育関係官ノ調査、除外、認可ニ関スル件、国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件、修身、日本歴史及地理停止ニ関スル件）をたてつづけに出し、教育界は混乱に陥った。そのなかで一九四五年一二月四日、女子教育刷新要綱を閣議了承したのは特筆してよい。

これはマッカーサーが示した人権確立の五大改革（婦人の政治的解放、学校教育の民主化、労働組合の結成奨励、秘密審問制度の廃止、経済の民主化）にもとづき、男女間の教育の機会均等、教育内容の平準化を図るものだった。翌四六年一月一日の天皇みづからの神格性否定・人間宣言は教育勅語廃止への道を開いた。

マッカーサーは、文部省がみづからの手で戦争責任を裁くことが困難とみて、本国に教育使節団の派遣を要請、日本には使節団の来日前に日本側の意見・新方針をまとめるよう教育家委員会設置を命じた。使節団は四六年三月三〇日、公教育の全面的再編成（個人の価値と尊厳、教育・研究の自由、教育課程と教科書の改革、六三三制・男女共学・無月謝などの学制改革、文部省の統制排除と分権化、公選制教育委員会制度の創設など）を勧告した。

一方文部省は、戦後の文部省文書のなかでもっとも民主的な「新教育指針」を四分冊で発行。第三分冊「女子教育の方針」には次の文言があった。：「これまででは、良妻とはいいいながら、男子から見て都

合のよいのを良とし、教育の結果女子が人として正しい判断をもつようになることは、よろこばれない傾向が確かにあった。民主的な社会においては、女子が男子に協力しなければならぬとともに、男子も女子に協力しなければならぬ。そのためには、教育についても男女によって差別があるべきではない。」

新憲法は四六年一一月三日公布、四七年五月三日施行。教育基本法・学校教育法が四七年三月公布。民主教育が始動した。すなわち、四七年四月に新制小学校・中学校、四八年に総合制・小学区制・男女共学制を旨とする新制高校、四九年に新制大学がそれぞれ発足。一〇月四日から I F E L (Institute for Educational Leadership) 開始、同五日には第一回教育委員公選、一一月各都道府県・市町村に教育委員会が発足した。

2 アメリカの指導と家庭科の誕生

家庭科誕生には、山本松代氏の功績が大きい。氏

はワシントン大学留学時代の恩師でCIEの一員のホームズと再会したことから、文部省教科書局嘱託となり、家事・裁縫とはまったく異なる家庭科を構想、最初の学習指導要領（試案）を書いた。

アメリカ側の家庭科の指導者は、小学校ードノバン、高等学校ールイス、ウィリアムソンで、とくにウィリアムソンはIFEL（文部省主催、CIE賛助の指導者・教員の再教育のための講習会、米本国から派遣された講師を含め、日米特別講師が三か月間民主教育のノウハウを教えた）や指導主事の教育指導に大きな役割を果たした。家庭科教員の再教育も行われた。

3 学習指導要領にみる家庭科

文部省は、新しい家庭科の誕生にあたり、その家庭観を次のように示した。「：新しい家庭科は民主的な新しい『家』の概念の上に立つものであり、従って今までのやうな裁縫と家事の教科目とは全然ちがったもので、『家庭生活のあり方』『その責任のと

り方』といふことが重要な位置を占めることをはっきり認識して頂きたいことです。そして、その故に男子も女子も同時に必ずとらなければならない必須科目であるといふことです。これらの意味によつて家庭科といふものが従来にくらべて非常に大切な学科の一つになつたことを充分に考へてほしい。」

四七年五月、学習指導要領一般編と各科編（試案）が発行された。家庭科は三否定の教科（家事・裁縫の合科でない、女子用教科でない、手先の技能教科でない）として出発した。小学校は五、六年におき毎週三時間、中学校は職業科のなかに農・工・商・水産等とともに含まれ、必須、各学年とも週四時間。高等学校の普通課程では選択教科で、一般家庭が一、二年各七単位の他、家族・保育・家庭経理・食物・被服・住居の各科目があつた。家庭技芸に関する課程に食物、被服、保育、家庭の四課程を設け、家庭に関する教科・科目を三〇単位以上。小中高を通して家族関係の学習を重視。家族制度を否定し、個人の尊厳と両性の本質的平等、家庭は男女両性の協力によつて維持されるべきと強調した。

の理念



民主教育のホープ「男女共学家庭科」を語る半田さん

4 民主教育としての家庭科の理念と実態

この項は月刊『家庭科教育』の紙面をたどって論じることにする。四五年一月号の「：総力戦国家が要請するものは、我が国の家の特質とその使命、健全なる家風の樹立、日本婦道の修練、家庭経済の国策への協力：」が、戦後復刊第一号（一九四六年四月号）では「：在従来の子教育は完全に精算された際、家政教育の精神も徹底的に批判・検討の余地はないか」に変わる。家庭科教育史研究者・常見育男氏は同号で、家事裁縫が極端に歪められた家庭観に立っていたことを「古い国民道徳の思想を伝説のヴェールによって蔽い隠している。そこには現実生活しつつある生きた家族相互の生活の姿は全く無視され、血のにじむ様な家族員の生活上の苦悶と喜びの心情が無惨に踏みにじられている」と喝破するが、他の多くは戦勝国の指令だからやむをえないと受けとめたようだ。

四六年一〇月号の「：敗戦の憂目を見て、今まで

教育が誤つていたことを知り：苦悩している。どうして女はこうしなければならぬか、男と差別されなければならぬか、と考えさせられることもなかったではないけれども、日本女性の婦徳と教えられ継られてきた時には、どうということも感じなかった。：マッカーサー司令部の指令によつて女性の解放が挙げられ、そうしなければならぬということがわかつてきて、日本の女性の地位がはつきりするにつれ、男女の懸隔が及ぼしている影響をしみじみと考えさせられた：」は、当時の教師の本音だったのではないか。

やがて新家庭科が胎動する。四七年四月号は新教育特集号と銘打ち、討議法、問題法、自由学習などを解説する。若城武男氏の「人間生活の基本部面として男女同様に教えらるべき」や、高良富子氏の「家庭も根底から民主化しなければ到底この難局は切り抜けられまい。今日の日本の家庭くらい世界の動きから取り落とされたものはなかつたのと、婦人なり母なりの地位が奴隸的であつた事実、男子の家庭に対する無責任は、遂に家をも国をも傾けて破

滅に近い所まで追い込んだと考えざるを得ません。従来の家政教育者の責任なり」も載っている。

文部省石山教育課長は次号で「：民主主義教育では『社会科』が重要な意味を持つてくるが、もう一つ重要な課目として『家庭科』がある。新憲法下の家庭というものは、男女それぞれの側からいかに建設されてゆくべきかという問題をいちいち具体的な事柄について教えてゆく課目：」と解説している。

しかし、家庭科教師の理解度は「：究極の目的が婦道に徹せしむるにあることは今後も豪も変わる所はないと信ずる」という程度のものであったのではないか。また「従来の家事裁縫がこびりついている私の頭で家庭科なるものについて説明を聞き、最初驚いたのは男女共学であつた：：初めての家庭科の間、騒然として手のつけようもない始末の中で、これで男子に家庭科の指導ができるのかと涙が出た」。しかし指導していくうちに、「子供が男女共に発言し合い、言いかわす尊い姿を見て、こうして訓練されてゆく子供がやがて民主日本を造り上げてゆくのだという感を深くする」という発言もある。

5 むすび

文部大臣高瀬壯太郎は、同誌五〇年一月号で「：家庭科教育に望みたいことは、新憲法に保障された男女の本質的平等を具体的にいかを実現していくかということである。ただ文字の上で公式的にこれを覚えさせるのはいとやさしいことであろうが、生活の実態に即して、各々異なる役目を果たしながら、両性相互に理解し、尊敬し合って一つの明るい家庭をうち立てていくことの指導は、甚だ難しい仕事で、しかもこれが民主教育の最も根本的な課題である。これは単に思想として説明、注入するだけでできるものではなく、：家庭経営の具体的な指導を通してこそ初めて身についた教育ができる：」と述べている。この初心は、高度経済成長路線の国策のもと、教育の変質につれて、三否定をさらに否定し、女子必修の家庭科に塗り替えられていく。時と人を得れば制度改革は可能だが、その精神が市民に認識され社会に根づくためには、半世紀を必

要とした。現在の家庭科が到達した地点は、権力の命令ではなく、市民の覚醒によってかちとったものだ。この経緯は、機会があれば報告したい。

IV 神奈川における「家庭科」の 男女共学のあゆみ

福島 澄香

私は男女共学家庭科を県立相原高校商業科三年生に、一週間四時間必修で一九七五年頃はじめた。それから二〇年くらいたって、九四年に文部省の男女共学一週四単位必修の家庭科がやっとはじまった。

1 戦前の男女差別教育がいまも影を 落とす

戦前、女学校は裁縫が中心の実科女学校がほとんどで、私を通った普通教育中心の第一高女でも裁縫時間が多く、数学、理科の時間が少なかった。

このように戦前の教育制度は男女差別の大きいものだったので、戦後も男女差別は人びとの意識だけでなく、制度的にも現在まで長く尾を引いている。

敗戦直後、まだポツダム宣言の影響下にあった占領下で、教育制度は民主化された。アメリカ教育使節団の勧告で、地方教育委員会の公選制、男女共学、六年から九年に延長された義務教育、教育の機会均等などを内容とした教育基本法、学校教育法が四七年三月三一日に施行された。

その結果、男女共学は公立の小、中学校で強制実施されたが、高校では男女共学は横浜を除きほとんど実施されず、戦前からの女学校が実質的に温存された。そのように制度的変革が不徹底だったため、高校では一教科である新しい家庭科の男女共学は問題にならなかった。

2 教育課程改訂と私のささやかな抵抗

六〇年の教育課程改訂で女子生徒のみの「家庭一般」必修になり、七〇年の教育課程改訂で女子生徒

のみ家庭科四単位必須、男子生徒に体育科の剣道、柔道など格闘技の実施。職業高校は男子生徒に専門教科、女子生徒には家庭科がその裏番組になった。

当初、私は男女共学の家庭科にふさわしい、家庭では指導できない高度成長がもたらした新しい生活課題に取り組もうと試みた。高度成長で大量生産される加工食品が激増した。中身を表示しない食品が氾濫し、保存料・着色料など有害添加物が多くなった。また、衣類も皮膚にやさしくない化学繊維・染料が増え、儲かればいいという商品が多くなった。

校長や商業科科長の協力もあり、教育委員会は現場の要求を認め、食品のテストや有害物質測定に必要なビタミンC測定用光電比色計、蛋白質測定用ケールダブル分析器、蛍光物質測定用紫外線鑑別器、顕微鏡などと、その施設設備を購入してくれた。

3 男女差別をなくす家庭科授業を求めて

①地域との交流から

合成洗剤の有害性が問題になりはじめた頃、相原

高校と同じ町内の婦人会で消費者問題の学習をしている会員数名が、家庭科実習室に私を訪ねてこられ、合成洗剤をみつけて、「どう思うか」と詰問された。その頃、私の家庭では、娘のアトピーから合成洗剤の使用を止めていた。このお母さんたちに誘われて、東京の合成洗剤問題研究会に参加し、いろいろ学ぶことができた。

② 男女共学の新しい家庭科授業

生徒の家庭から洗濯物や食器をもちより、紫外線鑑別器や比色計を使い、蛍光染料や合成洗剤などの残留試験をした。生徒たちは洗濯後の衣類に合成洗剤の残留が多いのに驚き、現実の生活に目を向け、さまざまな自由実験に取り組み、視野を広げていった。家庭科実習をした男女の生徒たちが母親に洗剤の選び方、使い方の改善を求めたことは、毎年の卒業後の父母懇談会での話で知った。また、相模原市の消費者研究会で生徒たちは研究発表し、消費者研究会の人たちと対等に討論した。

③ ノツテきた生徒たちの自由な発想

町内の詳しい地図を各グループに分け、授業中に

町に出かけ、小さい子どもの目線、高齢者の立場に立って学校周辺の危険箇所を調査した。古い町並みの狭い道路に車が急増し、生徒はオートバイを乗り回し、事故が急増していた。生徒たちを街に出しても、遊んでくるどころか具体的でこと細かく適切な調査をし、対策まで考えてきた。

生徒の調査では横浜線の踏切の横断歩道が狭く、自動車も通るので、人は狭い踏切の横断歩道からはみだし、線路をまたぎながら歩いていった。早速、生徒の調査結果を町内会に知らせ、校長を通して駅に申し入れ、踏切の横断歩道を広げさせた。生徒たちの調査で警察は、通学路の危険箇所にはバックミラーやガードレールを取りつけた。

教科書の家庭経済には家計簿が出てくるくらいだが、相原高校の家庭科では「男女とも経済的な自立をするにはどのくらい収入が必要か」をテーマとした。彼らは三年生の就職資料から初任給を調べたり、先輩や姉、兄などに賃金や労働の実態を聞き、食費、衣料費、住宅費等分担して調べてデータをくわった。それをもとに相互に報告し、分析した。

衣料は、ワイシャツ、ネクタイ、下着など、減価償却までいれて計算されていた。住宅費は、間借りの調査を不動産屋を回って調べ、住宅ローンは町内の銀行へ行き、貸出係に聞き、売出中の住宅の見学など調べ回っていた。

八八年に学校に専門教科のためのパソコン教室が設置された。家庭科で各自の調理実習の栄養診断をするために、詳しい栄養計算が必要なので、このパソコン教室のパソコンで計算させていた。生徒たちはいとも簡単にパソコンを使いこなし、学校を欠席しがちな生徒までが出てきて、前にはしぶしぶ計算尺を使って栄養計算をしていた生徒が、なにか楽しいに自分の栄養診断とその対策まで考えていた。

4 男女共学の家庭科

——二一世紀の展望

いま、労働の機械化、自動化、ハイテク化、情報化がすすみ、女性労働はすべての分野に進出し、政府は女性労働の必要性から女性の深夜労働・休日の

規制まで撤廃し、九九年四月から労働基準法改正により実施しようとしている。

企業では若い女性たちが元気ががんばっているようにみえる。これは女性労働の社会的比重が高くなったためと思う。いま男女がともに働き、協力し家庭をつくるのが核家族化とともにすすんでいる。

家事も育児も若い男女が協力しなければ子どもも育たないし、家族生活も成り立たない。将来家族をつくる若い男女や子育てをする男女にとって、現代的水準の家事労働や育児労働を教える家庭科の実践的教育の意義は時代とともに高くなる。

しかし、従来の手仕事・技術を教えるだけの家庭科では、教育課程スリム化のなかでクラブ活動や趣味の世界に追いやられ、抹殺されかねない。

次のような問題についても、家庭科としての視点が求められると思う。

① 住居、掃除、洗濯、ゴミ処理、被服、食事、育児、介護、看護などの家内的労働は時代とともに、家庭から出て商品化され、専門化される。だから消費者は商品化されたものの品質保障を切実に求め



る。そのため、政府や自治体の商品検査の責任や消費者連盟、生活協同組合などの商品検査、企業化された商品検査の役割も大きくなる。

② 先進国では、家事・育児・介護・看護労働などは急速に商品化され、専門化され、家族生活や人として必要な商品を買うことのできない低所得層への公的保障が求められる。

③ いま、高齢社会を迎え、看護・介護労働の商品化が急速にすすんでいる。看護・介護労働の買えない低所得層の多い日本では、日本と同一水準のGNPの北欧先進国のような専門化された現代的水準の看護・介護労働の公的保障が求められる。

④ 経済がグローバル化し、先進国から発展途上国へ家事・育児の商品化・専門化が広がるなかで、新しい視点をもった家庭教育は家事・育児労働などの商品化、専門化の世界的広がり役に役立つ。違くない。

フリートーク

以上の後、参加者も含めて意見交換をしました。

この分科会には、北海道から九州まで、全国各地から六〇名あまりの参加がありました。年齢層も二〇代から七〇代まで幅広く、占領期を経験した方から、占領期の歴史について初めて聞くというよ

うな若い方まで参加されていました。

報告に対しては、比較的若い世代のかたたちからは「GHQの教育政策など、知らない歴史にふれることができました」「山本（大森）松代さんの発言の資料から、男女共学家庭科誕生の状況が理解できました」など述べられ、また、「占領期に中学生で民主主義の授業を心ゆすぶられる思いで受けました」という世代のかたからは、「占領政策のなかで、男女平等の理念をめぐるような議論がされたかは大変興味深いものでした」という感想が寄せられました。そして、いろいろな意見交換がされましたが、そのうちのいくつかの点について記します。

まず、占領期教育改革における男女平等の理念は、当時のアメリカの市民的家族観である、性別役割分業を前提とした個人主義であり、女性が個人として力をもつようになることをめざすものであったということが確認されました。

また、占領期の「民主化」教育の実態を明らかにするために、教育を受けた人びとへの聞きとりの重要性が指摘されましたが、とくに占領期に「婦人団

体」活動に参加したかたたちが高齢になられているため、いま、各地で聞きとりを積み重ねることの必要性が強調されました。

そして、実質的な男女平等をめざすために、「女性のみで学ぶ」のか「男女ともに学ぶ」のかという議論がされました。女性の力を形成することをめざした「婦人教育」の意味は現在もあるという意見と、女性は男女平等について学んできたが、男性があまりにも学ぶ機会がないという状況のなかで、男女がともに学ぶ意味は大きいという意見がかわされました。それに対して、報告者の上村さんからは、ジェンダーのアンバランスという現状のなかで、女性が力をつけるための女性のみ学習と、それが生み出す価値を男女がともに学ぶ場の両方が必要なのではないかという提起があらためてされました。

このように意見交換がすすめられたなかで、報告者の半田さんの次のような言葉がとても印象的で、分科会の報告をつらぬく言葉として最後に記します。「どのような制度がつくられても、一人の問題意識から出発した思いが時代を動かす」。

女性労働問題研究会 本間 重子

東洋鋼鋳出産配転・解雇裁判元原告 立中 修子

女のユニオン・かながわ 阿部 裕子

弁護士 岡村 三穂

新しい公・共圏をつくる政策・制度研究会 又木 京子

女の働き方をめぐって

〈分科会5 労働〉

コーディネーター

大村 典子

西川 孝子

安井 恵子

若木千賀子

はじめに

民主主義の息吹きのなかで立ち上がった戦後の女性たちの労働は、戦前の女性運動を土台としてその歩を進めました。そしていま、戦後五三年を経て、女性の社会進出は既存の社会システムの見直しを迫る力となっています。しかし、その労働の中身はどうでしょうか。

また若年定年、結婚・出産退職、賃金差別などに対し、多くの女性たちが裁判の場でたたかってきましたが、その経過をここで検証したいと思います。

そして、近年の日本経済の失速状況下で、パート、派遣労働などの増加により、これまでの女性労働の歩みのなかでは見られなかった新しい問題も顕在化してきましたし、賃労働に換算されない労働—アンペイドワーカーを職業として創出することができるといふ動きや、多岐にわたるアンペイドワーカーの研究や調査も少しずつ進められてきました。

これらのさまざまな女性の働き方およびそれともなつて醸成されてきた問題点を見つめ、解決への

糸口を探り、今後の私たちの運動につなげていくことがこの分科会の役割と考えます。

I 働く女性の運動を二一世紀になげる

——二一世紀を男女平等社会に

本間 重子

私はこの三月定年退職いたしましたが一地方公務員として四一年間、その前のデパート勤務をいれて、高校卒業後四二年間働きつづけてきました。高校時代に父を亡くし、安い賃労働に出て五人の子どもを育ててきた母の姿を見て、女性も職をもち、働きつづけることが大切であると実感してきました。

1 今日の働く女性の現状

いま、女性労働者は二〇八万人といわれ、うち約八割が雇用労働者です。これは全産業労働者の三八・二%を占め、年齢階層別には四〇歳以上の中高

年層が半数を超え、高学歴化も進んでいます。その一方でパートをはじめ多様な不安定な雇用で働く女性労働者が非常に増えています。私がいた区役所でも約二割の非正規で働く女性がいきましたが、このような不安定雇用も含めて共働き世帯が片働き世帯を上回り五七・一％です。また戦前・戦後を通じて変わらないのが女性の賃金で男性の半分です。

昨年六月成立の改正均等法は多少禁止規定が盛り込まれ、規制を強める改正となりましたが、同時に女性の深夜就業や時間外・休日労働の規制が撤廃され、女性労働の今後に大きな問題を残しました。

では、戦後史的に女性労働の変遷と運動をたどってみることにします。

(一) 戦後再建の時期(一九四五年八月～五〇年代前半)

占領軍の五大改革指令により女性への選挙権の賦与(実際には戦前からの婦人参政権獲得運動の賜物であった)、労働組合結成の奨励、学校教育の民主化などを進め、日本側もそれにもとづいて改革に着手し、新憲法、民法、労働組合法、労働基準法など

新たな労働法制を制定し、女性労働者を家父長制的な家族制度から解放し、基本的人権と男女平等を法制度上保証するものとなりました。

五五年に女性就業者は二六％で、七割が未婚で終戦直後の労働者タイプを象徴しています。この時期は労働組合の婦人部活動が活発になり、職場を守り生活を守る運動が広がっていましたが、母性保護、男女同一賃金の要求などを掲げ、女性も大きなストライキ闘争を繰り広げました。しかし公務員のスト権剝奪や婦人部解体問題などが起こるなか、獲得した法的権利も十分に根づく間もなくいろいろな形で弾圧され、縮小していった時期でもありました。

(二) 高度成長期(一九五〇年代後半～七〇年代前半)

日本的経営の特徴として性別管理、終身雇用、年功序列賃金が確立されていきました。しかしこの時期、結婚退職制とか妊娠出産退職、職場結婚などの妻への退職干渉などに対し、裁判でたたかう女性も出てきました。長く働く女性たちを意図的に辞めさせようとする労務管理の動きがある一方、高度成長

が進むなかで女性が企業に雇用されて働くことが一般的になり、かつ技術革新が進められ、単調な機械操作に多くの女性が採用され、母性保護はもはや過保護であるという考え方が出てきたのもこの頃です。

技術革新・合理化の過密労働のなかで職業病に罹ったり、流産・異常出産も増え、私が勤務していた市役所でも六〇年代に流産などが三〇%におよび、婦人部の活動が強まりました。また、政府主導で女性労働力の活用と促進の方針が打ち出され、家庭の主婦をパートタイマーとしてどんどん市場に送り出し、M字型就業が形成されていく一方、もっぱら役割分業で家庭を守り、高度成長のなかで必死に働く夫を支える専業主婦が誕生したのもこの時期でした。

(3) 低成長期に入ってから(一九七〇年代後半)

七三年のオイルショックを契機に世界的な不況が日本を直撃して経済的に低成長の時代を迎えました。七〇年代～八〇年代はマイクロエレクトロニクスの技術の導入を土台に、能力主義管理を本格的に展開するようになりました。

また七五年の国際女性年以降の国際的潮流は社会的にも大きな影響を与え、性差別是正を求める訴訟が勝訴するケースも増えました。その好例として後ほど立中さんにお話いただきます。この時期は差別定年制や結婚定年制をなくすなどよい方向づけもありましたが、性別管理は国際的な影響上できにくくなり、コース別管理、能力主義管理の名のもとに新しい見えにくい差別が行なわれるようになり、母性保護規定の縮小・廃止の動きも強まりました。

八五年には改正前の均等法が施行されましたが、この時期にはパートが激増し、パート労働対策研究会が設置され、不十分ながらパート労働法ができましたが、配偶者手当・配偶者控除・非課税限度などの制度とリンクして女性を非扶養者枠に自己規制させていくパート政策の進められかたを私たちは忘れてはいけないと思います。

2 二一世紀に向けて

戦後の働く女性の運動は、男女平等のもと母性保

護をはじめとして、健康で安心して働きつづけるための運動であり、国際的な女性運動の流れと同じ方向をとってきたと思います。

そして、この運動を二一世紀につなげるとは子どもたちが豊かに育ち合える社会、誰もが人間らしく暮らせる社会をめざしていくことですが、それには国際的な運動の流れも視野に入れていくことが不可欠です。これは男女の完全な平等達成が必要であると女子差別撤廃条約に謳い、ILO条約のなかでも「家族的責任は男女労働者ともにある」ことを明確にしていることにも結びついています。これらをベースに二一世紀は性別役割の廃止による男女平等の実現を迫っていかねばなりません。

七五年以降、国際的な水準と女性の運動が、政府や自治体の政策をチェックするところまでできていますし、いろいろな個別な問題にもとづくネットワークも発展してきました。両性が個人として平等に生きる社会は日本型福祉社会ではなく、真の福祉国家に転換するなかで実現されていくでしょう。国際的な女性運動は性別役割の解消を軸として、平

等とか保護とか家族的責任などを個別の課題としてではなく、また労働と家族の二つの領域を分離するのではなく、国家と社会のトータルな再編を行ない、そのなかで進められなければなりません。新しい世紀に向かって、その胎動が起こっていることを信じ、運動にかかわっていきいたいと思つていきます。

II 出産配転・解雇裁判をたたかつて

立中 修子

(一) 職場結婚・共働き・出産・解雇まで

私は東洋鋼鋳という鉄鋼の会社で、一九六九年に出産を理由に配転と解雇の攻撃を受け、裁判で一年間たたかい、職場にもどつて一九九年です。もどつてからもずっと賃金問題をたたかい、いまの事務室長という肩書きもやはりたたかい取ったものです。

私がなぜこう働くことにこだわってきたかとい

ますと、教師であった私の母は家のために仕事を捨て、それを生涯残念がっていたことを見てきたので、働いて生きていくことを投げてはいけな、ともかく働きつづけること、攻撃を受けたらね返すことと、ずっと思ってきたためです。定年まで働きつづけるために電話交換手の訓練所を出て横浜の東洋製罐・東洋鋼鋸綜合研究所に配属されました。

結婚退職するという念書をとられた時代でしたが、職場に入って三年半で労音運動で知り合った男性と結婚しました。会社はさんざん退職強要をしましたが、私は働くことに幸せを感じるのだと言つて断りました。そのような状況のなかで結婚早々夫は京都に飛ばされ、私は事務部門に。二四歳でした。辞めればあとパートしかなかった時代です。

だんだんお腹の大きくなる頃、横浜駅で、「夫婦は夫婦らしく、親子は親子らしく同じ屋根の下で暮らしたい」というチラシを受け取りました。「夫婦同居を勝ち取る全国連絡会議」というところが出したものでしたが、みんな立ち上がっているのだと目から鱗が落ちる思いでした。

六九年三月に出産、産後二五日目に人事課長が来て、子どものいる女は半人前だからと男子独身寮の賭いに配転を申し渡されました。私は納得できないとして配転を拒否、産休明けから職場に出ていくとも椅子もなく、毎日が就労闘争でした。最後には解雇通告が自宅に送られてきましたが、解雇理由は会社の命令に逆らったこと、職場の秩序を乱したことで、配転先の寮に二週間以上出勤しなかったこと、三点によるものでした。

(2) 長い裁判闘争の出発

会社には鉄鋼労連の組合がありました。社員は二二〇〇人のうち女性一〇〇人弱では女性の問題が全体の問題にはなりにくい状況でした。やむなく一人で裁判闘争に立ち上がりましたが、職場で支えてくれる人たちが何人もいたのです。初め仮処分でした。横濱地裁では勝訴、はがきや署名による運動もし、傍聴席はいつもいっぱいでした。力でもぎ取った勝利でしたが、会社側は東京高裁に控訴、高裁では会社側の言い分が通り、出産した女性は能率



が落ちると、母性保護の名のものと敗訴でした。

(3) 国際女性年を契機に運動を盛り上げる

東京高裁の判決には、私も支援してくれた人々も怒りました。がんばろうよと仲間の人たちばかりでなく、弁護士さんも自宅まで来てくださったりして、本訴のたたかいをまた振り出しから横浜地裁で始めたのですが、翌七五年が国際女性年で女性差別は許せないという世論の後押しもあり、私も元気ががんばれました。弁護団も五〇人以上に強化され、主任弁護士さんは今日あとでお話される岡村さんです。また、支援共闘組織もできました。私も子育て中で大変でしたが、本社のある霞が関の周りを何回もデモで包囲したり、公正な判決を求めて裁判所の周りをデモったりしました。

マスコミも取り上げてくれ、「働きたいのに……なぜ！」という見出しで読売新聞の深尾凱子さんも記事にしてくださいました。そのなかの「働くことは生きることなのだ」と言う言葉が以後の私たちの合い言葉になりました。その流れのなかで八〇年二月、会社側と私の和解が成立し、職場にもどることができました。職場ではみんなが喜んでくれ、運動が生きていたことをつくづく感じました。いま五四歳、定年まで六年ですが、どのくらい前進できるかなと思っています。一つの問題の取り組みは一〇年が節目。くじけない

でがんばること、自分たちの運動が確実に娘たちに受け継がれていることを、今とてもうれしく思っています。

III ユニオン活動からみえてきたもの

阿部 裕子

なぜ「ユニオン」か、なぜ「みずら」かを私の経験から報告いたします。

私は全共闘後半の世代で、未組織の労働者を組織するんだと工場に入り、ライン労働につきました。三年目に労働組合をつくったのですが、工場の閉鎖、つづいて京セラとの合併を経験、その後組合による自主生産等で一一年間会社とたたかいました。この経験を通じて、労働組合の活動など二度とやるものかと思えました。組合費で飲み食いし、利用だけして「女は賃金は安くていいよ」なんていう組合幹部。また、一九八五年の均等法の成立時には負けたと思えました。保護も平等も働く女には必要な

のに保護ぬき平等が通った。差別が実態としてあるのに、法律で平等が通ってしまったからです。

働く女は家事・育児、さらには相手の親まで介護し、市民運動もやる。職場の組合では幹部にはならないけど学習会、デモ、支援活動をこなす。そして帰宅して、スーパーで買物をして子どもたちにかつさとできあいものを食べさせて、風呂に入れ、洗濯をする。毎日こんなスーパーウーマンのような生き方はいやだと思いました。

(一)「みずら」の登場

私の人生は私のもので、自分のためにお金と時間と知恵を使いたい。何をやりたいのか。理念は学んだ、フェミニズム運動も労働問題も勉強した。議論もした。でもちつとも女性解放にならない、私が私らしくならず、楽にならない。こういう思いをもつ女性たちが話し合って、相談活動をやろうということになり、みずらを組織しました。九〇年のことです。交替で有給休暇をとって対応するほど、相談はジャンジャンきました。

みずらは女性の総称ミズに接尾語のらをつけただけのきわめて単純なネーミングです。そして、得意分野を生かしたユニオンもつくることにしました。基本的なスタンスは自分の人生の充実のためにということと、現実的な解決能力を身につけ、明日の理念よりも、今日の現実に対応できる相談を行なうことでした。従来の労働組合は八時間の拘束時間のなかで賃金や労働条件、職場の人間関係にかかわりませんが、女たちの活動は多岐にわたっており、二四時間働いているといえる。そこで賃金労働であるか否かにかかわらず、女の何でも相談を受けようと考えました。また人生八〇年になった社会で、それぞれの人生に合わせた相談活動もしようと思われました。九一年から、一五〇人以上の売春を強要されたタイ女性の帰国援助を行いました。そのときある人から「なぜ、みずらは追跡調査をしないの」と聞かれました。私たちはもともとひどい人権侵害を受けた彼女たちをタイに帰してタイのNGOにつないだら、私たちの役割は終わりと考えています。相談所は通過点です。人生のすべてを賭けてもらえるよう

な場所ではありません。「明日忘れられる今日の友でありたい」をキャッチコピーに活動しています。

年間一〇〇〇件を超える相談があります。夫の暴力の被害者でシェルターの利用者は五〇〜六〇件、一〇〇人前後の母子が利用しています。労働問題は一八〇件余、うちユニオンで取り組むのは二〇〜三〇件で、かなりの部分アドバイスで済んでいます。

(2) 「女のユニオン・かながわ」の活動

ユニオンというのは労働組合です。労働組合は三人いればつくれます。届け出も認可もいらない、すぐれものです。相手と交渉してうまくいかない場合は労働委員会の制度を利用します。そのためには労働組合法五条の組合規約を満たす必要があります。

女のユニオンではたとえば解雇問題で相談にきた人には組合に入ってもらい、会社には、不当解雇であるとして団交を申し込みます。団交を重ねるなかで、解雇を撤回させるか、どうしても受け入れられなければ、退職金の上乗せなど、一定の成果を上げて和解するという活動をしています。相談者は解決

後は退会も自由です。みづらとは別個の運営で、組合員数は七〇名余、組合費は月一〇〇〇円です、事件解決屋の性格をもったユニオンを目指しています。

九割以上が交渉で解決し、残りは労働委員会に持ち込みます。裁判に訴えるのは年に一件あるかないかです。ユニオンの活動を支えているのは執行委員八人で、専従はいません。全員昼間の仕事を持っていますから、有給休暇や夜六時からとか土曜日に団体交渉を入れています。

私たち「淑女」の交渉のしかたはこんな具合です。向こうは男ばかり。「女のユニオンなんか聞いたこともねえ」と風を切つて現れます。私たちは解雇問題でも解雇問題だけに絞りこんでやりません。「就業規則を全部渡してないそうですね」「職場においてありますよ」「よく見えるところにおいて周知徹底させなければいけないですよ。遅刻はいつから多いんですか。従業員の遅刻や欠勤の評価の資料などは提出してもらえますか」「そんなもん出せるわけないでしょ」「出せない?」ということはいいがかりをつけてる可能性がありますよね」「タイム

カードの記録ではここ半年ずーっとです」「その間管理職は一度も注意していませんね。部下が遅刻をしたら、理由を聞いたたり、相談にのつたりするのが管理職の仕事なんです。今回管理職に対しても何らかの罰則なり、減給措置はとるんですか」「いやー、そんなことはしません」「そうするとこれは女性に対する一方的な差別ですか」ああ言えばこう言う、これは交渉のとき大事なことです。そのうちに相手は何となくシユンとしてきて、「もう一度検討してきます」となるわけです。

なにがなんでも解雇なのか、今回は嚴重注意で職場復帰なのか、あるいは実は本音はリストラで、赤字経営だから誰かに辞めてほしいのか、そのところをはつきりさせて、どうしても辞めなければいけないということであれば、「多少上乘せも含めて、条件を良くしていただければ、ユニオンも彼女を説得します」といつて、解決に持ち込みます。

セクハラの相談は性的関係を求められたケースが圧倒的に多く、加害者の男性には灰色型、拒絶型、全否定型、誘ったのは彼女の方だという一番悪質な

逆襲型の四つのパターンがあります。セクハラは犯罪です。加害者には謝罪と慰謝料を要求し、会社には管理不行届きで謝罪、再発防止策、女性の人權、セクハラ研修を義務化させるという形を取ります。

(3) 個人サポートの時代

女性労働者の増加にもかかわらず、労働組合への組織率は減る一方です。民間統計では一五%くらい。ほとんど未組織といえます。価値観が多様化し、終身雇用の形が崩れた結果、職を変えることに抵抗のない人たちが大変増えています。こうなると必要なときに必要なサポートです。個人サポート。この需要がじつは増えています。

個人サポートは、六〇、七〇年代の婦人運動にはなかったもので、家族共同体、地域の世話焼き、福祉事務所がカバーしていた領域です。いまは個人サポートが女性たちの新たな拠り所となる時代です。ぜひ、みなさんの地域で何ができるか、ユニオンも含めてご検討ください。私たちは今後も徹底した個人サポート、個人の自己決定権を尊重し、それを庇

援することに徹していきたいと思っています。

IV 法のなかで女性労働はどう捉えられてきたか

岡村 三穂

1 法制度の変遷と進化

「よい法制度というのは権利のための闘争を経てこそ獲得できる」これが私が一番言いたいことです。戦後の法制度の動きを、新憲法から七五年の国際女性年まで、一九七五年から今日まで、そして九年四月一日から施行される「改正男女雇用機会均等法」の時期の、三つに分けてお話しします。

(一) 性差別の横行

第一期では、憲法が法の下の平等を第一四条で、第二五条で生存権を定め、第二七条の勤労条件につ

いては労働基準法に具体的に定められています。その第一条には「労働条件は労働者が人たるに値する生活を営むための必要を満たすべきものでなければならぬ」とありますが、第三条の均等待遇規定には性別は入っていません。女性に関しては保護規定があり、この段階ではそれとの関係がまだ整理されていなかったからです。第四条には男女同一賃金の原則が定められています。「保護と平等との関係」が整理されないまま労働基準法ができたので、第一期では差別が横行しました。結婚退職制や若年定年制はただちに賃金の差別ではないので、裁判では「公序良俗に違反する」という民法第九〇条をもつてこないと勝てませんでした。

(2) 男女雇用機会均等法成立

第二期は七五年の国際女性年を契機に、男女平等を求める国際的な流れが七九年の女性差別撤廃条約に結実し、日本も八五年に批准。同年、男女雇用機会均等法が成立しましたが、募集、採用、昇進等については事業主の努力義務規定にとどまり、国際的

にはきちんと説明できない、あいまいな規定です。

また賃金差別の事件は、明らかな男女差別ゆえに使用者側が裁判で負けていきますと、手を変え品を変え、差別が巧妙になってきます。それでも女性たちは裁判に訴え、現在も一〇数件が係属中です。

(3) 育児休業・介護休業法への改正

そして第三期。九九年四月施行の改正男女雇用機会均等法では全ステージがすべて禁止規定になっていますが、時間外労働、休日労働、深夜労働といった女性に対する保護規定を全部撤廃してしまうということにもなっているのです。これから私たちがどうしたかかっていくかが問われます。男女ともに保護するというILOが示す国際的な労働基準を自分たちのものにするのがこれからの課題です。

差別撤廃条約のなかの前文にある性別役割分業を見直すという考え方は画期的なものです。これを土台に、八一年にはILOから「家族的責任を有する男女労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約と勧告」が出、九五年に日本は批准しています。それ

を基に育児休業・介護休業法へと改正され、九九年四月から施行されます。このように国際的な考え方も取り入れた法律も生まれています。それをどう使うかは、これからの私たちの腕の見せ所です。

パートや派遣で働く女性たちも増えています。男性も含めていまのパート労働法ではほとんど正社員との格差は正は期待できません。パートに関する国際的な条約もあり、国際基準を自分たちのものにするための動きをつくっていききたいものです。

2 裁判例にみる女性労働のあゆみ

(1) 退職・定年制

女性たちが裁判に立ち上がったのは、六〇年代後半の結婚退職制と若年定年制。これは公序良俗に反すると民法第九〇条を使って女性たちを勝たせていきました。それが最終的には日産自動車の中本ミヨさんの事件で、最高裁が、定年は一歳の差でもだめだということを確認しました。

(2) 解雇

六〇年代後半には女性が真つ先に解雇される、あからさまな整理基準を違法とする裁判例が蓄積されました。これらも公序良俗に反するというところで裁判所が労働者側を勝たせていきました。するとここでもだんだん差別が巧妙になってくるのです。

(3) 賃金・昇格差別

男女で異なる賃金表を適用していた七五年の秋田相互銀行事件、九〇年の男子職員のみ一律に昇格措置を取った社会保険診療報酬支払基金事件があります。後者の事件では損害賠償は命じていますが、昇格した地位の確認は認めていません。しかし九六年の芝信用金庫事件では、女子職員の昇格と差額賃金の支払いを命じました。このように裁判は一步一步進んでいくのです。ただし、この事件は会社が控訴していま係属中です。

(4) 家族的責任

これは私たちのこれからの大きな課題となるものです。共働きの男性労働者が単身赴任を余儀なくされる遠隔地配転を拒否して解雇された、八六年の東亜ペイントの事件に対し、最高裁は家庭生活上の不利益は通常甘受すべき程度のものであり、この事案は破棄差し戻しにしました。高裁では職場復帰の形で和解成立したのですが、九五年と九七年のケンウツド事件では、転居によって夫が被る不便不利益は通常甘受すべき程度のものということで負けており、なかなか厳しい状態がつづいています。

(5) パート・有期雇用契約

六八年の東芝事件は、更新を重ねてきた短期契約の臨時工を、不況を理由に一斉に首切りしたものです。裁判所は更新を何回も重ねれば期間の定めが無いのと同じだとして、更新拒絶を無効としました。

会社が不況だということで整理解雇するときは、一定の要件が必要だということが、判例が積み重

なるなかでできてきました。人員整理をする必要性が本当にあったかどうか、解雇の基準に正当性があるかどうか、会社は倒産を回避するため最大限の努力をしたか、交渉に誠実に対応したかどうかの四つです。いまリストラ合理化で、これが無視されています。

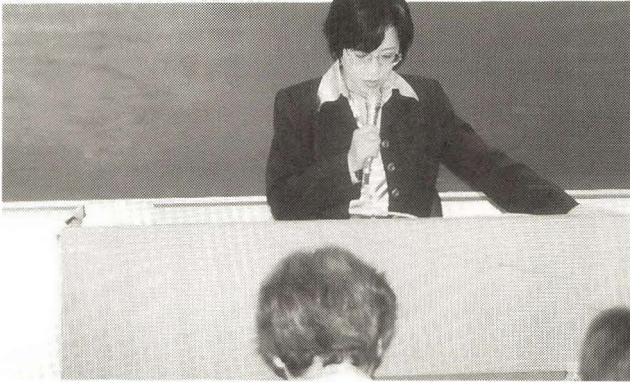
次に臨時社員の賃金を争っている九六年の丸子警報機事件。女性正社員の賃金は男性の半分、臨時社員はさらにその半分という低さに対し、地裁は、更新を重ねて来た臨時社員が正社員と同一労働に従事していたにもかかわらず、臨時社員の賃金が正社員の八割以下になるときは公序良俗違反になると判断しました。高裁がどういう判決を出すか注目を集めています。国際的にはパート賃金は時間給で見た場合、同じでなければいけないとされているのです。

(6) セクシャル・ハラスメント

判例では約二〇件出ています。九九年施行される均等法では、セクハラに対して雇用主には配慮義務が課されることとなりますが、これも判例の積み重ねのなかで法律化されました。部下の女性の異性関

係について悪口を言い、職場にいられないようにした上司の行為とそれを放置していた会社の行為に対し、裁判所が慰謝料一五〇万円の損害賠償を認めたと福岡の事件。横浜の事件は、地裁で負け、高裁では男性上司が女性にわいせつな行為をしたと、損害賠償

女の働き方をめぐって



「法のなかで女性労働はどう捉えられてきたか」
報告者の岡村さん

償を男性と会社に対して認め、慰謝料二五〇万円で逆転勝訴しました。一審と二審では同じ事実なのに、判断が分かれました。一審はいわゆる強姦神話 が作用したために負け、二審ではアメリカの研究成果も証拠として出すなかで勝訴したのです。

3 規制緩和は国際標準のもとで

いままで話してきましたように、法律制度というのはたかひのなかでできていく、それも裁判例の積み重ねのなかでいいものになっていくのです。いま、規制緩和の流れのなかで重要なのは、ILOの労働に関する基準、条約を批准するという動きをくっていくことでしょう。

現在、労働基準法の一部改正という法律が国会で審議されています。論点の一つは労働契約の期間です。現行では期間は一年を超えてはいけなくなっています。一般の社員に、一年以下の期間を定めるわけにもいかず、結局は契約期間を決めないのです。ところが今度は上限を三年としていいというの

ですから、三年で雇い止めになってしまう人が出てきます。そして会社にとって都合のいい人については再契約し、その他は労働市場から必要なときに必要なだけ派遣の人を入れようというものです。

すでに導入されている裁量労働制も、もっと拡大して、職場の事務職全員に裁量労働制が使えるようになる危険性があり、サービス労働の合法化になります。時間外労働についても、女性に対する保護規定が撤廃されました。過労死が徒労死になってしまふ二一世紀になろうとしています。規制緩和をいうのなら国際規準を守るべきではないかと主張していく必要があると考えます。

V 「生活時間調査報告集」をまとめて

—女性が担うもう一つの労働を測る

又木 京子

(一) アンペイドワークとは

本日はアンペイドワークとは何かということと、

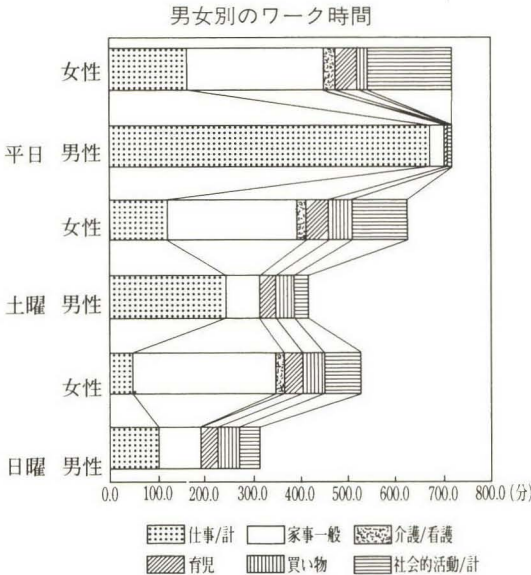
私どもがそれを捉えるために昨年行なった神奈川の「生活時間調査」についてお話して、アンペイドワークの問題をどうしたら解決できるかを考え、あわせて私どもが実践しているワーカーズコレクティブの新しい働き方から未来を見てみたいと思います。

ある国際会議でオランダの女性から「女性がよりよいペイドワークの機会を享受できるかどうかはアンペイドワークの再配分をいかに促進するにかかっていると思うが、オランダではきちんと国で議論されている」との発言がありました。

昔から地域にはいろんな働きがあったのですが、貨幣労働が進むにつれ、働くとは賃金を得るものとなっていきました。そのため、たくさん見えなくなった無報酬労働について二十数年前から諸外国では研究が進められています。日本ではアンペイドワークが大事だネと言うと、女性たちは家事・介護・育児をがんばっているねで終わってしまう。職業を持つとうとするとき、賃金をともなわない労働は経歴として書けない。子育てや老親介護などの生活技術が価値として見られない社会なのです。

(2) 私たちの「生活時間調査」

アンペイドワーク調査は世界中で行なわれていますが、昨年の経済企画庁の調査ではジェンダーの視点がなく、私どものこの報告集は運動の仲間である生活クラブ生協の組合員のなかから約二〇〇人の夫婦を抽出し、二四時間の生活を五分きざみで平日と



土曜・日曜の三日間調査し、まとめたものです。

上のグラフは生活時間の男女差を示しています。

一番上が平日の女性のワーク時間で、白い部分がアンペイドワーク家事一般です。介護が斑点で、仕事はペイドワークで女性の場合一六五・三分で、男性の平日はほとんど仕事、土曜も仕事時間が大きな部分を占めています。右端の横線が社会活動ですが、経企庁の調査では男女とも一日平均五分ですが、いまここで見てみますと、女性たちは平日二〇〇分以上で、土・日は男性も結構やっているのだということがわかります。子ども会とかPTA・生協活動や環境・福祉等幅広い活動が含まれますが、神奈川の人がよく社会活動しているのではなく、国の調査に社会活動の捉え方がなかったのではないかと思われれます。

このグラフで見ると、夫は会社に、妻は家庭と地域活動・ペイドワークも含めて多岐にわたる活動をし、男性と女性が多岐にわたる生活をしていることがわかります。最近、家庭内離婚が増えているのは当たり前だと思える結果で、大きな課題を含んでい

ます。これは日本だけでなく世界的にも問題視され、研究が進められています。

(3) アンペイドワークを調査して何を変えるのか

ペイドワークもアンペイドワークも男女で分けるのではなく、ライフスタイルとして選択できることまた身分としてのパートタイマーではなく、就業形態としてのパートタイマーを社会システム化していくことも必要ですし、その意味でこれからは終身雇用ではなくてパートワークが進められるでしょう。

そのモデルとして神奈川県でつくっているワークーズコレクティブの活動を紹介します。この運動体は現在、四〇〇〇人くらいで構成され、自分たちで出資し自分たちが働くものです。ホームヘルパーが一番多く、パン屋や弁当屋もあり、自分の働ける時間を申告し、調整し合って仕事しています。また神奈川県厚木市にあるケアセンターは女性たち七〇人で社会福祉法人として活動しており、各人の事情で週四時間からフルタイマーまでいます。

働き方をつくり変え、そのためにアンペイドワー

クを再評価し、再配分し、ペイドワークを見直すことが世界的潮流となっています。

フリートワーク

*総合職の今後の展望についてうかがいたい。

本間 一般職と総合職の矛盾、能力差という名の差別、総合職と健康の問題など、女性の側で取り組まれているネットワーク運動もあります。この運動もいろいろな研究もまだこれからの段階です。

*現在、日本にいる外国人労働者には分離されたマネージメントがされていると思いますが、労働問題の研究ではどんな視点で捉えられていますか？

本間 残念ながら、労働組合運動自体がその問題の対処はこれからというのが現状だと思います。

*ユニオン活動の件費はどうやって生み出していますか？ また、全国でどのくらいありますか？

阿部 会費と「みずら」への助成金、毎日国際交流賞、横浜弁護士会の人権賞の副賞などで自転車操業しています。また、ユニオンは全国で一〇〇ほど

ありますが、その考え方や組合費、解決金の寄付の割合など全部ちがいます。

* パート労働法の一番の欠点と改善すべき点は？

岡村 差別するなど書いてないことです。禁止規定と罰則規定がない限り、使用者側は守りません。

* 裁量労働が変わるといのですが、これによって誰が得をするのでしょうか？

岡村 使用者側でしょう。国際的な競争のなかで、日本の経営者はすでにサービスク業させて超過利潤をあげており、それを合法化するわけですから。

* 税金・年金制度とアンペイドワークの関係は？

又木 デンマークでは一五年とかアンペイドワークも含めて一番働いた年数を年金に換算します。日本で制度的に決めていくには、いまだ少し政治の議論の質が高くなければと思います。

* ワーカーズコレクティブの働き方の発想はなぜ出てきたのでしょうか？

又木 生活クラブ生協が基本で、家事・介護・福祉など地域に必要なワークをしっかりと仕事に置き換え、共同のワークにしていく考え方です。

* デンマークの例にある市民賃金とは何ですか？

又木 北京女性会議でのデンマークの経済学者エレン・ブラウンの発言で、賃労働や農業労働で得たお金を、アンペイドワークも含めてみなで再配分していくもので、まだまだ新しい考え方です。

* OA化のなかで年齢を重ねた女性の立場を思い、立中さんのたたかいに勇気づけられました。

* 「ひとつひとつの判例の積み重ねが大切」という言葉に力を得、小さな行動から起こしたい。

* 法律などの理論面と現場でのたたかいという実践面が結びつき、有益でした。しかし、参加者のかたがたにもいろいろ活動している人が多いので、もう少し一人ひとりの顔がみえるような工夫（グループに分かれて討議するなど）がほしかったです。

* 二一世紀に向かって各国が改善の方向を目指しているのに、今回の裁量労働等を考えても、日本は労働条件が悪くなるばかり。人の命を大切にしないのはいまも戦前・戦中と同じです。ワールドカップを前にストライキをしたフランスはすごい。このフランスは二一世紀には労働時間が週三五時間になる

そうです。日本の労働者をもっと怒るべき。

* ペイドワーク、アンペイドワークといずれも大切な問題として議論され、「女の働き方をめぐって」ここまで話が進んできたかと嬉しく思います。

* 農山漁村で働く女性たちの問題が「働く女性」のなかからいつも抜け落ちるのが残念です。労働法の外のいるが故にもっとも長時間の重労働を強いられ、どこからも光を当てられていないのではないかと。しかし、女性史を語るとき、忘れてはならない視点です。

まとめ

五時間にわたる長い分科会でしたが、七一人の参加を得て、戦後の女性労働の流れをたどり、いまの労働現場の問題を見つめることができました。九九年四月施行の改正均等法の行方も含めて、女性たちが権利を獲得するために法的にたつた足跡をたどり、賃金労働に偏りがちな労働の内容と質への問い直しをともなったアンペイドワーク論など、女性

史のなかの女性労働研究に大きく貢献できる分科会だったと思います。

日本は四七年に世界に先んじて労基法第四条で男女同一賃金規定を謳って戦後を出発し、八五年には女性差別撤廃条約に批准しましたが、国内的には取り組みが甘く、諸外国の非難を浴びていきます。

新ミレニアムは目前です。戦前・戦後の女性労働運動の流れのなかで勝ち取られてきた諸権利のうえに、私たちの労働が築かれていることを確認し合い、組織内の労働組合の弱体化もあって力をのばしてきたユニオン活動の今後、そして、男性たちも含めて多様な働き方を可能にしそうなアンペイドワークのさらなる研究など、私たちが今世紀獲得したものを基盤として、やり残したことも含めて、期待とともに次世代の人びとに伝言し、手渡していかなければならないと思います。

「嫁」という位置を問う

〈分科会 6 家族〉

地域女性史研究家 長田かな子

相模女子大学 白井 和恵

日本青年団協議会 小川里津子

置賜をひらく女たちの会 原田加矢乃

共立女子大学 奥田 都子

弁護士・家庭裁判所調停委員 増本 敏子

コーディネーター

鍵和田ユミ子

森 絹江

白井 和恵

奥田 都子

はじめに

「嫁」という位置づけが女の生き方に大きな制約を与えていた時代は過去のことでしょうか。近代以降の嫁の位置をたどり、何が変わり何が変わらないかを探りたいと思います。戦後も五〇年余、封建的家族制度としての「家」制度は隔世の感すらありません。今日の嫁姑問題として、「不安定な姑」の増加、ことに配偶者に死別した「姑」が夫婦単位の核家族からはじきだされ、精神的・生活的にすこぶる不安定な場を生きている、という女の老後問題としての嫁姑問題の増加が実在します。伝統的な嫁姑関係の「変容」ともいべき現象です。一方、二〇〇〇年四月から導入される介護保険制度の審議過程では、「親を介護する（すべき）ものとしての嫁」的な意識、まさに「家」制度の温存ともとれる主張がなされました。

ともに「女」である「嫁と姑」にまといついでいる問題を、薄皮を剥がすように一つひとつ解き放つ

ていくための歩みとしてなされた家族分科会、「嫁」という位置を問う、のエッセンスをお伝えしたいと思います。

I 戦前の嫁の位置

1 明治・大正期の相模原における 嫁の暮らし

長田かな子

長田さんは、昭和三十七年以来三十余年にわたり、相模原市史料調査専門員として地道な古文書資料の整理に携わり、かたわら相模原の地域女性史の発掘をつづけてきた方です。相模原のおつかさんたちの一生懸命な生き方に感激し、そのひたむきな生き方に励まされつつ「紙碑」として記録しつづけています。近著に『ひたむきの年輪―ぬくもりの相模原近代女性史―』相模経済新聞社。

(一) 明治・大正期の農村の嫁の位置

まずはじめに、この頃は家族制度が大前提としてあり、嫁は「家」にしばらくられるのはあたりまえ、そんなもんだと観念していたことを確認しておきたいと思えます。

①労働力として 明治・大正生まれの農村女性たちは、農事・養蚕・糸とり・機織りにと働き者で、親が手離すのを惜しむのか婚期は遅れがちで、もっとも多かつたのが二五歳でした。嫁取り側でも、嫁を労働力としてとらえ、健康で農事・養蚕・糸とりの熟練者を歓迎し、年齢にはこだわりませんでした。かわいこちゃんはいらず、すぐに労働力として役に立つたくましい嫁を望んだのです。夫妻同年が二割、妻が年上も一割以上ありました。「家事・育児は仕事のうちに入らぬ」といわれて、嫁は生産の第一線に立ったのです。「家事・育児は片手間仕事」ともいいます。

②子を生む性として 明治・大正は、一家に四〜五人の子どもというのがまず平均でした。農村地

帯の相模原での聞き書きでは平均五・七五人です。

「授かるままに」生んだのですね。八人生んだ阿部クニさんは「いまのようにかげんでできる世の中じやなかったもんでね。一人でもぶつつぶそうものなら懲役だもん」といいます。墮胎は刑法により罰せられたのです。「産めよ殖やせよ」でたんと生まされて、鉄砲的にされちまった」というクニさんの言葉が胸に重く響いています。あととりの子どもこそが老後の保障だった時代でした。

③準主婦として 主婦は姑ですから、嫁はお姑さんに従い仕事の大方を引き受けていました。食料の管理は姑、仕事のうちに入らない「子守」も姑、嫁は「乳くれ」のみが唯一の楽しみ、体を休めるときでした。

④経済力なし 家の「経済」の財布は戸主の舅が握っており、賄い関係の財布だけを姑がもっていました。嫁の財布はなく、自分のものは何も買えず、子どもの学用品代も気兼ねしながらもらうようでした。ただし、養蚕地帯の相模原には「ワタクシ」という屑繭から取った糸を売った公認のヘソクリがあ

ったようです。

⑤親が決めた結婚　結婚はほとんどが家と家との縁組でした。見合いすらなく、祝言当日はじめて夫と会うこともありました。「当時はそんなものでした」「親のいう通りにすれば間違いないと思いましたが」「恋愛結婚はクツツキアイといって軽蔑されました」と多くの人がこたえています。

(2) 明治・大正期の嫁の述懐

どれも興味深い述懐のなかから紙面の都合上、ほんの二例を。まずは「りこうな嫁さん」の例。機織り名人で一〇五歳まで長生きしました。「私はええかん節だよ」と笑顔が素敵な方です。

○「嫁にきたとき家族は七人、おとつあんもおつかさんも達者だったが、とにかく忙しくてネ。おつかさんが黒いものを白いといつてもハイハイつて、ごごとをいわれても耳から耳に素通りでネ、わたしゃあまり気にしないたちなの。ハハハ……」

(明治三三年生まれの阿部クニさん)

次は「嫁姑仲よく」の例です。「うちも小作だよ」

と明るく言い、お姑さんの命日もよく覚えており、涙を流して思い出話をしました。ずいぶん情が通っていたんだなあ、と思つた事例です。

○……おばあさんとは三八年間いっしょに暮らしたけど、ほんとにいいおばあさんだったよ。孫の子守もしてくれた。ひこの子守もしてくれて、長生きしたおかげと喜んでた。サツマもふかしてくれた。草むしりもやつてくれた。機織りもやつてくれた。八〇になって目が見えなくなつても、『おつかちゃん、オサの目拾つといてくん、あとは夜やるから』つていうんで拾つといてやると、チャンカラカン、チャンカラカンつて夜遅くまで織つてた。機織りがすごくうまかつたね。……おばあさんは偉かつたよ。すばらしいおばあさんだったよ。昭和三九年九月二五日、すごい台風のととき、嵐がおさまると息がとまるのといっしょだった。死ぬ前、手を合わせて『おつかちゃん、世話になつたなあ。米の飯腹いっぱい食わせてもらつてありがとうよ。死んでもおつかちゃんを守るよ』といつてくれた。いまでも、仏さんにお線香あげてると泣けてしまうよ。お



しやれ一つさせねえで、入れ歯も金がねえから入れてやれねえで、茶漬げばつか食ってて。九四歳まで働き通して死んでしまったもん」

(明治三六年生まれの石井クマさん)

生きるためのひたむきな労働の明け暮れが、嫁姑の仲を緊密にしていたと思われます。貧乏もドン底になるとどうかとは思いますが。

(3) 姑の考え方と人柄

嫁姑問題も結局は人間性の問題で、以下のように大別されます。

- ・ 昔、姑にいびられてつらかったから、今度は嫁をいびって無念をはらす。
- ・ 昔、姑にいびられてつらかったから、今度は嫁に悲しい思いをさせない。
- ・ 昔、姑にやさしくしてもらって嬉しかったから、嫁にもやさしくする。

(4) 明治・大正期の家庭内の嫁の評価

当時の相模原での嫁の評価をまとめると以下のよ

うになります。農家の嫁のつらさを述べた文章もありますが、私のお会いした人は、嫁も素直でやさしかったですが、姑も心広く嫁をいたわっていました。ともに生産に従事し、働き者でした。

・養蚕、製糸が家庭経済を支えるため、嫁は労働力として貴重な存在。

・家計や農業経営が苦しいほど、運命共同体になる嫁は感謝して受け入れられる。

・タテマエでは嫁の位置は最下位だが、ホンネでは信頼され優遇されたように思われる。

2 大正期の「身上相談」にみる嫁

白井 和恵

白井さんは、大正期の『読売新聞』紙上の「身上相談」の事例分析を通して、大正期の家族関係・家族問題を明らかにすることをライフワークとしています。身上相談の行間からあふれる女たちの思いにみずからの思いを重ねながら。

身上相談に嫁姑問題はあまり登場しません。姑の不満や愚痴を投書することそのものがタブーだったのではないのでしょうか。

相談内容により、①家計を任せてもらえない嫁のケース、②「姑去り」のケース、③「抑圧移譲」のケース、④「母子固着」のケース、⑤姑がつらくて離婚のケース、⑥姑を嫌う嫁のケース、の六大病し、それぞれ事例を呈示しました。そのうちから、今日的嫁姑問題ともつながる三ケースを取り上げます。当時の世間の良識を代弁していると思われる記者の回答にご注目ください。

(一)「姑去り」のケース

唐たげられし境遇 (一九一五・三・二四)

△私は二五歳の時、知人の媒酌で只今の夫と結婚し、只今は当歳と四歳になる二人の子どもさへあります。母といふのがお定まりの姑氣質、夫の兄の嫁を三度も出したといふ人です。夫は常に、一人の母には代へ難い故、若も離婚の命令が母から出るやうな場合は、背に腹は変へられぬから、そのつもりで

居ると申します。又是が非でも妻は夫の命に服従すべきものと云つて、常に「飯を喰はしてゐる」との一言の下に、私の相談などは耳にも入れずに、あらゆる事を心のままに決行致します。今は二人の子どもが可哀相といふばかりに、果敢ない命をつなぐのみです。この後私はどんな途をとつたらよろしいでせう。

(物思ふ女)

▲あなたは在来の日本の女がいづれも皆経て来た境遇に現在居られるのです。さういふ御境遇は苦しいに相違ありませんが、まあ御辛抱なさいまし、あなたがその囚はれの身を遁れやうとしても、一層善い境遇になる事は六ヶ敷い事です。辛抱さへなされば、次第に自由な境遇になれることは、見えてゐるのです。

(記者)

夫の「飯を喰はしてゐる」の一言に象徴されるように、家事・育児というアンペイドワークがみずからの主たる仕事となった妻(嫁)の位置の危うさを示す事例です。回答は「辛抱」に尽きます。

(2) 「母子固着」のケース

嫁を厭ふ母の心 (一九一八・一一・二七)

△私の家庭は両親と私と三人水入らずの極めて円満な生活上何等不自由のない他人からも羨まれるやうなそして私自身も親孝行者といふ評を受ける程、全く幸福な平和な家庭でありました。中にも母は慈愛心に富み、やさしいそれは佛様のやうな人でありました。然るに嫁を娶つてからといふもの、母の性質が前と打つて變つて、嫁の為すことは勿論、愛し切つてゐた私の凡ての行為が気に入らぬといふ様子で、それはそれは毎日々々不愉快な顔をしてゐられます。……妻が母に苦心して孝養を尽してゐるといふことは、父が私の妻を深く愛してゐるといふことでも解ります。今は私共夫婦が親切にすればする程、母は悪く取つて、私共の孝心を受容れてくれません。私共が両親の許さぬ結婚でもしたのなら止むを得ませんが、凡てを親委せにした私共が、今となつてこんな煩悶を持つといふことは誠に悲しいことであります。問題は嫁といふものが家庭に入つた為

めなのですから、嫁を出して了つたなら、元通り円満に復るかも知れませんが、と云つて一旦結婚した妻を出すといふことは出来ません。私は何うかしてこの苦境から遁れたいと思ひますが何うしたら良いのでせうか。母の為めなら離縁を厭はぬといふ心、これが果して正当な考へでありませうか、お教へ下さい。

(母思生)

▲……奥様を離縁するといふことは勿論いけません。又親子別居するといふことも事が荒立します。御夫婦共に辛抱してお母さんの鋭鋒を耐へるやうになさるが善いです。……

(記者)

子離れできない母(姑)の問題であり、十分現代に通用します。かくばかりの母親の嫉妬心は、一人の人間としての母親の人生のどの要因から生じるのでしょうか。長田報告の「ともに働いて家を支える」、それが嫁姑の心を一つにしたという事実との乖離が思われます。子ども(のみ?)を生きがいとする閉じた女の人生は、次世代への嫉妬を生み出す無意識な不満、抑圧を孕んでいるのかもしれない。

(3) 姑を嫌う嫁のケース

嫂が母を嫌つて (一九一五・一一・一三)

△私の父は三年前亡くなりまして、今では兄が家をやつて居ります。兄には三人子どもがありますので、母は毎日その守をして暮して居ります、所が嫂はどういふものか此母をきらつて、母が内に居ると鬼の様な顔をして一言も口を利きません。母が何を尋ねても返事もしません。私は母が痛はしくてなりません、どうしたらいゝでせう。

(逸名男)

▲……嫂さんの仕打は確かに道にはづれてゐると思ひます。併し、それを黙つてさせて置く兄さんも余り意気地がないではありませんか。……誠心を以て兄さんを諫めて見るがいゝでせう。……(記者)

今日増加している「不安定な姑」のはしりともいえる事例です。家督を子世代に譲り、経済的弱者になった姑の悲劇であり、女の老後をめぐる今日の問題へとつながります。何故嫁はかくばかり姑を嫌うのか、一人の人間のヒューマニティーを涸渇させる要因は何であるのか、じっくり見据える必要がある

と思います。嫌われる姑の空白は、一〇年、二〇年後の嫁の空白でもあるのですから。

II 現代の「嫁」の位置

現代民法には「嫁」という言葉はありません。したがって、現代の「嫁」には、戦前の嫁に付かなかった「」を付けることにしました。「嫁」という言葉に対するこだわりの表現でもあります。対語としての「姑」も同様です。

1 地方青年男女の結婚観から探る

「嫁」の位置

——「あととり」問題をめぐって

小川里津子

小川さんは地域青年団の全国組織である「日本青年団協議会（日青協）」の事務局長。若々しい感性と実行力とで地方（主として農村）の青年の生活を高めるための運動を支援しています。

この数十年、あいも変わらず話題となっている問題、それが「あととり」問題でした。

「自分はあととり娘だから、長男とは結婚できない」「男性をみればすぐ『この人は長男か、次男か』と考える」「二人とも家のあととりで、結婚を両方の親から大反対され、結局別れた」「あととり同士の結婚だが、自分の親に『親を捨てるのか』『誰が面倒を見てくれるのか』と恨まれた」など、農家のあととり娘とあととり息子は結婚をめぐってさまざまな障害や問題と直面し、ときには自分の人生をあきらめてきました。結局これといった回答や解決策はなく、問題を抱えたあととり同士は、個々人が時間をかけて親を説得したり、「子ども」という既成事実を先につくるといふ強行策で乗り越えてきました。

ここでは、山形県南部三市五町を含む置賜地区の調査（資料1）をもとに、地方青年の「結婚」「あととり」「家」をめぐる意識を報告します。

資料1 青年の地域生活および結婚に関する意識調査 一九九三～九四年 おきたま倶楽部実施

対象 山形県置賜地区在住独身青年

平均二四・五歳（女性 三五五人、男性 三二二人、計六八二人）

(一) 「あととり」についての男女の意識差

―後を継ぐことが当然という男性と迷う女性

「後継ぎとして期待されているか」という質問を通して、男性の七割弱、女性の四割弱が「期待あり」と答えており、あらためて「あととり」が、問題となってくる下地がしつかりあることを痛感します。「後継ぎであることの利点や障害（複数回答）」について聞いた結果が資料2です。女性のあととりの悩みが深いことがわかります。その結果、「後を継ぐことについて」も、男性が「当然継ぐべきだ」がもつとも多いのに対して、女性は「迷っている」がもつとも多く、男女の意識の差がはっきり表れています。

資料2 後継ぎであることの利点や障害ベスト3

女性①好きな人と結婚できないかもしれない

②恋愛の対象が制限されてしまう

③家族の期待が重すぎる

男性①あまり気にならない

②恋愛の対象が制限されてしまう

③家族の期待が重すぎる

(二) 再生産される意識

―後継ぎの役目は後継ぎをつくること

現在独身の青年たちの七割が独身を「自由でいれるからよい」と肯定しながらも、「自分の親のことを考えると早く結婚したい」と男性の四割、女性の三割が考えています。なんて親思いの人たちなのでしょう。結婚後の生活についても、男性は同居指向、女性は別居指向を示しています（山形県の三世代同居率は全国一位）。

田畑、墓守、家の名前、もろもろの「守るべきもの」があるなかで、「子どもは後継ぎだから絶対にほしい」という女性は四割、男性は五割という結果が「おきたま調査」では出ました。あととりにとって何よりも重要なのは、とりあえず「あととりとなる子どもをつくること」なのです。数十年にわたつ

て「あととり問題」が議論されつづけているのは、あととりのなかにこうした意識が再生産されているからといえましょう。

これら再生産されていく意識は、青年が自覚的に地域と向き合うなかでこそ変わり、変えていく意識的な取り組みがなくては社会に根づかないであろうと思います。

ミニ報告 農村の女性むらが地域を変えるとき

——置賜をひらく女たちの会の活動から

原田 加矢乃

原田さんは、山形県置賜地区川西町で有機栽培農業に意欲的に取り組んでいます。家族は夫、子ども四人、夫の両親の八人です。パートナーとは大学で知り合い東京で結婚。自然の一員として暮らしたいという思いから農家である夫の郷里へ。夫の両親との同居歴一六年、アジアの農民や女性との交流など地域社会に開かれた行動を、ムラを変える主体として、仲間と手をつなぎ行なっています。

一九八三年、大自然のなかで土と向き合う自給自足の暮らしを求めて、有機農業をはじめするため、夫の生家へ一歳半の長男とともにUターンしました。まわりの心配をよそに、私自身は不安より新生活に對する期待が大きく、何のためらいもなく二六年間住んできた東京を離れました。

このとき、「家の嫁になる」という自覚はまったくなく、夫と同様、一人の人間として家でも地域でも接してもらえるものと思っていました。夫の両親とも、当然のごとくうまくゆくと信じて、何の不安もなく同居に踏みきったのでした。いま思うと本当に甘い考えだったな、と思います。この家、このムラは「男尊女卑」の社会と同じではないか、ここは時計が止まったままではないかと感じるまでにさほど時間はかかりませんでした。このとき初めて、私は現実の女性差別に直面したのです。

地域や家族関係のなかに女としての不満がしだいに募り、何とかならないものかと考えはじめたのは同居も五年ほど経った頃です。

そんなとき、ジャーナリストの松井やより氏を囲

んで「農村女性の現状について語ろう」という呼びかけがあり、私も実行委員になりました。生後七か月の二女を背負って参加しました。参加したメンバーの大半は同世代で、「嫁」としての枠に束縛されることに対し不満をもっていて、そのことが一人ひとりの口からあふれました。話し合いは深夜までつづき、私は「こういう不満をもっているのは私だけではないんだ」と心強い仲間を得たように感じました。このときの出会いが、いまの「置賜をひらく私たちの会」に実りました。

この会は代表も会費もない、まったくのフリーの組織です。地域のなかでいろいろいざられている私たちにとって、何の気兼ねもなく本音で語れる会なのです。毎月一回学習会を行ない、足元から沖縄へ、アジアへ、そしてまた足元をみつめて、とさまざまな実践活動もしています。メンバーのほとんどがアジア各地に交流に出かけています。私もフィリピンのネグロス島へ行き、農家の女性と交流しました。ネグロスの女性が「日本には家庭内民主主義はないのですか」といったとき、「あつ、そういうこ

となんだ、日本の農村に欠けているのは」と妙に納得しました。

地域は、私たち（「嫁」）にとつては、人間関係や社会環境の面で一〇年前よりずっと住みやすくなってきました。私たちが地域に受け入れられ、求められるようにもなりました。夫たちは、頭では男女平等を理解しているが行動がともなわないというのが私たちの共通の不満でしたが、少しは真剣に考えるようになり、家庭内での男女平等は一步ずつ前進しているのではないのでしょうか。

また、夫の両親も、私のことを「こういう女の生き方もあるんだ」と認める、あるいは認めざるを得なくなっただけだと思います。家族のなかで、考え方は違っても相手を認め合うことは重要なことで、そのことが毎日の暮らしを快適にする第一歩です。

子どもたちは、母親が学習のためや地域活動のために夜出かけていく姿を見て育っています。母親が輝いていれば子どもたちに悪いはずはないと思うのですが……。子どもを育てることの大切さ、農村で暮らすことの意義を再確認し、主体的に地域とかか

わっていききたいと思います。

2 女子学生の意識調査にみる

「嫁」への抵抗感

奥田 都子

奥田さんは、近代の家族思想史が専門の気鋭の若手研究者です。昭和五〇年代半ば生まれの、奥田さんの教え子たちの生の声をお届けします。

本報告では、女子大学生の意識調査結果から、現代の若年女性が「嫁」のありようをどのようにとらえているのか、夫やその家族との関係や、「嫁」の役割をどう考えているのか探り、「嫁」に対する抵抗感がどこから生じているのかを考えてみたいと思います。

調査対象は首都圏の四年制女子大学一・二年生
三七八名 自由記述式のアンケート調査 一九九八
年



女子学生の6割は「嫁」に抵抗感が……と語る奥田さん

(一)「嫁」という言葉や立場・位置に抵抗を感じるか

「嫁」に「抵抗を感じる」女子学生が六割、「抵抗がない」が四割でした。資料1が示すように、「嫁」への抵抗感は農村部出身者や三世代同居経験のある女子学生において強いことがわかります。彼女たちは、現実には「嫁」の置かれている立場を身近に見聞する機会が多く、それが「嫁」への否定的感情へとつながっていると思われます。また、専業主婦志向者より就労継続志望者で「嫁」への抵抗感が強い傾向にあるのは、一般に「嫁」には、家事労働・育児・介護等の役割が期待されがちで、就労志向者にとっては、過大な負担にみずからの就労が妨げられるのではないかという危機感があるためでしょう。

資料1 「嫁」という言葉や立場・位置に「抵抗を感じる」割合

出身地域別	都市部	六二%
	農村部	七八%
三世代同居経験別	同居経験なし	六二%

就労継続意識別

同居経験あり	七一%
専業主婦派	五〇%
出産後中断再就職派	七〇%
一貫継続派	六五%

「嫁」という言葉や立場・位置への抵抗感の有無と夫の親との同居・介護意識とのかわりを示したのが資料2です。「嫁」への抵抗感の強さは、夫の親との同居および介護への抵抗感の強さと関係しています。もはや、「嫁」だから当然同居や介護をすべき」という観念は、現在の女子学生にとってはごく一部にすぎないといえます。それだけにあえて同居や介護を行なう場合には、見返りを求める傾向すら現れており、介護への金銭的報酬や相続での優遇などを支持する割合は、過半数を超えています。

資料2 「嫁」への抵抗感と同居・介護意識

「嫁」に抵抗あり群上段・「嫁」に抵抗なし群下段	八五%	六九%
「夫の親と同居したくない」	九九%	七九%
「嫁だからといって同居や介護を強要されるのは不当」		

「家族による介護にも

金銭的報酬が必要」

七五% ・ 五五%

「介護した子には相続など

で差をつけて報いるべき」

六四% ・ 六九%

(2) 「嫁」という位置をどう思うか

自由記述例を概観すると、「嫁」は家族内部における相対的地位が低く、とくに「姑」の下位に位置づけられがちであること、夫の家のための家事労働を担う労働力としての位置づけ、家族のなかの他人・部外者としての肩身の狭さが共通イメージとなつていきます。また、夫やその家に従属する存在としてのイメージも根強く、夫と妻の対等な結びつきでない結婚を忌避する意識が、「嫁」への嫌悪感につながっています。

「嫁」と妻・主婦を同一視または混同していると思われる場合には肯定的なとらえ方もみられました。「嫁」へのマイナスイメージとプラスイメージを整理したのが資料3です。

資料3 「嫁」へのマイナスイメージ・プラスイ

メージ

マイナスイメージ

地位面…家族内地位の低さ・弱さ↑夫の家族に編

入される新参者 夫やその家族（とくに

「姑」に仕える従属的地位 夫の所有物

役割面…夫や「姑」の監督下で家政婦のように家

事・育児を行なう（家庭経営の主役にな

れない）、

家族のために働くのが当然視され、評価

は低い 夫の家に仕え、家のために子ども

を生む 夫の家のルールを強制される

専業主婦であることが要求される

関係面…夫の出生家族に気をつかう 夫の家族か

ら他人扱いされ肩身は狭く、疎外感や緊

張も大きい 「姑」とは対立関係か一方

的にいじめられる関係

プラスイメージ

地位面…夫と対等な人生のパートナー 「姑」に

次ぐ位置 好きな人と結婚できて幸せな

地位

役割面…家庭を取り仕切り、家族をまとめる主婦

としての重要な役割 夫に守ってもらう

かわりに夫につくす 夫の家系を存続さ

せる重要な役割

関係面…夫と喜びも悲しみもともにする関係

(3) 「嫁」のゆくえ

「嫁」という言葉は「息子の妻」という続柄を示す便利な言葉として、今後も継続するのではないでしょう。その意味内容を現実の既婚女性の生き方に合わせて変容させながら、「嫁」は死語にはならないと思います。

3 法律家の目からみた「相続と

介護」にみる「嫁」の地位

増本 敏子

増本さんは、神奈川県藤沢市で弁護士事務所を開いているベテランの弁護士です。調停委員歴も長

く、相続・介護問題の調停も数知れず。この報告中の「嫁」にかかわる法律の条文呈示は貴重です。

(一) 現行民法における「嫁」

① 現行民法には「嫁」という言葉はない

夫の父母からみた「息子の妻」は「一親等の姻族」であり、「嫁」からみた夫の父母も同様です。

(民法第七二五条)。現行民法には「嫁」は存在しないのです。

息子(娘)は自分の父母を扶養する義務があり(ただし夫婦と未成年の子の扶養にあたる「生活保持義務」より軽い「生活扶助義務」、特別な場合のみ、その妻も家庭裁判所から夫の父母への扶養を命ぜられることがあります(民法第八七七条、第七三〇条)。

「嫁」は夫の父母と養子縁組していない限り、夫の父母の相続人ではない(民法第八八七条乃至第八九〇条、第九〇〇条)。ただし、相続人がまったくいないときに限って、家庭裁判所が相当と認めるときは、特別縁故者として財産の全部または一部を分

与される場合があります（民法第九五八条の三）。

② 現行民法の原則と旧民法の残影

現行民法の原則を示す規定—家制度の廃止・夫と妻の平等、兄弟姉妹の平等（憲法第一四条、第二四一条、民法第一条の二、第七五二条、第七六〇条、第七六二条、第八一八条、第八一九条、第九〇〇条）。旧民法の残影として問題のある規定—「嫁」と関連するもの、（民法第七二五条、第七二八条、第七三〇条、第七四九条、第七五〇条、第七五一条二項、第七六九条、第七七一条、第八〇八条二項、第八一七条、第八七七条二項、第八九七条）。

（2）法律以前の慣行と国民意識の推移

① 親との同居や扶養とそれにもなう長子相続はどう変化しているか

長男夫婦と父母との同居、（長男の）「嫁」による夫の父母介護の実例は、現在も多く存在します。長子単独相続のケースも多く、長男夫婦と夫の姉妹弟との遺産をめぐる争いも多くみられます。扶養と相続の分離による不公平感からの争いも多く、いまや

「相続」に関する調停は急増中です。

② 民法改正五〇年を経た国民意識の変化

全体的にみると「嫁」意識は減少していますが、メディアにおける嫁姑の取り扱いには問題（強調のしすぎ）があります。

いまもお「嫁」意識のぬけない父母と、その父母に依存し追隨する夫の存在が、若年離婚の増加に拍車をかけています。

（3）具体的なケースの検討

相続と介護にみる「嫁」の地位の現状を、実際のケースを通してみてみます。

ケース① とりしきる夫の母といいなりの夫

東京都下の元農家。現在は貸地や貸アパート所有。夫四三歳は会社員で長男。妻三七歳。子ども二歳。夫の父七五歳は寝たきりの病人。夫の母が家中をとりしきる。いつのまにか妻は義父の介護を押しつけられ、子どもの養育は義母の仕事となる。妻はうつ病になり婚家をとび出したり、謝罪して戻ったりを繰り返すが、夫はいつも母のいいなりで妻を非

難する。ついに、妻は子どもを連れて逃走。後日、離婚成立後、妻は元気になり、子どもとともに生活している。

ケース② 介護を逃れられない「嫁」

夫六二歳は定年退職後専門職のアルバイト。妻五八歳はパート勤務。娘と息子たちはそれぞれ自立している。夫の母八二歳は最近病弱になってきたが、まだ家のなかで一番力をもっている。結婚前も後も親の家から出たことのない夫は、母親には忠実な孝行息子だが、妻にはいつも強圧的であり散らしてきた。実家が貧しいことや学歴を夫の父母姉妹から馬鹿にされつづけ、妻はいつも小さくなっていった。

娘や息子が結婚したり就職して家を出たのち、発作的に家出して夫に離婚を迫ったが、別居中に義母が倒れて、夫から「介護もしないのか」と非難される。娘や息子の妻に迷惑のかかるのを恐れて、現在義母の介護に通っており、今後の身のふり方を考えあぐねている。

ケース③ 働けど相続なしの「嫁」

神奈川県個人商店。妻五七歳は結婚以来夫の父

を助けて店に立ち、経理も担当してきた。夫の母は商売が嫌いで息子を溺愛し、嫁と対立する。夫五九歳は、病弱を理由にまったく働かず、妻や父母に暴力をふるう。義母の死後、義父は息子に絶望し店の継統を願って孫に店舗の土地建物を遺贈して死亡した。孫二七歳は会社員なので、妻と従業員が店をつづけるが、夫は離婚と相続人である自分に店の経営権や売り上げ、これまでの店の預金などの引き渡しを要求。義父母の介護を一人で行ない、店の実質的経営を行なってきた妻は納得がいかない。

三ケースからは、日本の家族関係の特徴ともされる、希薄な夫婦関係に反比例するかのような母と息子の母子固着現象がみられます。また「嫁」と夫の親の介護はぬきさし難く絡まっています。

次のケース④は、家族の一員として主体的に相続対策をした「嫁」への夫のきょうだいサイドからの猛烈な反発例です。

ケース④ 義父母の養子となった「嫁」への反発

横浜市の兼業農家。妻六五歳は、長男である夫六五歳とともに夫の父母と同居して働いてきた。地価

の上昇とともに経済的に富裕となるにつれ、義父母死亡後の相続対策を立てる。夫と義父に助言し、義父名義の土地を夫名義に移したり、夫名義のアパートを建てる。また義父母は、長男の妻とその子ども二人と養子縁組をし、さらに義母死後、義父は全遺産を長男に与える遺言を残した。義父死亡後、夫の姉と弟が遺留分減殺の訴訟を提起。遺言も「すべて長男の妻の作戦だった」と疑い、争いが激化している。

(4) 二一世紀に向けての展望

事例を通して浮かび上がってきた「嫁」をとりまく問題の解決は、男女の意識改革、親子の意識改革をいかにすすめる、対等な人間同士の関係をいかに築くかにかかっています。社会福祉の充実は前提なのですが、扶養や相続についての考え方も再検討が必要です。一家の財産は減らしたくない、見てもらうのは国で、というわけにはいきません。自分の血族、親族、自分の財産からもう少し自由になれないものか、「嫁と姑も」一対一の人間としてもつとカ

ラツとつきあっていけないものかな、と紛争の現場から思っています。国民の意識が変わってこそ、民法その他の法律改正も生きて動き出すと思います。

フリートーク

——「嫁」は死語になるか

山形の前田さんの「私のむらではおしゅうとさまといえます」という発言に、会場からは驚きとも共感ともつかぬ笑い声。現代の女子学生のホンネともいえる「『嫁』だからといって同居や介護を強要されるのは不当です」という奥田さんの報告には、「一瞬「ついでにいけない」と嘆くかのような方、「その通り」とうなづく方、反応はさまざま。盛り上がりしてきた「家族分科会」は、増本さんの、母にいいなりの夫、介護を逃れられない「嫁」、働けど相続なしの「嫁」の具体例にいたり最高潮に達した。触発されたようにフロアから語られた参加者の声の一部。

* いわゆる「嫁」の苦労はすべて経験してきた。

プレッシャーのなかであと息子も生んだ。しかし、その息子は結婚後別居。自分は親の世話をしたが、自分は世話にならない(なれない)、と頭を切りかえねばならない状況。価値観を変えていかなければならないことに戸惑いを感じている。

* 「嫁」を、「息子の妻」という関係性を表す言葉としては用いてもよいが、「嫁」の実体そのものは、時代に合わせて変革していく。

* 「嫁」という言葉でいいイメージは湧かない。私は「嫁」といわれたくないし、いいたくもない。「嫁」という言葉自体を死語としたい。

* 私は息子のつれあいに對して、言葉も意識も「お嫁さん」とは思っていない。そのせいか、うまくいっているように思われる。

* 私は兼業農家の長男の妻で、共働きをしている。「嫁」としての自分の前に立ちほだかるものは大きく厚いけれど、それは「姑」に代表される家族だけの問題ではなく、もっと広く世間を形づくっているものとながっていると思う。私は共働きをづけながら、まずみずからの行動を通して、「嫁」

という位置そのものを変えてゆきたい。

まとめにかえて

・ともに生産に従事し、ともにひたむきに働いた嫁と姑は仲が良かった。
(長田報告)

・不安定な弱者になった姑の空白は、一〇年二〇年後の嫁の空白でもある。
(白井報告)

・意識は再生産されていく。地域と向き合い、変えていく意識的取り組みなしには社会に根づかない。
(小川報告)

・考え方は違っても相手を認め合うことが重要
(原田報告)

・別居が「嫁姑」問題の最上の解決策
(奥田報告)

・現行民法に「嫁」は存在しない。
(増本報告)

より開かれたと「息子の妻」と「夫の母」の間の女性史を綴るために、これらの言葉を結びとしたいと思います。

茅ヶ崎の社会教育を考える会 西山 正子

元・女たちの現在を問う会 小園 優子

元・女たちの現在を問う会 鈴木ススム子

沖縄・女性史研究家 宮城 晴美

神奈川平和遺族会 石崎 キク

戦時下勤労働員少女の会 坂口 郁

神奈川の学徒勤労働員を記録する会 笹谷 幸司

被害を語り継ぎ、加害を考える

〈分科会 7 戦争と平和〉

コーディネーター

小園 優子

関 千枝子

中内 むつ

はじめに

題もわかってくるのではないかという意見もある。そういうところを論議し、語り合いたい。

分科会の趣旨は戦後、日本の平和運動は、戦争の

悲惨を訴えることから始まったと思う。戦前、戦争

に勝つことで国が大きく豊かになり、国民も幸せに

なると教えられ、戦争より平和がいいなど、口にする

こともできなかったことを思うと、これはじつに

大きなことだった。戦争の悲惨な体験の語り継ぎや

記録は、地域の女性史の分野でも大きな仕事になっ

ている。しかし、庶民ことに女性は被害者だったこ

とのみが強調され、戦争中、女性も無邪気に聖戦を

謳歌し、献身的に協力してしまったのはなぜかが抜

け落ち、それが指摘され始めたのは八〇年代になっ

てからだった。一五年戦争の本質や、近代日本の国

家としての歩みについての認識の甘さが、今日、

「自由主義史観」の横行を許しているのではないか。

一方、被害の語り継ぎもまだ十分ではない。本当に

あのアメリカと戦争をしたの？と聞く若い人が増

えている。被害を見つめつつづけるなかで、加害の問

I つらい体験を書き残し語り継ぐ

西山 正子

私たちの会は一九七六年神奈川県茅ヶ崎市の市民が、公民館が欲しいという思いでつくった。この会の機関紙『息吹き』の八月号に「私の八月一日」という特集を組んで今年で二二回目になる。

『息吹き』の創刊は七七年一月、手刷りで出した。その年の八月が敗戦の年から数えて三三回忌だったので、戦争の体験記を出したいという話になった。初め一〇年間は別冊で出した。一一年目からは通常の八月号のなかに組み込んで出しつつづけている。

私は疎開世代で、新潟の親戚に縁故疎開した。父母と別れてきょうだいと祖母と行った。思い出を書いているうちに、つらくて食事が喉を通らなくなり、苦しみながら書く作業をした。たぶん他の人た

ちもそうだと思う。いまでもまだ書きたいのだが書けないという方が何人かいる。毎年「今度は書いていただけませんか」と声をかけ「まだ書けない」といわれる。今年の八月号に八〇歳の方がようやく書いてくださった。子どもを抱え、夫は戦地に取られた方で、思い出したくない、といつていた。前に私が聞き書きをして書いたが、本人に、やはり自分の言葉で書かなければ意味がないといわれた。

戦争のときの記憶を消してはいけないという思いではじめたのだが、ピースボートで中国や東南アジアを訪ね、加害者としての日本人を反省をこめて書く人もいる。平和に対する思いや、平和と戦争に対する考え方を書く方もある。

第三集で鈴木政子さんという方が、戦争ってかっこいいものではないんだよ」という文章を書いている。彼女は満州で弟、妹を亡くした体験があり、自分の子どもたちに話したいという思いで書かれた。それがのちに『あの日夕焼け』という本になり、『満州そして私の無言の旅』という本にもなった。そして「茅ヶ崎朗読の会」の人びとの手で朗読劇に

なりあちこちの公民館で上演している。「朗読の会」でやるうち、一人芝居を始めた方もいる。

先日、公民館で、広島の被爆者を呼んで、体験を語っていた。その方は「初めて体験を語るが、これを語らなければ自分は死ねないと思って」といわれた。みな涙をこぼして聞いた。語れないで死ぬまで抱いていく人もあるが、やはり語ってほしい、書いてほしい。それを発掘する作業をつづけていきたいと思っている。語れないと言っていた人がほんの少し語り始める、語り始めるとまたさらに語る。いままでに書いてくださった方は延べ一七七人。そのなかで、もう一〇人以上亡くなっている。若い方が「なぜあどきに戦争反対しなかったんですか」という。あどきの状況、実態、体験を少しでも若い人たちにわかってもらいたいという気持ちで編集をつづけている。

（体験記録のうちどのくらい加害体験があるかという質問が出たが、「自分の加害体験そのものをズバツと書いている人はない」と、加害の事実は体験記録にもなりがたいことが語られた。）



参加者たちも自分の体験を交えて活発に語った

II なぜ、みえなかった戦争の本質

小園 優子

私たちは一九七六年から、当時の資料を漁りながら、戦前、女たちが銃後を支えるためにどんなふう
に作られていったかを勉強してきた。一〇人前後の
会員で、戦前編を一〇冊、戦後編を八冊出した。明
治以来、日本は戦争をつづけ「富国強兵」を国是と
してきた。とくに私たちの母親の世代は、一五年戦
争下、戦争の被害者であると同時に、侵略戦争を支
える「銃後」の女たちでもあった。なぜそうでしか
ありえなかったのかをきちんと追及したいという思
いで始めた。

三十一年に満州事変が起こる。これが一五年戦争の
発端になる。銃後という言葉がマスコミに大きく登
場するのはこのときからである。当時日本は、アメ
リカに端を発した世界恐慌（一九二九年）で大変な
不況だった。そこに三十一年一月、満鉄副総裁の松岡

洋右が「満州は日本の生命線だ」と議会演説。日本中が、そうだ！ という感じになった。戦争の特需で景気が立ち直っていくなかで、満州を支配下におくということが、抵抗なく入っていった。三十二年「爆弾三勇士事件」が起こる。はなばなしく宣伝されて映画、演劇、歌舞伎にもなり、美談に仕立てていく。他国への侵略という意識はなく、中国の民衆の怒りに思いたらない。そんななかで政府が宣伝したのが、「非常時」という言葉。これは体制に与ったの非常時だった。不況、共産主義や自由主義といった「過激思想」の蔓延、国際連盟脱退、そういう事態を非常時と煽ることで、満州侵略を当然という空気にしていく。農村では不況脱出のために軍需工場の誘致運動。「五族共和、夢の楽土」の満州へと移民。女たちの側では、大阪で国防婦人会が三十二年に発足する。「国防は台所から」のキャッチフレーズで、あつという間に全国にひろがり、たちまち一〇〇〇万の人びとを組織していく。

三十七年「蘆溝橋事件」。一発の銃声からはじまり宣戦布告のないまま日中全面戦争に展開、民衆のな

かにあつた中国人蔑視観とも結びついていっきよに挙国一致体制へ。つまり国内の矛盾を対外戦争という形で転化した。このときに天皇が勅語を発し、天皇の思いに応えようと、近衛首相提唱の「新体制運動」が始まり、「国民精神総動員運動」となる。さらに精神力だけではだめと「国家総動員法」。これは国内の物的・人的資源のすべてを戦争目的に動員する法律だ。同時に女たちに求められたものは人的資源確保のための「産めよ殖やせよ」だった。その総仕上げが四〇年の「紀元二六〇〇年の祭り」である。これは万世一系の「国体」を祝い、国体の永続に協力する服従宣誓式であり、中国との泥沼化した長期戦にあきてきた銃後をひきしめ、翌年の日米開戦に奮い立たせるためのお祭りだった。

四一年、南部仏印に武力進出した日本に対し、アメリカは屑鉄とガソリンの輸出禁止という措置を取り、資源のない日本は南方に資源を求めて戦線を拡大していく。その直後に松岡外相は「大東亜共栄圏」を言い始める。「新体制運動」は「大政翼賛運動」となり、政党は全部解散し大政翼賛会に、労働

組合は大日本産業報国会に、婦人団体は統合され、最終的には大日本婦人会になる。民衆は隣組で完全に上意下達の組織のなかにいれられる。人びとは手も足も出ない状況で、総力戦体制が完成した。

同年一二月八日、日米開戦、女性リーダーたちは、「大いなる時代は遂に来れり」（羽仁もと子）、「日本人に生れたことをこれほどありがたいと思つたことはありません」（吉岡弥生）と翼賛、婦人運動家も「女子徴用」を要求し、「お国のために働く」ことを扇動する。軍需工場にも女子が活用され、女学生の勤労働員も始まる。栄養もなく休みもなく使われ、結核も蔓延する。一方、初期の「勝ち戦」はたちまち敗退、大都市ばかりでなく中小都市まで爆撃され、銃後そのものも戦場化する。足手まといは出て行けといわんばかりに疎開が始まる。私も学童疎開世代だが疎開のときに真っ先に移したのは「御真影」だった。本土決戦が叫ばれ、女も竹槍で戦えといわれた。この期におよんでも政府が考えていたのは「国体護持」だけだった。

敗戦の受け止め方はどうだったか。戦争はもうい

やだ、という気持ちは強かったが、加害の意識は薄かった。無謀な戦争をした軍部に責任がある、自分たちは被害者だという締めくくり方をしたと思う。

侵略戦争そのものが、他民族への加害と同時に自国民への圧迫だった、ということもほとんど意識されなかった。私たちが行なったアンケートによると、敗戦のみじめさを感じたのは「急に朝鮮人がいばり出したこと」などと書いた答えも多くアジアへの差別意識は変わらなかった。戦争が終わったのは天皇の「聖断」であり、戦後、天皇の巡行が始まったときも、恨みの言葉ひとつなくありがたがった。敗戦直後の内閣の東久邇首相が「全国民は、戦争に負けたことを天皇に総懺悔せよ」と言い（一億総懺悔）、やがて戦争の責任は全国民にあるというふうになりかえられ、一億総無責任体制が作られた。

戦争の本質はアジアの資源の強奪であり、市場支配であったのに、なぜ、私たちには見えなかったのか。それほど私たちは天皇制の呪縛のなかにおかれていたのだと思う。戦争はいったん始まると、民衆一人ひとりの意志はもちろん支配層の意向すら越え

て独自のメカニズムで展開していく。

いま問われている戦争責任、戦後責任を、どんなふうに私たちが果たしていかなければならないのか。事実をきちんと見据えること。事実を自分の眼で発見していく作業、それが私たちに力を与えると思っている。「女たちの現在を問う会」のメンバーたちは、勉強だけしていたのではだめ、身の周りで運動をきちんとやっつけていかないと、状況は変わらないとさまざまな実践をしている。私は「即位式・大嘗祭違憲神奈川住民訴訟」の原告として裁判をたたかっている。訴えながら少しずつ周りを変えていく努力をしていきたい。

昭和恐慌は戦争につながっていった。昭和恐慌と現在の不況の類似性を考えざるをえない。いままた経済不安を戦争につなげていく画策がどこかでなされているのではないか。新「ガイドライン」による「周辺事態法」、これはまさに戦争協力法だと思う。日本を戦争のできる国家へ全面的に作り変える準備ではないか。

ミニ報告 池子問題は基地の問題

鈴木ススム子

逗子・池子の米軍住宅のことを話したい。米軍住宅は一九九六年から入居が開始され、現在入居が終わっている。逗子の人口五万人の七%におよぶ三五〇〇人もの米軍および軍人家族が住んでいるので、交通事故やさまざまなトラブルが起こっている。

私はマスコミで報道された「緑を守れ」という運動ではなくて、池子にある逗子市の市有地の返還訴訟を行った。原告八人で一二年間つづいた訴訟は七年九月最高裁で、住民の敗訴で終わった。アメリカに接収された米軍の基地のなかに一五筆の逗子市の土地があった。その土地を海軍は市有地のまま使っている。戦後そのままの形で米軍が使った。米軍住宅の問題がもち上がり、その市有地を逗子市が国の土地として名義変更した。その名義変更が不当であると私たちは訴えた。

池子地区は、三七年海軍が軍の火薬庫として接収し、戦後は米軍が接収、弾薬庫として使っていた。

弾薬庫は、戦前も戦後もアジアの人びとを殺しつづけてきた。朝鮮戦争のときもベトナム戦争のときも、ここから運び出された莫大な弾薬が使われた。

ベトナム戦争後遊休化し、逗子市は公園にすると計画したが、その後すぐ米軍住宅の話が出てきた。

米軍のフェンスがどういう意味をもつのか、けっして沖繩だけの問題ではない。首都圏の「高級住宅地」といわれている逗子にも存在している。緑の問題でなく基地の問題である。加害はなかなか語り継がれないことを、この裁判を通して私たちは実感した。「緑を守れ」という声は届きやすいが、池子の基地の加害の歴史や米軍の住宅がなぜ建てられるのかという安保条約の問題はひろまりにくい。戦争中の話を自分自身のこととして考える感性をもたない限り、「被害を語り継ぎ加害を考える」のはむずかしいのではないかという感じがする。

私たちの裁判は負けただけれど、私はその一五筆の土地が逗子市のものであるという証拠集めのために情報公開を使って資料を集めてきた。すると、その情報公開請求に対して非公開の決定がなされた。国

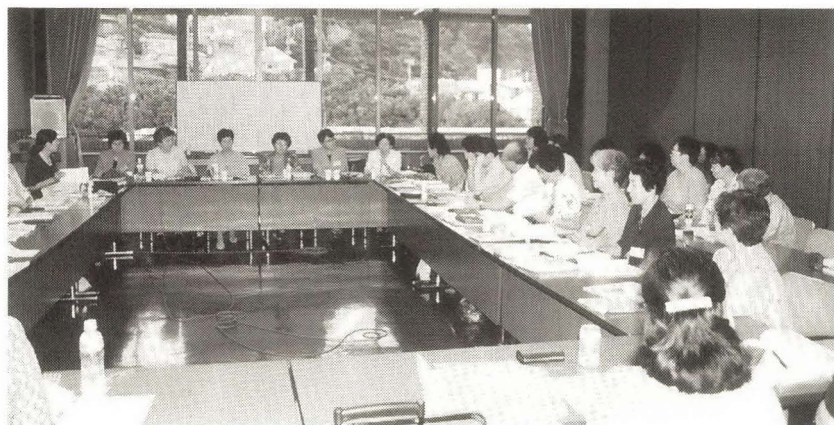
の政治に関係するからという。そこで今度は、情報公開せよという裁判を起こした。この裁判は私のほうが勝訴した（現在、逗子市が控訴、最高裁で審議中）。戦争の被害、加害に関しても情報をきちんと公開することによっていろいろなことがわかる。私は逗子市で情報公開を監視する情報公開運営審議会（市の管轄）で、公開が進むように活動している。

いま、私は、ホスピスの看護婦としてガン末期の患者と向かい合っている。戦争を体験した患者はすべて戦争の話をする。死を前にして自分の人生の一番大きな問題が戦争体験である。私は銃後史を学び、その後池子の問題とかわり、いま死にゆく人びとを見てひしひしと感じる。

III 皇民化教育と「自決」「性被害」

宮城 晴美

私は那覇市の女性センターで働き「基地・軍隊を許さない行動する女たちの会」で活動している。生



まれ育った所は沖縄の慶良間諸島の座間味島で、そこで私の祖母を含めて集団自決があった。私は戦後生まれだが、母から、戦争のとき、ひどいことがあった、という程度のことでは聞いていた。大学の教養課程の歴史でレポートを出すことになり、集団自決のことを書いた。すると先生が驚いて、島の集団自決の調査をしてみなさいと言われ、母から具体的に聞くことになった。自決したのはほとんどが女性と子ども、男性は少ない。なぜ女がたくさん死んだのかを調べようと思った。

沖縄は一八七九（明治一二）年に日本に併合された。琉球の民を「日本国民」にするために、日本政府は言葉と、言葉を教える教育者を育てることに力を入れた。併合の翌年、一八八〇年には早くも学校教育を導入している。風俗改良ということで、沖縄の人が着ている帯のない着物、いわゆる琉装や髪形、手の甲の入れ墨などを排除する教育を徹底した。自分たちの生活をすべて否定する形で「皇民化教育」・日本化に組み込まれていった。

一八九五年に日清戦争で日本が勝つ。それまでは清国が沖縄を助けに来ると期待をもち、皇民化教育を拒否する人も多かったが、以来、ガラガラと日本のほうに傾き、教育熱が旺盛になる。九八年には明治民法が施行され、良妻賢母、日本婦道といった日本の女性たちの生き方が入ってくる。

沖繩で外国人による最初の強姦は一八五三年の「ボード事件」である。この年、浦賀に初めて黒船が来るが、ペリーの一行は浦賀に来る前に那覇港に停泊、一部の部下を那覇に残した。残されたウィリアム・ボードは、酒に酔って民家に押し入り女性を強姦した。地域の男性たちは怒り、ボードを追いつめ、ボードは海に落ちて死んだ。日本から帰って来たペリーは激怒し、犯人を出せと脅迫。琉球王は適当に一〇名位の男性を犯人として出し、話をつけた。この人たちが実際罰せられたかどうかの資料はない。これが初めて沖繩の女性が体験した異人による性犯罪である。この事件があったため、沖繩ではアメリカ兵は女性を見ると強姦するというイメージをもつようになった。

一八九八年の一月一日、沖繩に徴兵令が施行された。日本の徴兵令は一八七三年、二五年遅れだが、これは日清戦争で沖繩人の眼が、日本のほうに向いたので、いまだ！と徴兵令を敷いたもの。日露戦争が起きると沖繩でも愛国婦人会の沖繩支部ができ、女性たちも戦争に加担するようになる。

そして一五年戦争の末期、一九四四年の三月、第三二軍という日本軍が沖繩に駐屯する。沖繩の人たちは当然自分たちを守りに来てくれたと思ったが、この第三二軍というのは中国でさんざん悪事をしてきた軍隊だった。つまり南京大虐殺をした人たちが入っている。例のごとくレイプ事件が多発した。沖繩の人たちの反発を警戒し、軍は「慰安所」を作った。働かされたのは、朝鮮半島から拉致同然に連れてきた女性たちである。座間味村にも一四人の朝鮮女性が連れてこられた。地元の人たちは差別意識丸出しで「朝鮮ピー」と呼んだ。沖繩の人たちは日本との同化政策のなかで差別されているので、自分たちも差別する相手を見つめる。差別が差別をつくる。「慰安婦」がなければ地元の女性たちが襲われる、という考えで、朝鮮の女性たちに対する同情の目はほとんどなかった。

人口六〇〇人ほどの村に一〇〇〇人近くの日本軍が入ってきた。「生きて虜囚の辱めを受けるな」「一人十殺」といった戦陣訓が住民たちのなかに入り込んでいった。四五年三月、米兵が座間味島に上陸し

た。住民は全員集まれという指令がかかる。それを聞いた人たちはすぐ自決の命令だとわかった。私の祖父母は、娘二人息子一人を連れて出かけたが、あまりに艦砲射撃が激しいので途中の壕に避難をして一夜を明かした。明けがた人声に見ると、米兵が銃剣をもってズラーツと壕の前に立っていた。祖母はあわてて、夫に早く殺してくれと頼んだ。祖父は自分の妻の首を一生懸命ロープで締める。首を締めるという行為は、よほどの憎しみがないとできないという。結局殺せない。祖父は、床屋さんで使うカミソリで、妻や子を切りつけた。一歳の息子は死に、二人の娘は血を吹き出した状態で倒れた。祖父は自分自身の首を切り倒れた。そこを米兵に救助され、息子以外は全員重体ながらも助かった。祖母は食道と器官を切り声が出なくなり、米軍が喉に穴を明けて管を通して呼吸をさせた。

自決は祖父母の家族だけでない。日本軍からもらった手榴弾を一家車座になって叩いたが不発弾で助かったとか、生後二か月の赤ちゃんに乳を飲ませたあと子どもを窒息させて殺し、自分自身は猫いらず

を飲んで死んだとか、話せばきりがない。いろいろな方法でたくさんの人たちが死んでいった。

戦後、私の祖父母の家族が悲惨だったのは、祖母が自分の夫を、人殺しとしてずっとなじってきたこと。つまり祖父が加害者で、祖母たちは被害にあっている。私の祖父母の場合は家族だからまだいいが、なかには子どもたちだけを舅姑に預け両親は出稼ぎに行っていたという家族もいる。子どもたちが死んだ、犯人捜しが始まる。被害者と加害者がこんがらがってしまい、本来の天皇の戦争責任が完全に盲点になってしまった。集団自決をした人たちに共通していることは、学校教育を受けた人たちが、子どもたちを必死に殺そうとした。死ねなかった自分を戒め、死ぬのを邪魔した舅姑（教育をあまり受けてない層）を非常に恨んだという。座間味島で死んだ人は一三五人。生き残った人が一二八人。死者のうち男性は四人だけ、あとは女、子ども。女と子どもにとってこの事件は悲惨だ。

今日の話と結びつけたいのはいまの沖縄の状況。私たち女性グループは「戦後、米兵による沖縄女性

への犯罪」を年表にまとめた。大変な数と思われるかもしれないが、これは氷山の一角にもならない。ことレイプ事件に関しては、情報公開は不可能。とくに沖繩の場合、復帰以前はまったくデータがない。サンフランシスコ平和条約以前、つまり一九五二年四月二七日以前は沖繩は完全に米軍の占領下で、占領下では事件を起こしても犯罪にならない。条約発効後は、沖繩は米軍の委任統治のもとに入った。そのため私たちは、新聞や文献のなかから調べてこれを作った。実数はこんなものではない。

先ほど私は、私の祖父母の家族が米兵に救助された話をしたが、米兵はケガ人を救助する一方で若い女性たちをレイプした。米軍の上陸とともにレイプ事件は起こるが、講和条約以前の五二年までの事件が一三〇件あったことが最近発表された。これは復帰のときに、占領下で米軍から被害を被った人たちが米国に補償を請求した。レイプ事件はなかなか年表に出ないが、一三〇人のかたが被害の報告を出していることがわかった。これと、私が作ったこの年譜と合わせてみると、重ならないのが多い。

また、この一三〇人の表を分析してみると一三〇人の被害者に対して三五七人の加害者がいる。ということは一人の女性に対して三人以上の男性がレイプしている。なかでも、フィリピン兵が多い。日本軍がフィリピンで多くの女性たちをレイプしたためその腹いせもあったと思う。

軍隊は「構造的暴力」である。日常的に人を殺すための訓練をし、仕事は人を殺すこと。同時に敵国の女性をレイプすることは地元の男性を侮辱することにつながる。基地がある所には必ず軍隊がいる。軍隊とは何なのかを考えていかないかぎり、加害・被害の問題はわからないと思う。

ミニ報告 戦没者を「英霊」と讃えない

石崎 キク

戦争中、陸軍の軍属に召集されボルネオに行っていた夫は、「阿波丸事件」(安全を保証されていた交換船・阿波丸がアメリカに撃沈された事件)で戦没、二八歳の命を断たれた。

国際法の保護のもとに航行していた阿波丸をなぜ

撃沈したのか、アメリカ側の責任など、いくつもの謎を残したまま日本政府は一九四九年、事件について調査もせず、遺族に凶ることもせず、アメリカに對する賠償請求権を自発的に放棄した。阿波丸の犠牲者は、国のため、東洋平和のために命を捧げた人”として靖国神社に祀られ、“英霊”と讃えられて戦争美化の体制の一役を担わされている。

私は、戦後二〇年あまり、立ち止まってあの戦争を問い直す姿勢をもたずに過ごしてしまった。生きることについて精いっぱいだったこともあるが、やはり私には天皇絶対の軍国主義教育によって染みついている体制依存の体質があつて、国のあり方や政治情勢について考えることはなかつた。六〇年安保闘争、建国記念の日制定反対の闘争のなかで、なんとなく軍国主義復活の気配を感じた。六九年、靖国神社法案が国会に提出され、この法案に反対してキリスト者遺族の会が結成され、私も入会して学習をし、いまままで見えていなかった歴史の事実や靖国の思想、戦争の実態、アジア諸国への加害の事実を知り、いろいろな思いになつた。

靖国神社法案第一条の条文へ英霊に對する尊崇の念」とか、〈遺徳を偲ぶ〉〈偉業を永遠に伝える〉といった戦争美化の表現や意図に衝撃を受けた。憲法違反の靖国法案は廃案になつたが、中曽根首相（當時）は、靖国神社への公式参拝を強行した。私たちは、遺族の悲しみを榮譽にすり替え、戦争美化の体制に組み込まれることを拒否して、八六年三月、神奈川平和遺族会を結成した。再び惨禍を繰り返さず新しい戦没者や遺族を出さないために運動をつづけている。二八歳で戦没した夫が残した日記のなかの言葉へ国家は人のためにあるのであつて、人が国家のためにあるのではないを紹介したい。

ミニ報告 少女たちの勤労働員を調べて

坂口 郁

太平洋戦争末期、男性が兵隊にとられたあとの人手不足解消に学生、生徒が工場に動員された。女性も、女学生（高等女学校）、専門学校生、卒業して家庭にいる人も工場に駆り出された。

私は高校の教員をしていたが、生徒の戦争の知識

は、広島・長崎・沖繩、なんとかここまで。内地の都市という都市が爆撃されたことをわかつてもらいたいと思い、日立市で勤労動員に行っていた体験の記録集を仲間と作った。そのことが新聞に出たことから、戦中の動員の記録があちこちで作られていることがわかり、各地の人と交流。一九九一年に「勤労動員少女の会」が発足。以来、五年がかりで調査し、『記録―少女たちの勤労動員』を出版した。完璧なものではないが、とにかく北海道から沖繩まで初めて全国的に調べたものだ。

勤労動員は工場へ全国から動員され、挺身隊と呼ばれた。工場の少ない地方の女学生は遠隔地へ動員された。参加しないと退学処分、退学しても家にいれば、遊んでいると徴用されるので参加せざるをえなかった。これは強制連行、強制労働ではないかと思う。けれども当時はお国のためだと教育され、マスコミもこぞって煽った。

成長期にあった少女たちが、深夜作業、一二時間労働、ほとんど休みもなく男性の大人用の機械・工具を使って苛酷な労働に従事した。食料は極端に欠

乏し、ノミやシラミに悩まされ、幾度となく襲われる空襲で十分な睡眠も取れずケガや病気が続出した。生理が止まった人も多く、それが何を意味するかも知らなかった。しかも学徒動員の実情や実際の人数について、いまだにきちんとした記録もない。そういうことに対する怒りが、私たちにこの会を作らせ、この本を作らせた。「外地」(満州など旧植民地)の女学校で、志願看護婦の募集をしたところがある。この人たちは看護婦の免許をもっていない。いったい何をさせられたのだろうか。ソ連軍侵入のあとはどうなったか。誰も何も言わない。また、ある文集に、出征する恋人の壮行会に出席してその恋人および同僚の学生たちに集団暴行された女子学生の話が載っている。その方は自殺同様に死んだと。

空襲で家財、一家の働き手を失った少女たちの肩に、戦後の窮乏は重くのしかかった。働く場所はない。そこに舞い込んだのが「特殊従業員募集」。多くの少女たちは、進駐軍相手の慰安婦とは知らずに高給が取れると思いい応募した。私は四五年の暮れに、東京の電信柱に募集の貼り紙があったのを覚え

ている。数え年一六歳以上とあった。私はあと一か
月で数え年一六歳だった。こうして少女たちは、戦
時下はお国のために働かされ、戦後は「夜の女」に
なった人もいた。

当時女学校を出た人の多くは働かなかった。動員
で働く体験をしたことが、戦後の女性の社会進出に
つながったというのが定説だが、ポジティブな面を
いうだけでいいのか。

最後に、心のケアの問題。一〇代後半の心の成長
する時期を軍国主義一辺倒で教育され、突然価値観
の変換を強いられた。美しいものに触れることもな
くおとなになった少女たちが戦後作った社会は夫の
出世のため、子どもをよい学校に入れるため。〇〇
のために、という目先のためにだけの精神が残っ
た。そうして育てられた子どもたちが親になり、ま
た子どもを育てている。現在の社会に起きている多
くの現象の発端はあの戦争にあり、戦後十分に検証
しなかったためと思う。そして少女たちを勤労働員
に駆り立てたのは男性のみではなく、女性指導者た
ちも片棒をかついだ。彼女らは戦後いち早く活躍し

ている。そのことが真の男女平等社会の実現を遅ら
せたのではないかと思っている。

ミニ報告 神奈川の勤労働員を調べて

笹谷 幸司

神奈川県 of 学徒勤労働員では、一〇代の学徒が五
万人働いていたが、そのうちほぼ二万人が県外（東
北が多い）から来た二〇〇校の学生たちだ。動員先
で一〇五人死んでいる。

私の母は昨年死んだが、その一年位前に、動員先
の工場でもらった感謝状を見せてくれた。それまで
動員のことをまったく語らなかつたので驚いた。や
はり語れないものをずっと胸に秘めていたと思う。
沖縄と神奈川は似ている。神奈川県には本土上陸作
戦が計画され、学徒たちが五月から兵隊と一緒に塹
壕掘り、陣地掘りを始めている。戦争がつづいてい
れば、きっと沖縄と同じことがこの場所でも起こつた
ろう。神奈川も沖縄に次いで基地が多い県である。
もう一つは、死者の扱いのこと。関千枝子さんの
本『広島第二県女二年西組』筑摩書房）で、勤勞

動員中に死んだ学徒が靖国神社に祀られていることが書いてあるが、僕はやはりそれは死んだ子どもたちの本意ではないだろう、一〇五人の子たちは、きっと違うと言いたいだろうと思う。

学徒動員を調べていると加害の話になる。特攻隊のための一人乗りの潜水艇を作ったが潜水艇は実戦にはほとんど使われず、訓練中の事故で死者をたくさん出した。横浜市内にある「こどもの国」は陸軍の弾薬工場だったが、そこで作った手榴弾が沖繩で自決用に使われた、など。しかし、今日石崎さんの話を聞いて思ったのは、本当の加害とは、死んでいった兵隊、学徒たちの無念さを検証しないことだと思う。学徒動員世代の人びとがその後の五〇年をどう作り直して生き抜いてきたかもこれから聞いていきたい。それがこれから加害を生み出さない、僕らの世代のやり方かなというふうと思う。

死者の扱い 「犬死？」（司会から）

広島島の原爆で一番多く死んだ世代は、強制疎開の後片づけ作業に従事していた、国民学校高等科、女学校中学校の一、二年生（現在の中学一、二年生）。

一二、三歳の子もだった。軍人恩給復活のとき、彼らの親たちにより「兵隊と同じお国のために死んだのだから補償してほしい」という運動が起きた。全国の勤労動員で死んだ学徒の遺族にも呼びかけ、軍属として恩給をもらうことに成功、さらに「最年少の英霊」として靖国神社に合祀された。このとき、朝鮮や台湾の人びとは日本人ではないから恩給の対象ではないと全部オミットされた。国民学校高等科に行っていた子どもの中には朝鮮人の子どもも多かったが、この人たちは全部切り捨てられ、名前も人数もわからない。もう一つ、靖国神社に祀られたことを名誉なことだと思っている親たちが多い。あのときはあの子たちは一生懸命、純真であった。この人たちが戦争賛美論者かというところ「戦争はもうこりごり、原子爆弾なんて絶対いや」という人ばかりだ。しかし、お国のために死に、靖国神社に祀られることに抵抗はない。これで「犬死」でなくなつた。この「犬死」という言葉、思考は、「キーワード」だと思ふ。

フリートーク

東京 勤労働員の世代です。一九四五年、中島飛行機に動員のまま、四年生で卒業させられました。

学徒動員が女性の社会進出にプラスだったという説はとんでもないことと思っています。進学したい人も進学できず、栄養失調で、家は丸焼け、しかたなく底辺労働についた人たちがたくさんいる学年です。言いたいのは、教育とマスメディアが私たちを戦争に駆り立てたということ。いま、加害を見つめる人を自虐史観というとんでもない一派が出ていますが、戦前の天皇制の国家を清算してないことが彼らを生んでいると思います。私はたった一人で、いわゆる司馬史観に反対し一〇年になります。これは勤労働員に駆り出された女学生の執念です。

札幌 日本史の高校教師を卒業して三年目です。私は夏休みの生徒の課題として戦争を考えるレポートを書かせつけてきました。二〇年間八月一五日の記録集を出しつつつけてきた茅ヶ崎の運動に感動し

ました。レポートは、初めの頃は「親たちの戦争体験を聞く」だったのですが、しだいに親の年代が下がって、本を読み考えるというふうになってきました。戦後五〇年を過ぎてからの取り組みが大変気になります。今年、歴史教育者協議会の全国大会の平和教育の分科会に出て、そんな話をしましたが、五〇年を過ぎたから話そうというおじいちゃんの話を持ち起こした鹿児島県の小学校の先生が、小さな部落の体験集を発行したと報告され、志をもってやることだと感動しました。体験を聞き書きすることを一つの歴史の重みとして捉え、さまざまな形の営みを広い形でネットワークに組むことを急いでやらなくてはと思います。

藤沢 西山さんのお話にあった『あの日々焼け』を書いた鈴木政子です。一〇歳のときに中国東北部から引き揚げました。そのときのことを三五年経って本にし、日本の加害の面を勉強し、調べ、二冊目の本を書きました。そして人にも話しております。私は書くことで自分の生きる原点のようなものを見つけたんです。引き揚げの大変な状況のなかで、私

は弟に「あんたなんか死んじやえばいい、そしたらみんなが、家族が助かるんだから」と言ってる。その言葉に対して「ごめんさい」と言いながら生きてきた自分というものが、書いて初めてわかった。書いてからもう一八年経ちました。自分史の講座も持ってますが、自分史のほとんどが戦争体験です。書いて残すというのが、生き残ったものの役割だと思っておりますし、作品についてじっくり話し合うことで、若い人も戦争と平和というものについて、不思議に分かりあえる。話し合いは、一つの方法ではないかと考えてやっております。けれども、語れない、言えないのは、やっぱり強姦と人を殺したことです。子どもや孫がいるので、書けないということがあります。しかし、これを言わないと死にきれないという人がいる。ですから私でよかつたら聞いてあげて、メモにしておきたい。事実はやっぱり残しておかなければいけない。加害と被害は、同時にくるものです。背中とお腹ということであつて離れるものではないと思います。

横浜 私 は女性史の会ともう一つ近現代史学習会

を横浜で仲間と一緒にやっています。こういう運動をしますと、五〇年も経ったのにいまさら掘り起こして何になると言われることがあります。

東京 社会教育のなかで自分史に戦争体験を綴ることをやっています。三月に「戦争体験を語り継ぐために」という講座をもちました。そこで、一口に戦争体験といっても人によって違うことがわかりました。戦闘の手柄話をするために参加された方もいる。話していくうちに、戦争体験とは何かということがわかってきて、自分だけのものではなく、周囲の人にも読んでもらい、子どもたちにも知ってもらったら、と、やつと最終的に自分史にまとめるところへたどり着いたんですが、もつと戦争体験を語り継がなければいけない。

東京 私、第一回の原水禁大会に出席しました。戦後一〇年です。広島・長崎・沖縄のことはみんなが知っていると先ほど発言がありました。占領下では原爆の被害は知らされず、第五福竜丸のビキニでの被曝、久保山さんの死があつて、やつと第一回原水禁大会が行なわれ広島の実相がわかったので

す。先日インド・パキスタンの核実験がありました。が、真実を知らないからインドやパキスタンの国民は喜んだのだと思います。もつと本当のことを知らせる運動が必要です。私の知人がイラクへたびたび行っているのですが、湾岸戦争のときの死亡者は二〇万人、湾岸戦争後の死亡者が一五〇万人だという。経済制裁のなかで栄養失調になり、ちよつとした病気で子どもたちが死んでいるようです。湾岸戦争のときに日本はたくさんのお金を出した。平和憲法が施行されてから、私たちは他国の人を一人も殺していないと偉そうに言っているけれども、イラクの死者に日本人がかかわりはないのでしょうか。一五年戦争に国民は知らないから協力した。だけど知らなかった責任というものがあるのではないか。いまは知ることの責任と、知るためにどうしたらいいか。マスコミは発達しているが、マスコミは知らせたいことだけしか知らせない。ガイドラインが施行されたらどんなことになるか、とても怖い。

宮城 情報の欠如ですが、先ほど話した米軍の犯罪の年表、これは情報公開で得たものではなくて、

私たちが必死に捜し回ったものです。アンテナを張り巡らすこと、つねになぜ、という疑問符を自分のなかにもつことが大事ではないでしょうか。

神奈川（男性） 「産めよ殖やせよ」の国策に従って、母親が僕を産んだのが、紀元二六〇〇年。僕も返子の住人で、池子米軍住宅の目の前の学校に勤めています。池子の問題をきちんと生徒が見ない、生徒にどうやってわかってもらえるか本当にむずかしい。生徒の多くは横須賀から来ている。先日もキティイホークが入りましたが、もう慣れっこになっている。自分たちも基地に囲まれている、それが戦争につながっているということをどういうふうにわかってもらえるか、いつも苦しんでいます。戦争をどう教えるか。私も学童疎開、「きけわだつみのこえ」、沖繩のひめゆり部隊の話などをしてきました。数年前に勤労働員のことを調べました。返子は、横須賀の隣町で海軍工廠に通う人が多く、そこに東北各県からたくさん少女たちが、勤労働員で連れて来られて寄宿舎生活をした、ということがわかった。あ、これだ、戦争は遠い所の話でなくて、自分たち

の町であったんだ、これはきちんと調べようということになった。全県で調べてほしいと訴えたら、笹谷さんが受け取ってくれた。こんな若い人が受け取ってくれたことで、私は感動しました。神奈川県でいま三〇代の教員たちで戦争のことを自分たちの地域、学校で調べていこうという人たちが増えていきます。この輪が少しでも広がっていけばと思います。一方、戦争体験のある教員はいなくなっています。体験のないものが、どう戦争を伝えていくか。これがこれからの課題だと思います。

鈴木 八七年九月、池子で初めての杭打ちが行われたときのことですが、私たちはゲートの前でピケをはりました。そのとき、逗子高の高校生たちが私たちのところに来て、いろいろ話を聞いていきました。いま先生は戦争に関心が無い、基地について認識ができない生徒が多いと言われましたが、学んでいく子どもたちはやっぱりいると思いました。

千葉 私も高校で日本史を教えています。教育の責任はとても大きい、戦前の教育を追求しなければいけないと思います。知ることの責任、知らないで

いることの責任、教師がどういう形で生徒と対していくのか、とても大事なことです。宮城さんとは、じつは沖繩の女性史でお会いして、ご家族のお話を本当に涙、涙で伺いました。以来私は沖繩のことが出てきたら必ず語ることにしています。こういう出会いのなかで学ばせていただいたことは教育現場のなかでどこかで生きている。私も生徒と約二〇年近く戦争のことを学んでいます。「従軍慰安婦」に初めて取り組んだのは九一年、高二のクラスでした。

このときの生徒が社会人になり、この「つどい」に一緒に参加しました。若い芽は確かなかたちで育っています。現場で生徒と根比べですが、ねばり強くやりたいと思います。

笹谷 戦時中、一番の加害をしたのは間違いなく教員だったと思います。生徒を飛行兵などに志願させる。隣のクラスに負けてはいけないと志願を説得する。塾学校の勤労動員なんです。腰に磁石をぶら下げて横浜の町を歩かせた。屑鉄を集めさせるんです。そういう動員のことを初めて知りました。塾学校で勅語を朝礼で読む。生徒は耳が聞こえません

から、終わったと思つて途中で顔を上げると教師に殴られる……。教員は、とんでもないことをずいぶんやっています。被害と加害の問題は、僕の立場では、やはり教員がどうだったかに関心があります。

東京 私の母は従軍看護婦で長崎で被爆しました。それをずっと話してくれませんでした。私の子どもが三人とも甲状腺が異常に大きい状態になったとき、初めて母は被爆者手帳をもらった。私は戦後に生まれて元氣だった。それが自分の子（母から見ると孫）で戦争を身近に感じはじめて、それでこの分科会に参加しました。私も集会などに参加することもあります。いざ自分がどういふふうに行動できるのか、つい二の足を踏んでしまう。一步踏み込めない自分がある。先ほどの勤労学徒の話、母からほんの少し聞いた覚えがあり、ああ本当にそうだったんだという実感があります。

茨城 私は広島で生まれ、原爆の日には集団疎開で広島山のなかにいました。私、母が二人いるんです。一人は私を産んでくれた母で、女の子を三人産んで二七歳で亡くなりました。一番上が私。母は

三番目を妊娠したときに肋膜炎を患い、内科の先生に中絶するように言われたのですが、産婦人科の先生は「産めよ殖やせよ」のときにとんでもない、母体を損なつても子どもは産め、と。お産の日に父に召集令状が来、母は、三人目も女の子で国にご奉公できないと言われ、それもまたショックで体調を崩し、三か月目に死に、三番目の妹も母親を追うように一週間後に亡くなりました。四二年です。父が帰つてきたのは敗戦の次の年。私は小学校の五年生でした。子育ては男では無理と周りが世話をして、もう一人の母がきました。彼女は産業奨励館（原爆ドーム）のある中島町という所で被爆しました。火傷で顔は醜く変わり、原爆病院にずっと通い、父と再婚。二人の女の子がいるし、自分の健康にも自信がないから、子を生むことをあきらめたと言つたことがあります。私の二人の母も、私も妹も、戦争がなかったらまた別の人生を選んでいのではないか。

石崎 先ほどからへ母もなかなか話さなかつたというお話が出ております。何となく私もお母さま方と同じ年代ですので、その心情を思い、一言。私

私たちは小学校のときからすべて天皇絶対で教育されました。敗戦のとき、あの戦争に対する反省があればこの国もずいぶん違ったと思います。それがなされないままでした。犬死という言葉は私は好きではありませんが、無駄死はいやという気持ち、悲しみを、靖国神社に祀られることで、遺族のよりどころにした。軍国主義教育一色の世代、敗戦後も話せなかったのは、理論的に説明する話し方ができないという面もあったと思います。

加害のことでいえば、私の夫は軍属でボルネオ、いまのインドネシアのカリマンタンに石油資源の調査に行ったのですが、それは他国の石油資源を調査してそれを日本の戦争継続のために使うというわけですね。被害者であると同時に加害者なのです。

まとめにかえて

原爆を訪ねる修学旅行で広島に行った中学生が言った言葉を思い出します。彼は「平和とは人の心の痛みを知ることだ」と言いました。私は、この言葉

をとくとき使わせていただいております。彼は原爆の被害者の痛みを思ってたと思います。これは加害を与えた相手の痛みを知ることでもありません。沖繩の集団自決の話は知っておりましたが、生き残った方がたの苦しみを本当にわかっていたか。手をかけた夫を責め、自分を責めという話を聞き、人の心の痛みを知ることの大切さを痛感します。

知らないことの責任、知ることの責任、どうして知るか、情報は氾濫しても知りたい情報はない、という話も出ました。マスコミの報道は問題あると思います。いま、知ろうと思えば、どこかに情報はあります。女も一票をもっている時代、無知は罪であると思います。宮城さんが言われましたが、自分たちで歩いて情報を探したと。隠れていたことを一つひとつ拾い上げて、私たちが歴史を作っていく、それが女性史であり、いい二一世紀につながることもあると、私は思いました。笹谷さんが、検証しないこと、伝えないことは、現在自分たちが加害をしていることだと言われました。この言葉の意味を深く噛みしめたいと思います。

「慰安婦」・基地売春・買売春

〈分科会8 性〉

史の会 影山 澄江

横浜の空襲を記録する会 小野 静枝

静岡大学 平井 和子

売買春問題ととりくむ会 ゆのまえ知子

和光大学 浅野 千恵

お茶の水女子大学博士課程 金 富子

津田塾大学 小野沢あかね

コーディネーター

小野 静枝

影山 澄江

加納実紀代

小出 桂子

ゆのまえ知子

記録

甲斐 寛子

はじめに

神奈川の女性は、近代において二度、全国に先がけて異民族体験をしている。幕末の横浜開港と敗戦による占領軍進駐である。そしていまも神奈川は沖縄に次ぐ基地県であり、横須賀基地は米アジア戦略の重要拠点である。神奈川で「つどい」が開かれるにあたって、基地と女性の問題は欠かせない。

また最近、強制連行を示す公文書がないことを理由に「慰安婦」問題を否定する動きが高まっている。これは文書中心主義を越えるところから出発した女性史に対する挑戦でもあるが、女性史側の反応は鈍い。なぜだろうか。さらに、いま性暴力・援助交際など既成の性規範では捉えきれない問題が噴出している。その錯綜する論議を解きほぐし、解決の方向を見いだすにはどうすればいいだろうか。

こうした問題意識のもとに、I 占領と基地売春、II 買売春をめぐる今日の問題、III 「慰安婦」問題と女性史という三つのテーマを設定した。

I 占領と基地売春

まず実行委員の影山澄江が、横須賀の基地売春の実態とその対策について報告。小野静枝が横浜の状況を補足した。平井和子報告は、静岡県御殿場の米軍基地が焦点。豊富な研究蓄積のうえにさらに踏み込んで売春反対運動の問題点について報告した。

1 神奈川の基地と「横須賀子供を守る会」の成立

影山 澄江

(一) 占領軍を迎えて

敗戦直後、神奈川県には占領軍が大挙して進駐し、九月段階で約六万五〇〇〇人、一二月には約九万人になった。接収地域も増え、一九五二年四月の講和条約発効時、県内には一六二か所の基地があった（現在一七か所）。

内務省は占領軍進駐に先がけ、全国に「占領軍用特殊慰安施設」設置を指示した。東京では「特殊慰

安施設協会（R A A）が設立されたが、神奈川県では警官みずから郡部に出かけて女性を「かき集め」、施設設置に奔走したためR A Aはできなかつた（『神奈川県警察史 下巻』）。四五年九月末現在、県内の施設は横浜・横須賀・藤沢・平塚・小田原・厚木等二三か所、業者五八九、従業員八五二人である。占領軍兵士による侵入、強奪、強姦などの被害は、八月三〇日と九月二日で横浜・横須賀では届け出だけで一三〇件におよんだ。

（2）横須賀の基地買売春の実態

横須賀市は、戦前「海軍の街」として発展した。軍人相手の遊廓や私娼街があり、素人下宿も多かった。戦災もほとんどなく、敗戦後海軍施設は米軍に接収されそのまま使用された。日の出町の海軍工廠工員宿舎（五棟二〇八室）は米兵専用の慰安所「安浦ハウス」となり、約四〇〇人の女性が集められた。そのなかには群馬県の被差別部落出身者が三〇人ほどいたという（川元祥一「開港慰安婦と被差別部落」三一書房）。柏木田・皆ヶ作など戦前からの公

娼・私娼地域も米軍専用慰安施設となった。

女性たちは一日平均一六〜一七人、多いときは四〇人以上の相手をさせられ、結核や性病が蔓延した。米軍は兵士の性病感染を防ぐために性病検査を頻繁に実施し、場合によってオプリミット（米兵立ち入り禁止）にした。四六年一月の公娼制度廃止にもなつて安浦ハウスは解体した。一説には安浦ハウスに行列する兵士の写真がアメリカの新聞に載り、女性・宗教団体が抗議したことが原因といわれる。戦前からの公私娼街は特飲街を形成し、あぶれた女性には「パンパン」となり街に流れていった。

横須賀の地域女性団体・新生婦人会（一九四六年四月発足）は米海軍から出る残飯や余剰物資配布を請け負うなど基地依存が強かったが、M Pの依頼で彼女たちの更生のために就職斡旋をしたこともある（『神奈川新聞』一九四八年六月一七日）。

（3）環境浄化運動と「横須賀子供を守る会」の結成

一九五〇年六月、朝鮮戦争勃発によって横須賀への艦船の出入りが急増した結果、「パンパン」は同

年一月の約一二〇〇人から五一年には五〇〇〇人以上に増加した。彼女たちは基地周辺の素人下宿「パンパンハウス」で米兵の相手をした。汐入地区では学校周辺に「パンパンハウス」が集中し、教室から部屋のなかが見えた。休日には校内が汚されることもしばしば起こった。

その悪影響から子どもを守ろうという「環境浄化運動」が青年会、PTAなどを中心を起こった。その中心になったのは汐入小学校PTA会長・広田重道である。彼は戦前左翼活動の経験もあり、米軍基地の存在に批判的だった。そうした声を受けて、米軍は学校周辺五〇メートルをオブリミットにする一方、警察はたびたび「パンパン狩り」を実施した。ある街娼は「私たちが犬の如く捕まえ、車へ投げ込み、人間扱いではない」「環境浄化もよいが、人間は自分の力がなくては生きていられない」と、新聞に投書した(『神奈川新聞』一九五〇年一月二七日)。業者は、街娼を一か所に集める新たな集娼地区設置を計画したが、住民の反対で立ち消えになった。

五二年二月の横須賀商工会議所による「タマラン

節」発表を契機に、環境浄化運動は大きく盛り上がる。「ビヤもガールもベリナイス」といった買春勧誘的な歌詞があったためだ。折から神崎清ら文化人によって「日本子どもを守る会」の結成がすすめられており、横須賀の基地売春のすさまじい実態がマスコミを通じて全国に伝えられた。

五月、「日本子どもを守る会」が結成され(会長・長田新)、九月二一日、その支部として「横須賀子供を守る会」が発足した(会長・岩田義二)。会員は一般主婦、教育関係者、医師、商人ら八四人。機関紙『子どものタテ』を発行し、五三年三月七〜八日には横須賀市で「基地の子どもを守る全国会議」(「日本子どもを守る会」主催)を開催した。だがその後、「横須賀子供を守る会」が地域に根を広げ、基地反対運動をリードしたという事実はない。

2 横浜の占領と女性

小野 静枝

一九四五年八月、横浜は瓦礫と化していた(全市

の四四%。中心部は九七〜九九%焼失)が、米軍の意図により港湾関係周辺は戦災をまぬがれていた。

占領軍の進駐を前に、県警察は奔走し占領軍用慰安所・互楽荘を設置した。しかし開所予定前日の八月三〇日、聞き伝えた米兵が大挙押し寄せ悲惨をきわめたため、わずか一週間で閉鎖されたという(「神奈川県警察史 下巻」)。

九月一〇日現在、内務省警保局外事課報告「進駐軍ノ不法行為地区別発生状況」によれば、占領軍の犯罪は横浜が群を抜いて多い。そこには横浜の強姦事件はわずか五件だが、事件の性格上泣き寝入りする場合が多く、終戦連絡横浜事務局で働いた作家北林余志子は、実際はこの数十倍あったという(「傷は癒えず」)。強姦被害者が売春婦になるケースも多かった。

接収は待たなして、焼け残った建物も県庁を除きすべて接収。寿小学校はピンク色に塗られてキャバレーになった。バラックの民家も立ちのかされ、やがてそこには米第八軍(東日本占領部隊)のカマボコ・ハウスから飛行場まで、一大軍事基地が出現

する(四六年九月末現在、接収面積九二〇万²m)。

戦災と接収の二重苦のなか、女性たちは通訳やタイピスト、メイドなどとしてキャンプ内で働いた。女性はとくに優遇され、北林も生活のためキャンプに移るが、給料は五倍になったという。しかし米兵にとつて女性は「性的対象」であり、「部隊に働く日本女性は、彼らのために用意された常設的娼婦だと考えていた」と北林はいう。そんななかで愛を育て、敢然と海を渡っていった女性たちもいた。

3 御殿場の米軍基地買売春と

「環境浄化運動」

平井 和子

(一)「パンパン」たちの状況と米軍の買売春政策

戦後、米軍による軍事占領および駐留を受けた東富士演習場を擁する御殿場周辺では、占領―被占領という力関係のもと、米兵の買売春を前提とする買売春政策が、占領軍―静岡県―業者の「連携」でなさ

れた（平井和子「米軍基地と買売春―御殿場の場合」『女性学』日本女性学会 一九九七年参照）。

朝鮮戦争を契機として、三キャンブ（玉穂村にノース、原里村にミドル、富士岡村にサウスキャンブ。五五年に御殿場市に編入）周辺と御殿場町に集娼地区が形成され、ピークの五二、三年には、町村の台帳に約九〇〇人の「売春婦」が記載され、この他に「オンリー」と呼ばれる「現地妻」や土、日に京浜方面から出張してくる者が加わった。米兵一泊の料金は二〇〇〇〜三〇〇〇円で、業者は四割から五割も搾取し、さらに部屋代（一回五〇〇円）や食事代（一食一〇〇円）などを引く。急速な集娼地区化で「パンパン」たちは民家に間借りするケースも多く、六畳一か月で五〇〇〇〜六〇〇〇円という高額な負担をさせられた。

米軍は米兵の買春行為を前提とし、性病感染を防ぐために「売春婦」（および日本人全体）の性病管理の徹底化を図った。性病予防法（四八年九月施行）により、政府は業者と「パンパン」たちに「保健組合」（御殿場では白雪会、民間置屋も参加）結成を

指導し、彼らの「自主的検診」という形をとる強制検診を米軍―警察―県・保健所の連携により行なった（五二年三月から一斉検診）。当時、御殿場保健所の保健婦は「週のうち一日だけを除き、あとは全て検診業務だった」という。検診を受けた者には「健康の葉」という名の売春パスポートが発行された。

独立後、日米合同委員会が設けられ、五三年六月、日米両国からの非難もあって基地買売春の取締り強化が打ち出された。これを受けてキャンブ富士司令官は、キャンブ周辺にオフリミットを敷いた。静岡県婦人団体連絡会（県婦連 四六年結成）役員が、これを解除しないよう申し入れるため司令官を訪れた際に、「パンパン」たちが面談を求め、「仕事ができなくて困っている」と主張してきたが、彼らは逆に反省を求めている（『婦人団体』一九五三年一月一日）。

以後米軍は性病感染率が上がるたびにオフリミットの脅しをかけ、業者への「自粛」と女性への性病検診の徹底を図る口実にしていた。

(2) 地元住民と県婦連の環境浄化運動

朝鮮戦争勃発により基地と特飲店街に囲まれてしまった富士岡中学が「基地のなかの学校」として五年、第一五国会で取り上げられ全国の注目を浴びるようになった。前後して地元では風教衛生対策協議会が開かれ、「特殊地域内」だけにパンパンたちを集め、青少年を隔離するために、風呂屋の別や保育所設置の要望が出され、教員たちは「日本子どもを守る会」と連携して置屋を営む生徒の家の訪問などを行なった。富士岡中学には視察団が頻繁に訪れ、遠足に行けば「パンパン村の子どもだ」などといわれ、教員も生徒も偏見をはねのけるために、いつそう「パンパン」を軽蔑する結果となった。

県婦連は、会長で矯風会会員の広瀬よしを中心、県婦人少年室と連携で売春禁止運動を展開し、静岡県売春取締条例制定（五三年九月）にこぎつけている。その際、矯風会本部の取り組みに倣って富士山麓に「母の家」を設け、「米兵を母の心で慰めよう」という提案もしている。

(3) 「パンパン」たちと女性団体とのギャップ

「パンパン」たちの言説をごく限られた資料ではあるがたどってみると、「より良い生活をしたい」という欲望や、「真面目に売り買いしている」・「良心的」な面もある、という職業意識、軽蔑せず、社会問題として認知してほしいという訴えなどがあり、その家父長的な性規範を崩すような言動に新しい「売春婦」像を見る気がする。しかし、女性団体は彼女らを「反省の対象」として見、母親としての立場から青少年（米兵までも）を守るという方向で、戦前の性規範を維持しながら売春禁止運動を行なった。

さらにここに性人格という戦後的な「戦略」が加わる（たとえば、久布白落実は新民法下で「人格と性生活は一致しなければ人間でないという新しい意味の純潔教育」が必要だという〈神近市子編『サヨナラ人間売買』現代社 一九五六年〉。これは「売春婦」に「人権を放棄している者」「人格破壊者」という新しい烙印を押すことにつながりはしない

か)。女性団体の運動は、「売春婦」たちの声を受け止め、ともに米占領政策の基にある性差別と女性への暴力を問題化していくという方向にはいかなかったのである。

フリートーク

* 御殿場近くの町史編纂にたずさわった。地元の人婦人団体は農協婦人部同様、「パンパン」を村を汚すよそ者とみていた。演習場返還運動に対しても、返還されるとそういう女が増えるから反対、基地をキチンと囲ってほしいという請願があった。(東京)

* 鳥取の基地の町で「パンパン」をみて育った。いま彼女たちは高齢で、ひっそりと亡くなっている。戦争の犠牲者なのに、女性史にも地域史にも取り上げられることがない。記録にとどめて彼女たちの無念を後世に伝えたい。(鳥取)

加納 今回神奈川の基地売春を調べて、R A A という業者団体ではなく、直接官憲が女性を募集した例があったことを知った。戦中の「慰安婦」募集に

も共通するのではないか。基地売春反対運動が女性の人権や軍事基地問題ではなく、子どもを守るための環境浄化運動だったところに問題がある。

II 買売春をめぐる今日の問題

基地売春は種々の社会問題を生じさせたため売春防止法制定の気運を高めた。ゆのまえ報告は、今日の「性労働論」にいたる、以後の買売春問題の変化を述べ、浅野報告は、現在大きな論争となっている、その「性労働論」についての見解である。

1 買売春問題の変化と売春防止法

ゆのまえ知子

第一期 売春防止法成立・施行（一九五〇年代）

売防法成立を可能にした主な契機は、戦前からの娼娼運動が売春禁止運動に継承されていたこと。これらの運動により、売春をさせた者の処罰規定「勅

令九号」の国内法化にともない、根本的な改正法案要求が付帯決議されたこと。農村児童の人身売買事件続発への憂慮、独立国・民主国家としての体面などである。このときの主な論点は、単純売春（個人の自由売春）を、相手方（客）とともに罰すべきか否かということであった。

第二期 個室付き浴場業の繁栄（一九六〇年代）

売防法施行前後から法の抜け穴をくぐる種々の営業形態が現れたが、もつとも繁栄したのがトルコ風呂、後のソープランドである。この名称変更は、留学生をはじめ在日トルコ人からの抗議を受け業者が公募した。公衆浴場法と風俗営業法によって営業が認められているため「現代の公娼制度」といわれた。

第三期 観光買春ツアー問題（一九七〇年代）

高度経済成長は国内の性産業を繁栄させるとともに、買春の国際化をもたらした。日本語の通じる旧植民地の韓国、台湾などに日本人男性の集団買春ツアーがおしかけたため、韓国ではキーセン観光反対の女性運動が起り、日本でもこれに呼応して反対

運動が起きた。「買春」という言葉がフェミニズムによる対抗言語として創出された。

一九七〇年代前半には、性的サービス売りものにするピンクサロンなどが全盛となり、射精産業と呼ばれる。七〇年代後半から、マスメディアに買春案内記事や番組が氾濫し、欲望をつくりだし、いっそう性産業を繁栄させるという循環構造を生み出した。

第四期 来日アジア女性問題／売春の一般化・多様化・低年齢化（一九八〇年代）

日本の経済繁栄は東南アジアから出稼ぎ女性を呼び寄せるようになり、多くは風俗産業に吸収された。暴力団や悪質なリクルーターが介在した人身売買の状況が明らかになり、各地に救援グループやシェルターが生まれた。一方で主婦売春、女子大生売春、少女売春など売春の一般化（素人化／散娼化）といわれる現象が出現し、その形態も派遣売春や愛人バンクなど多様化し、新風俗営業法以後もデートクラブ、テレクラ、イメクラなど多様化は促進された。「池袋・買春男性死亡事件」をきっかけに、女

性の性的自由が議論されるようになった。「アジアの買売春に反対する男たちの会」も発足した。

第五期 援助交際問題／買売春をめぐる言説の多様化（一九九〇年代）

売春防止法は男女平等の観点から、また多様化する買売春の現実に対応できないことが問題になっている。海外買春は、子ども買春が国際問題化した。ブルセラ現象とそれにつづく女子高生、女子中学生の援助交際が社会問題化したのは九三年以後である。これをきっかけに売春と性の自己決定論やセックスワーク論が高まった。売春を経験している女性たちの立場からのスピークアウトもされ、従来の「買売春は人権侵害・暴力」論ではくくれない。

2 売春をめぐる「人権」論と

「性労働」論

浅野 千恵

自由意志にもとづく売春を労働として認め、セックスワーカーの権利を擁護する「権利派」の立場

が、近年世界的につよまっている。売買春を女性に対する暴力・人権侵害として捉える「人権派」との対立も伝えられる。だが、「人権派」「権利派」の対立は、避けることのできない絶対的なものだろうか。対立したいが、女性を分断する家長長制の力によつてつくられているのではないだろうか。たしかに、売買春や性産業を根絶すべきものとして捉えるか否かという点で両者には相違がある。しかし、現場で働く人びとの人権擁護という共通目的に向けて、ともにたたかうことは可能なはずである。売買春や性産業を構成しているセクシズム（私たちの日常を支配するジェンダーイデオロギー）を変革するためには、「く派」というレッテル分断を越えて、両者がともにたたかう必要がある。

「セックスワーク sex worker 性労働」

「セックスワーカー sex worker 性労働者」という概念は、性的サービスを提供する仕事に従事する人びと（男性も含まれる）の人権を守るために登場した。私自身は、マクロな視点に立つならば、性差別が現代の売買春や性産業を生みだす大

な力になっていると考える。けれども、「売買春」性差別、性暴力」という見方だけでは現状を変革する大きな力にはならないし、それどころか性産業で働いている人びとのおかれている状況を無視する危険性があると考えている。

それは、1 売春をはじめとする性的サービスを提供する仕事を「労働」としていったん認めないと、客や店からの性暴力を問題化できない。それゆえ、働いている女性たちが直面する問題に対処できない。2 性産業は性差別表現の問題にとどまらず、女性の労働問題でもある。それゆえ、性産業を性差別、性暴力として告発するのではなく、女性の労働構造全体との関係から捉えていくべきである。女性の雇用条件・雇用環境全体を向上させていくことが、長期的にみて非常に重要である。

具体的には、「表の労働市場（女性は二流の労働者として扱われる）」―「性産業（裏の労働市場）」―「専業主婦」というように、女性を分断する社会的しくみを分析し変革する必要がある。たとえば、女性を二流扱いする「表の労働市場」から逃れて経

済的な自立を獲得するために性産業で働く女性も少なくない。大変だけれどもやりがいがあり、実力を認めてもらえるという現場の声も聞く。かといって、そこになんら被害が存在しないわけではない。セクシズムが性産業を構成するひとつの強力なイデオロギーであるならば、性産業のなかに具体的に働くセクシズムを問題化し、状況を改善していくことは、性産業を内部から食い破っていく可能性がある。そのことは性産業のみならず、社会全体に浸透するセクシズムの問題化にもつながるだろう。

性産業で働いている女性たちが受けている人権侵害は、強制売春や管理売春などの場合には比較的にみえやすい。しかし、それ以外の場合（具体的には自由意志からの売春とみなされるような場合）には、たとえ人権侵害が行なわれたとしても、それが社会的に認知されるのは困難である。たとえば、ホテル嬢が客である男性を正当防衛から刺殺したいわゆる「池袋事件」の判決にみられたように、極端に言えば、客からの暴力でさえ売春という労働の一部としてみなすような社会的認識が存在する。

一方では、社会的に労働として認められていない現状があるにもかかわらず、他方では自発的に選択した労働であるという理由によって、暴力さえも労働の一部とみなされてしまう。女性に対する暴力を支持するこのようなからくりこそ、フェミニズムは明らかにし、批判していく必要がある。

フリートーク

* 四〇年間、キリスト教矯風会を中心に買売春問題に取り組んできた。浅野報告の用語では人権派である。女性の家HELPでアジアからの女性がひどい状況で働いていることを見聞きしており、どんな場でも女性の人権は守られねばならないと思う。

いま女性史のなかで廃娼運動への批判があるが、矯風会二代目会長浅井さくが「娼妓といえども我らが姉妹同胞なり」といつているように、明治時代から女性の人権確立のためにたたかってきた。

モデルが顔を売るように、なぜ性を売ってはいけないのかという議論があるが、性は人権であり、命

の次に売ってはならないものである。実際に働いている人もけつしていいとは思っていない。また男性の買春を認めることにもなる。(東京)

* 「売春＝悪」が前提になっているようだが、なぜ悪なのか。労働環境が改善され、成人した男女の合意のもとで行なわれる売春なら労働と認めるか。

浅野 性差別が性産業を再生産しているなかで、対等な合意が成立するとは思えない。自己決定としてやれば、なぜ売ることと批判される。性産業は社会的歴史的につくられた社会構造の問題であり、それだけ切り離すことはできない。

* 性＝愛であり、それにもとづいて成立するのが結婚である。性は労働ではありえない。(札幌)

* 買売春とは性ではなく快感の売買である。(男性)

* 性労働という場合、労働をどう考えているのか。(横浜)

浅野 性産業という言葉があるが、性サービスの提供は合法・非合法とも莫大な利益をあげている。労働かどうかではなく、すでに労働になっていると

いう現実から出発している。

ゆのまえ 池袋事件などにかかわってきて思うことは、買売春における女性への暴力は、売春＝悪という立場からは問題化できないということだ。売春防止法は今日の状況に対応できていない。それをどうするかを考えることから現実を変える糸口がみえてくるのではないか。



「慰安婦」問題に対する日本の女性史研究の遅れを指摘する金富子さん

III 「慰安婦」問題と女性史の課題

日本の女性史はなぜ最近まで慰安婦問題に取り組みなかったのか。金富子報告はそれについて韓国女性運動と対比しつつ問題提起し、小野沢報告は戦前娼婦運動を精緻に跡づけることからその問題に迫ろうとした。なお、金報告は紙数の関係で日本に関する部分のみタイトルを変えて収録した。

1 なぜ日本の女性史研究が「慰

安婦」問題にアプローチでき

なかったのか

金 富子

「慰安婦」問題は、日本ではその事実が早くから知られ、またリブからの加害性の指摘があり、アジアの女性運動との連帯等がありながらも、一九九〇年代に入るまで主体的な運動の課題、女性史・歴史

研究の課題になることはなかった。このことは現象的には、「慰安婦」問題が、つねに「他者」（男性の作家・歴史家、韓国の女性運動）によるルポ・公文書発見等によって提起され、かつ決定的には女性史研究における日本人「慰安婦」問題への研究および聞き取りの欠落に表れている。それは、日本の近代女性史研究に内在する要因があったからではないかというのが筆者の問題意識である。筆者は、日本の女性史の専門的研究者ではないが、「慰安婦」問題が欠落した要因を、以下の四点に整理した。

まず、日本の女性史の一国主義である。戦前において植民地帝国・多民族国家であり、戦後もその遺産（たとえば在日朝鮮人の存在）を引き継いでいるにもかかわらず、国内の枠組みでしか女性史を捉えていないことである。その例が、従来の女性史の娼娼運動への評価に、アジア／植民地からの視点が入らないまま、「女性解放運動」としてのみ捉えられていることである。宋連玉氏の指摘どおり「日本の娼娼運動の視野に日帝により抑圧された他民族がはいっていない」だったのである（「日本の植民地支配と

国家的管理売春」『朝鮮史研究会論文集』一九九四年）。

また、女性史研究において、近代日本の女性解放運動／フェミニストの評価基準に、アジアとの関係＝戦争協力、植民地支配への姿勢がどうだったのか、そのかわりに関する視点・評価が含まれていないということがある（研究の遅れもあるが）。これは、日本のフェミニズム／女性史が、九〇年代にいたるまで「慰安婦」問題への取り組みが遅れたことにも通じる。一国主義的な女性史は、結果的に自国民中心主義的な見方を再生産するだけなのではないだろうか。ただし、九七年にアジア女性史国際シンポジウム実行委員会編『アジア女性史——比較史の試み』の刊行は、新しい試みとして歓迎したい。「比較」にとどまらず、相互の連関にもふみこんでほしいと思う。

第二に、第一点と関連するが、女性史研究における「民族」の欠落である。第一点が視野の問題だとすると、第二点は立脚点（足元）の問題である。これまでの日本国内を対象とした女性史研究は、「地域女性史」「底辺女性史」「庶民女性史」も含め、事

実上日本「国民」の女性を暗黙の対象としていた。

その場合、「階級」の視点はあつたにしても、近代日本の地域・底辺・庶民に内在する（内在させられた）「民族」への視点が弱かつたのではないか。そしてそのことが、日本の女性史研究が、「民族」の視点を要求する「慰安婦」問題研究に取り組めなかつた理由の一つだと思ふ。

たとえば、在日朝鮮人女性への視点が欠落していた。在日女性への聞き取りが刊行されて久しいが、日本女性史の通史や専門書にはリンクされてない。ただ、最近の動きとしては、「立川・女の暮らし聞き書きの会」での聞き書き^{II}在日朝鮮人をテーマにした記録集『知ることからの出発 私たちと在日朝鮮人』（一九九七年）や、「慰安婦」問題をテーマにした聞き書き、証言掘り起こしが出てきたことは指摘しておきたい。日本近代の地域・底辺・庶民とは事実上、多民族であつたことを考えると、女性史にも「民族」を可視化すべきであろう。

第三に、植民地への加害責任の自覚の問題がある。第二点で述べた「民族」への視点も、中国への

侵略戦争の加害責任が主であつて、植民地への視点、たとえば日本人女性の植民地体験に関する研究が総じて希薄であつた。対中国戦争は足かけ一五年だが、日本の植民地支配は台湾統治以降五〇年の歴史をもち（沖繩・アイヌを入れればもっと長い）、なおかつ中国への侵略者とは主に日本人男性將兵だが、後者の場合、植民者として日本人女性が大量にかかわつた。期間の長短、日本人女性の関与の度合いからいえば、植民地体験の方が根深く日本人女性のアジア観を規定したのではないだろうか。にもかかわらず、女性史研究に戦争協力への視点はあつても、植民地／占領地で支配者側であつた日本人女性の体験に関する研究が薄いのではないか。

日本人女性の加害責任を女性史の立場で先駆的な研究をしたのは、加納実紀代氏や鈴木裕子氏等である。七七年から加納氏らの『銃後史ノート』シリーズの刊行がはじまるが、その題名が示すように対象時期は主に一五年戦争であり、また八七年に『フェミニズムと戦争』を刊行し、九〇年代当初から「慰安婦」問題に取り組んだ鈴木氏が『フェミニズムと

朝鮮』を刊行したのは九四年である。七八年に任展^{イシジマ}慧氏が指摘した「植民地統治への日本の女たちのかわり」が抜けている状況は、九〇年代に入って根本的に変化したとはいいがたいが、それでも変化の兆しをみせている。

第四に指摘したいのは、女性学と女性史研究の結びつきの弱さと日本女性史のフェミニズムの視pointsの脆弱さである。韓国女性運動の問題提起により九〇年代に日本でも「慰安婦」問題の解決を求める運動が起こったが、これに参入してきたのは女性史というよりは女性学であった。

また「慰安婦」問題は研究者自身の性意識、セクシャリティ、具体的には買売春への見方や娼婦観、性暴力への認識が問われる分野である。

「慰安婦」問題——とくに日本人「慰安婦」問題——に取り組めなかった一つの理由に、研究者自身がこれまでの中産階級的な「娼婦観」や男性中心的な「慰安婦」観を内在化していたからではないか（筆者自身を含めて）。その意味で、買売春や「性的商品化」「性労働論」をめぐる活発にたたかわさ

れてきた女性学やフェミニズムの最前線の議論が女性史研究にもっと生かされるとよいと思う。

結論的にいえば、「慰安婦」問題は、藤目ゆき氏が提唱した「性・民族・階級の統合的把握」（『性の歴史学』一九九七年 不二出版）の視点なくしては解けない問題であり、日本の女性史研究にはこうした「統合的」視点が希薄だったからこそ、「慰安婦」問題にアプローチできなかったのではないか。

さらにいえば、女性史における「女性の視点」という場合、女性史研究者自身の属する「性・民族・階級の内実」がじつは問われている。

たとえば、「階級」といった場合、研究者自身の「決して自らが性産業で働いたことのない／働くことを想定していない」中産階級性が、「民族」の場合では「日本国民」＝一國主義が、「性」の場合では「母・妻」の視点ではなかったのが、改めて問われなければならないのである。

その意味で「慰安婦」問題は、日本の女性史研究に従来の枠組みを越えた、新しい枠組みへの転換を求めているのではないだろうか。

2 一九二〇～三〇年代の廃娼運動

動と公娼制度廃止問題

小野沢あかね

私の報告は、日中戦争の以前に公娼制度の廃止問題がどの程度進展していたかを、国際連盟、廃娼運動、内務省の動向にそくして明らかにした。「従軍慰安婦」問題においては、業者が軍の意向をくんで女性の身売りの周旋を広範囲に行なったのであろうこと、その禁止措置が講じられなかったことが指摘されつつある。とするならば、身売りの周旋や前借金を公認した公娼制度がこの時期どの程度否定されつつあったかを明らかにすることは、「慰安婦」制度のなりたちの考察のための一助となろう。

一九二一年の婦女売買禁止の国際条約のポイント
は次の二点である。

1 たとえ強制でなく本人の同意を得ていたとしても、未成年の女性（二一歳未満）を売春目的で勧誘してはいけない。

2 成年女性に対しては、売春させる目的で詐欺や強制的手段を行使してはいけない。

一八歳以上の女性が娼妓になること、その周旋を公認していた日本の公娼制度はこの条約に違反していたものの、日本政府は策を弄して条約を批准しつつ公娼制度を維持することに成功した。

しかし一九二〇年代後半から三〇年代にかけて、国際連盟における婦女売買禁止の基準はより厳しくなっていく、日本の公娼制度との落差が拡大した。連盟では女性の年齢にかかわらず、売春の斡旋そのものが、強制や詐欺ではなくても禁止されるべきであるとの合意が形成されつつあったのである。したがって、三一年に国際連盟東洋婦女売買調査団が来日すると、日本の公娼制度では芸娼妓の周旋が公認されており、しかも前借金契約が違法ではないというところが、調査団の鋭い批判の対象となった。調査団によれば娼妓の周旋はもちろん、主として親が受け取った前借金を娘が売春をして返済するといった契約は無効とされるべきであった。内務省はついに三〇年代半ばに公娼制度廃止の方針を固める。

調査団の報告書に勢いを得、公娼廃止間近とみた
廃娼運動側が提起した新たな売春対策案は（論者に
よる相違はあるものの）、おおむね次のようなもの
であった。

1 売淫行為を目的とする雇用契約・金銭消費貸
借（前借金）、売春の周旋、売春目的での建物の提
供等を禁止する。

2 売春する女性だけではなく、国民一般を対象
とした花柳病予防法を制定する。

3 説得してもやめない売春の常習者の女性に対
しては登録して衛生上の義務を負わせるが、売淫の
認可ではないことを明らかにし、風俗を乱す場合に
は検挙する。また居住禁止区域などをもうける。

4 女性保護、児童保護の対策を確立させる。

しかし、国際連盟や廃娼運動に波及されたにもか
かわらず、三五年時点の内務省警保局の公娼廃止案
は、以下のような「形式的転換」にとどまった。

1 公認はしないものの、売春の周旋、前借金契
約などを禁止しない。

2 同じく公認はしないが指定地域をもうけ（集

娼制度）、そこでの売春営業は黙認する。

3 指定地域では性病検査を義務づける。

要するに、国際連盟および廃娼運動側が、この時
期すでに強制や詐欺をとまなわない売春であつて
も、その周旋の禁止・前借金契約の禁止などを当然
視していたのとは対照的に、内務省にはその意図が
なかったことがわかる。近年、売春する女性への性
病検査の義務づけに着目して、廃娼運動側の売春対
策案と、内務省の売春対策案、「従軍慰安婦」制度
との同一性を強調する見解がある。しかし売春の周
旋や前借金の禁止という点で、三者には根本的な相
違が存在したのである。

コメント・日本の売春反対運動と「慰安婦」

問題

加納実紀代

日本の女性史家の一人として金さんの批判を真摯
に受けとめたい。一国主義、「民族」の視点の欠落
は売春反対運動にも色濃くあった。たとえば、小野
沢報告にあつたように、婦女売買禁止条約を日本は

年齢制限を一八歳に引き下げるといふ留保つきで調印した。娼娼運動家たちの努力によって、一九二七年、年齢制限は撤廃された。しかし留保条件はもう一つあった。朝鮮・台湾など植民地には適用しないというのがそれである。

最近、「慰安婦」問題の国家責任を問うにあたり、戦前日本が調印した国際法違反が論拠の一つになっている。婦女売買禁止条約もその一つだが、そこでネックになるのは植民地適用除外である。国際法律家委員会（ICJ）は「慰安婦」にされた朝鮮女性は一たび日本本土に連行されているから、その段階で適用可能になるとしているが、いかにも苦しい。年齢制限だけでなく植民地除外も撤廃させていけば、と当時の娼娼運動の一國主義的限界を改めて思う。

それは戦後の基地売春反対運動にもある。売防法制定にあたって、当時社会党の国会議員だった神近市子の力は大きかったが、私は彼女の「四千万の主婦の生活を守るために五十万と想定される売春婦の処罰は止むを得ない」（『サヨナラ人間売買』）という発言にみられる中産階級の姿勢に批判をもつてい

た。今回『婦人朝日』五三年九月号の基地売春をめぐる座談会を読んだが、そこで神近は基地売春問題解決のためには、米軍がアメリカから売春婦を連れてくればよいといっている。まさに「従軍慰安婦」の発想である。

ここにも日本一國主義がある。それは過去のことではない。現在、「慰安婦」問題や性産業で働くアジア女性の問題への取り組みの弱さの背景にはそれがある。それを開くためには意識的自覚的に「民族」の視点を導入することだと思う。

フリートーク

*金さんの報告にあった「立川・女の暮らし聞き書きの会」で活動している。なぜ女性史をやるのかと問い直してみたとき、避けて通れないのが在日の問題である。たんに母や祖母の暮らしを語り継ぐのではなく、これからの歴史をどういう視点でつくつてゆくのかを考え、五年がかりで『知ることからの出発 私たちと在日朝鮮人』をまとめた。（東京）

* 戦場での強姦は性欲の問題ではなく、敵国の女を支配するという勝利者としての支配欲である。それが極端な形で現れたのが「慰安婦」だと思ふ。

私も在日だが、北朝鮮の「ミサイル」発射問題で、娘の通学している民族学校にすさまじい脅迫電話がかかっている。チマチヨゴリの女の子を強姦したとかターゲットはつねに女の子、弱者である。こうした男の意識を生み出す構造を考えたい。(東京)

* なぜ性産業はこれほど盛んなのか。男をさらに働かせるための装置ではないか。戦場や基地でも男の抑圧の癒しとして女をあてがうという構造がある。また、国外や「商売女」相手なら買春を許すといった女の側の意識の問い直しも必要ではないか。

加納 とくに性は、まさに男女の直接的な関係性の問題であり、男女双方を視野に入れたジェンダー史として取り組む必要があると思ふ。

まとめ

当初、「性」と「慰安婦問題」の二つの分科会と

して企画されたもの一つにまとめため、盛り沢山で一見バラバラな内容となった。時代も、Iが敗戦直後、IIが現代、IIIが戦中と、行きつ戻りつの感があった。

しかし報告は、いずれもするどい今日的視角につらぬかれたものだった。そのなかで浮きぼりになったのは、戦前の「一般女性」と「売春婦」、「日本人」と「朝鮮人」といった分断が戦後もそのまま引き継がれ、女性史がそれを十分に対象化してこなかったということである。各報告はそうした事実を直視し、その乗り越えをめざそうという熱気にあふれた。その結果として、地域女性史に在日外国人、とりわけ朝鮮人の視点を入れることを分科会として提起することになった。

また会場から、買売春問題を男性の意識や性産業の意味といった点からも検証すべきだという声が上がった。ジェンダー史が提起されている現在、今後の研究の方向性を示唆するものといえよう。

地域女性史を考える

〈分科会9 地域女性史〉

足立女性史研究会 宮崎 黎子

史の会 森山 敬子

新潟女性史クラブ 倉元 正子

地域女性史の会 江口 澄江

愛知女性史研究会 伊藤 康子

コーディネーター

折井美耶子

江口 澄江

加藤 滋代

森山 敬子

矢野 操

山辺恵巳子

記録

織田 宏子

はじめに

地域女性史の流れをみますと、「地域女性史」という名称で分科会がもたれたのは今回が初めてです。この言葉が初めて使われたのは、一九七七年、名古屋での第一回のつどいときでしたが一般的にはならず、第三回（八三年・江の島）では「地方女性史分科会」、第四回（八六年・愛媛）では「ここに住み、ここに生き……」と「ここ」という地域の意味あいを含めた言葉を使っています。八九年に東京・足立区の『葦笛のうた』を出した人たちが主催して「地域女性史の交流研究集会」が開かれ、このあたりからかなり一般化したように思われます。

また地域の女性史に関するものが書かれるようになったのは六〇年代、まだ郷土史・地方史の意味あいが強く、執筆者も個人の研究者で男性が多かったと思います。それが七〇年代になると女性全体の動向が変わってきて、女性史の研究会などができ、女性史の通史を読むことが盛んになります。さらに地

域で生きた先人たちを掘り起こそうという作業は、七〇年代から八〇年代にかけ活発になってきます。

行政が地域女性史づくりに加わってくるのはこのあたりからです。その最初が神奈川県『夜明けの航跡』、つづいて川崎市、足立区が始め、その流れが九〇年代の今日にきているわけです。国際婦人年以降、女性政策の一環として地域女性史づくりがあたりで取り入れられています。これにはプラス面とマイナス面があるのではないかと。プラス面というのは、この企画がひとつのきっかけとなって、先人や自分たちのありようを見直していこうという地域住民の動きです。反面、問題意識が希薄なままに、横並びで計画だけが先行し、かなりお手軽なものになってしまおうというマイナス面もあります。中村政則氏（一橋大）は「地域というのは空間的・地理的な概念であると同時に、歴史的・文化的な概念である」として、中央中心史観からの脱却を呼びかけておられますが、地域をどう考えるかということも含め地域女性史が抱えている課題を話し合いたいと思います。

I 戦後編の編集に向けて

宮崎 黎子

足立女性史研究会は、区の教育委員会主催の学習講座「婦人大学」の第一期受講生の有志によって一九八五年に発足しました。その後、女性史研究家の鈴木裕子氏の指導で足立の女性史編纂にとりかかり、八九年『葦笛のうた』を上梓しました。しかし、当時のわたしたちはまだ微力でしたので編者の鈴木裕子氏の手とり足とりの指導のもとに作られ、自分たちで作ったという思いがうすく、かなりの会員が燃え切れないものを感じていたようでした。

『葦笛のうた』発刊の後、地域女性史交流研究会が開かれ、このなかで「地域女性史から見えてくるものは何か」という問題提起がありました。集会后、自分たちの地域女性史を見直そうと、自主グループ「足立女性史研究会」を再編成し、『葦笛のうた』のなかで書き切れなかったものや編集にかかわ

ったときの感想を綴った『「葦笛のうた」余稿―足立女性史研究会のあゆみ―』を作りました。

次に戦後編を作ることを思い立ち、基礎的勉強と仲間づくりのため女性史講座を二回開き、終了後それぞれ記録集をまとめました。一回目の記録集は『つくられた歴史から創る歴史へ』というタイトルです。いままで女性たちはつくられた男性中心の歴史のなかで生かされてきたけれども、これからは自分たちのペンで自分たちの歴史を書くことができるんだという意気込みでした。

自主グループの仲間育てあいながら戦後編に本格的に取り組みはじめたのはそれからですが、いくつかの問題にぶつかっています。一つは時代区分、終わりをどこにもつていくか、もう一つは、足立区という土地の特性をどう出すかです。都市化の遅れ、貧困からのマイナスイメージをどう捉えるか、地域にかかわって女性史を書くというのはどういう意味があるのか、ということも考えつつづけている大きな問題です。

資料収集での問題もあります。調査中の戦後の足



戦後編の編纂に意欲をもやす報告者の宮崎さん

立の女性二人の例ですが、一人は足立で『婦人文化』という女性向けの新聞を六〇年から二〇年にわたって出しつづけた金坂よし枝さん。これを基に足立ならではの年表がつくれると思います、取り組みはじめたが、やりながら『婦人文化』という新聞の限界を感じています。このような個人的な新聞の位置づけ、資料価値が疑問になっています。

また、戦後まもなくから区議会議員を務め副議長になられた永田うめ志さん、ご遺族からお話を聞きたいとお訪ねしました。ところが、わたしたちからみると大活躍した政治家ですが、家族から見るとそうでないらしいのです。「家族は結構迷惑してたんですよ」と言われ、調べがとどこおってしまっています。社会的な評価と家庭内とのギャップ、これも女性のおかれている状態を表していると思います。地域の女性の人生をたどりながら、どうしてこうなるのかを突きとめることによつて、こだわりつづけた「地域の女性史から見えてくるものは何か」という命題、迷い迷いしている学習の一つの突破口になるかもしれないと思っています。

II 行政とのかかわり

森山 敬子

かながわ女性センター開館五周年記念に刊行された『夜明けの航跡』と『共生への航路』の作業部会に参加した「グループ江藍」^{こうらん}「史の会」^{ふみ}の活動を通しての行政とのかかわりを述べたいと思います。

一九八二年一月、かながわ女性センター（婦人総合センター）が開館し、その記念行事のひとつとして「かながわ女性アカデミー」講座が開講されました。これがわたくしが女性史に触れた最初でした。講座終了後、有志により自主グループ「グループ江藍」が誕生しました。

八五年にセンターから「神奈川県女性史年表」の作成プランが出され、県内の女性史グループ交流会で参加の呼びかけがあり、「グループ江藍」とほかに県内から八つの女性史研究グループ、総勢三四人が参加しました。編集にあたってこのメンバーで作

業部会（ワーキング・グループ）が組織され、『夜明けの航跡』では明治期、大正期、昭和期の三グループに分かれ、各グループリーダー（専門研究者）の指導で収集作業をはじめました。『横浜貿易新報』を中心に新聞の女性関連記事のカード化がワーキング・グループの仕事で、膨大なカードを採りました。このときワーキング・グループで学んだことが、のちに述べる「史の会」の結成の基礎になっています。戦後編の『共生への航路』でのワーキング・グループには戦前編に引きつづいての新聞収集作業に、新しく粗年表づくりが加わりました。

「史の会」は、ワーキングでおもに大正期を担当していた人たちが、編集委員の江刺昭子氏の呼びかけに応じ八八年に結成した会です。この会の目的は、自分たちの住む地域の近現代の女性史学習です。女性の視点、女性解放の視点で、それぞれのテーマにそって調査・研究し小論文にまとめ、研究誌を二〜三年ごとに発行しています。現在三号まで刊行、四号を準備中です。

このようにわたくしたちのグループがセンターの

女性史編纂の構想のもとに発足したことは、センターの施設を有効に利用できるよい条件がそろっていたことでした。ですから行政に対してマイナスの点などを感じることはなかったというのが本音です。

けれど「史の会」の活動が進むにつれ、女性関係資料の少ないこと、肩書もない一般人の資料収集・調査活動は大変であることがわかりました。学習や出版にともなう資金の少なさも活動の障害になっています。

一方、全国の自治体は、女性行政に力を入れはじめています。各地で新しい二一世紀に向けた男女共同参画社会への取り組みが根づきつつあるいま、女性史研究は女性政策と無縁の存在ではありえないと思います。であればわたくしたちの学習の成果をぜひ活用して、新世紀の道を拓いてほしいのです。

そして行政には地域女性史研究グループの活動をささえる①出会いの設定、②活動拠点の提供、③資料収集への協力、④資料の保存、⑤資金援助（助成金制度など）といったバックアップを期待したいと思っています。

III 地域女性史を編んで

—聞き取りを中心に

倉元 正子

新潟女性史クラブの「聞き取り・書く」を中心に報告したいと思います。

わたしたちのクラブは一九七三年、公民館講座の受講生によって結成され、『写真記録 にいがたの女性』を含めこれまでに三冊の本を出しました。聞き書きによるものという意識は希薄なんです。三回とも聞き取りという手法を取り入れています。

まず『竈のうた―娘がつづる母たちの歴史』ですが、八一年にまとめました。わたしたちは女性史に具体的に取り組むなかで、普通に生きた多くの女性たちが、時代のなかでどういうことを考えて生きてきたかを知り、そこから自分たちの生きかたを考えたいと思ひまして、ごく身近な母親の歴史を綴ることを思い立ちました。

母親の生きた軌道を娘が聞き取りそして書く、安易に見えたそのことがじつは大変困難で重いことでした。はじめ準備もなく母から聞きだそうとしたのですが、思い出話にはなるが、生きてきた道というような突っ込んだ話になると口を開いてくれません。しかし、話したくないということのなかに女としての深い悲しみの部分があり、女性史としての明らかにしなければならぬ問題があるのではないか。そこで母親の生きた時代背景やきょうだいや周囲の人から話を聞き、もう一度母親への聞き取りをするという手法をとりました。聞き重ねていって、母を時間（歴史）のなかの一人の女性として距離をおいて見ていけるようになったのですが、そのあたりで母のプライベートは女性史になっていったのではないかと思えます。

次に母と同じ時代を主体的に生きた新潟の女性に視点をあて、一人の女性の聞き取りを綴った本『雪華の刻をきざむ』を刊行しました。このなかでわたしは戦後の第一号の女性代議士に視点を当てましたが、故人でしたので、ご家族から参考になる資

料をいただき、話を聞き、さらに知人を紹介してもらい、いろんな角度からイメージを膨らませていきました。エピソードも人物を理解することで大変参考になりました。個人史年表を社会の動きと合わせてつくることは、空白の部分埋めるのに有効でした。最初に抱いていた人物のイメージと総合的に聞いたあとのイメージがかなり違い、戸惑いもありましたが、取り上げる人物のどこを評価しどこを書こうとするのか、きちんとテーマをしばりこむ作業が重要だと思えます。

女性の場合は、書かれた資料はまずありませんから、本人や地域の人びとから話を聞くことが必要になってきます。それをどう地域女性史に取りこんでいくかが課題となります。わたしたちの会は、聞き取ったものをそのまま聞き書きというかたちで出すという手法は採っていません。聞いたこともひとつの資料として、わたしたち自身のなかで膨らませながら、他の資料と合わせて地域女性史として編んでいく姿勢は、新潟女性史年表づくりのいまもつづけています。

IV 地域女性史を編んで

—資料の集め方

江口 澄江

一九九八年八月末、『横須賀の女性たち—近代女性の年表—』を刊行することができました。構想から九年、素人が集まり知恵と労力と資金を出しあい励ましあいながらの作業でした。

「横須賀女性史の会」は、一七年前に市の「女大 学講座」の修了者で自主グループとして発足、八五年に神奈川女性史編纂の呼びかけに応じ、ワーキング・グループに参加しました。そのなかで横須賀に住みながら地元の女性の歴史について何も知らないことに気づいたのです。いま記録に残さなければという焦燥感もあって、戦前編の女性史の編集にとりかかりました。ところが市民のなかには、横須賀の女性史イコール遊廓史と誤っている人がかなりおりましたので、そうでない女性たちの掘り起こしもち

やんとしておきたいと思いました。

資料収集の前に、まず学校関係・遊廓・三業地・その他の女性団体に分けて地域のなかの女性関係組織を調べました。これらの変遷や動きをたどる一次資料としては市議会の会議録があり、これは横須賀市や浦賀町ではそろっており、市勢要覧、学事書類、統計資料などもかなり残存していました。しかし、そのなかから女性関係資料を拾い出すにはすべてを丹念に見る作業が必要でした。文書類は二件あり、一つは遊参所関係資料「永島家文書」、もう一つは石渡ノブさんという浦賀町長夫人の婦人会の克明な活動日記でした。こういう個人所蔵の文書はじっくりとまわりの人間関係を作りながら探していくことが大事だと思います。

二次資料としては、市史・学校の記念誌・社史などを利用、主に使ったのは新聞です。『横浜貿易新報』・『横須賀新報』など新聞から採ったカードは年表作成のベースとなりました。聞き取りも一〇件行ないました。

困ったのは資料の誤記が意外に多いことです。と

くに団体の成立・改称の年月日や表記は市史や記念誌によりまちまちなものがあり、日付のちがいは年表にとって大きな障害となりますので、これらを突きとめるため一次資料の公文書にあたったりしてだいぶ時間を使いました。今回の女性史作成のなかで、歴史を編むときの資料の引用には複数の資料との突きあわせが大事であること、また資料は自分たちの足で発掘していくものだとすることをあらためて実感しました。

フリートーク

司会（山辺） 四人のかたに体験をとおした貴重なお話をうかがってまいりました。報告内容についての質問がありましたらどうぞ。

岡山・香山加恵 横須賀のかたに。わたしたちも新聞を中心に年表をやっていますが、カード採りはいつ頃からはじめ、メンバーは何人で、カードの検討や詰めはどうしたかお聞きしたいのですが。

江口 九〇年に準備会をもって構想をたて、実際

の活動は九一年からです。二万三〇〇枚のカードを採り粗年表をつくりました。メンバーは多いときで一五、六人、最後までかわれたのは七人、常時動いたのは三、四人です。

福岡・藤嶋クスエ いま「筑豊に生きた女性たち」というトークをしながら女性史に取り組んでいます。新潟の女性史では指導者をもたないそうですが、どのように自分たちで質のよいものを目指して取り組んでいるのですか。困った面はありますか。

倉元 自分たち会員同士の相互学習でやっています。ドングリの背くらべ的ななかで時間がかかるという面はありますが、自分たちが選んだやりかたで納得しながらやっていくことで満足しています。

埼玉・むらぎ数子 新潟で取り上げた聞き取り対象者は地域的にどのあたりでしょうか。

倉元 一応県全域を取り上げたいと考えていますが、カバードできるのは新潟市とその周辺にならざるをえません。

東京杉並・青沼康子 これから地域女性史にかかわりたいと思っています。聞き取りの最終的なそぎ

落としの視点は担当者に任せられるのですか。またはみんなんで検討するのですか。

倉元 執筆者は本人ですが誰を取り上げるかは全員で決めます。書いた原稿は合評といってみんなで何回も練っていきます。クラブ全体で責任を負うかたちを採っています。

東京葛飾・鈴木澄子 長い月日をかけ三〇人ほどの聞き取りをし、ここでまとめようと思ったのですが、どうテープを起こし、どうまとめたらよいか、聞いたことを膨らませて本にするとはどういうことでしょうか。

倉元 わたしの場合にはテープを使わずにまとめてます。テーマをしぼってやったので焦点をあてて深く聞きました。わたしは聞き取ったものをそのまま書くというかたちで全部出せば良いとは思いません。一つの資料として押さえるものと考えています。膨らませるということは、ほかのさまざまな資料で補ってわたしが見たそのかたの像を出すということです。

司会 この点につき宮崎さんはいかがですか。

宮崎 お話しを聞いたら早いうちに文字化しておくのがわたしたちの了解事項です。どう料理するかはそのあと考えます。

山形・こすもW H Y・佐藤真弓 わたしたちは行政のなかの自主グループで女性問題に取り組み、戦後の女性史の自費出版もしましたが、みなさんは自費出版する場合、自己負担でしょうか。自治体行政の資金援助を要請するのですか。

森山 わたくしたち「史の会」では自己負担のみです。奨励金制度が神奈川県ではありませんので、会員が月額二〇〇〇円を積み立てています。研究がまとまっても出せないのが実状です。

司会 費用について江口さんはどうですか。

江口 出版費用は製本だけを業者に頼んで三〇〇部で四〇万円弱。会費は月五〇〇円でしたが赤字でいまは三〇〇〇円です。お金の問題は切実です。

司会 ありがとうございます。まだ質問がおりと思いますが、午後の報告のあとの討論のなかでお話したいだと思います。

V 地域女性史集団の現状

伊藤 康子

わたしの報告は一九九七年一月に行なった全国女性史研究集団へのアンケートの結果です。六八集団に送り、回答のあった三三集団のまとめです。会員数平均一四人、中心世代は五〇歳代で、会費は五〇〇円から三〇〇〇円、小規模、中高年が特徴でしょうか。活動は討論、情報交換、学習会、資料収集と年表づくり、聞き書き、出版準備中など、学びながら集団の成果をまとめつつある状態です。会の元気さはいろいろですが、継続する面白さが女性史にはあり一〇年、二〇年と活動をつづけている会もあります。

行政とのかかわりは、①研究成果が地域で認められるようになるという積極評価、②講座などが終わると無関心になるが、行政はもつと支援すべき、女性史の成果を施策に生かすべきという批判、③女性

史の自主性を守るためにどう対応するか、考える場が必要などさまざまです。お金の問題や行政との関係は緩やかに考え、女性史にプラスになるようにすすめて全体として発展していけばと思っています。

ミニ報告

福岡・井上洋子 福岡市女性センター・アミカス開館一〇周年記念として「ふくおか国際女性フォーラム98」を一九九八年一〇月二〜四日に行ないます。内容は、「歴史を書き換えるー女性の視点から」でJ・W・スコット、G・フレス、脇田晴子、森崎和江、G・C・スピヴァック、上野千鶴子などが出ますので、ぜひおいでください。

大阪・猿橋績子 大阪の南の岸和田市です。市民が自分たちの手で綴ろうと市の予算を取り、女性センター一〇周年記念事業として公募の二八人と専門委員二人で編纂、来年三月刊行の予定です。一年目は通史の学習と新聞のカード採り、二年目はテーマを決め書き始めました。女性史に対する考え方や知

識の違いを乗り越えてみんなでやっています。

ぎふ女性史の会・度会さち子 わたしたちの会は

九〇年に発足、おもな活動は年表づくりです。一号は戦争と女性、二号は戦後から五一年まで、三号が五二年から六〇年までです。その間、山形の「つどい」があり、県の女性政策課の職員が参加し岐阜でも女性史を作ろうということになりました。資料調査員一〇人、聞き取りに五〇人を公募し、美濃の女性史研究会と高山女性史学習会が専門委員として入りました。新しい女性史をどう作っていくかが課題です。

東京・新宿女性史研究会・藤目幸子 九一・九二

年女性史を編纂するための講座が行なわれ、九三年から区民一五人と専門委員二人で新宿地域女性史編纂委員会が発足しました。九一年から毎年研究の成果を冊子にし、九七年三月『新宿 女たちの十字路』を発刊しました。編纂を終えたあと自主グループを作り、商家の女性たちを研究しています。

東京・江東区女性史編集委員会・石崎昇子 江東

区では来年女性史を発行する予定で編纂をすすめて

います。行政がかかわって女性史を編纂する場合、聞き取りなど個人でやるよりも行政がクッションになったほうがやりやすいのではと思われれます。また聞き手はある程度年配のほうがいいですね。年をとるほど味わいが出てくるのは、女性史ならではの良さではないでしょうか。

フリートーク

東京・足立区・若林登紀子 岐阜のかたへ。一号の年表はどういう扱いでしたか。

ぎふ女性史の会・度会 一号は年表でなく、聞き書きでした。

岡山・香山 岸和田のかたへ。行政で記念行事としてやった場合、期間が限られ個人の深まりと矛盾を感じませんか。

大阪・猿橋 時間的制限はありますが、市民のほうに早く作りたいという要望があったことが大きいですね。月二回の編集委員会は忙しいんですが、そのなかで自分たちの何かが変わったと思います。

札幌女性史研究会・西田秀子 江口さんへ。『横須賀の女性たち』では一次資料として議会議事録をたくさん使っていますが、こういった方法で見せてもらえたのですか。

江口 現在、横須賀市では情報公開条例があり、手続きをふめば誰でも見られますが、わたしたちのところはまだで、社会教育課の紹介で依頼書を出して見せてもらったのです。

司会（折井） これから討論に入ります。昼休みに書いていただいたみなさんの要望にもとづいて問題を二つにしぼりました。（1）聞き書きについて―「対象者に本音を語ってもらうには」、「匿名希望の場合はどうするか」など、（2）行政との関係について―「どのように提携するか」、「自治体史での女性史の扱われ方」などです。

（1）聞き書きについて

神奈川・小早川のぞみ グループで作るミニコミ紙に小田原の女性史を取り上げようと思うんですが、対象者をどう選んだらいいのでしょうか。

山形・菅澄子 わたしたちは山形で最初になにかした人という基準を決めましたので、そういう女性の人物史『樹氷の郷の女たち』になりました。

東京・目黒女性史研究会・酒井寿子 わたしたちの会は一九九四年にでき、一〇人ほどのメンバーで昨年聞き書き集を出しました。いろんな人を考えて何年以前に生まれた人と限定しました。目黒は農村でしたから、農家のかたからかなり面白いことを聞きました。

司会 普通の暮らしをなさったかたが圧倒的に多いわけですが、そういう女性たちの暮らしが歴史からこぼれ落ちている部分ですし、そこが大事だと思いますが。

東京・大田区・神原温子 わたしたちはまだ途中ですが、テーマを①海苔漁業で働いた女性、②農村で働いた女性、③地場産業で働いた女性にしぼりました。友だちや近所の農家の人に声をかけ、伝つたえをたどって聞き込んで行きますと次つぎとお話しが出てきます。テーマをしぼったのがよかったと思います。

伊藤 自分たちが何を明らかにしたいかが、最初

で最後のことだろうと思います。わたし個人の都合、女性がどうやって暮らしやすくなってきたかをたどりたい、それは草の根であれ有名人であれ、それをつなぐ輪があったはずだから、それを女性運動から探すということ、もう一つは、新聞で年表を作るなかで名前が出てきたりする人たちを探しました。

司会 聞き書きのもう一つの問題、本音で語ってもらうにはどうすればいいか、それと関連して匿名の問題ですね、ご意見とか経験などお願いします。

江口 『横須賀の女たち』の場合、皆ケ作の銘酒屋で売買春関係の方を一人匿名にしました。本人はイニシャルでと言ったのですが、地元ですからわかってしまうので匿名にしました。柏木田遊廓のほうはこれこそ載せたいと思ったのですが、了解を得られず取りやめになりました。普通のかたでもいろんな事情でお断りになる場合があります。

茨城・成松文字 わたしたちは公募で集まった一八人で、聞き取りもこれからですが、証言ですから実名でいただくほうが重みがあると思うんですが。

長崎・佐世保女性史の会・宮脇明子 わたしのほうは昔も今も基地の土地柄です。戦後の米軍相手の女性の話を聞きたいと思っっているのですが、時期を待っています。もう一つ昔海軍に女の兵隊といわれた女子の通信隊があり、話を聞けて喜んでいたのですが、「いまの話なしにしてね」と言われました。でも、次の段階では承認してもらえました。時期をみてもう一度というのも一つの方法ではないかと思えます。

茨城・むらき数子 いま茨城で自治体史にかかわっています。わたしは録音しないでメモでやっているのですが、清書を本人に見せたところ、わたしはこんな差別的な発言はした覚えはない、ポツにしてくれといわれたことがあります。売春のようなことでなくとも「麦飯食ってたよなあ」という話も笑い飛ばせる人と恥じる人がいる。親父やおふくろの言ったことをいまさら出さないでくれとか、中年世代で拒否されることもあります。その人が嫌だというなら載せないのが基本だと思えますし、実名を出すということに価値があると思っています。

静岡・外側志津子 要は信頼関係だと思っ
ね。わたしのところは静岡の山間部で、山ひだのな
かにお住まいのお年寄りが大勢いらしてお話の宝庫
なんです。女性史のためというのではなく、安否を
うかがったりして良い人間関係ができてくると、驚
くような話がポロポロ出てくるんです。

茨城・山村淑子 わたしは地域通史と地域女性史
と両方にかかわってきましたが、自分だつて正直に
話せないことがあるんだから、なんでも話してもら
うことはできないということを知りました。なかな
か話してもらえない部分を、アンケートでという方
法もあると思います。聞き取りは、信頼関係と同時
に、これを明らかにするためにあなたのお話を聞く
んだということを、相手に言えるだけのものを学習
していくことが大切なことじゃないかと思ひます。
司会 聞き取りは、話者の人生を歴史のなかに位
置づけていくことだと思ひのです。聞き取りをまと
めることは聞き手と話者の共同作業といえますし、
そこに歴史の担い手としてのわたしたちという体験
が共有できるといいなと思ひつています。

石川・梶井幸代 行政との関係になります、わ
たくしたちは一九九三年『石川の女性史』を出版し
たとき、行政から二〇〇万円もらいました。二〇ほ
どの小さな婦人団体で女性行政の窓口を開かせたん
です。女性史をやるのは逆行行為であると、まず最
初に心得ておくのがよろしいと思ひます。正史を覆
していくのが女性史なんです。地方で女性史をやる
ときは土から掘り返して女のやったことの意味を、
これから創つていくのが女性史だと思ひんです。

(2) 行政との関係について

司会 行政との関係のお話も出ましたので、これ
からその問題に入ります。①自主グループで出版の
ときの助成金の問題、②行政と連携しての地域女性
史編纂の問題、③自治体史のなかに女性をどう反映
させていくか、について話しあいたいと思ひます。

宮崎 『葦笛のうた』は行政との協力でできた本
ですが、よいところは費用の心配がないこと、施設
が自由に使えること、資料収集や調査などの場合に
身分証明書を発行してもらえらることです。けれど本

になるとき、第一章に遊廓をもつていくことについていろいろありました。足立区の千住は日光街道の最初の宿場で歴史ある町なのに、町屋の女性になぜふれないのかと。わたしたちは女性史の原点として最底辺に生きた女性を最初の章にと思いこんでいたのですが。町屋のこと、女将のことに触れるということでは妥協が成立しました。会員のなかにもいろいろな考えがありました。いま思うと、行政から何か言われたとき、それに対して有効な反論ができる理論武装が市民の側にないかぎり、行政の理論に負けてしまうんだというのがわたしの感想です。

東京・世田谷・斎藤一美 聞き書き集を出したのですが、行政はなかなかせ者で苦勞がありました。時間や予算にしばられてとりこまれる危険性もあります。行政はやらせてやるという発想はやめて、市民を信頼して自由に研究するのをバックアップして欲しい、それで良い女性史がつくれるのではないかと思えます。

司会 行政と地域女性史との関係は歴史も浅いので問題も出てくるわけですね。社会教育では市民の

自由な学習のために行政は条件整備をするというのが基本になっていますが、女性史編纂でもそのような関係ができてくるといいと思います。

函館・道南女性史研究会・酒井嘉子 わたしどもの会は七六年にできまして、『道南女性史』を一〇号まで出しました。これを一冊の本にしたいと、北海道の文化振興のための助成に申請したのです。手続きは大変でしたが、半額の四〇万円が出て本になりました。でもその助成金のことを「あとがき」に書かないでくれと言われました。

司会 公の予算のなかから出ているのになんだか不思議ですね。

山形・佐藤真弓 わたしたちは行政のなかの自主研究グループです。わたしは女性行政担当をしてきました。行政は黒子的存在であろうと心がけてきました。行政のなかでもっとトップに女性がいるようになれば、みなさんの思いも通じやすくなるのではと思います。わたしたちのグループもがんばってやっているとは認めてくれても自主です。補助金は出ないで、自費出版で『樹氷の郷の女たち』

を出版しました。名古屋で出された女性史の本をいただいたのがきっかけで、市政一〇〇年に向けてわたしたちも自分たちの手でやりましようと思ったのです。わたしたちがきっかけを作って、そこから地域女性史につなげられたらと思つてます。資料の保存や活用することも含めて、もっとみなさん行政に積極的に働きかけてください。

静岡女性史研究会・勝又千代子 静岡では昨年県

史ができましたが、女性関係に六〇頁しか与えられなかったといつて関係した人が憤慨していました。わたしたちの会は創立二五年ですが、三〇四年前に「地域はつらつ事業推進」という助成金をくれるといつので申請したのですが、補助金の三倍の予算を組めといわれました。たとえば、三〇万円もらうなら九〇万円の予算書を出す、困つて頭をひねつたら、向こうもわかつていてこういうふうにと指導してくれるんです。三年間いただいて本が出せたんです。全国的に「男女共生社会」と女性政策が推進されているなかで、私たちのやっていることがその成果と見られたのではないかと思います。今年講演

会をやるうかと市に共催をお願いしたら、お金は出さないけど口は出すといわれ共催はやめました。行政とやるにはこちらの意見をしっかりとつて、対等な関係でこれにはこういう意味があるんだときっちり説明していくことが大切ですね。

司会 従来の自治体史には女性の姿がほとんど見えないといわれていましたが、最近すこしずつ変わってきたようです。

岐阜・度会 岐阜では女性史と同時に教育史、議会史、県史が刊行計画に上がったんです。女性史をつくるから県史には女性を入れないといわれて、それはおかしいと言つたんですが、県史は改訂版で二巻、教育史は三〇巻で、そのなかに女性史はたった六〇〇頁。しかし、将来県史が書き直されるときはあえて女性史と言わずとも確実に女性が入ってくるだろう、そのためにも教育史などとの交流もしなくてはと思つています。

函館・酒井 わたしたちが市史にかかわるようになったのは、『道南女性史』のあとがきに「わたしたちが書いたことが市史に反映されたらうれしい」

と書いたことがきっかけです。それを市の女性職員が見て、戦前編の一部を執筆するようになったんです。戦後編は通史のほうには入れてもらえず、コラム的なものなかに女性史をちりばめるというんですね。それとせつかく市史編纂室に女性がいて、女性史に理解があったのに、管理職に女性を登用するということで、突然違う部署の役職に移してしまっただけです。あれ！という感じでした。

新潟・大野一伊 長岡の女性史を考える会です。三年前、女性政策室が担当するフォーラムで長岡地域の暮らしの写真展をやりました。いろんな写真が集まったので、その時代背景などの勉強をして「長岡の人物史」を作りましたが、女性が一割にも満たない状態でした。もつと女性の視点から探せばいいのではと言われています。今のところ行政によりかかっているのですが、今日みなさんのお話を聞いて参考になりました。

司会 自治体史と女性史との関係は、まだ遠いのが実情のようですね。わたしもある市の自治体史にかかわっていますが、すでに編纂の項目ができてい

て、あとから女性の部分だけを付け足して欲しいと依頼されたのです。でもいま女性史をきちんと編纂していくことが、次の自治体史に女性が位置づけられる大事な資料になっていくと思います。

伊藤 地域女性史だけでなく、研究をどう発展させていけるかが大切ではないかと思います。地域の新聞や雑誌から年表を作って、そのなかの名前をたぐりたぐりお話を聞き重ねていくというのが普通のかたちだと思います。行政からの助成金とか連帯は結局こちらが業績を出していくしかない。自治体史にしても教科書にしても女性は一割、国民の半分は女性であったのは事実ですから、そのことが実感できる歴史にして欲しい、それは女性にとってあたりまえの要求であると思います。ただそれを実現できるシステムをまだ作らせることができないのも現実です。草の根の女性とともに著名な女性も、共通の思いでやってきているんだということがわかるような女性史をつくりたい、というのがわたしの念願です。女性史関係の資料や蔵書が一目で見られるようなところができるといいなあと思っています。



行政の役割を期待する意見も多く寄せられた

大阪・関西女性労働問題研究会・伍賀偕子 わた

したちは『時代を紡ぐ―聞き書き・働く女性の戦後史』で三〇人の聞き取りをしました。労働組合が三〇年史など出すのですが、全然女性が載ってない。いまやっておかなければ資料も聞き書きもできないということになりました。ところがせっかくの資料が散逸する恐れがある。行政に保存の役割を期待したいと願っています。

かながわ女性センター図書館職員 このセンターには『夜明けの航跡』『共生への航路』の資料が保存されています。けれど聞き書きなどは名前が載っていますので、どう保存・公開すればいいのかが意見をうかがいたいと思います。

司会 いまのお話に関連しますが資料などの保存・公開についてアピールを用意いたしましたのでご検討いただきたいと思います。

〔女性史資料保存・公開についてのアピール〕を
実行委員の矢野から提案、若干の修正のうえ採択、
二日目の全体会に提案することに決定〕

まとめ

参加者は北海道から九州まで、約一三〇人（うち男性三人）、「つどい」全参加者の約二割が地域女性史の分科会に集まりました。参加者は、すでに地域女性史に取り組んでいたり、これから始めるグループに所属している人が多く、また地域女性史編纂を女性政策の一環とする自治体はかなり増えていることから、自治体関係者の参加も目立ちました。

参加者が多いので、用紙を配り話し合いたいことを記入してもらい討論の柱だてをしたところ、希望検討事項は「聞き書き」と「行政とのかわり」に集中しました。

聞き書きについては、これから始める人たちからの対象者の選び方、まとめ方についての質問が多く、編纂を終えたかたたちからは、話を聞き出すことのむずかしさ、対応の仕方など、体験からの有意義な事例が話されました。聞いて何を明らかにするのか、聞き手がきちんと視点をもつことが基本であ

り、話者の体験を歴史のなかに位置づける姿勢をもつことが大切ではないかということでした。「家族に波風立てたくないから話せない」、「昔の貧乏していたことをいまさら……」という拒否の理由のなかにこそ、女性史として聞きたいことが潜んでいるように思い、実名を出して、はっきりと自分の軌道を語れる社会的な環境づくりがわたしたちに課せられているように感じました。

行政との関係については、わたしたちが地域女性史研究のなかで、確かな業績を積み重ねていくことによって、自治体史にも女性史の視点を入れざるをえなくなるのではないかという意見が印象的でした。行政とは互いに影響しあって住民の半分は女性であることが実感できるような関係を作っていくことも、これからの課題ではないでしょうか。

地域女性史を編むことが、新たな地域、地域史の構築につながるという期待をもって、新ミレニウムに向け取り組んでいきたいと思いました。



事務局ノートより

新ミレニアムへの伝言 第七回全国女性史研究交流のつどい in かながわ

江刺 昭子

(「つどい」事務局長)

「全国女性史研究交流のつどい」とは何をするのか。そもそも「この指とまれ」と言ってみて、とまえる人がどれだけいるのか。思えば、ほとんど何もわからない状態からの出発だったが、観念的議論よりもかくからだを動かそうという、手仕事グループの心意気でもあったろうか。

手さぐりで準備を始めて一年半、夏の名残りの海辺の道を、江の島の女性センターに向かって、えんえんとつづく女性たちの列を目にしたときは、ほんとは嬉しかった。わたしたちは目と目でVサインをかわしながら、それぞれの持ち場についたのであった。

一九九八年九月五日、六日の二日間にあつた「新ミレニアムへの伝言」第七回全国女性史研究交

流のつどい in かながわ」は、両日で参加者が延べ一二〇〇人を超え、盛会であった。事務局ノートの走り書きを整理しながら、あわたたしかった一年半を振り返ってみる。

神奈川から発信するもの

きっかけは金森トシエさんの一言。一九九七年三月、神奈川の女性史を研究しているグループ「史の会」のシンポジウムで、金森さんから「女性史のつどいをやってみては」という提案があった。金森さんは、神奈川県的女性史『夜明けの航跡』かながわ近代の女たち（八七年）と『共生への航路』かながわの女たち45-90（九二年）編纂の折り、当時かながわ女性センター館長として指揮をとり、行



江刺昭子「つどい」事務局長

政と民間女性が協力して地域女性史を編纂するというスタイルを考えだした方である。

前記二冊の編纂以来、「史の会」とともに神奈川の女性史にかかわってきたわたしにも、ある思いがあった。女性学は近年すつかりトレンドイナ学問と化し、大学での開講も相次ぎ、自治体の社会教育講座でも人気があるけれど、女性史はどうもパツとしない。とくに神奈川では女性政策の後退と連動するように、女性史の出番は少なくなる一方。それならばむしろこの閉塞感を逆手にとつて、神奈川の地からなにか発信できるのではないだろうか。

「全国女性史研究交流のつどい」(以下、「つどい」と略す)は、一九七七年に名古屋で第一回が開催さ

れたのに始まり、八一年旭川、八三年神奈川、八六年松山、九二年沖繩、九四年山形と受け継がれてきたが、最後の山形の「つどい」からも三年が経過している。情報交換の場も必要だろう。

また、次つぎと紹介される関係史、ジェンダー史など、

欧米からの研究方法は十分に理解されているとはいえないし、隣接分野から女性史への提言もしきりである。これらを話し合える機会をつくりたいと思つた。

「つどい」勝手連から始まる

どこかに「女性史研究交流のつどい」を運営するための大きな組織があつて、定期的に「つどい」を開いていると、一部では思われているようだが、実際は全国的な組織などなく、固定した事務局もない。どこかの誰かが、「つどい」勝手連とでもいふべきものをつくつて名乗りをあげれば、そこからコトは始まるのである。

というわけで、まず「史の会」と、やはり県の女性史編纂にワーキング・グループとして参加したグループ江藍の会員、あわせて一四人に声をかけ、賛同を得た。一四人は、したたかな生活者でもあれば、学習グループとしての経験も豊かな、パワフルな女性たちである。

一九九七年五月一六日には賛同者で準備会をもち、実行委員会方式で行なうこととし、県内在住の女性史研究者、学習グループをはじめ、ジャーナリ

スト、女性学や社会学の研究者、市民運動家などに呼びかけることにした。県外在住だが県内の女性史編纂にかかわった方にも声をかけ、六月一九日には第一回の実行委員会をもつことができた。当初は三人であった実行委員会は、来る者拒まずの開放型だから、のちには総勢四四人の大世帯になった。実行委員長はもちろん、言いだしっぺであり、全国区の知名度の金森トシエさんに全会一致で決定。事務局長は、このなりゆきで江刺が引き受けた。

主催は実行委員会だが、かながわ女性センターが共催してくれることになった。予算の厳しい折りから金はあまり出せないが、会場の提供、事務の援助など後方支援をするとのこと、所轄の参画推進部部長山分杜美子さんが実行委員会と事務局に参加した。また、事務局は女性センター内参画推進部にお願いしてもらった。

なお、神奈川新聞社、TVKテレビ、横浜ペンクラブ、横浜女性フォーラム、フォーラム横浜、デュオよこすか、茅ヶ崎女性センター、厚木市女性センター、南足柄女性センターの後援も得られ、神奈川新聞は再三にわたって紙面で応援してくださった。

庶民の物語を紡ぐ新ミレニアム

「つどい」終了後の打ち上げパーティーで、実行委員の一人が、「いつも長時間、ご飯噛み噛み会議をしたのは初めて。男性の多い会議は途中からとかく飲み会に流れるけれど……」と、実行委員諸氏の熱意を讃えられた。たしかに、一五回におよんだ実行委員会は、夕方五時頃から始まって会場のかながわ県民センターを追い出される一〇時まで、毎回カンカンガクガクの議論やら報告やらで、熱い会議の連続だった。メインタイトル、シンポジウムのテーマ、分科会の立ち上げ、プログラムの段取り、呼びかけの手段、会計報告、懇親会の件など……。

メインタイトルは、いくつもの名案（迷案）をめぐって応酬がつづいたが、「新ミレニアムへの伝言」に到着。一九九八年に行なうということとは、今世紀最後の「つどい」になると思われ、それは同時に現ミレニアム（一千年紀）の最後と重なる。二〇世紀から二一世紀へ、さらに現ミレニアムから新ミレニアムへとつないでいける「つどい」にしたいという思いをこめた。平安貴族の紫式部が『源氏物語』を書き始めたのが一〇〇一年、次なる二〇〇一年は庶

民のわたしが、そしてあなたが、自分の物語を紡ぐミレニアムの始まり、というわけである。

「つどい」の方向づけをめぐるつてのカンカンガクガクを要約すると、次のようになる。

* 現在は女性史研究の転機、という認識に立ち、二〇世紀の女性史研究を振り返り、二一世紀を拓く「つどい」にする。

* 地域で女性史を研究・学習している人びとの交流の場であると同時に、新しい研究動向に触れて刺激を受けられる場とする。

* 慰安婦問題に関連した近年の自由主義史観グループの発言を、女性史に対する挑戦ととらえ、それに答える内容を盛りこむ。

* 女性史と女性学が疎遠な状態を解消すべく、現在の女性問題から発想して分科会を設定する。

* 神奈川で行なうのだから、神奈川の地域性を鮮明にし、かつ国際的な視野に立つ。

いまの女性問題から発想

以上を共通認識として、シンポジウムや分科会のテーマを話し合い、九七年一月には、集会のアウトラインができあがった。そこで「第七回『全国女

性史研究交流のつどい』参加のおさそい」（趣意書）を作成し、過去の「つどい」参加者名簿などを参考に、全国の学習グループや研究者に郵送した。

引きつづき分科会を立ち上げる作業に入り、現在の女性問題を手がかりに、メディア、国際交流、政治参画、教育、労働、家族、戦争と平和、性、地域女性史、計九つの分科会を設定。各分科会を数人ずつの実行委員で分担し、担当委員それぞれの問題意識にそって資料集めや学習会や話し合いを重ねてテーマを深め、さらに報告者の選定などを経て、九八年三月には全容がかたまった。

シンポジウムは、第六回「つどい」で社会学者の上野千鶴子さんが提起した、女性史研究をめぐる議論を引き継ぐ形で「女性史を問う」をテーマに掲げた。歴史学者として安丸良夫さんがもう一人のシンポジストを引き受けてくださった。

三月末には実施要領（A四判八頁）を作成。参加申込書、宿泊と観光案内資料等をあわせ、何度か作り直した名簿をもとに四月上旬、参加予定者に発送した。このときはまだ、どれくらいの方が参加されるか見当がつかなかったが、まもなく申し込みが相次ぎ、事務局は嬉しい悲鳴をあげることになる。

事務局は流れに乗って

こう書くとスムーズにことが運んだようだが、そうとばかりはいえない。手仕事集団とはつまりシロウト集団ということでもあって、名簿づくり、会計、発送事務など慣れない作業にてんやわんやというのが実状だった。

会計の苦労は活動資金のやり繰り。出発に際して手元にあった資金は、第六回「つどい」から引き継いだ一二万円のみ。実行委員、事務局員、報告者もすべてボランティアだが、印刷費や郵送料など、かなりの経費が予想される。そこで趣意書発送と実施要領発送の折に、一口二〇〇〇円の活動資金カンパをお願いしたところ、続々とカンパが寄せられ、最終的に三〇一件一二万四、五二〇円のご芳志をいただいた。不況の季節にもかかわらず、積み上げられた応援カンパにどれほど励まされたことか。誌面を借りてお礼申しあげます。

参加者からは参加費として五五〇〇円を徴収。これには当日資料集代、報告書（本書）代と送料が含まれている。懇親会は自由参加で三〇〇〇円。共催の女性センターからはシンポジスト謝礼と郵送料の

一部、大量の紙とコピーを提供していただいた。活動資金捻出のため、実行委員有志がフリーマーケットで手づくりのアクセサリーなどを販売したが、買ったのも実行委員がほとんどだったようだ。

『資料集』づくりには事務局総出で、一週間を要した。九分科会で別々に報告者のレジュメや資料を配付するより、シンポジウムと全分科会の資料を一冊にまとめたほうが便利と考え、各分科会からの原稿をもとに、事務局で手づくりにした。A四判二二四頁を七〇〇部印刷し、製本だけ業者に頼んだ。ズシリと持ち重りのする『資料集』には、「占領下神奈川の女性年表」や「地域女性史文献目録」など、貴重な研究成果も掲載されている。参加者にも好評だった。

盛り上がる分科会

当日のプログラムはつぎのとおり。

〈第一日〉

開会式・オリエンテーション	10	00	10	00
分科会	10	45	12	10
昼食	12	30	13	30
分科会	13	30	17	00
懇親会	17	30	19	30

〈第二日〉

全体会

10 00 ~ 12 00

昼食

12 00 ~ 13 00

シンポジウム

13 00 ~ 15 00

閉会式

15 00 ~ 15 30

初日は、開会式、オリエンテーションのあと、すぐに各分科会会場に散った。九分科会とも満員で、報告のあとは質問と議論が飛び交い、五時間でも時間不足という声が聞かれた。事前の調査で希望者が多かった〈地域女性史〉分科会は分散してもらったが、それでも一三〇人を超える参加者で、聞き取り、資料収集の方法などを熱心に話し合った。

九分科会で、ミニ報告を含めると四二報告、報告者は四五人におよんだ。各分科会テーマと内容については、四九頁から二二八頁をご覧いただきたい。

五時半からは、お楽しみの懇親会で、参加者約三〇〇人。女性センター中庭の大テーブルに、懇親会担当が知恵をしばったご馳走が並び、会場中央には黄色い帆のミニヨットにビールやジュースが山盛り。湘南巽会たつみの和太鼓演奏で宴の幕があった。金森実行委員長の挨拶につづいて、前回開催地山形か

らの参加者玉津菊子さんが乾杯の音頭。あとはもうそれぞれのテーブルでにぎやかに交流。遠隔地からの参加者たちの挨拶も上気していた。

宴果てて、近辺ホテルの宿泊者たちが、おだやかな潮騒に抱かれて寝入っただろう深夜、センター内の宿泊室では、実行委員が翌日の全体会の打合せで、またまたカンカンガクガク。徹夜で報告原稿を書く人もいた。

全体会とシンポジウム

二日目午前の全体会は、関・ゆのまえ委員の司会で、各分科会から前日の報告。つづいて参加者との質疑・討論。会場ホールからは、「日本のことだけを見る一国主義ではなく、女性史に民族や植民地の視点を入れるべき」「高校、大学などの課程にもつと女性史を入れていくべき」「過去のつどいのテーマを継承したほうがいい」などの意見があった。

最後に、〈地域女性史〉分科会から提案された「女性史資料の保存・公開についてのアピール」を多数の賛成により、第七回「つどい」のアピールとして採択した（二三六～二三七頁参照）。

午後はシンポジウムで、上野千鶴子さんと安丸良

夫さんをシンポジストに、コーディネーターは折井・加納委員。上野さんの女性史への挑戦的発言に対して、安丸さんは近代家族論を持ち出してフェミニズムにニアミス？（詳しくは二一頁から四七頁参照）。上野さんの女性史研究に対する批判は、第六回「つどい」以来、再度ということになり、会場からの反論を期待したが、残念がらなかった。

「つどい」を終えて

第七回「つどい」を終えて、反省もあれば、いささかの自己満足もある。以下にあげてみる。

* 首都圏での開催という地理的条件があろうが、当初の予想を超える参加者数であった。ということ、草の根の女性史研究は決して下火にはなっていないといえる。ことにグループと行政関係者の参加がめだち、グループ・団体六四と公的機関九を数えた。これは地域で女性史を学習・研究している人たちが切実に「交流」の場を求めていることの表れであり、また行政がらみの女性史編纂の動きが活発であることを反映していると思われる。

* 実行委員や報告者は女性史プロパーに偏らず、女性学研究者、ジャーナリスト、市民運動家、法律

家、福祉関係者など幅広い分野から集まった。参加者の顔ぶれも多彩で、女性史研究者の輪が広がる気配を感じた。

* 分科会のテーマ設定も現在の女性問題から発想するという手続きをとり、*「ヘメディア」*分科会は今回の「つどい」が初めての登場。また、*「国際交流」*分科会を設定することで、女性史を日本国内だけの狭い枠内ではなく、世界の視野のなかで捉えようと試みた。言われているような女性史の「ゲットー化」を脱し、女性学等隣接分野との連携も視野に入ってきたといっているのではないだろうか。

* 女性史を女性だけの特殊領域とせず、男性の参入を求めたいが、残念ながら男性の参加は一〇人弱だった。両性の視点は、今後の課題であろう。

* 女性史研究の方法についての議論を深めるのは不十分に終わった。他日を期したい。

* 実行委員会方式で運営にあたったが、事務量はぼうだいで、慣れぬことではあり事務局は準備に忙殺された。かながわ女性センターの協力を得られたのはさいわいだったが、実行委員会としての自立性を保ちつつ、行政との協力関係をどう結ぶかは、なかなかの難問、というのが正直な感想である。

アピールの提言について

「大事な資料だから組合に渡してしまえば、きつと散逸してしまう、ということ自分で持つていられたんですね……その人たちが亡くなられたら、その資料はどこへ行くのだろう、すごく不安がある」

大阪で、戦後の労働運動に活躍された女性組合員の掘り起こしをしておられる方が、地域女性史の分科会でこう発言された。

年代的価値のあるものや著名な女性運動家の目ぼしい資料は別として、女性関係資料を大事に保存してくれる機関はきわめて少ない。女性史編纂が近年盛んであるが、刊行された女性史のなかでは一部しか使われず、まだ生のままの資料も多い。しかし、刊行事業が終われば集めた資料は死蔵され、やがては廃棄処分という運命をたどるものがほとんどだ。長い間、粗末に扱われていたがゆえに、いま、わたしたちは膨大な時間をかけて女性史の資料を拾い出さねばならない。伝つたを求めてやっとたぐり寄せた女

性たちの足跡の記録、やつと口を開いてくれた証言をそう簡単に廃棄してしまつていいものだろうか。

自分たちが集めた資料を誰にでも利用できるような形で保存してくれる場所が欲しい。収集されながら使われない資料も含め、一目でわかるようなシステムづくりも欲しい。地域女性史の編纂に携わる方がたの発言には共通の思いがうずまいていた。

今回の「つどい」を、このような要望の実現に少しでも近づけるよい機会ととらえ、分科会担当の実行委員たちで左記のような「女性史資料の保存・公開についてのアピール」の案文を用意し、地域女性史の分科会で提案し採択された。この案は、二日目の全体会でも承認され、関係機関へのアピール送付が実行委員会に一任された。

発送は挨拶文をつけ九八年一〇月末に完了した。発送先は、各都道府県知事、政令都市首長のほか、左記の関係機関の長、市区町村首長宛である。

総理府、国会図書館、国立婦人教育会館、東京ウィメンズ・プラザ、かながわ女性センター、八王子市、山形市、北海道（富良野町、上富良野町、美瑛町、旭川市、苫小牧市、石狩市）

（アピール担当実行委員 山辺恵巳子・矢野 操）

女性史資料の保存・公開についてのアピール

「第七回全国女性史研究交流のつどい」の「地域女性史」分科会で学習・研究交流を深めた私たちは、行政に対し、次のように要望いたします。

近年、地域女性史を記録に残そうという動きが全国各地で広がっています。ときには行政も支援し、都道府県・市・区町村・市民・専門家が協力し合い、あるいは手づくりの自費出版のものなど、一九九八（平成一〇）年現在、約五〇〇点もの刊行物が編まれるにいたっています（当つどい「地域女性史」分科会調べ）。

しかし活字になることも、語られることも少なかった女たちの歴史は、資料となるものもまたきわめて稀でした。したがって編纂にあたる者たちが、ぼう大な労力を費やし集めた資料・写真類などは、女性史にとつてはもとより、日本の歴史にとつても貴重なものといえます。

にもかかわらず、女性史編纂・出版の後には、それら収集した資料が散逸してしまいがちなことに、ここにつどった私たちは深い憂慮の念をいだいています。

私たちは、国・地方自治体に次のことを要望いたします。

自治体および民間のグループ・個人が収集した地域女性史の貴重な資料の散逸を防ぐため、資料の整理・保存・目録の作成をし、整理された資料を、必要とする団体・個人が、だれでも使用できるように常設する場を設け、公開すること。

一九九八年九月六日

第七回全国女性史研究交流のつどい 参加者一同

アンケートより

淡いピンクのアンケート用紙に「つどい」への思い、意見を寄せてくださった方は計二〇五名、うち男性は六〇代、四〇代それぞれ一名でした。年代別にみると、一〇代一、二〇代九、三〇代一五、四〇代四〇、五〇代六七、六〇代六五、七〇代八でこれは全参加者のおよそ三〇%に当たります。

また、これまでに参加したことのあるかたは二〇五名中四八名、開催について知ったのは知人・友人、新聞、行政など多岐にわたっていました。事務局、実行委員からの案内で知った方が圧倒的多数を占めました。

以下、分科会、全体会、シンポジウム、その他についての意見、感想を紹介します。

〔分科会〕

* 論点をもっとしぼってほしい。視点はとてもよかった。(四〇代、島根)

* 話し合いの時間の設定を望む。(五〇代、東京)

* 報告の占める割合が多すぎる、報告を少なくし、参加者同士の十分な討論がほしかった。(四〇代、千葉ほか多数)

* 報告を聞いて、私たちは何ができるか、参加した人たちとどうネットワークを組み、問題に対応していくのかなど、意見の交換がよかった。(四〇代、東京)

分科会の設定については

* なぜ前近代の分科会がないのか。

(六〇代、東京)

* 子どもを産み、育てるといふのはどこに入るのでしょうか。女性史のなかでの子どもに関する位置づけを知りたい。(四〇代、東京)

* 男性の性欲、性的特性を解明しない

と「慰安婦」、基地売春の問題も出口が見つからない。こういうテーマは女性史としては扱わないのでしょうか。(六〇代、神奈川)

* 次回はメディアによる女性の意識形成の変遷の歴史的考察を中心に据えてほしい。(五〇代、大阪)

* 社会福祉の分科会を希望します。(五〇代、神奈川)

* 交流集会を重ねていくなかで、各グループは何を学んできたのか、地域の女性政策との関わりについての報告があってもよいのでは。(五〇代、岐阜)

* 分科会のテーマは発展させる意味で継続してほしい。(四〇代、東京ほか)

* 分科会の数が多すぎる。(五〇代、東京ほか)

〔全体会〕

* 分科会に参加できなかったため全体像がつかめてよかった。(五〇代、神奈川)

* 貴重なテーマばかりでどの分科会に参加するか迷ったのでポイントだけに

も聞くことができてよかった。(四〇代、青森)

*『資料集』があるので報告は各分科会で何が問題になったのか、どんな質問や討議があったのかに絞ってほしい。(四〇代、埼玉ほか多数)

*全体会をもう少し長くしてはどうか。昨日からの探求についての充実感が得られる肝心な時間だから。(六〇代、神奈川)

*各分科会の様子がわかってよかったが、事前に共通するテーマ(多様で困難と思いますが)をさぐって討議できる設定を望みたい。現在、何が中心課題なのか確認したいため。(五〇代、大阪)

*『資料集』をもって報告とし、シンポジウムの方にもっと時間をまわしてほしかった。(三〇代、新潟)

また「基調報告がほしかった。そのなかで分科会の位置づけをしてほしかった。女性史研究の動向やこの間の発展、歴史学全般のなかでの位置づけもほしかった。前近代をとりあげないの

なら、その理由と今回のつどいのねらいも説明がほしかった」(四〇代、神奈川)という今回の全体会とは意味合いの違う設定の提案もありました。

「シンポジウム」

プラス評価

*非常にわかりやすく、ハグレがよく、迫力があり、聞けて本当によかった。(六〇代、埼玉ほか多数)

*大変面白く、問題提起を含んだ刺激的なシンポジウムだったと思います。現在女性史にたずさわっている研究者、編纂者の発想法を多角化、多面化するのに役立つのではないでしょうか。(六〇代、神奈川)

*面白かった、明日への活力をもらいました。(四〇代、東京)

*キャラクターの相違と研究のアプローチの違いが絶妙であった。(五〇代、静岡)

*もやもやしていたものが、ああこういうことなのかと見えてくる気がした。(五〇代、神奈川)

*ユニークな組み合わせがよかった。(六〇代、男、東京)

*女性史と歴史学的なもの新たな視点と確認事項がより鮮明になったシンポジウムとして勉強になりました。(六〇代、島根)

マイナス評価と疑問

*コーディネーターも含むシンポジスト同士の対話がほしかった。(四〇代、東京)

*問題提起のかみ合わせがいま一步で不満です。(五〇代、埼玉)

*二人の実行委員がせっかく参加しているのだから、議論を深める進行があつてよい。(六〇代、東京)

*学問的な発言、言葉が多すぎた。(五〇代、神奈川)

*シンポジウムが最後で、なぜ上野さんが選考されたのかわからない。前回(山形)からの上野さんの挑戦をどのように実行委員は受けとめておられるのかな。(四〇代、東京)

*上野さんがコーディネーターに意見

を求めているのはつきり答えていなかったのはどうしたのか。もつと議論が面白くなったのにと残念に思う。

(五〇代、東京)

*最後の加納さんの発言に対する上野さんのコメントも聞きたかった。(四〇代、島根)

*前日、午前中の報告、発表とのつながりが行なわれなかった。

両氏とも前日から参加し(どの分科会でもよい)、そして全体会くらいは会場内にすわっていてほしかった。(五〇代、東京)

内容について

*『資料集』に用意された「従軍慰安婦」についてのシンポジウムを期待していました。(五〇代、岐阜)

*近代家族の定義が学べてよかった。

また民衆史の発掘——聞き書きの重要性と歴史の創造性に専門家が言及されたことがよかった。(五〇代、埼玉)

*近代家族の定義、男性の視点から面白かった。(四〇代、鳥取)

*家族の再考を今後の課題とせざるをえないと、新たな決意をしました。(五〇代、福岡)

* (安丸氏に対して) テーマの「女性の動向を問う」とどういう関連があるのか。(五〇代、神奈川)

*協調することによる安心感、心地好さのメリットと対峙しあうことでえられるメリットとどちらが実り多いのか考えさせられた。(四〇代、東京)

「その他」

タイトルの新ミレニアムについて

*なんとイメージのわからない、耳慣れない言葉であることか。(四〇代、新潟)

*せめて両語併記をしてもらいたい。(六〇代、北海道)

*これ以外の言葉はなかったのかしら。実に浮いている感じがした。中身が充実していたので救われましたが。(五〇代、東京)

『資料集』について

*充実ぶりに実行委のとりくみの意気込みを感じました。(五〇代、福岡)

*今までにない『資料集』。帰ってからの教科書にしたい。(六〇代、鳥取)

*全分科会の『資料集』に大変感心し、うれしく思いました。(四〇代、鳥取)

*シンポジウムのところに白紙が必要。(六〇代、福岡)

*巻末の地域女性史文献ありがたい。(六〇代、東京)

*前もって送っていただきたい。(五〇代、岡山)

出版物の販売

*各サークルをメインに、業者は従にしてほしい。(四〇代、東京)

*研究会誌を販売する場所の設定がよくなかった。(六〇代、熊本ほか)

アピール採択

*その場で作られて少々違和感があっても採択されてしまうことや、これだ

けの人数が一つの意見にまとまることはむずかしいと思う。(二〇代、京都)

交通機関

*とても不便。藤沢駅からでもバスを出し、ホテルをまわってもらおうとよかった。(五〇代、東京ほか)

*空港へのバスなど案内を充実してほしい。(六〇代、福岡)

最後に女性史をどう捉えるかについて書かれたものと全体的な感想のいくつかを紹介します。

*女性史は文化的関心のみでなく、女性問題解決のためにあるのであって、歴史の学習に止まるものではないだろう。(四〇代、青森)

*女性史は欠落を埋めるといふより、女性の視点から新しく構築していくという方向をこれから深めていきたい。(六〇代、栃木)

*女性史の体質は過去の出来事をひもとくことに非常に力を入れていて、過去を踏まえてこれからどうしていこう

かを考えることが手うすいように感じ、その点では物足りない。(三〇代、神奈川)

*女性史が大切なのは女性の歩んできた道(いばらの道)を学び、どうしたら自分自身がより人間らしく、自立して生きていけるか、そして子孫を育てていけるか、人間らしく生涯を閉じることができると考えるための一手法として必要なのではないでしょうか。(四〇代、神奈川)

*今回ジェンダー、性をめぐる問題に対してどう対応していくべきかという視点をもっと多く語られることを期待していたので、その部分は説得力が足りなかった。(四〇代、神奈川)

*ジェンダー史への展望が少してきたことが収穫でした。(六〇代、東京)

*来たい人が来ているというところにすぐ魅力を感じた。(二〇代、京都)

*仕事の面でいろいろ行き詰まっていたのでしばらくぶりに元気になる話を聞くことができました。(五〇代、神奈川)

*思ったより男性が多かった。もっと増えるといいですね。(四〇代、東京)

*参加者ももっと男性に声をかけるといいのでは。(七〇代、神奈川)

*一〇代、二〇代、三〇代の参加が少ないように感じてさびしい。(三〇代、神奈川)

*豪華な施設、多くのスタッフ、それを使わなくてはこの大会ができないのかという疑問がある。(中略)人が集まり、語り合える場の提供、実際に研究する人の具体的な事例報告をもっときちんと聞きたい。具体的事例について方法論、理論化、その他をじっくり三日間くらい聞きたい、質問もしたい。(六〇代、長崎)

*年寄りなのでもう最後と思って出席しましたが、まだまだ参加したいと元気が出てきました。(七〇代、兵庫)

*神奈川のみなさま、充実の二日間ありがとうございました。ごくろうさまでした。(五〇代、愛媛ほか多数)

へご協力ありがとうございました。

第七回全国女性史研究交流のつどい

*実行委員〔五十音順〕

- 入江 直子 白井 和恵
 生方 孝子 江口 澄江
 ○江刺 昭子 大岡 八重子
 ・大村 典子 大村 春子
 沖藤 典子 奥田 都子
 小野 静枝 折井 美耶子
 鍵和田ユミ子 影山 澄江
 鹿島 光代 加藤 滋代

◎金森 トシエ

- 小出 桂子 小園 優子
 西條 節子 嶋田 昌子
 志村 緑 鈴木 京子
 ・鈴木 礼子 関 千枝子
 ・永井 紀代子 中内 むつ
 ・中積 治子 西川 孝子

*編集委員

- 野中 文江 深野 千恵子
 牧野 迪代 三須 宏子
 森 絹江 森山 敬子
 ・安井 恵子 矢野 操
 山口 美代子 山辺 恵巳子
 ・山分 杜美子 ゆのまえ知子
 横溝 正子 若木 千賀子

◎実行委員長 事務局長 事務局員

- 生方 孝子 江刺 昭子
 小園 優子 永井 紀代子
 野中 文江 森 絹江
 森山 敬子 矢野 操
 山辺 恵巳子 若木 千賀子

◎編集責任者

新ミレニアムへの伝言

―第七回全国女性史研究交流のつどい in かながわ

一九九九年三月二五日 第一刷発行
 定価・本体二二〇〇円＋税

編集 第七回全国女性史研究交流のつどい実行委員会

藤沢市江の島1-11-1
 県立かながわ女性センター 企画推進部内 〒251-0036
 電話 0466-27-2115

発行者 今田喬士

発行所 株式会社ドメス出版

東京都豊島区駒込1-3-15
 〒170-0003

振替 001800248766
 電話 03-39441565 1

FAX 03-39441355 9

印刷所 有限会社 教文堂
 製本所 株式会社 明光社

落丁・乱丁の場合はおとりかえします

◎第七回全国女性史研究交流のつどい実行委員会 1999 Printed in Japan

ISBN 4-8107-0496-3 C 0036

*ドメス出版の地域女性史

小作争議のなかの女たち 北海道・蜂須賀農場の記録 高橋三枝子 1300

萩の根は深く 屯田兵の妻たち 扇谷チエ子 1600

政治と台所 秋田県女子参政権運動史 グレゴリー・M・フルーグフェルダール 2200

椎の木のついで 区民が綴った中野の女性史 中野区女性史編さん委員会編 2800

風の交叉点 153 豊島区立男女平等推進センター編 1500

風の交叉点 4 豊島区女性史通史 豊島区立男女平等推進センター編 1500

葦笛のうた 足立・女の歴史 鈴木裕子編・足立女性史研究会著 3200

田端文士・芸術家村と女たち 北区総務部女性政策課編 1200

戦時下にくらした女性たち 北区総務部女性政策課編 1200

翔ばたく女性たち 北区総務部男女共同参画室編 1200

新宿 女たちの十字路口 北区総務部女性史編纂委員会編 2300

里から町へ 100人が語るせたがや女性史 世田谷女性史編纂委員会編 2300

夜明けの航跡 かながわ近代の女たち 神奈川県立婦人総合センターかながわ女性史編纂委員会編著 3300

共生への航路 かながわの女たち 45'90 神奈川県立かながわ女性センターかながわ女性史編纂委員会編著 3800

私が生きた昭和 いらききの女性たち 鈴木聿子編 1800

花ひらく ならの女性生活史 ならの女性生活史編さん委員会編著 3398

なは・女のあしあと 那覇女性史(近代編) 那覇市総務部女性史研究会編著 3500

山陽路の女たち 正・続 広島女性史研究会編著 1600 2600

続 ヒロシマの女たち 広島女性史研究会編著 1800

広島県女性運動史 鈴木裕子 3500

大分おんな百年 古庄ゆき子 1800

イナグヤ ナナバチ 沖縄女性史を探る 堀場清子 2800

都民女性の戦後50年 年表 東京都女性財団編著 1700

都民女性の戦後50年 通史 東京都女性財団編著 2300

*価格は税別

訂正

一〇三頁下段九行目

「札幌市議会が婦人公民権を決議していること、」を削除。

一八〇頁上段一一行目

「勤労動員は工場へ全国から動員され、挺身隊と呼ばれた。」を削除。
理由 「学徒勤労動員」は挺身隊とは呼ばなかった。「挺身隊」とは、
すでに学校を卒業していた人で勤労動員された人である。

(なお、この文言は報告者の報告にはなく、記録作成段階のミスです。)

二三六頁下段二〇行目

「富良野町」を「富良野市」に訂正。

『新ミレニアムへの伝言―第七回全国女性史研究

交流のつどい in かながわ』編集委員会

